

日南町 老人福祉計画

第7期介護保険事業計画

～ 日南町地域包括ケア計画 ～
(平成30年度～32年度)

平成30年3月

鳥取県 日南町

はじめに



介護を必要とする人を社会全体で支える仕組みとして、平成12年に導入された介護保険制度は17年が経過し、わが国の社会保障制度の中核として確実に定着してきました。

しかし、団塊の世代が75歳以上となる2025年（平成37年）以降、医療と介護の需要がさらに増加することが見込まれ、第6期以降の計画は、2025年に向け、第5期で開始した地域包括ケアシステムを本格化していくものと位置づけられています。

一方、本町は全国に先駆けること約30年の早さで高齢化が進んでおり、少子高齢社会をむかえています。本町の高齢化率は、平成30年2月末現在で49.4%となり、総人口、高齢者人口とも減少してきています。ただし、85歳以上の人口は、今後2年間は増加する見込みです。また、高齢者のみの世帯、高齢者の一人世帯が増えることから、認知症予防対策や見守り支え合う地域づくりが喫緊の課題であります。

このような状況をふまえ、第7期介護保険計画では、若いうちからの健康づくりや介護予防をより充実し、「高齢化だけでなく、高齢者施策が30年先を行く日南町」を目指して、町が今まで取り組んできた実績をもとに、地域包括ケアシステムをさらに充実・強化するよう取り組みます。そして、高齢者をはじめすべての人が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、関係機関や町民の皆様とともに、「総力戦」で取り組んでまいります。

また、高齢者が地域の中で身近に生きがいや役割を持って生活できる「居場所」や、「社会参加」できる環境を整備するとともに、住民自身が生活支援ボランティアや介護予防活動に参加して継続的に拡充していけるよう、「支え愛の地域づくり」を積極的に推進してまいります。

この計画を策定するにあたりご尽力いただきました介護保険計画運営協議会の委員の皆様をはじめ、関係の皆様には厚くお礼を申し上げます。町民の皆様とともに計画の実現に向け取り組んでいきたいと考えておりますので、今後とも一層のご支援とご協力をお願いいたします。

平成30年3月

日南町長 増原 聡

目 次

第1章 計画策定にあたって

| | |
|--|---|
| 1. 老人福祉計画・介護保険事業計画策定の趣旨 | 1 |
| (1) 計画策定の背景 | 1 |
| (2) 計画の性格 | 2 |
| (3) 計画の期間 | 2 |
| (4) 計画の策定体制 | 2 |
| (5) 第7期計画のポイント | 3 |
| (6) 計画の進行管理 | 5 |
| 2. 日常生活圏域の設定 | 5 |

第2章 高齢者を取りまく現状

| | |
|--|----|
| 1. 高齢者の状況 | 6 |
| (1) 高齢者人口の推移 | 6 |
| (2) 高齢者のいる世帯の推移 | 6 |
| (3) 高齢者の疾病と医療費の状況 | 7 |
| 2. 介護保険の状況 | 10 |
| (1) 第1号被保険者の推移 | 10 |
| (2) 要介護（要支援）認定者の推移 | 10 |
| (3) 介護サービス利用の状況 | 11 |
| (4) 日南町の給付費の特徴 | 14 |
| 3. 社会資源の状況 | 16 |
| 4. 地域支援事業の状況 | 17 |
| (1) 地域包括支援センターの充実 | 17 |
| (2) 日南町地域包括支援センターの「スローガン」と「活動方針」 | 18 |
| (3) 新しい介護予防・日常生活支援総合事業 | 18 |
| (4) 包括的支援事業 | 26 |
| (5) 任意事業 | 35 |

| | |
|-----------------------------|----|
| 5. 保健事業の状況 | 37 |
| (1) 保健事業の現状 | 37 |
| (2) 健康づくり計画の推進 | 43 |
| 6. 高齢者福祉事業の状況 | 57 |
| (1) 施設関連施策の推進 | 57 |
| (2) 日常生活支援の充実 | 58 |
| 7. 社会参加と生きがいの状況 | 60 |
| (1) 老人クラブ活動の促進 | 60 |
| (2) シルバー人材センター活動の促進 | 60 |
| (3) 生涯教育・スポーツ・レクリエーション活動の推進 | 61 |
| 8. 地域福祉の状況 | 62 |
| (1) 社会福祉協議会の活動 | 62 |
| (2) 民生児童委員・主任児童委員の活動 | 64 |
| (3) まちづくり協議会等との連携 | 65 |
| 9. 高齢者が安心できる暮らしの状況 | 66 |
| (1) 高齢者虐待防止体制 | 66 |
| (2) 多様な生活支援サービスの充実 | 66 |

第3章 課題の整理

| | |
|------------------------------|----|
| 1. 第6期の課題と今後の向けて | 67 |
| (1) 人口構成、人口推移、要介護認定者数 | 67 |
| (2) 冬季の対応 | 70 |
| (3) 支援経過の背景 | 71 |
| (4) 今後の施策における視点 | 73 |
| 2. 日南町地域包括ケアシステム | 90 |
| 3. 支え愛ネットワーク構築事業 | 91 |
| (1) 支え愛ネットワーク構築事業の経過 | 91 |
| (2) 支え愛ネットワーク構築事業の内容 | 92 |
| (3) 日南町支え愛ネットワーク（イメージ図） | 94 |
| 4. 健康づくり、介護予防、生きがいの状況 | 95 |
| (1) 現状 | 95 |

| | |
|-----------|----|
| (2) 今後の方向 | 97 |
|-----------|----|

第4章 将来構想

| | |
|---|-----|
| 1. 計画期間の人口等推計 | 98 |
| (1) 人口構成の推移(推計) | 98 |
| (2) 被保険者等の人口推計 | 99 |
| (3) 要介護(要支援)認定者数推計 | 100 |
| 2. 計画の重点的な取り組み方針 | 101 |
| (1) 日南町の基本的方向性 | 101 |
| (2) 今後の施策における視点 | 102 |
| 3. 日南町地域包括支援センターの「スローガン」と「活動方針」 | 102 |
| 4. 認知症施策の推進 | 104 |
| 5. 医療・介護連携の推進 | 105 |
| 6. 介護保険制度の適正な運営 | 106 |
| (1) 第7期介護給付適正化計画(平成30年度～平成32年度)の基本的な考え方 | 106 |
| (2) 第7期の取り組みの基本的な方向 | 106 |
| (3) 介護給付適正化事業の主要5事業 | 107 |
| (4) 事業の推進方策 | 109 |

第5章 介護保険事業に関する見込み

| | |
|------------------------------------|-----|
| 1. 介護サービス量の見込み | 111 |
| (1) 居宅サービス量と介護予防サービス量の見込み | 111 |
| (2) 地域密着型サービス量及び地域密着型介護予防サービス量の見込み | 119 |
| (3) 施設介護サービス量の見込み | 123 |
| (4) 施設・居住系サービス量の見込み | 124 |
| 2. 介護予防・日常生活支援総合事業の見込み | 125 |
| 3. 給付費の見込み | 127 |

第6章 第7期介護保険料

1. 第1号被保険者保険料基準額の考え方 129
 - (1) 第1号被保険者保険料の算定にかかる要因 129
 - (2) 低所得高齢者保険料軽減強化策の概要 130
2. 第7期計画期間の介護保険料率 131
3. 第7期計画期間の第1号被保険者保険料 133
 - (1) 第1号被保険者介護保険料基準額の算定 133
 - (2) 第7期段階別介護保険料 133

資料編

1. 高齢者ニーズ調査の結果概要 134
2. 日南町老人福祉計画・第7期介護保険事業計画の主な策定経過 147
3. 日南町介護保険運営協議会設置要綱 148
4. 日南町介護保険運営協議会委員名簿 150

※ 2019年5月1日から新元号が施行される見込みだが、本計画においては2020年以降も「平成」を用いて表記する。

第1章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1. 老人福祉計画・介護保険事業計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景

介護保険制度は、超高齢社会における介護問題の解決を図るため、要介護者等を社会全体で支援する仕組みとして、平成12（2000）年度に創設されました。

その施行後サービスの提供基盤は急速に整備され、サービス利用者は着実に増加するなど、介護保険制度は我が国の高齢期を支える制度として定着してきました。しかしながら、サービス利用者の増加に伴い費用も急速に増大しており、制度の持続性を維持しつつ、高齢者の生活機能を維持向上させるための介護予防を推進することや、地域での多様な支え合い活動等も充実していくことが求められています。

本町の高齢化率は、平成27（2015）年10月の国勢調査で49.2%と県内で最も高く、全国に先駆けること30年の速さで高齢化が進んでいます。高齢化の進展に伴い高齢者の一人世帯や高齢者のみの世帯も急速に増加しています。

本町では、平成5（1993）年12月に高齢社会への確に対応するための福祉施策を強力に推進するため「日南町老人保健福祉計画」を策定し、以来「健やかに老いる」「老いても安心して暮らせる町づくり」を柱として、保健・医療・福祉の連携による包括的ケアシステムの確立と充実を図ってきました。

平成12（2000）年度からは、介護保険法により「介護保険事業計画」の策定が保険者に義務付けられ、3年を1期（第2期計画までは5年を1期として3年ごとに見直し）とする事業運営期間ごとに保険給付の円滑な実施に関する計画を立て、運営にあたっています。

平成17（2005）年度には、介護保険の持続可能性の観点から介護保険法の大幅な改正が行われ、予防重視、地域密着型サービスの導入、地域包括支援センターの創設などが行われました。

平成24（2012）年度には、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、地域包括ケアシステムの構築と充実をめざして、包括的継続的に取り組むことが求められました。

平成26（2014）年には、持続可能な社会保障制度の確立を図る目的から、効率的かつ質の高い医療提供体制の構築と地域包括ケアシステムの構築による、医療及び介護の総合的な確保の推進が打ち出されました。この中で、在宅医療・介護の連携推進と併せ、全国一律の予防給付を地域支援事業に移行し、要支援者等の多様なニーズに応える制度の改正も行われました。

平成27（2015）年度には、県下で最も早く「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」に取り組みました。

本町においては、人口減少の中、また介護・看護人材確保が厳しい状況の中ですが、全国に先駆けて取り組んできた「地域包括ケアシステム」をさらに充実させ、高齢者が住み慣れた地域で健康でいきいきと暮らせるよう、「日南町老人福祉計画及び第7期介護保険事業計

画」を策定します。

(2) 計画の性格

「老人福祉計画」と「介護保険事業計画」は、高齢者の日常生活を支える計画として、一体的に策定することが求められています。さらに、介護保険事業の安定的な運営にあたっては、「健康づくり計画」に基づいた若いうちからの健康づくりや予防活動の推進が重要となります。

「老人福祉計画」は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に定められた、老人居宅生活支援事業及び老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画を定める市町村老人福祉計画にあたるものです。

また、「介護保険事業計画」は、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に定められた基本指針に即して、3年を1期とする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定める市町村介護保険事業計画にあたるものです。

(3) 計画の期間

この計画は、平成30（2018）年度から平成32（2020）年度までの3年間を計画期間とし、平成32（2020）年度に見直しを行います。平成12年度から始まった介護保険制度のもとでは、第7期にあたります。

介護保険制度改正を踏まえ、医療介護連携の推進や、「介護予防・日常生活支援総合事業」の確実な取り組みを行います。

□計画の期間□

| 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 第3期計画 | | | 第4期計画 | | | 第5期計画 | | | 第6期計画 | | | ■第7期計画■ | | |

(4) 計画の策定体制

介護保険事業計画の策定及び変更にあたっては、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講じることが義務づけられています。

この計画の策定・運営については、幅広い関係者の協力を得て地域の実情に応じたものとする事が求められることから、介護保険給付費の状況を分析するとともに、平成29年2月には65歳以上の要介護認定を受けていない人を対象とした「高齢者ニーズ調査」を行い実態把握に努めました。この調査結果から得られた高齢者等の声を計画に盛り込んでいます。

また、地域ケア会議において、保健医療福祉の現場スタッフをはじめ、民生児童委員やまちづくり協議会代表者等を交えてのグループ討議を行い、その意見を計画に反映するよう工夫しました。

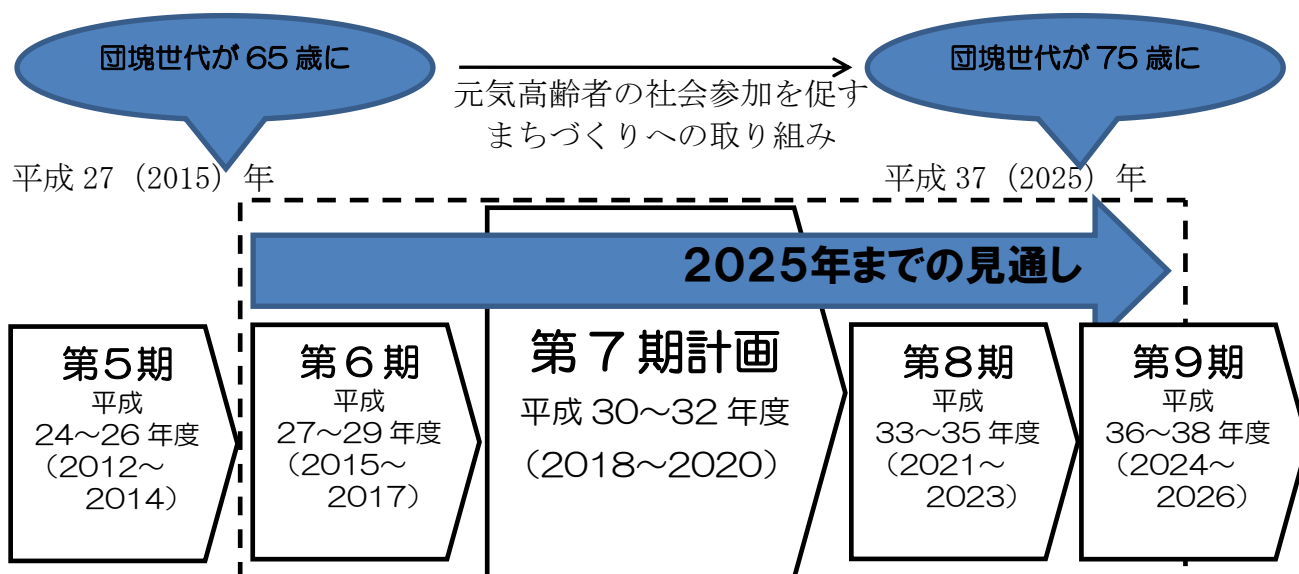
計画策定にあたっては、被保険者・サービス提供者・保健医療関係者・福祉関係者・学識経験者などの代表で構成する「日南町介護保険運営協議会」を設置し、検討を行いました。

(5) 第7期計画のポイント

① 2025年を見据えた「地域包括ケア計画」の策定

- 本計画は、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据えた計画（第6期～第9期）における2番めの介護保険事業計画であり、本町の「地域包括ケア計画」をさらに推進する計画として、位置づけられます。
- 「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、「予防・介護・医療・生活支援・住まい」が住み慣れた地域で一体的に提供されるよう、本町としての実現手段、実現に向けた道筋、結果として受けられるサービスなどのイメージを町民に示し、さらに充実させることが、第7期計画のポイントです。
- そして、本町の「町民力・地域力」を活かし、元気高齢者が社会参加しやすいまちづくりを進めることも重要な狙いとなります。

2025年を見据えた介護保険事業計画の策定



第7期計画では

- 国の方針として、第6期計画以後の計画は、2025年に向け、第5期計画で開始した地域包括ケアシステム実現のための方向性を承継しつつ、在宅医療介護連携等の取り組みを本格化していくものと位置づけられています。
- 今期の計画においては、2025年までの中長期的な保険料の水準を推計して記載したうえで、中長期的な視野に立った施策の展開を図ることを義務づけています。

② 介護保険事業（支援）計画に関する基本指針の策定

介護保険法において、厚生労働大臣は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めることとされている。都道府県及び市町村は、基本指針に即して、3年を一期とする都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画を定めることとされており、基本指針は計画作成上のガイドラインの役割を果たしている

第7期基本指針のポイント

- 高齢者の自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化の推進
- 「我が事・丸ごと」、地域共生社会の推進
- 平成30年度から同時スタートとなる医療計画等との整合性の確保
- 介護を行う家族への支援や虐待防止対策の推進
- 「介護離職ゼロ」に向けた、介護をしながら仕事を続けることができるようなサービス基盤の整備

「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）【概要】

平成29年2月7日厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

1. 「地域共生社会」とは

- ◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

2. 改革の背景と方向性

- (1) 公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換
 - 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
 - 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援
- (2) 『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換
 - 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
 - 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

3. 改革の骨格

- (1) 地域課題の解決力の強化
 - 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改正】
 - 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改正】
 - 地域福祉計画の充実【29年制度改正】
- (2) 地域を基盤とする包括的支援の強化
 - 地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築

○共生型サービスの創設【29年制度改正・30年報酬改定】

○市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

(3) 地域丸ごとのつながりの強化

○多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備

○社会保障の枠を超え、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

(4) 専門人材の機能強化・最大活用

○対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討

○福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

⇒「地域共生社会」の実現

4. 実現に向けた工程

平成29（2017）年：介護保険法・社会福祉法等の改正

◆市町村による包括的支援体制の制度化

◆共生型サービスの創設 など

平成30（2018）年：

◆介護・障害報酬改定：共生型サービスの評価など

◆生活困窮者自立支援制度の強化

平成31（2019）年以降：更なる制度見直し

【検討課題】①地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策（制度のあり方を含む）

②保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方

③共通基礎課程の創設 等

2020年代初頭：全面展開

(6) 計画の進行管理

この計画に基づく事業を円滑に推進していくために、サービス供給体制の整備や計画推進に向けての取り組みなど、介護保険事業計画の運営状況について、「日南町介護保険運営協議会」を中心に進行状況の点検等を定期的に行い、計画の進行管理に努めます。

2. 日常生活圏域の設定

日常生活圏域は、高齢者が安心して住み慣れた地域で生活を継続することができるようにするために定める区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件及び介護サービス提供施設整備状況等の条件を勘案して、市町村が定めることとされています。

本町は人口規模も小さく、介護サービス提供施設、医療機関などの社会資源の整備状況等の社会的条件を勘案し、町全域を1つの日常生活圏域として設定します。

第 2 章

高齢者を取りまく現状

第2章 高齢者を取りまく現状

1. 高齢者の状況

(1) 高齢者人口の推移

総人口、高齢者人口とも年々減少しています。後期高齢者人口は平成23（2011）年以降減少に転じています。後期高齢者のうち85歳以上人口は増加しています。

| 区 分 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 65～69歳 | 358 | 375 | 418 | 479 | 476 |
| 70～74歳 | 415 | 403 | 355 | 288 | 319 |
| 前期高齢者計 | 773 | 807 | 817 | 731 | 795 |
| 75～79歳 | 544 | 504 | 462 | 443 | 401 |
| 80～84歳 | 547 | 543 | 538 | 518 | 495 |
| 85歳～ | 590 | 635 | 644 | 651 | 658 |
| 後期高齢者計 | 1,681 | 1,682 | 1,644 | 1,612 | 1,554 |
| 高齢者人口 | 2,454 | 2,460 | 2,417 | 2,379 | 2,349 |
| 高齢化率 | 45.75 | 46.73 | 47.29 | 47.80 | 48.96 |
| 40～64歳 | 1,598 | 1,536 | 1,473 | 1,391 | 1,333 |
| 総人口 | 5,364 | 5,264 | 5,110 | 4,976 | 4,798 |

○出典：住民基本台帳人口（各年9月末現在）

(2) 高齢者のいる世帯の推移

高齢化の進展により高齢者がいる世帯は年々増加していましたが、平成22（2010）年には減少に転じました。また、高齢者夫婦のみの世帯が増加しています。

※平成22（2010）年は、夫婦世帯に限らず高齢者のみ複数の世帯（一人世帯を除く）を計上しています。高齢者の一人世帯は年々増加し、特に後期高齢者の割合が増加しています。

| 区 分 | 平成2年 | 平成7年 | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 | |
|-----------------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ア. 65歳以上の人がいる世帯 | 1,479 | 1,647 | 1,714 | 1,716 | 1,636 | 1,518 | |
| うち65歳以上の夫婦のみの世帯 | 293 | 399 | 388 | 465 | ※ 421 | 315 | |
| アのうち65歳以上の一人世帯 | 181 | 244 | 302 | 375 | 417 | 447 | |
| 一人世帯の内訳 | 65～69歳 | 38 | 75 | 70 | 51 | 44 | |
| | 70～74歳 | 63 | 58 | 88 | 89 | 61 | |
| | 75～79歳 | 45 | 60 | 63 | 121 | 106 | (未掲載) |
| | 80～84歳 | 23 | 36 | 60 | 69 | 120 | |
| | 85歳以上 | 12 | 15 | 21 | 45 | 86 | |
| 一般世帯 | 2,399 | 2,350 | 2,255 | 2,194 | 2,095 | 1,926 | |

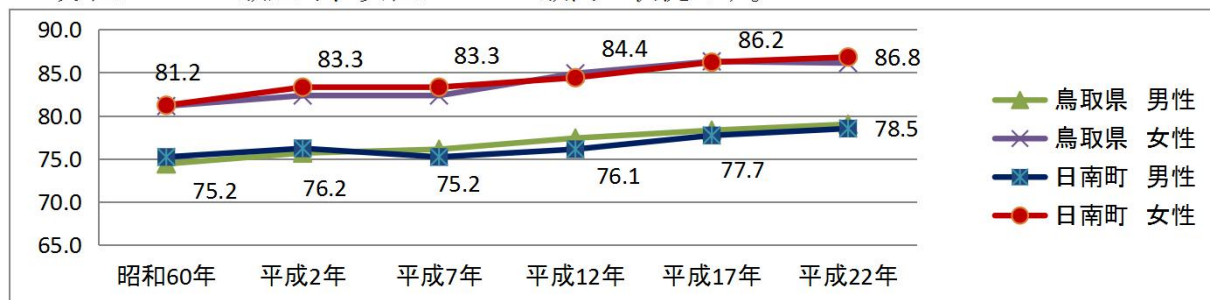
○出典：国勢調査（各年10月1日現在） 施設等を除く一般世帯を計上しています。

（参考：平成27年10月1日現在の住民基本台帳による世帯数は2,169）

(3) 高齢者の疾病との医療費の状況

① 平均寿命の推移

平成22年の平均寿命は、男性78.5歳、女性86.8歳で、全国と比較すると男性は1.1歳短く、女性は0.5歳長い状況です。



○出典：国勢調査

② 死因の状況

主要死因を性別、年代別にみると、鳥取県と比較し、男女とも老衰での割合が高くなっています。

男性では70歳未満の死亡割合が16.4%を占め、女性の6.7%に比べ、高くなっています。男女ともに、70歳未満の死亡を減らすためには、死因上位を占める悪性新生物、循環器疾患（心疾患、脳血管疾患）、自殺等の予防対策が必要です。

性年代別主要死因の状況（平成23年～27年の合計）

| 性別 | 1位 | 2位 | 3位 | 死亡数合計 |
|--------|-------------|-----------|-------------|-------|
| 男性 | 1位 | 2位 | 3位 | |
| 40歳未満 | 不慮の事故 2 | 自殺 1 | | 3 |
| 40～49歳 | 心疾患 1 | | | 1 |
| 50～59歳 | 不慮の事故 2 | 自殺 2 | 悪性新生物 1 | 10 |
| 60～69歳 | 悪性新生物 24 | 肺炎 3 | 脳血管疾患 2 | 39 |
| 70～79歳 | 悪性新生物 19 | 心疾患 9 | 肺炎 3 | 61 |
| 80～89歳 | 悪性新生物 29 | 心疾患 15 | 肺炎 15 | 149 |
| 90歳以上 | 老衰 17 | 心疾患 7 | 肺炎 7 | 61 |
| 全死亡 | 悪性新生物 90 | 心疾患 34 | 脳血管疾患 30 | 324 |

| 性別 | 1位 | 2位 | 3位 | 死亡数合計 |
|--------|-------------|------------|-------------|-------|
| 女性 | 1位 | 2位 | 3位 | |
| 40歳未満 | 自殺 1 | | | 1 |
| 40～49歳 | 悪性新生物 2 | 心疾患 2 | | 4 |
| 50～59歳 | 悪性新生物 1 | | | 1 |
| 60～69歳 | 悪性新生物 9 | 脳血管疾患 3 | 肺炎 2 | 16 |
| 70～79歳 | 悪性新生物 10 | 不慮の事故 6 | 心疾患 4 | 37 |
| 80～89歳 | 悪性新生物 36 | 老衰 21 | 心疾患 16 | 131 |
| 90歳以上 | 老衰 51 | 心疾患 21 | 悪性新生物 17 | 136 |
| 全死亡 | 悪性新生物 75 | 老衰 74 | 心疾患 44 | 326 |

○出典：鳥取県人口動態統計調査

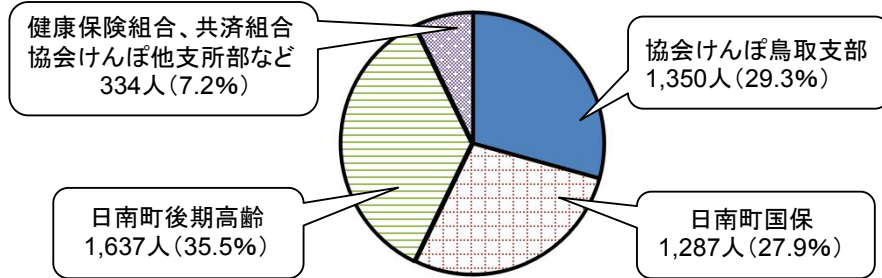
③ 医療費の状況

ア) 日南町人口の公的医療保険加入者

加入者内訳は、協会けんぽ1,350人(29.3%)、国保1,287人(27.9%)でした。
働き盛りからの健康づくり推進として、若い世代が多い協会けんぽと連携した取り組みを展開していきます。

【日南町人口の公的医療保険加入者内訳】

日南町人口4,608人(平成29年10月1日現在推計人口(鳥取県HP)より引用)

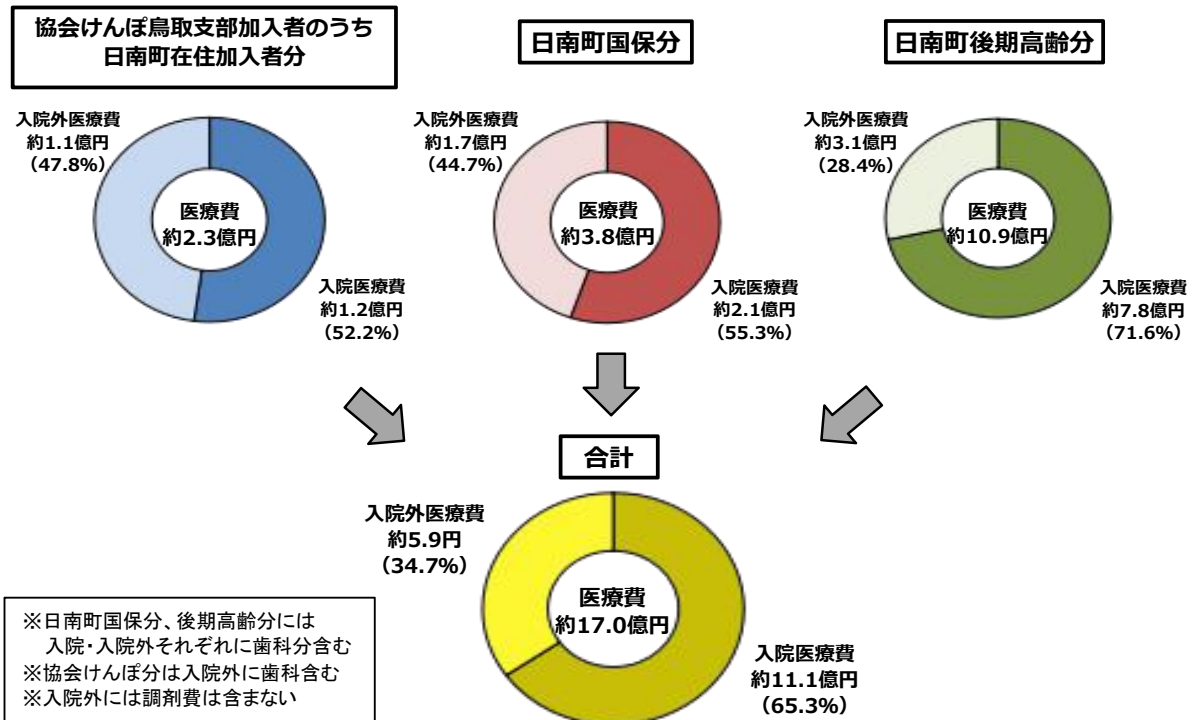


○出典:地域の健康課題を考える基礎資料 医療費編 平成27年度データ版(平成30年2月発行)
／協会けんぽ鳥取支部作成

イ) 入院医療費と入院外医療費の概要(平成27年度分)

入院医療費における一人当たり医療費は198,242円で、第1位は新生物(悪性・良性)の24,460円(協会けんぽ・国保・後期高齢の平均)でした。

入院外医療費における一人当たりの医療費は116,856円で、第1位は循環器系疾患の19,472円(平均)でした。また、循環器系疾患は入院医療費における一人当たり医療費の第2位と上位であり、死因の状況からも悪性新生物、循環器疾患対策が必要です。

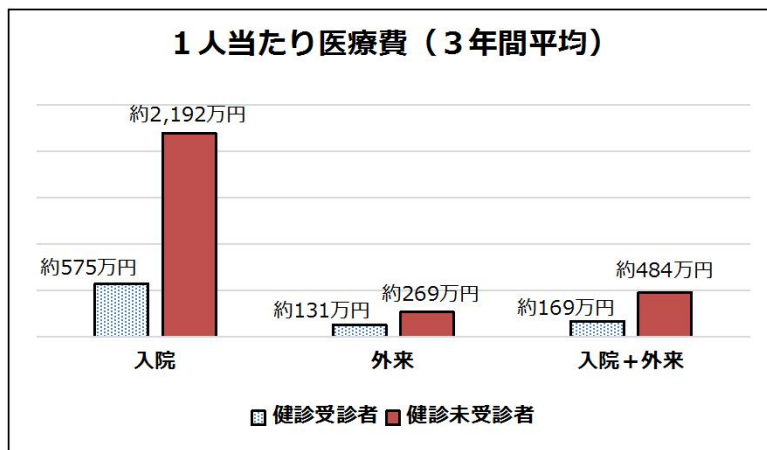


○出典:地域の健康課題を考える基礎資料 医療費編 平成27年度データ版(平成30年2月発行)
／協会けんぽ鳥取支部作成

ウ) 健診受診の有無による医療費の違い（平成26～28年度分）

日南町国保被保険者における健診受診者と未受診者での1人当たり医療費の差は、入院医療費約1,617万円、外来医療費約138万円で、いずれも健診未受診者の方が高いです。

このことから、健診を受診している人は健診を受けていない人に比べ入院・外来ともに医療費が低く、健診の受診は医療費削減につながる事が考えられます。健康寿命の延伸・医療費削減につなげるためには、さらに多くの人に健診を受診してもらい、身体の異常や疾患の早期発見・早期治療に結びつけるよう取り組む必要があります。



○出典:国保データベースシステムより

エ) 疾患別入院医療費および外来医療費の概要（平成26～28年度分）

国保被保険者の平成26～28年度（3年間平均）の疾病別医療費では、入院医療費の第1位は精神及び行動の障害（約4,235万円）、第2位は新生物（悪性・良性/約2,134万円）、第3位は循環器系疾患（約2,019万円）でした。

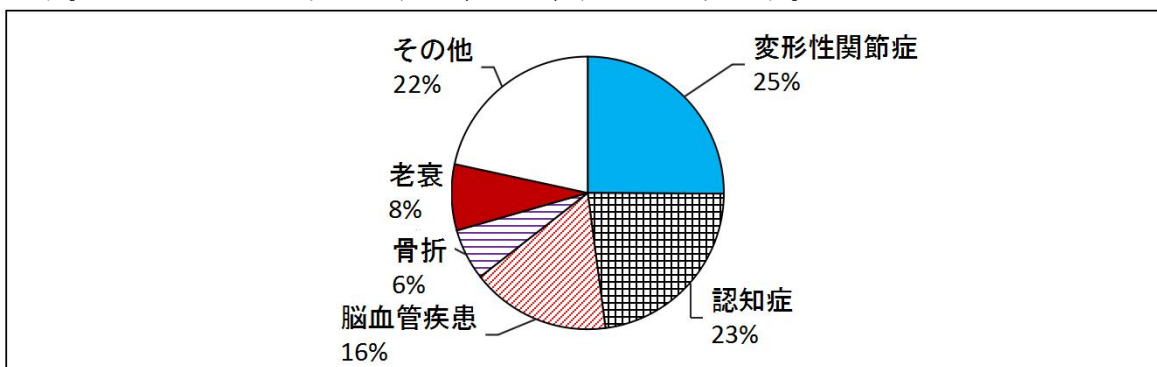
外来医療費の第1位は内分泌、栄養及び代謝疾患（約3,864万円）、第2位は循環器系疾患（約3,602万円）、第3位は腎尿路生殖器系疾患（約2,080万円）でした。

入院医療費の状況から、精神疾患や悪性新生物の対策が必要です。また、循環器系疾患は入院・外来医療費ともに上位でした。循環器疾患とともに内分泌・代謝系疾患の糖尿病や脂質異常症、慢性腎臓病などの生活習慣病対策が必要です。

○出典:国保データベースシステムより

④ 要介護認定の原因疾患

平成29年3月末現在で要介護認定を受けている574人について、原因となった疾患をみると、最も多いのは腰・膝などの変形性関節症、次いで認知症、脳血管疾患です。これらの疾患の発症予防と、重症化防止が大切です。



○出典:日南町介護保険統計

2. 介護保険の状況

(1) 第1号被保険者の推移

65歳以上の高齢者人口が減少しており、第1号被保険者数も減少しています。

| 区 分 | 第5期計画期間 | | | 第6期計画期間 | | |
|---------|---------|-------|-------|---------|-------|-------|
| | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 |
| 65～74歳 | 793 | 777 | 779 | 774 | 769 | 797 |
| 75歳以上 | 1,729 | 1,695 | 1,692 | 1,657 | 1,632 | 1,573 |
| 1号被保険者計 | 2,522 | 2,472 | 2,471 | 2,431 | 2,401 | 2,370 |

○出典：介護保険事業状況報告（各年9月30日現在）

(2) 要介護（要支援）認定者の推移

要介護（要支援）認定者数は平成18（2006）年までは増加し、平成19（2007）年からはやや減少傾向となりました。平成22（2010）年からは再び増加傾向となっていましたが、平成27（2015）年から減少傾向となっています。

平成27（2015）年度から取り組んでいる「新しい介護予防・日常生活総合支援事業」によって、簡易なチェックリストにより「事業対象者」に該当すれば、要介護・要支援認定を受けなくても、訪問型サービス・通所型サービスが利用できるようになったことが影響していると思われます。

| 区 分 | 第5期計画期間 | | | 第6期計画期間 | | |
|---------|---------|-------|-------|---------|-------|-------|
| | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 |
| （事業対象者） | - | - | - | (46) | (83) | (100) |
| 要支援1 | 80 | 82 | 104 | 89 | 77 | 72 |
| 要支援2 | 121 | 116 | 121 | 110 | 104 | 99 |
| 要介護1 | 103 | 121 | 132 | 139 | 130 | 114 |
| 要介護2 | 105 | 103 | 106 | 81 | 81 | 90 |
| 要介護3 | 66 | 73 | 72 | 73 | 59 | 58 |
| 要介護4 | 73 | 70 | 77 | 89 | 75 | 70 |
| 要介護5 | 73 | 69 | 68 | 55 | 63 | 63 |
| 合 計 | 621 | 634 | 680 | 636 | 589 | 566 |

○出典：介護保険事業状況報告（各年9月30日現在）

(3) 介護サービス利用の状況

□ 居宅サービス給付費の推移 □

居宅サービス給付費では、通所介護が最も多くなっていますが、平成27年度から軽度者の通所介護は地域支援事業に移行したことにより、給付費は第5期よりも減少しています。

次に多いのは短期入所介護で、年々増加しています。

続いて、認知症対応型共同生活介護が多くなっていますが、介護職員不足による受け入れ制限のため、減少傾向です。

(単位：千円)

| 区 分 | 第5期計画期間 | | | 第6期計画期間 | | |
|----------------------|---------|---------|---------|---------|--------|--------|
| | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| 訪問介護 | 37,515 | 34,287 | 35,559 | 30,759 | 28,766 | 27,096 |
| 訪問入浴介護 | - | - | - | 181 | 290 | 1,071 |
| 訪問看護 | 1,506 | 3,046 | 4,475 | 5,528 | 5,648 | 6,926 |
| 訪問リハビリテーション | 5,716 | 6,558 | 6,988 | 7,574 | 5,375 | 5,445 |
| 居宅療養管理 | 756 | 955 | 901 | 1,068 | 1,054 | 1,165 |
| 通所介護 | 120,003 | 112,130 | 115,414 | 84,691 | 75,951 | 86,225 |
| 通所リハビリテーション | 2,128 | 3,957 | 4,089 | 4,590 | 5,002 | 4,805 |
| 短期入所介護 | 62,921 | 64,777 | 64,796 | 67,191 | 68,092 | 72,324 |
| 特定施設入居 | 19,676 | 18,692 | 14,736 | 17,249 | 20,297 | 19,570 |
| 福祉用具貸与 | 16,642 | 18,768 | 20,788 | 20,344 | 21,504 | 22,675 |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | - | - | - | 160 | 1,484 | 768 |
| 認知症対応型通所介護 | 16,412 | 21,721 | 22,716 | 20,950 | 17,366 | 1,844 |
| 小規模多機能型居宅介護 | - | - | - | - | 1,050 | 2,973 |
| 認知症対応型共同生活介護 | 111,195 | 111,035 | 113,190 | 91,073 | 77,413 | 67,124 |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | - | - | 2,980 | 1,348 | - | - |

○出典：介護保険事業状況報告（各年度5月分～4月分）

平成29年度は9か月分の実績値をもとに推計した見込額です。

□ 居宅サービス利用者数の推移 □

居宅介護サービスの一月あたり利用者数の推移を見たものです。

(単位：人／月)

| 区 分 | 第5期計画期間 | | | 第6期計画期間 | | |
|--------------------------|---------|--------|--------|---------|--------|--------|
| | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| 訪問介護 | 73 | 74 | 88 | 63.6 | 54.8 | 52.5 |
| 訪問入浴介護 | - | - | - | 0.6 | 1.0 | 1.7 |
| 訪問看護 | 9 | 12 | 16 | 17.2 | 16.2 | 21.3 |
| 訪問リハビリ テーション | 22 | 26 | 27 | 30.5 | 23.3 | 21.0 |
| 居宅療養管理 | 11 | 14 | 14 | 16.4 | 16.0 | 19.7 |
| 通所介護 | 207 | 205 | 205 | 142.7 | 126.5 | 141.3 |
| 通所リハビリ テーション | 3 | 5 | 6 | 8.2 | 7.7 | 6.7 |
| 短期入所介護 | 52 | 56 | 56 | 56.8 | 55.6 | 60.2 |
| 特定施設入居 | 12 | 10 | 8 | 9.5 | 11.3 | 10.7 |
| 福祉用具貸与 | 118 | 136 | 160 | 155.2 | 151.3 | 155.0 |
| 定期巡回・随時対応 型訪問介護看護 | - | - | - | 0.3 | 1.0 | 0.5 |
| 認知症対応型 通所介護 | 17 | 22 | 20 | 20.0 | 17.8 | 2.3 |
| 小規模多機能 型居宅介護 | - | - | - | - | 0.6 | 1.0 |
| 認知症対応型 共同生活介護 | 38 | 38 | 38 | 32.0 | 27.1 | 24.3 |
| 地域密着型介護老人福 祉施設入所者生活介護 | - | - | 0.9 | 0.4 | - | - |

○出典：介護保険事業状況報告（各年度5月分～4月分）

平成29年度は、9か月分の実績値をもとにした推計値です。

第2章 高齢者を取りまく現状

□ 施設サービス給付費の推移 □

給付額・利用者数ともに介護老人福祉施設が最も多く、ほぼ横ばいです。介護老人保健施設はやや増加傾向、介護療養型医療施設はやや減少傾向となっています。

(単位：千円)

| 区 分 | 第5期計画期間 | | | 第6期計画期間 | | |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| 介護老人福祉施設 | 293,975 | 292,369 | 289,228 | 288,993 | 294,522 | 279,273 |
| 介護老人保健施設 | 80,211 | 73,740 | 78,369 | 89,381 | 90,201 | 91,187 |
| 介護療養型施設 | 48,313 | 44,647 | 44,863 | 32,509 | 36,450 | 36,923 |

○出典：介護保険事業状況報告（各年度5月分～4月分）

- ・平成29年度は、現在までの実績値をもとに推計した見込額です。地域密着型介護老人福祉施設分を含みます。
- ・施設給付の見直しにより、平成17（2005）年10月から食費・居住費は保険給付の対象外となっています。低所得者には、補足的な給付が現物給付されることとなりました。

□ 施設サービス利用者数の推移 □

(単位：人/月)

| 区 分 | 第5期計画期間の実績 | | | 第6期計画期間の実績 | | |
|----------|------------|--------|--------|------------|--------|--------|
| | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| 介護老人福祉施設 | 95 | 95 | 94 | 93 | 95 | 87 |
| 介護老人保健施設 | 27 | 26 | 26 | 30 | 30 | 30 |
| 介護療養型施設 | 17 | 15 | 14 | 12 | 12 | 13 |

○出典：介護保険事業状況報告（各年度5月分～4月分） 平成29年度は、9か月の実績値をもとにした推計値です。

□ 給付費総額の推移 □

(単位：千円)

| 区 分 | 第5期計画期間の実績 | | | 第6期計画期間の実績 | | |
|---------|------------|---------|---------|------------|---------|---------|
| | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| 給付費総額 ※ | 955,160 | 949,981 | 962,179 | 905,247 | 887,746 | 875,712 |
| 計画の見込み額 | 971,140 | 981,140 | 965,391 | 910,072 | 910,072 | 910,072 |

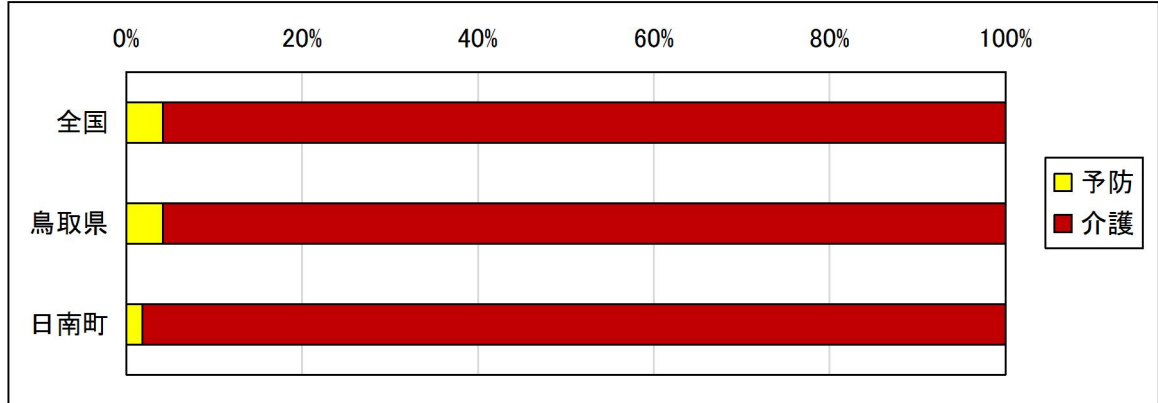
○出典：介護保険事業状況報告（各年度5月分～4月分）平成29年度は、9か月の実績値をもとに推計した見込額です。

※ 給付費総額は、福祉用具購入費・住宅改修費等の償還払い分や、補足給付等を含めたものです。

(4) 日南町の給付費の特徴

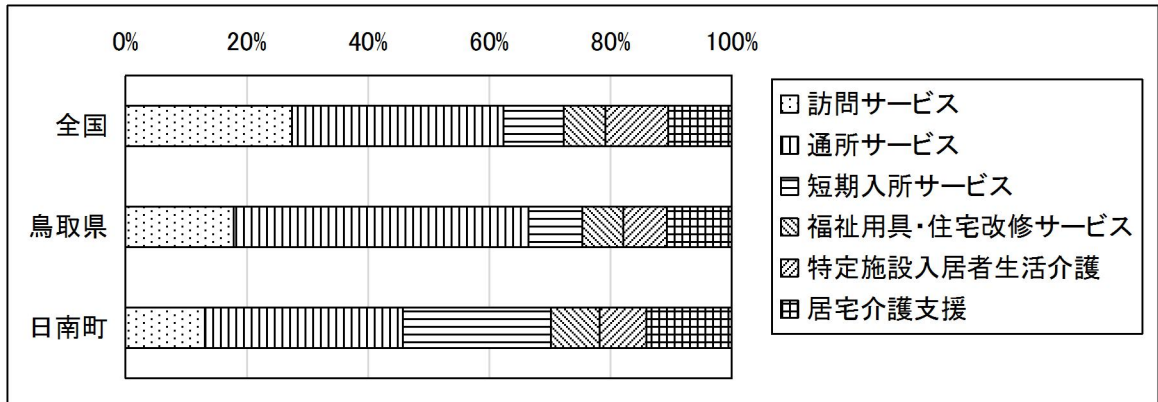
平成29年4月～6月審査分の介護給付費を、日南町・鳥取県・全国と比較してみました。

① 介護サービスと予防サービス給付費の比較



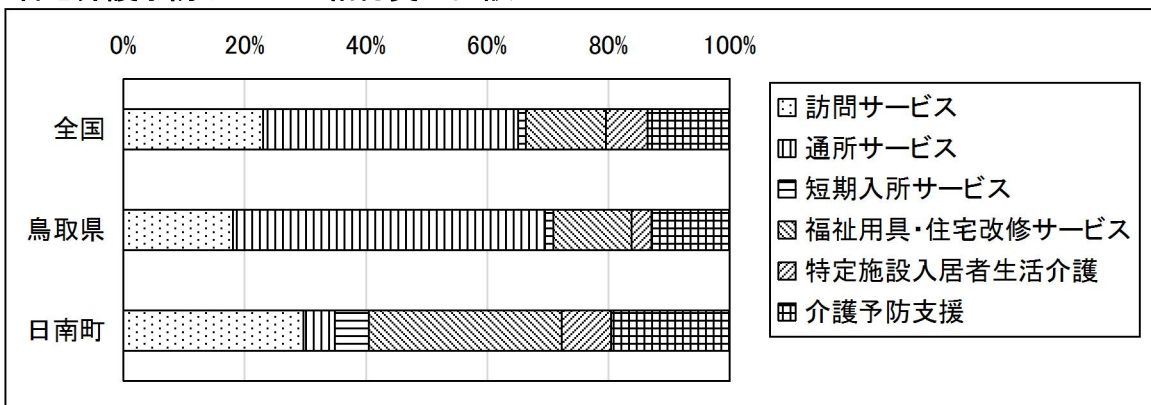
予防サービス給付費は鳥取県、全国は約4%、日南町は1.8%で低いです。

② 居宅サービス給付費の内訳



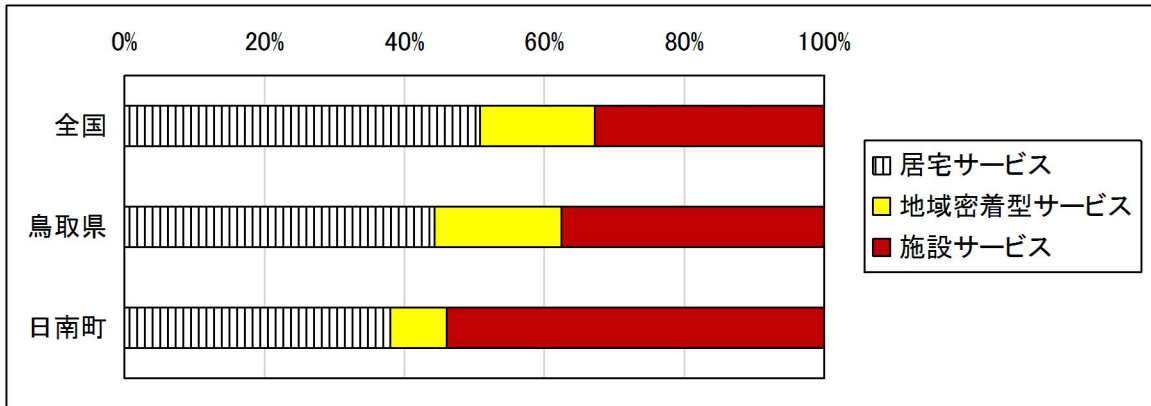
訪問、通所サービスの割合が低く、短期入所サービスの割合が高い傾向です。

③ 居宅介護予防サービス給付費の内訳



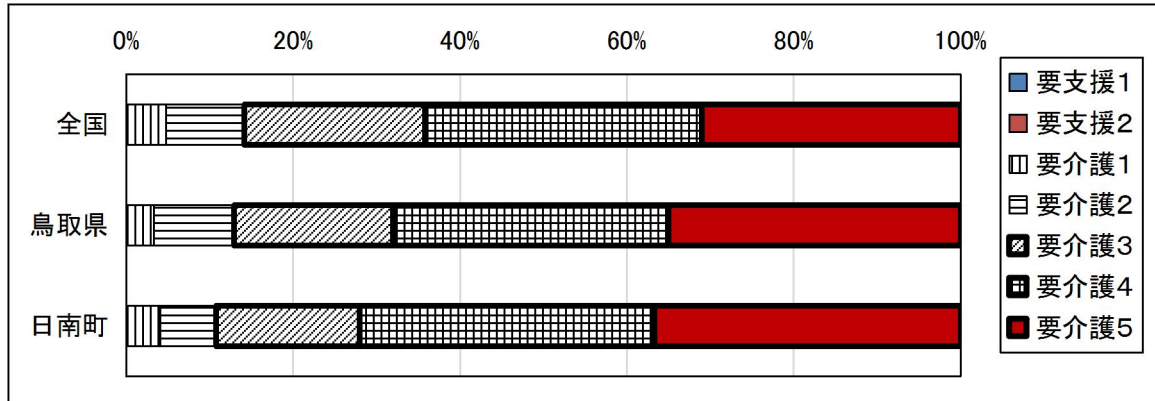
訪問サービス、福祉用具等のサービスの割合が高い傾向です。

④ 居宅サービスと地域密着型サービスと施設サービス給付費の比較



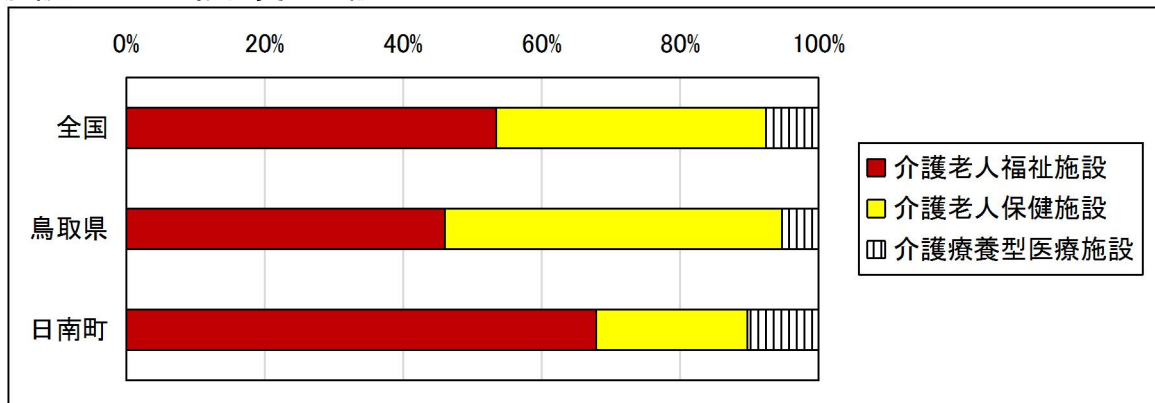
本町は鳥取県、全国と比較し、居宅給付費が少なく4割弱で、施設給付費の割合が高く5割以上を占めています。世帯構成や高齢化による介護力の低下の影響があると思われます。

⑤ 介護度別の施設サービス給付費の比較



本町と鳥取県の施設サービス給付費は、要介護3以上が約9割を占め、全国と比較し要介護2以下の割合が低い傾向です。平成27年度からの介護保険改正（原則、新規入所を要介護3以上に限定）による影響は少ないと思われます。

⑥ 施設サービス給付費の内訳



本町は鳥取県、全国と比較し、介護老人福祉施設の割合が高く、介護老人保健施設は低い傾向です。

3. 社会資源の状況

日南町内に所在する介護保険関係事業所や高齢者の住まいは次のとおりです。

□ 介護サービス事業所 □

| 区 分 | | 事業所数 |
|--------------------------------------|---|-----------|
| 居 宅 介 護 ・ 予 防 | 訪問介護（介護予防）＜日南福祉会＞ | 1 |
| | 訪問入浴介護（介護予防） | 0 |
| | 訪問看護（介護予防）＜日南病院＞ | 1 |
| | 訪問リハビリテーション（介護予防）＜日南病院＞ | 1 |
| | 居宅療養管理指導（介護予防）＜日南病院＞ | 1 |
| | 通所介護（介護予防）＜かすみ荘定員35、あかねの郷定員35、おおくさ荘休止、＞ | 2 |
| | 通所リハビリテーション（介護予防） | 0 |
| | 短期入所生活介護（介護予防）＜あかねの郷＞（5床） | 1 |
| | 短期入所療養介護（介護予防）＜日南病院＞（空床利用） | 1 |
| | 特定施設入居者生活介護（介護予防） | 0 |
| | 福祉用具貸与（介護予防） | 0 |
| | 特定福祉用具販売（介護予防） | 0 |
| | 地 域 密 着 | 夜間対応型訪問介護 |
| 認知症対応型通所介護（介護予防）＜虹の郷休止＞ | | 0 |
| 小規模多機能型居宅介護（介護予防） | | 0 |
| 認知症対応型共同生活介護（介護予防）＜虹の郷（18床）、あさひの郷休止＞ | | 1 |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護 | | 0 |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 0 | |
| 護 居 支 援 | 居宅介護支援＜あかねの郷、日南病院＞ | 2 |
| | 地域包括支援センター（介護予防支援）＜直営：健康福祉センター内＞ | 1 |
| 施 設 | 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）＜あかねの郷＞（90床） | 1 |
| | 介護老人保健施設 | 0 |
| | 介護療養型医療施設＜日南病院＞（31床） | 1 |

○平成29（2017）年10月現在、町内に住所を置く事業所数

□ 生活支援ハウス □

| 区 分 | 施設数 |
|---------------------------------------|-----|
| 高齢者生活福祉センター「かすみ荘」＜定員15人（1人用7室・2人用4室）＞ | 1 |

□ 高齢者向け賃貸住宅 □

| 区 分 | 施設数 |
|---------------------------------------|-----|
| 特定公共賃貸住宅「なごみの里」＜戸数10戸（単身向け6戸・2人向け4戸）＞ | 1 |

□ 日南町短期滞在型専用住宅 ひだまり □

| 区 分 | 施設数 |
|--------------------------|-----|
| 高齢者ショートステイ住宅＜戸数6戸（単身向け）＞ | 1 |

4. 地域支援事業の状況

地域支援事業は、要介護・要支援状態になることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り地域において自立した生活を送ることができるように支援することを目的として実施しています。

地域支援事業の事業規模は、市町村の介護給付費標準給付見込額の3%以内としますが、そのうち介護予防事業が2%以内、包括的支援事業・任意事業が2%以内となっています。

以下は各事業の現状を記載していますが、今後も同様に取り組みを行います。新しい介護予防・総合事業への移行計画は、第3章計画の重点的な取り組み方針に記載しています。

(1) 地域包括支援センターの充実

地域包括支援センターは、平成18年4月1日の改正介護保険法施行により必置となり、同年4月1日に地域ケアの拠点である既存の在宅介護支援センターを移行し、町が運営主体として日南町地域包括支援センターを日南町健康福祉センターほほえみの里に設置しました。

地域包括支援センターは、地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・医療の向上、福祉の増進を支援し、日常生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行うことを目的とします。併せて人材の確保等体制整備を図って行くことが必要であり、充実に努めています。

地域包括支援センターの設置・運営に関しては、公平性・中立性を確保する観点から、地域包括支援センターの運営に関する協議会を設置し、関与していくことになっています。このため、介護保険の被保険者・サービス事業者・保健医療関係者・福祉関係者・学識経験者などの代表で構成する「日南町介護保険運営協議会」が設置・運営に関与しています。

また、本町は地域包括支援センター設置主体として地域の実情をふまえ、運営協議会の議を経て運営に適切に関与しています。

□ 職員体制 □ 平成29年10月1日現在

| 区 分 | 人 数 |
|-----------------|-----|
| センター長（社会福祉士） | 1 |
| 保健師 | 1 |
| 保健師（主任介護支援専門員） | 1 |
| 管理栄養士 | 1 |
| 理学療法士 | 1 |
| 准看護師 | 1 |
| 認知症地域支援推進員（看護師） | 1 |

(2) 日南町地域包括支援センターの「スローガン」と「活動方針」

日南町地域包括支援センター「スローガン」(平成24年度～)
町民みんなで支え合って暮らせる日南町

日南町地域包括支援センター「平成29年度 活動方針」

1. 地域ごとに支え愛のしくみを考えよう

- 1) 地域の支え愛事業を地域の見守りと防災に活かしていこう
- 2) 気軽に集える「居場所」を作ろう
- 3) 気軽にボランティア活動に参加しよう
- 4) 食のつながり、交流を拡げよう

2. 認知症を理解して支える仕組みをつくろう

3. 連携の積み重ねから地域ケアの充実を図る

4. 生涯生きがいくつと尊厳を学ぶ

5. 生活習慣病予防

6. 高齢者が住み続けられる住まいを考える

(3) 新しい介護予防・日常生活支援総合事業

①介護予防・生活支援サービス事業

要支援者又は事業対象者（以下、「要支援者等」という）の多様な生活支援のニーズに対応するため、介護予防訪問介護等のサービスに加え、住民主体の支援等も含め、多様なサービスをもって支援することとしています。

事業の実施に際しては介護予防ケアマネジメント事業により、個々の要支援者等の心身の状況、その置かれている環境やその他の状況に応じて、要支援者等の選択に基づき、適切な事業を包括的かつ効率的に実施するよう努めています。

ア. 訪問型サービス事業（第1号訪問事業）

ア) 訪問型サービスA（みなし・独自）：日南福祉会他介護保険指定事業所（旧介護予防訪問介護に相当するサービス）

要支援者等の居宅において、介護予防を目的として訪問介護員等が入浴、排せつ、食事等の介護等、身体介護や生活支援を行います。

表1 平成27～29年度訪問型サービスAの実施状況 (単位:人)

| 年度 | 区分 | 利用実人数 | 利用延人数 | 延利用回数 |
|-------------------------|-------|--------------|-------|-------|
| 平成27年度 | 事業対象者 | 1 | 2 | 8 |
| | 要支援1 | 21 | 131 | 697 |
| | 要支援2 | 36 | 248 | 1,657 |
| | 合計 | 58 (※実52) | 381 | 2,362 |
| 平成28年度 | 事業対象者 | 2 | 15 | 104 |
| | 要支援1 | 24 | 187 | 997 |
| | 要支援2 | 38 | 300 | 2,089 |
| | 合計 | 64 (※実58) | 502 | 3,190 |
| 平成29年度 (1月利用分 まで) | 事業対象者 | 3 | 11 | 33 |
| | 要支援1 | 25 | 147 | 730 |
| | 要支援2 | 38 | 264 | 1,903 |
| | 合計 | 66 (※実61) | 422 | 2,666 |

※複数の介護度の状態での利用がある

イ) 訪問型サービスB：日南町シルバー人材センターへ委託

日南町の定める要綱に基づき、買い物、調理、ゴミ出し、掃除等の生活援助等を行います。

表2 平成27～29年度訪問型サービスBの実施状況

| 年度 | 区分 | 利用実人数 | 利用延人数 | 延利用回数 |
|-------------------------|-------|-------|-------|-------|
| 平成27年度 | 事業対象者 | 1 | 4 | 17 |
| | 要支援1 | 0 | 0 | 0 |
| | 要支援2 | 0 | 0 | 0 |
| | 合計 | 1 | 4 | 17 |
| 平成28年度 | 事業対象者 | 1 | 12 | 26 |
| | 要支援1 | 0 | 0 | 0 |
| | 要支援2 | 0 | 0 | 0 |
| | 合計 | 1 | 12 | 26 |
| 平成29年度 (2月利用分 まで) | 事業対象者 | 2 | 13 | 29 |
| | 要支援1 | 0 | 0 | 0 |
| | 要支援2 | 0 | 0 | 0 |
| | 合計 | 2 | 13 | 29 |

ウ) 訪問型サービスC：日南病院へ委託

保健、医療専門職による日常生活のアセスメントを主とした訪問を行います。また閉じこもり等何らかの支援を要する者に対して保健、医療

専門職が居宅に訪問して、その生活機能に関する問題を総合的に把握、評価し、必要な相談・指導を行います。

表3 平成27～29年度訪問型Cサービスの実施状況

| 年度 | 区分 | 利用実人数 | 利用延人数 | 利用延回数 |
|-------------------------|-------|-------|-------|-------|
| 平成27年度 | 事業対象者 | 2 | 5 | 5 |
| | 要支援1 | 2 | 5 | 5 |
| | 要支援2 | 1 | 3 | 3 |
| | 合計 | 5 | 13 | 13 |
| 平成28年度 | 事業対象者 | 4 | 6 | 6 |
| | 要支援1 | 2 | 2 | 3 |
| | 要支援2 | 0 | 0 | 0 |
| | 合計 | 6 | 8 | 9 |
| 平成29年度 (2月利用分 まで) | 事業対象者 | 0 | 0 | 0 |
| | 要支援1 | 0 | 0 | 0 |
| | 要支援2 | 0 | 0 | 0 |
| | 合計 | 0 | 0 | 0 |

イ. 通所型サービス事業（第1号通所事業）

ア) 通所型サービスA：日南福祉会他介護保険指定事業所（旧介護予防通所介護に相当するサービス）

介護予防を目的として、施設に通い、入浴、排せつ、食事等の介護などの日常生活上の支援及び機能訓練を行います。

表4 平成27～29年度通所型サービスAの実施状況（単位：人）

| 年度 | 区分 | 利用実人数 | 利用延人数 | 利用延回数 |
|-------------------------|-------|----------------|-------|-------|
| 平成27年度 | 事業対象者 | 41 | 342 | 1,151 |
| | 要支援1 | 38 | 248 | 882 |
| | 要支援2 | 71 | 486 | 2,971 |
| | 合計 | 150 (※実132) | 1,076 | 5,004 |
| 平成28年度 | 事業対象者 | 63 | 515 | 1,749 |
| | 要支援1 | 36 | 273 | 1,002 |
| | 要支援2 | 63 | 541 | 3,517 |
| | 合計 | 162 (※実154) | 1,329 | 6,268 |
| 平成29年度 (1月利用分 まで) | 事業対象者 | 71 | 567 | 1,987 |
| | 要支援1 | 40 | 289 | 1,066 |
| | 要支援2 | 60 | 419 | 2,783 |
| | 合計 | 171 (※実166) | 1,275 | 5,836 |

※複数の介護度の状態での利用がある

イ) 通所型サービスB：地域の自治会、団体へ補助

日南町の定める要綱（週1回以上の開催、運動を行う、要支援者等の参加がある）に基づき、地域の住民主体の活動により、高齢者が身近で気軽に集まることのできる通いの場です。

表5 平成27～29年度通所型サービスBの実施状況

| 年度 | 開催団体数 | 参加実人数 | 参加延人数 |
|--------|-------|-------|--------|
| 平成27年度 | 5 | 73 | 963 |
| 平成28年度 | 21 | 353 | 6,836 |
| 平成29年度 | 35 | 552 | 13,881 |

表6 平成29年度通所型サービスBの開催団体

| | | | | | |
|----|---------|----|---------------------|----|---------------------|
| 1 | ひまわり会 | 13 | 佐和会 | 25 | 花口まめまめ会 |
| 2 | ぴんころりん | 14 | ピンコロクラブ | 26 | 健やか神戸上 |
| 3 | ふよりの会 | 15 | 上阿毘縁交流サロン あじさいの会 | 27 | 四葉のクローバ |
| 4 | 丸山もみじ会 | 16 | 折渡いきいきサロン | 28 | 谷川郡家体操クラブ |
| 5 | 霞おはな会 | 17 | 楽楽体操クラブ | 29 | なでしこジャパン |
| 6 | 生山体操クラブ | 18 | 宝谷元気もりもり会 | 30 | 市場元気な会 |
| 7 | アイリスの会 | 19 | 菅沢いきいき体操 | 31 | たけの子会 |
| 8 | みところ会 | 20 | ひばり会 | 32 | いばら会 |
| 9 | あじさいの会 | 21 | シャキット！ゆかわ | 33 | ももいろ |
| 10 | 笠木いきいき会 | 22 | めばえ会 | 34 | 大坂クラブ |
| 11 | きらきら体操会 | 23 | 新屋なかよし会 | 35 | 上坂住民主体通所型 サービス事業 |
| 12 | ここのえ会 | 24 | はぎの会 | | |

○いきいき百歳体操開始・継続

平成28年度より、いきいき百歳体操実施団体へDVD配布

職員派遣 参加回数88回、 実人数173人、延人数1,074人

ウ) 通所型サービスC：日南病院へ委託

日常生活に支障のある生活行為を改善するために、利用者の個別性に
応じて保健・医療専門職により、運動器の機能向上プログラム、栄養改善
プログラム、口腔機能の向上プログラム、膝痛・腰痛対策プログラム、
閉じこもり予防プログラム、認知症機能低下予防・支援プログラムを複
合的に行います。この際、訪問型サービスCによるアセスメント訪問と
組み合わせ、日常生活に支障のある生活行為を明らかにして取り組むよ
う努めています。

表7 平成27～29年度通所型サービスCの実施状況

| 年度 | 区分 | 利用実人数 | 利用延人数 | 利用延回数 |
|-------------------------|-------|------------|-------|-------|
| 平成27年度 | 事業対象者 | 2 | 6 | 25 |
| | 要支援1 | 2 | 6 | 23 |
| | 要支援2 | 1 | 3 | 12 |
| | 合計 | 5 | 15 | 60 |
| 平成28年度 | 事業対象者 | 21 | 81 | 236 |
| | 要支援1 | 3 | 10 | 35 |
| | 要支援2 | 0 | 0 | 0 |
| | 合計 | 24 | 91 | 271 |
| 平成29年度 (2月利用分 まで) | 事業対象者 | 6 | 12 | 29 |
| | 要支援1 | 3 | 8 | 24 |
| | 要支援2 | 0 | 0 | 0 |
| | 合計 | 9 (※実8) | 20 | 53 |

ウ. その他生活支援サービス事業（第1号生活支援事業）

○日南町見守り・生活支援サービス

日南町の定める要綱に基づき、宅配弁当など業務で定期的に居宅へ訪問する事業者やボランティア団体等を実施事業者として登録し見守りを行います。仕組みを作ることはできましたが、平成28年3月末現在では、事業実施に至っていません。

| 年度 | 区分 | 利用実人数 | 利用延人数 | 利用延回数 |
|-------------------------|-------|-------|-------|-------|
| 平成29年度 (2月利用分 まで) | 事業対象者 | 1 | 1 | 4 |
| | 要支援1 | 2 | 7 | 25 |
| | 要支援2 | 0 | 0 | 0 |
| | 合計 | 3 | 8 | 29 |

エ. 介護予防ケアマネジメント事業（第1号介護予防支援事業）

要支援者等から依頼を受けて介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、介護予防・生活支援サービス事業の他一般介護予防事業や市町村の独自施策、民間企業により提供される生活支援サービスも含め、要支援者等の状態等に合った適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行います。町内居宅介護支援事業所2カ所へ一部業務委託により実施しています。

ア) ケアマネジメントA（原則的な介護予防ケアマネジメント）

- ・委託実施 委託事業所 平成27年度 2カ所（町内2カ所）
平成28年度 5カ所（町内2カ所、町外3カ所）

A. 事業対象者介護予防ケアマネジメントA

表8 事業対象者介護予防ケアマネジメントA 実施状況

| 年 度 | 実件数 | 延 件 数 | | |
|---------------------|-----|-------|-----|-----|
| | | 新規 | 継続 | 合計 |
| 平成27年度 | 42 | 39 | 306 | 345 |
| 平成28年度 | 64 | 23 | 502 | 525 |
| 平成29年度 (2月利用分まで) | 67 | 14 | 510 | 524 |

B. 第1号（要支援認定者で総合事業のみ利用）介護予防ケアマネジメントA

表9 第1号介護予防ケアマネジメントA 実施状況

| 年 度 | 実件数 | 延 件 数 | | |
|--------|-----|-------|-----|-----|
| | | 新規 | 継続 | 合計 |
| 平成27年度 | 88 | 28 | 703 | 731 |
| 平成28年度 | 90 | 24 | 701 | 725 |

C. 直営実施（通所型・訪問型サービスCのみを利用の者が対象）

表10 直営による介護予防ケアマネジメントA 実施状況

| 年 度 | 実件数 | 延件数 |
|--------|-----|-----|
| 平成27年度 | 5 | 15 |
| 平成28年度 | 23 | 73 |

イ) ケアマネジメントC（初回のみ介護予防ケアマネジメント）

- ・直営実施（通所型サービスBの参加者で他の訪問型・通所型サービスA、Cの利用がない者）

表11 直営による介護予防ケアマネジメントC 実施状況

| 年 度 | 事業対象者相当 | 要支援認定者 |
|--------|---------|--------|
| 平成28年度 | 104 | 9 |

② 一般介護予防事業

ア. 介護予防把握事業

- ア) 高齢者ニーズ調査の実施 配布数1968人 回収数1411人
- イ) 在宅介護実態調査の実施 配布数 319人 回収数 195人
- ウ) 虚弱高齢者を対象とする事業対象者の把握

表12 事業対象者数の推移

| | 平成28年3月末 | 平成29年3月末 | 平成30年3月末 |
|--------|----------|----------|----------|
| 事業対象者数 | 57人 | 93人 | 104人 |

要介護状態になることを予防し元気に活躍していただくために、基本チェックリストにより、高齢者の心身の状況を把握することに努めています。

イ. 介護予防普及啓発事業

ア) 介護予防教室「まめな会」

平成29年3月末現在で、要介護認定者の原因疾患を見ると、腰・膝等の変形性関節症25%、認知症23%、脳血管疾患16%が上位を占めています。これらの疾患の予防と悪化防止が重要です。そこで、上記疾患を予防し心身共に豊かで健康な生活を送ることができるように、健康チェックを行い、転倒・骨折予防体操や脳の活性化をはかる手作業・ゲームなどを実施しています。

自治会・地区保健委員・食育推進員の皆様の協力をいただいています。

表13 平成28年度介護予防教室「まめな会」の実施状況

| | 平成27年度 | 平成28年度 |
|--------|--------|--------|
| 実施自治会数 | 31自治会 | 29自治会 |
| 実施会場 | 46会場 | 43会場 |
| 実施延回数 | 360回 | 348回 |
| 参加実人数 | 388人 | 368人 |
| 参加延者数 | 2,215人 | 1,943人 |

イ) 口腔機能向上

高齢者の口腔機能低下を予防するため、集団検診会場で歯科衛生士による「歯と口腔の健康相談」を継続して実施しています。口腔内チェック、口腔機能向上指導、口腔清掃指導等を行い、口腔機能向上の啓発に努めました。

表16 口腔機能向上 実施状況

| | 平成27年度 | 平成28年度 |
|--------------------|--------------|---------------|
| 口腔機能指導実施日数 | 9日 | 9日 |
| 相談者 (うち65歳以上の者) | 87人 (61人) | 109人 (70人) |

ウ) 生活支援ボランティア制度

A. 日南町生活支援ボランティア制度

地域住民同士が見守りや支え合いを行うことで、地域の協働連携を目指すとともに、地域を活性化し、明るい社会を築くことを目的としています。生活支援ボランティア養成講座を修了された方のうち、任意でボランティア登録をして頂きます。

表 17 日南町生活支援ボランティア登録者数

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|-------------|----------|----------|
| 登録者数 | 57 人 | 65 人 |
| 30 時間以上活動者数 | 7 人 | 3 人 |

活動内容は、町の行う事業の支援、町内の団体の行う事業の支援、住民の安心・安全を目的とした支援等です。ボランティア活動について1時間を100ポイントとして評価し、年度中に30時間以上のボランティア活動をされた方は、報告書を提出していただき、活動時間数に見合った日南町の特産品を贈呈します。

○日南町生活支援ボランティア養成講座

表 18 日南町生活支援ボランティア養成の状況

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|----------------|-------------|------------|
| 開催回数 | 1 回 | 1 回 |
| 会場 | 阿毘縁地域振興センター | 大宮地域振興センター |
| 参加実人数 | 15 人 | 23 人 |
| 参加延人数 | 56 人 | 80 人 |
| 全課程修了者数 | 11 人 | 12 人 |
| 生活支援ボランティア登録者数 | 8 人 | 9 人 |

○生活支援ボランティア養成講座の内容は以下のとおりです。

- 「日南町における介護予防の取り組み」
- 「地域支え愛ネットワーク事業について」
- 「プライバシーの保護、地域リハビリテーション」
- 「ボランティア活動について」
- 「相手とより良い関係を築くコミュニケーションの方法」
- 「認知症サポーター養成講座」
- 「あいサポーター（障がい者サポーター）研修」

○生活支援ボランティア養成講座の参加人数

総計は実人数 122 人、延人数 670 人です。

ウ．地域介護予防活動支援事業

ア) 住民主体の集いの場

日南町の定める要綱（月1回以上の定期開催、運動を取り入れる等）により、高齢者が参加できる介護予防活動の地域展開を目指して実施している住民主体による「集いの場」です。

月1～3回の開催を介護予防教室としています。（月4～5回開催は通所型サービスBに掲載）

表14 住民主体介護予防教室の実施状況

| 年 度 | 開催団体数 | 実施延回数 | 参加実人数 | 参加延人数 |
|--------|--------|-------|-------|-------|
| 平成27年度 | 9団体 | 70回 | 87人 | 641人 |
| 平成28年度 | 10団体 | 102回 | 112人 | 722人 |
| 平成29年度 | 8団体(5) | | | |

表15 平成29年度住民主体型介護予防教室の実施状況

| | | | |
|---|-----------|---|----------|
| 1 | 三栄ヒルガオ会 | 5 | ハッピーネス |
| 2 | 大菅健康クラブ | 6 | 野田会 |
| 3 | 菅沢おしゃべり道場 | 7 | 三吉健康体操の会 |
| 4 | 笑話会 | 8 | どんぐり会 |

イ) 「出前講座隊」

出前講座隊による住民主体型介護予防教室や通所型サービスB(住民主体通所型サービス)への支援（平成28年9月～平成29年3月）

・派遣回数 37回

日南病院（19）、日南福祉会（2）、日南町社会福祉協議会（1）

日南町福祉保健課・地域包括支援センター（15）

・内容

認知症について（11）、介護保険（5）、健康について（5）

関節と上手に付き合う（4）、栄養について（3）、薬について（2）

救急時の対応（2）など

(4) 包括的支援事業

①地域包括支援センターの運営

ア．総合相談支援業務

高齢者の心身の状況や生活の実態等を把握し、相談を受け、保健・医療・福祉サービスをはじめとする適切な支援につなぎ、継続的な見守りを行い、更なる問題の発生を防止するため、地域における様々な関係者のネットワ

ークの構築に努めました。

表19 総合相談対応件数の状況

| | 平成27年度 | 平成28年度 |
|----------|--------|--------|
| 総合相談対応件数 | 126件 | 97件 |

イ. 権利擁護業務

困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、地域福祉権利擁護事業、成年後見制度等の権利擁護を目的とするサービスや制度活用の支援を行いました。

また、高齢者虐待や困難事例への対応、消費者被害防止のために、サービス提供事業者や介護支援専門員等との連携や情報交換に努めました。

表20 権利擁護業務の対応状況

| | 平成27年度 | 平成28年度 |
|-------------|--------|---------|
| 高齢者虐待に関する相談 | 6件 | 7件 |
| 権利擁護に関する相談 | 4件 | 3件 |
| 消費者被害に関する相談 | 0件 | 2件(企画課) |

ウ. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員・主治医・関係機関等の連携、在宅と施設との連携を図るとともに、個々の高齢者の状況や変化に応じて包括的かつ継続的に支援していく包括的・継続的ケアマネジメントが実施できるための支援に努めました。

ア) 包括的・継続的なケア体制の構築

在宅・施設を通じた地域における包括的・継続的なケアを実現するため、医療機関を含めた関係機関との連絡体制を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関の間の連携を支援します。

【地域包括ケアの構築の歴史】

本町では、かねてから地域包括ケアの構築に取り組んでいます。

昭和58年2月、老人保健法施行を契機に日南病院が訪問看護を試行的に開始しました。

これに伴い、保健師による訪問指導やホームヘルパー派遣による対象者への重複やもれをなくすこと、そして情報を共有し町民の混乱を防ぐこと、より適切で効率的な援助を行う必要が生じたこと等から、昭和59年2月に、日南病院看護師、保健センター保健師、ホームヘルパーを中心とした構成員による「訪問連絡会」を月に1回開始しました。

その後、訪問連絡会構成員として新たにデイサービスセンターの介護支援員、特別養護老人ホームの生活指導員、日南病院の理学療法士、福祉保健課の老人福祉担当及び身体障害者福祉担当も加わって機能を充実しています。

昭和63年4月からは根雨保健所の保健師、西部福祉事務所職員、民生児童委員等を加えた「高齢者サービス調整チーム」が設置されました。

個別のケース対応について、月1回の会議では対応できなくなり、平成8年4月より週1回「ケース検討会」を開催しています。

平成12年4月には介護保険制度がスタートし、併せて「在宅介護支援センター」を開設して、一層の支援基盤が整いました。

平成15年4月から毎月1回開催する「訪問連絡会」を「地域ケア会議」に改称し、毎週1回開催の「ケース検討会」と併せて、情報共有と支援方策について連携して取り組んでいます。

平成18年4月から改正介護保険法が施行されたことに伴い、「在宅介護支援センター」を「地域包括支援センター」に移行し、包括的・継続的なケアが提供されるよう保健・医療・福祉の連携充実に努めています。

平成22年2月から「地域ケア会議企画会議」を開催し、日南病院、日南福祉会、日南町地域包括支援センターの各担当者が「地域ケア会議」の内容の検討・企画を行っています。

毎月1回の「地域ケア会議」、毎週1回の「ケース検討会」を軸に、高齢者等の疾病の状況、家庭での介護力、生活実態など個々のケースに即した支援策の検討調整を行い、保健・医療・福祉・介護に関する公的支援サービスの総合的な推進、インフォーマルサービス等生活支援サービスの開発、多職種協働を推進しています。

平成24年4月より、「ケース検討会」を「在宅支援会議」と改称し、「地域ケア会議」を「地域包括ケア会議」と改称しました。

平成25年度より、「地域包括ケア会議企画会議」に日南町社会福祉協議会も参加し、4団体で「地域包括ケア会議」の内容検討や日々の活動の連携・協働につなげています。

A. 地域包括ケア会議

地域包括ケア会議とは、地域にある高齢者支援に関わる団体や機関の代表者等による会議で、その目的は、地域の機関・団体のネットワーク作りを進めることであり、これによって生活圏域での地域包括ケアの土台を確立することです。

具体的には、介護の問題だけでなく、買い物や食生活、住まい、消費者被害対策等の防犯、生活の支え合いなどの生活課題について、地域の団体や機関の連携を強くし、課題解決のために一つでも具体的な取り組みに繋げられるように提案しています。

- 開催回数：年12回（シンポジウム1回含む）
- 参加者：通常は、日南病院、日南福祉会、日南町社会福祉協議会、日南町地域包括支援センターの4団体が参加。議題により、民生児童委員協議会、まちづくり協議会、地区保健委員会、食育推進委員、役場、企業などその他の関係機関も参加。
- 内 容 表21のとおりです。

表21 平成28年度地域包括ケア会議の開催状況 (単位:人)

| 開催日 | 協 議 内 容 | 参加者 |
|---------------|--|-----|
| 4月15日 (金) | ○H27年度地域包括ケア会議目標評価・H28年度目標 【参集者】:①日南病院、②日南福祉会、③日南町社会福祉協議会、④日南町地域包括支援センター(以下、4団体) | 20 |
| 5月13日 (金) | ○地域包括支援センターH27実績報告・評価、H28目標 【参集者】:4団体、介護保険運営協議会委員 | 33 |
| 6月17日 (金) | ○日南福祉会H27年度実績報告・評価、平成28目標 【参集者】:4団体、介護保険運営協議会委員 | 29 |
| 7月14日 (金) | ○日南病院H27実績報告・評価、H28目標 ○日南町社会福祉協議会のH27実績報告・評価、H28目標 【参集者】:4団体、介護保険運営協議会委員 | 29 |
| 8月16日 (火) | ○「地域包括ケアシステムの推進と医療機能の分化・強化、連携 ～平成28年度診療報酬改定～」 講師 県立広島大学 教授 金子 努 氏 【参集者:4団体】 | 20 |
| 9月30日 (金) | ○「食のつながりを広げよう」 事業報告 :①道の駅日野川の郷、②株式会社丸合、③大宮食事ボランティア、④日南町社会福祉協議会(食事サービス事業) 【参集者】:4団体、介護保険運営委員、まちづくり協議会、食育推進員、民生児童委員、地区保健委員、食事ボランティア、老人クラブ役員、配達弁当など民事業者 | 50 |
| 11月4日 (金) | ○地域包括ケア会議中間評価 ○各事業所中間評価 【参集者】:4団体 | 23 |
| 11月9日 (水) | ○平成28年度日南町認知症講演会「認知症の人へのかかわり方について」 講師 : 鳥取大学医学部脳神経内科 医師 和田 健二 氏 【参集者】:4団体職員、町外医療介護職員 | 48 |
| 11月20日 (日) | ○シンポジウム「誰が、どこで、どんな暮らしをしているか その人の 思いを知って、支え合おう！」 (第1部) 日南町地域包括支援センター、『乙さん入院物語』(DVD)、日南病院リハビリテーション科、ケアプランセンターあかねの郷、ホームヘルプにちなん、デイサービスセンターかすみ荘、日南病 | 190 |

| | | |
|--------------|---|-----|
| | 院療養病棟 (第2部) 社会福祉協議会、寸劇「地域で支えよう大切な人」、多里まちづくり協議会【参集者】:住民 | |
| 1月13日 (金) | ○「医療・介護連携－情報共有について－」 ①連絡シート ②入退院情報 ③在宅支援会議【参集者】:4団体 | 25 |
| 2月7日 (火) | ○「日南町地域包括ケアシステムの構築のために」 講演「地域包括ケア構築に向けたそれぞれの取り組みと協働のあり方」 講師：県立広島大学 教授 金子 努 氏 【参集者】:4団体 | 28 |
| 3月24日 (金) | ○「隣近所が気軽に集う居場所づくり」 ○「いきいき百歳体操について」「つどいの現状」 【参集者】:4団体、住民主体通所型サービス申請代表者、いきいきサロン世話役、民生児童委員、食育推進員、地区保健委員、食事ボランティア、老人クラブ役員 | 51 |
| 計 | | 546 |

B. 在宅支援会議

在宅支援会議とは、ケアマネージャー等の在宅支援スタッフが困っている事例について、多職種の実務者が参加して検討を行い、在宅での生活を支えられるように支援していくものです。また、多職種の連携がスムーズに行えるように、連絡調整を行っています。

そして、個々の高齢者の支援を、きめ細かく効果的に行うための連携の場で、個々の高齢者の介護・医療・福祉・生活の課題を明らかにし、地域包括ケア会議での社会資源創出の検討につなげていく役割があります。

○開催回数:週1回(月)17時15分開始。年50回。

○参加者:

日南病院…医師、一般病棟看護師、療養病棟看護師、外来・訪問看護師、リハビリテーション科

日南福祉会…デイサービスあかねの郷、デイサービスかすみ荘
デイサービス虹の郷、ホームヘルプセンターにちなん
あかねの郷(ショートステイ)
ケアプラセンターあかねの郷

日南薬局…薬剤師

福祉保健課…地域包括支援センター、介護相談員(認定調査員)

○内容:介護サービス、医療サービスを利用しながら在宅生活の継続に向けて連絡調整、退院し在宅生活の再開にむけて連絡調整、困難事例への対応を検討など

表22 在宅支援会議 検討数(人)

| | 平成27年度 | 平成28年度 |
|-------|--------|--------|
| 検討実人数 | 376 | 393 |
| 検討延人数 | 1263 | 1184 |

C. その他

- 民生委員との情報交換 随時
- 中山間集落見守り活動支援事業協力事業者との連携 随時

イ) 地域における介護支援専門員のネットワークの活用

A. 町内居宅支援事業所連絡会

地域の介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、介護支援専門員相互の情報交換を行う場を設定する等介護支援専門員のネットワーク構築を図ります。

表23 町内居宅支援事業所連絡会 開催状況

| | 平成27年度 | 平成28年度 |
|------|--------|--------|
| 開催回数 | 3回 | 2回 |

ウ) 日常的な個別指導・相談、支援困難事例等への指導・助言

A. 介護保険に関する相談対応

表24 介護保険に関する相談対応の状況

(単位：件)

| 相談内容 | 平成27年度 | | 平成28年度 | |
|------------------------------|--------|-----|--------|-----|
| | 来所 | 訪問 | 来所 | 訪問 |
| (介護認定新規・区分変更の申請の相談) | 45 | 81 | 27 | 75 |
| 介護認定は無いが様子確認等必要な者への対応 | 2 | 20 | 1 | 24 |
| 介護認定はあるが介護サービス利用の無い者への対応 | 6 | 35 | 9 | 39 |
| 介護サービス利用が有る者への対応 | 10 | 33 | 19 | 59 |
| 困難事例への対応 | 3 | 7 | 2 | 14 |
| 病院入院中で施設入所希望者への対応 | 2 | 1 | 1 | 2 |
| 病院入院中で在宅退院者への対応 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| 介護支援専門員への支援 | 2 | 11 | 0 | 13 |
| サービス担当者会議(退院前カンファレンスを含む)への参加 | 2 | 28 | 0 | 59 |
| 施設相談などその他 | 5 | 1 | 2 | 7 |
| 小計 | 82 | 224 | 61 | 296 |
| 合計 | 306 | | 357 | |

B. 自立支援検討会

介護支援専門員に対する自立支援を目指したケアマネジメント技術の指導、居宅・施設サービス計画作成の指導など個別指導・相談への対応を行うことに努めました。

表25 自立支援検討会 開催状況

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|------|---------------------|----------|
| 開催回数 | 3 回 (事例検討会として実施) | 16 回 |

② 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所の関係者の連携を推進することを目的としています。

包括的・継続的ケアマネジメントと一体的に実施しています。

③ 生活支援体制整備事業

ア. 生活支援コーディネーターの設置

日南町社会福祉協議会に委託し、以下の業務を中心に実施しました。

ア) 資源開発

- 住民のニーズ把握
- サービスの担い手の養成
- 元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保
- 介護予防・生活支援総合事業の住民主体型サービスの相談
- 介護予防・生活支援総合事業の住民主体型サービスの立ち上げ
- 介護予防・生活支援総合事業の住民主体型サービスの運営

イ) ネットワーク構築

- 町内における協議体の設置及び運営の検討
- 町内における関係機関のネットワークに関すること

ウ) ニーズと取り組みのマッチング

- 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチング

イ. 日南町生活支援・介護予防体制整備推進協議会の設置（平成27年9月4日）

地域の生活支援・介護予防サービス等を担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実と強化を図ることを目的として協議会

を行います。

○内 容：

日南町生活支援・介護予防体制整備推進協議会設置要綱の説明
 9月地域包括ケア会議「食のつながりを広げよう」意見集約
 日南町見守り生活支援サービス事業について

○構成員：

株式会社丸合、株式会社MAサービス、鳥取県生活協同組合、西村屋
 多里まちづくり推進協議会地域支え愛部長、日南老人クラブ連合会長
 日南町食育推進協議会会長、日南町社会福祉協議会会長、
 日南町シルバー人材センター事務局長、日南町民生児童委員
 日南町地区保健委員、食事ボランティアグループ、日南病院
 日南福祉会、日南町福祉保健課・地域包括支援センター

④ 認知症総合支援事業

ア．認知症初期集中支援推進事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の
 よい環境で暮らし続けられるために、認知症やその家族に早期にかかわる
 「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断、早期対応に向けた支
 援体制の構築に努めました。

ア) 認知症初期集中支援チーム

表 26 認知症初期集中支援チームの活動状況

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|--------------|----------|----------|
| チーム員会議回数 | 5 回 | 5 回 |
| 集中支援実人数 | 45 人 | 35 人 |
| 集中支援延人数 | 90 人 | 62 人 |
| 専門医による個別相談回数 | 5 回 | 5 回 |
| 専門医による個別相談人数 | 10 人 | 5 人 |

イ．認知症地域支援・ケア向上事業

認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らしつづけるために、医療機
 関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るため認知症地域支
 援推進員を配置し、医療・介護等の連携強化等による地域における支援体
 制の構築と認知症ケアの向上を図ることに努めました。

ア) 認知症地域支援推進員（看護師）の配置 1 人

平成 27 年度より地域包括支援センターに、認知症地域支援推進員（看
 護師 1 人）を配置しています。また、認知症サポーター養成講座等を

実施し、地域における認知症の正しい理解の啓発を行い、認知症になっても安心して過ごせる町を目指して取り組んでいます。

A. 家族介護者交流会

表 27 家族介護者交流会 実施状況

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|-------|----------|----------|
| 開催回数 | 12 回 | 12 回 |
| 参加実人数 | 20 人 | 26 人 |
| 参加延人数 | 43 人 | 63 人 |

B. 認知症カフェ～ねえ・きいて～平成 28 年 2 月より実施

表 28 認知症カフェ～ねえ・きいて～ 平成 28 年度実施状況

| | 平成 28 年度 |
|-------|----------|
| 開催回数 | 12 回 |
| 参加実人数 | 50 人 |
| 参加延人数 | 78 人 |

C. 認知症サポーター養成講座

表 29 認知症サポーター養成講座 実施状況

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|-------|----------|----------|
| 開催回数 | 13 回 | 6 回 |
| 参加実人数 | 190 人 | 58 人 |
| 参加延人数 | 190 人 | 58 人 |

D. 物忘れタッチパネル

表 30 物忘れタッチパネル 実施状況

| | 平成 28 年度 |
|------|----------|
| 開催回数 | 8 回 |
| 受検者数 | 82 人 |

E. 認知症作業部会

表 31 認知症作業部会 事業状況

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|------|----------|----------|
| 開催回数 | 11 回 | 12 回 |

F. その他

- ・ 認知症ケアパスを作成
- ・ 講演会の開催（日南町地域包括ケア会議）
講師 鳥取大学医学部医師

- ・認知症に関する寸劇による啓発周知（日南町地域包括ケア シンポジウム）DVDとして出前講座隊で啓発周知
- ・認知症啓発イラスト町報掲載による啓発周知
- ・訪問活動 訪問実人数 66人、訪問延人数 110人
- ・町内のキャラバンメイト（認知症指導者） 受講者 5人

表 32 日南町内のキャラバンメイト数

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|-----------|----------|----------|
| キャラバンメイト数 | 16 人 | 21 人 |

(5)任意事業

① 家族介護継続支援事業

ア. 家族介護教室の開催

家庭において家族を介護する者が、介護の知識・技術や介護サービスの利用方法等を習得することで精神的・肉体的負担を軽減し、より安心して介護ができることを目的として、家族介護教室を開催しました。

○事業委託先社会福祉法人日南福祉会

表 33 家族介護教室 実施状況

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|------|----------|----------|
| 開催回数 | 4 回 | 3 回 |
| 参加者数 | 51 人 | 27 人 |

イ. 家族介護者交流事業

家庭において家族を介護する者が、一時的に介護から解放され、日帰り旅行、施設見学などを活用した介護者相互の交流会に参加する事により、心身のリフレッシュを図ることができました。

○委託事業先社会福祉法人日南福祉会

表 34 家族介護者交流事業 実施状況

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|------|----------|----------|
| 開催回数 | 1 回 | 1 回 |
| 参加者数 | 19 人 | 19 人 |

ウ. 家族介護用品支給事業

加齢に伴う心身の機能の低下により、排泄動作等に支障をきたした高齢者に対し、在宅生活の支援と介護者の負担軽減を図ることを目的として、

紙おむつ等の介護用品を現物支給しました。

○支給対象者

要介護4及び5と認定された者で住民税非課税世帯に属する者

○支給限度額 75,000円／年

表35 家族介護用品支給 実施状況

| | 平成27年度 | 平成28年度 |
|-------|--------|--------|
| 支給実人数 | 12人 | 12人 |

② 成年後見制度利用支援事業

ア. 町長申立

成年後見制度を利用することが望ましいが、申立を行える親族がない等の事情がある場合、市町村長がその申立てをすることができます。

表36 町長申立件数

| | 平成27年度 | 平成28年度 |
|--------|--------|--------|
| 町長申立件数 | 1人 | 0人 |

イ. 後見人報酬の助成

成年後見制度を利用することが望ましいが後見人への報酬を支払うことが困難な被後見人に対して後見人報酬の助成を行うことができます。

表37 後見人報酬の助成 実施状況

| | 平成27年度 | 平成28年度 |
|----------|--------|--------|
| 後見人報酬の助成 | 1人 | 1人 |

ウ. 市民後見人養成講座

市民後見人の養成のため、社団法人権利擁護ネットワークほうきが主催する市民後見人養成講座へ日南町社会福祉協議会から数日間に及ぶ研修会を6名の方が修了されました。今後は、日南町社会福祉協議会が社団法人権利擁護ネットワークほうきの団体社員として、法人後見等の担当者として町内で活動される予定です。

5. 保健事業の状況

本町の人口減少と高齢化は今後更に進展すると見込まれています。高齢者のみの世帯は増加し、介護を必要とする人も介護する人も高齢化することから、在宅介護力はいっそう低下することが予測されます。

町民一人ひとりが、高齢になってもいきいきと輝いて生活できるようにするためには、若いうちから健康について考え、楽しく健康づくりが実践できるような支援が必要であり、保健福祉事業の一層の充実が求められます。

みんなが笑顔でいきいきと暮らせるように社会教育、学校保健、職域保健、地域保健など多方面の関係機関と連携をとりながら、生涯を通じての健康づくりを推進しています。

(1) 保健事業の現状

◎日南町の健康状況と健康課題

平成27年2月に全国健康保険協会（以下、「協会けんぽ」という。）鳥取支部と「日南町の健康づくり事業に関する包括連携協定」を締結し、協働で町民の健康づくりに取り組んでいます。この連携事業が始まったことにより、町民の約85%を占める公的医療保険加入者（協会けんぽ鳥取支部、日南町国保、日南町後期高齢）の健康に関するデータが把握できるようになり、本町の健康状況とその課題がより明確化しました。特定健診結果と医療費からみた健康状況をもとに考えられる本町の健康課題は以下のとおりです。

【日南町の健康課題】

1. 血圧の高い人が多い
2. LDL（悪玉）コレステロールの高い人が多い
3. 腎機能（eGFR値）の悪い人が多い
4. 太りすぎ（肥満）の人が多い
5. 働き盛り世代（40～74歳）が生活習慣病になる危険性が高まっている
6. 働き盛り世代（40～74歳）にがんで亡くなる人が多い

働き盛り世代（40～74歳の協会けんぽ被保険者本人）の健康状況については、収縮期血圧の高い人が多く県内で最も悪い状況です。また、メタボ該当者（予備軍含む）及び、腹囲・中性脂肪・LDLコレステロール・HbA1c・BMIが基準値以上であった人の割合が多く、それぞれの項目において県内で3番目に悪い状況です。また、血圧・血糖・脂質について服薬している人の割合も多く、これらの項目は、生活習慣病を発症する危険性を高めます。

この状況から、特に働き盛り世代の健康づくりを重点的に、協会けんぽ鳥取支部と連携して取り組んでいます。町から事業所検診へ出向いて検診や健康づくりの啓発を行ったり、町内事業所の巡回訪問を協会けんぽ保健師と協働で実施するなどして取り組んでいます。

① 健康教育事業

【現状】

生活習慣病予防のため自治会、老人クラブ、地域の婦人グループ等で健康教育を行って

ます。また、糖尿病友の会「あけぼの会」や健康づくりの友の会「コスモス会」のグループづくりにより、継続的に健康管理が行えるように取り組んでいます。

平成14年度には、介護予防教室「まめな会」をスタートし、高齢者の健康づくりの場となっています。内容により町の保健師や栄養士等が健康教育を行っています。

平成26年度より、日南病院と連携し、糖尿病対策に力を入れています。

(集団健康教育)

| 区 分 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 開催回数 回 | 119 | 99 | 146 | 191 | 222 |
| 参加延人員 人 | 1,381 | 1,324 | 2,265 | 2,745 | 2,863 |

【今後の方向】

- ・高血圧対策として家庭血圧測定や減塩食の推進、自分にあった運動習慣を身につけてもらうためノルディックウォークを推進するなど、町の健康課題の解決に向けて重点的に取り組みます。
- ・日南病院との連携を強化して、糖尿病・高血圧・肥満・禁煙等の取り組みを充実し、脳血管疾患や認知症の予防に努めていきます。
- ・地区保健委員、食育推進員、まちづくり協議会や自治会などの地域組織等との連携を深め、協働した取り組みを進めていきます。

② 健康相談事業

【現状】

自分の健康管理に努めることができるよう、地域での健康相談や電話相談等を実施しています。

集団検診会場で歯科衛生士による歯と口腔の健康相談を実施し、歯周病予防や介護予防としての口腔機能向上に努めています。また、認知症早期発見のためのタッチパネルを用いた物忘れ相談を実施し、検診時に気軽に相談できる体制を整えています。平成27年度から、協会けんぽ鳥取支部との連携事業としてオプション健診（肌年齢・血管年齢測定など）を実施し、生活習慣の振り返りなど健康について考えられる機会を設けています。

平成17年度から自死対策モデル事業に取り組み、うつ病等の早期発見、早期治療の大切さや相談窓口、対応の方法などの周知を行ってきました。併せて鳥取県立精神保健福祉センター精神科医師による、こころの健康相談を実施し、多くの相談が寄せられています。

(健康相談)

| 区 分 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 開催回数 回 | 36 | 45 | 60 | 75 | 58 |
| 参加延人員 人 | 388 | 365 | 809 | 1,271 | 1,433 |

【今後の方向】

- ・「ほっと安心日南町こころの健康づくりネットワーク機関」と連携強化して、こころの健康状態が不調な方を早期に発見し、相談に対応していきます。
- ・生活習慣病予防やこころの健康づくりを中心として、個人の健康状態や生活状況に応じた個別相談を実施し、必要な助言や支援を行っていきます。

③ 栄養改善

【現状】

健康寿命延伸を目指して、食生活を中心とした生活習慣の改善に対する意識向上に努めています。バランスよい食事を軸に、低栄養予防やおいしく減塩できる調理方法、骨粗しょう症予防などについて、小地域ごとに食育推進活動を行っています。

広く町内で食育推進に取り組むため、食育を推進するボランティア団体「食育推進協議会」の協力が必要であり、小地域での伝達活動推進に必要な知識・技術を習得するために、研修等の支援を行っています。

(食育推進員研修普及講習)

| 区 分 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 開催回数 回 | 50 | 50 | 43 | 43 | 45 |
| 参加延人員 人 | 881 | 760 | 932 | 996 | 851 |

【今後の方向】

食生活を中心とした生活習慣の改善について、小地域ごとの活動を大切にしながら、いつまでも食事が楽しいものであるよう、継続して啓発活動を行っていきます。特に、小さいころからの食育、高齢者の低栄養予防、男の料理教室を推進し、地産地消に取り組みながら実施していきます。

④ 健康診査（基本健康診査→特定健康診査）

【現状】

平成19年度までは老人保健法により町が40歳以上の住民の健康診査に取り組んできましたが、平成20年度から「高齢者の医療の確保に関する法律」が施行され、健康診査は各医療保険者が主体となって実施することになりました。

このため、40歳から74歳までの日南町国民健康保険加入者は「特定健康診査」として、75歳以上の後期高齢者医療制度加入者については「後期高齢者の健康診査」として、担当課である住民課と協働して健康診査を実施することになりました。

福祉保健課では、生活保護受給者等を対象とした「一般健康診査」と、20歳～39歳の健診を受ける機会がない人を対象とした日南町独自の健康診査を行っています。

健診受診率、がん検診受診率ともに低下傾向であったことから、受診環境の整備や啓発

方法等を工夫し、受診率の向上に力を入れています。平成27年度より、協会けんぽ連携事業においてより効果的な健診啓発や住民検診会場でのオプション健診（肌年齢・血管年齢測定など）を行えるようになり、受診者数は増加傾向にあります。平成26年度から27年度にかけては、特定健診受診率が11.8%増加し、県下一の増加率となっています。

（国民健康保険の特定健診）

| 区 分 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| 対象者数 人 | 1,116 | 1,083 | 1,023 | 972 |
| 受診者数 人 | 326 | 322 | 311 | 410 |
| 受診率 % | 29.2 | 29.7 | 30.4 | 42.2 |

（特定健診法定報告結果より※平成28年度実績未確定）

（後期高齢者の健康診査）

| 区 分 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 受診者数 人 | 149 | 169 | 169 | 211 | 205 |

（一般健康診査 単町実施の若者健診を含む）

| 区 分 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 受診者数 人 | 13 | 17 | 15 | 13 | 12 |

【今後の方向】

- ・健康診査、がん検診の受診率が低下傾向のため、中央（会場1か所）で行うセット健診の利点の周知に努め、受診率の向上を目指します。
- ・協会けんぽ鳥取支部と連携をし、健康づくりの一つとして多くの人に健康診査・がん検診を受診してもらえるよう、健康診査・がん検診をあわせた効果的な啓発などに取り組みます。
- ・健康診査の精密検査受診勧奨を行い、疾病の早期発見、早期治療に努めます。
- ・日南病院と連携をし、生活習慣病対策の取り組みを充実します。

⑤ 健康診査（がん検診）

【現状】

- ・総合文化センターを検診会場として、年間9回（6.5日）のがん検診を実施しています。高齢化が進んでいること等から受診率が低下傾向にあります。
- ・平成20年度から対象者の算定方法が変更になり、国勢調査人口から農業以外の就業者人口を減じて対象者数とすることになりました。本町は80歳代以上の方が多く、病院で検査を受けた人やねたきりなどで検診受診が困難な方などを対象から除くことができなくなったことも、以前に比較し受診率が低くなっている要因の一つと考えら

れます。平成28年度の40歳から69歳のがん検診受診率を県平均と比較すると、大腸・子宮・乳がん検診では高く、胃・肺がん検診では10%程度低い傾向です。より一層、がん検診の重要性を啓発していくことが必要です。

- ・平成22年度からは、すべてのがん検診自己負担金を無料とし、健康づくりに取り組みやすい環境づくりに努めています。
- ・受診勧奨の工夫、料金の無料化、休日検診、医療機関検診（子宮がん・乳がん検診）などの取り組みや、平成27年度より開始した協会けんぽ鳥取支部との連携事業において効果的な啓発や住民検診会場でのオプション健診（肌年齢・血管年齢測定など）を行うようになったことから、受診者数（受診率）は増加傾向に転じています。
- ・高齢者では、医療機関で検査を受ける人が多くなっています。
- ・75歳未満の働き盛りの年代にがん死亡が多い傾向にあり、働き盛りの年代の初回受診者を増やす取り組みをしたことで、若い年代での検診受診者も増加傾向です。

(がん検診)

| 区 分 | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 肺がん | 対象者数 人 | 2,966 | 2,966 | 2,966 | 2,966 | 2,551 |
| | 受診者数 人 | 504 | 586 | 547 | 642 | 644 |
| | 受診率 % | 17.0 | 19.8 | 18.4 | 21.6 | 25.2 |
| 胃がん | 対象者数 人 | 2,966 | 2,966 | 2,966 | 2,966 | 2,551 |
| | 受診者数 人 | 333 | 389 | 363 | 388 | 363 |
| | 受診率 % | 11.2 | 13.1 | 12.2 | 13.1 | 14.2 |
| 大腸がん | 対象者数 人 | 2,966 | 2,966 | 2,966 | 2,966 | 2,551 |
| | 受診者数 人 | 659 | 643 | 665 | 670 | 680 |
| | 受診率 % | 22.2 | 21.7 | 22.4 | 22.6 | 26.7 |
| 子宮がん | 対象者数 人 | 1,837 | 1,837 | 1,837 | 1,837 | 1,567 |
| | 受診者数 人 | 293 | 309 | 310 | 347 | 316 |
| | 受診率 % | 15.9 | 16.8 | 16.9 | 18.9 | 20.2 |
| 乳がん | 対象者数 人 | 1,773 | 1,773 | 1,773 | 1,773 | 1,521 |
| | 受診者数 人 | 228 | 223 | 446 | 482 | 517 |
| | 受診率 % | 12.9 | 12.6 | 25.2 | 27.2 | 34.0 |

(平成28年度 40～69歳の住民検診・国保ミニ人間ドック(大腸がん)のがん検診受診率)

| 区 分 | 日南町 | 鳥取県 | |
|--------|-------|-------|----------|
| 胃がん検診 | 24.8% | 43.5% | |
| 肺がん検診 | 37.3% | 48.7% | |
| 大腸がん検診 | 44.3% | 40.5% | |
| 子宮がん検診 | 48.2% | 41.9% | 20～69歳 |
| 乳がん検診 | 43.2% | 42.4% | 1回/2年の受診 |

※鳥取県受診率
(40～69歳、子宮がん20～69歳):
平成26年度国民生活基礎調査より

【今後の方向】

- ・がん検診の重要性について啓発を行い、地区保健委員等の協力を得て受診率の向上に努めます。特に検診開始年齢の若い年代の人に働きかけ、検診を習慣にしていけるように支援します。
- ・国保ミニ人間ドックの受けやすい体制を整えます。
- ・協会けんぽ鳥取支部と連携をし、健康づくりの一つとして多くの人に健康診査・がん検診を受診してもらえよう健康診査・がん検診をあわせた効果的な啓発などに取り組みます。

⑥ 訪問指導事業

【現状】

健診で精密検査が必要になった人、特定保健指導対象者、独居・虚弱高齢者、家族介護者、身体・知的・精神障がい者等を対象として家庭訪問を実施しています。近年は、精神障がい者への訪問が増えています。

(訪問指導)

| 区 分 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 訪問延数 人 | 634 | 639 | 582 | 227 | 260 |

【今後の方向】

- ・家庭訪問は、対象者の生活背景や思いを知るために有効な保健活動であり、訪問を通してより適切な支援ができるように努めます。

⑦ 自死対策事業(こころの健康づくり)

【現状】

年間0から4人(平均2人)の自死があり、各年代での対策が必要です。

町では、平成18年度に「ほっと安心日南町こころの健康づくりネットワーク」を立ち上げ、町内44機関の関係者が集い、啓発活動やこころの健康状態が不調な方の見守りを行う体制の基盤ができました。平成24年度には関係機関が44か所から60か所に増えました。

精神保健福祉センターや西部総合事務所福祉保健局の協力を得ながら、地道な啓発活

動、ネットワークの充実、こころの健康状態が不調な方への細やかな対応、精神科医師によるこころの相談日の開設（年5回）、医療機関との連携強化などに継続して取り組んでいます。

町民への啓発活動の継続や、毎年自死予防ゲートキーパー研修を行うことで、近年はネットワーク機関等から、こころの健康状態が不調な方の相談が入り、早期受診等に結びついています。また20歳・30歳代と若い人のこころの健康相談も増えています。

（自死対策事業 実施状況）

| | 平成27年度 | 平成28年度 |
|-----------------------|-----------|--------------|
| こころの健康づくりネットワーク会議・研修会 | 1回 | 1回 |
| 参加機関 | 60機関 | 60機関 |
| 精神科医師の講演会 参加人数 | 56人 | 73人 |
| 他の講師による講演会 | 鳥取県断酒会理事長 | 障がい福祉サービス事業所 |
| こころの健康づくり連絡会 回数 | 5回 | 5回 |
| 心の健康相談 開催回数 | 5回 | 5回 |
| 相談者実人数（延人数） | 14人（19人） | 15人（24人） |
| 自死予防デー町内事業所へ啓発訪問 | 51カ所 | 55カ所 |
| 保健師による精神保健事業 | | |
| 健康教室 開催回数（参加人数） | 0回 | 1回（12人） |
| 来所相談 実人数（延人数） | 32人（127人） | 51人（118人） |
| 電話・メール相談 | 138人 | 126人 |
| 家庭訪問 実人数（延人数） | 26人（60人） | 38人（108人） |

【今後の方向】

今後も「ゲートキーパー養成講座」を行い、うつ病や自死予防の正しい理解者を増やし、仏教会・商工会等の職域や学校保健・教育委員会、地域包括ケア会議の関係者等との連携を強化し、孤立を防ぎ、相談しやすい町づくりをすすめます。

（2）健康づくり計画の推進

若いときから楽しく健康づくりに取り組み、いつまでもみんなが笑顔で暮らせるようにと、平成15年3月に健康づくり計画「にこにこ健康にちなん21」を策定しました。個人・家族・地域それぞれの立場で取り組んでいけるよう、2年ごとに重点項目を定めて地区保健員、食育推進員、地域組織、職域等との連携を深め、協働して啓発と推進を図ってきました。

平成23年度には、8年間の取り組みをもとに「第2期にこにこ健康にちなん21」を策定し、平成24年度から32年度までの9年間の計画期間として、町民の皆さんとともに健康づくりに取り組んでいます。

健康づくり施策は介護予防施策とも密接にかかわることから、健康づくり計画の策定・推進についても、「介護保険運営協議会」において協議していくこととします。

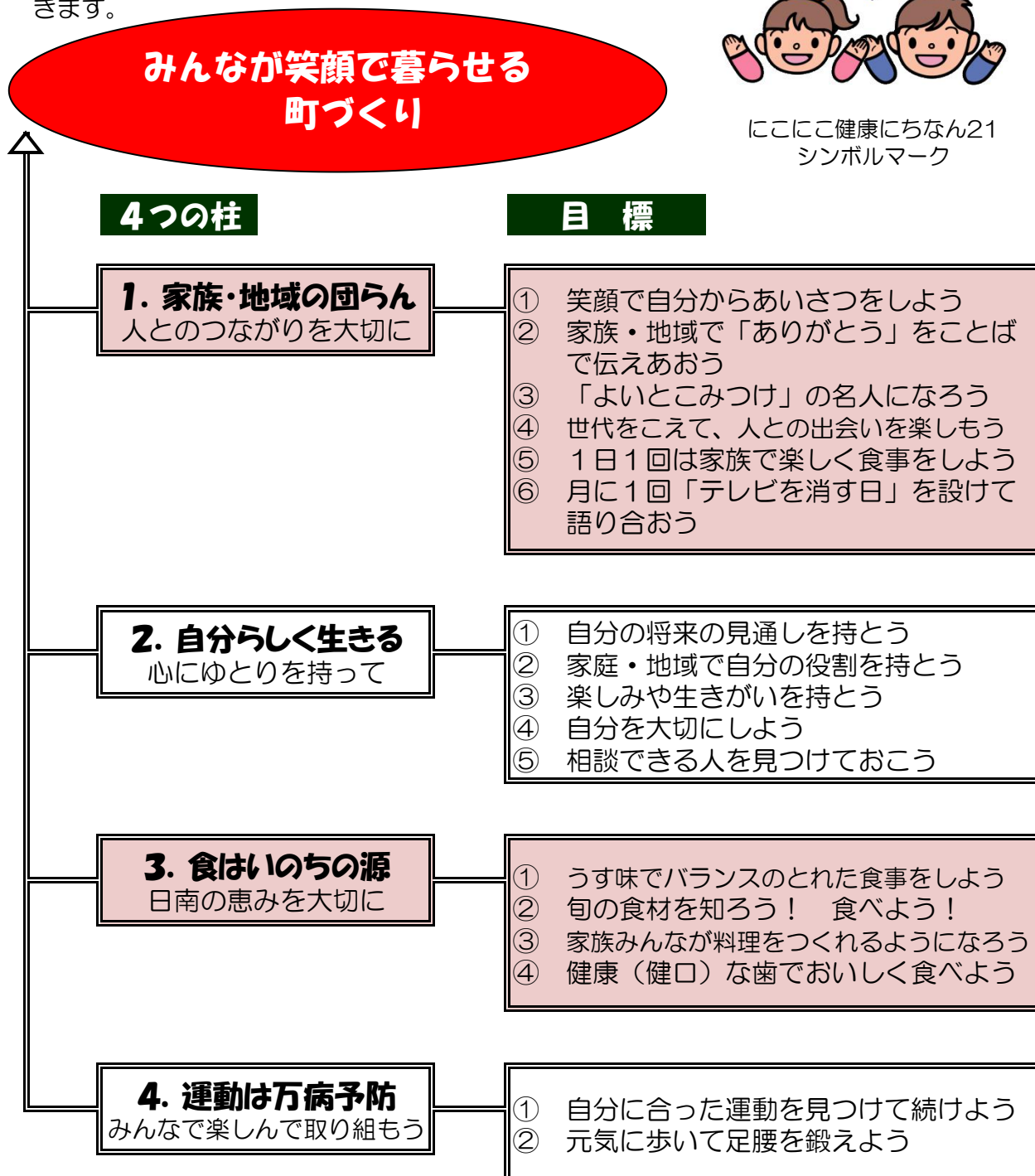
第2期

にこにこ健康にちなん21

日南町は、町民のみなさんが健康でいつまでも笑顔で暮らせるように平成32年度までの健康づくり計画として、次の4つの柱ごとの目標に向けてみなさんと一緒に取り組んでいきます。



にこにこ健康にちなん21
シンボルマーク



第2期 にこにこ健康にちなん21

1. 家族・地域の団らん…人とのつながりを大切に

| 目標 | 具体的な取り組み | | 事業名 |
|--------------------------|--|--|---|
| | 個人や家庭で取り組もう | 地域全体での取り組み | |
| ①笑顔で自分からあいさつをしよう | <p>☆子どもの頃からあいさつを習慣にしよう</p> <p>☆まず家庭であいさつをしよう</p> | ☆地域であいさつをしよう | <p>啓発活動</p> <p>町報</p> <p>ケーブルテレビ</p> <p>まめな会</p> <p>各自治体での教室</p> <p>がんじょうクラブ</p> <p>ありがとうカードの普及</p> |
| ②家庭・地域で「ありがとう」をことばで伝えあおう | <p>☆「ありがとう」をことばで伝えよう</p> <p>☆「ありがとうカード」を届けよう</p> | ☆「ありがとう」をことばで伝えよう | <p>母子保健事業</p> <p>乳幼児健診</p> <p>すくすく教室</p> |
| ③「よいとこ見つけ」の名人になろう | ☆自分や家族のよい所をみつけて伝えてみよう | <p>☆「よいとこ見つけ」をする機会をつくろう</p> <p>☆「よいとこ見つけ」を地域の習慣にしよう</p> | <p>人生学園、生涯学習</p> <p>関係機関との連携</p> <p>子どもの健康づくり協議会</p> <p>まちづくり協議会</p> <p>ほっと安心日南町こころの健康づくりネットワーク</p> |
| ④世代をこえて、人との出会いを楽しもう | ☆世代間交流を積極的に楽しもう | <p>☆世代間交流を意図したイベントを企画しよう</p> <p>☆地域の行事にみんなで参加しよう</p> | <p>地区保健委員会</p> <p>民生児童委員協議会</p> <p>食生活改善推進協議会</p> <p>子育て支援センター</p> <p>保育園</p> |
| ⑤1日1回は家族で楽しく食事をしよう | ☆食卓の楽しい雰囲気づくりをしよう | ☆家族と一緒に食事をする大切さを見直そう | <p>小・中学校</p> <p>教育委員会</p> <p>老人クラブ</p> <p>文化センター</p> |
| ⑥月に1回、「テレビを消す日」を設けて語りあおう | <p>☆「テレビを消す日」について家族で話しあってみよう</p> <p>☆なにかが変わった？変化を観察しよう</p> | <p>☆「テレビを消す日」を地域のイベントにしよう</p> <p>☆テレビがもたらす影響について学ぼう</p> <p>☆地域で共有できるような話題のある町づくりをしよう</p> | <p>役場関係課</p> |

「家族・地域の団らん」の目標値

| 数値目標 | 初回調査 平成 22 年度 | 中間目標 平成 27 年度 | 最終目標 平成 32 年度 | 参考 |
|--|------------------------------|------------------|------------------|--|
| 笑顔で自分から あいさつをする人 の割合を増やす | 小学生 未把握 中学生 未把握 成人 未把握 | 80% | 90% | 平成 15 年子どもの生活 実態調査（中学生）では 「家族であいさつする人」 は 90.7% |
| 「ありがとう」を ことばで伝えて いる人の割合を 増やす | 小学生 未把握 中学生 未把握 成人 未把握 | 80% | 100% | 子どものこころの健康調査 （小・中学生） 生活習慣調査（20～74 歳） で把握予定 |
| 家族から大事に されていると 思う人（小・中学 生）の割合を増や す | 小学生 61% | 70% | 80% | 子どものこころの健康調査 （小3年～中学生） で把握 |
| | 中学生 60% | 70% | 80% | |
| 人のよいところを 見つけるように 意識している人の 割合を増やす | 小学生 未把握 中学生 未把握 成人 未把握 | 50% | 80% | 子どものこころの健康調査 （小・中学生） 生活習慣調査（20～74 歳） で把握予定 |
| 異なる世代の人と 交流がある人の 割合を増やす | 小学生 未把握 中学生 未把握 成人 未把握 | 80% | 90% | |
| 夕食を家族と 楽しく食べる人 （小学生）の割合 を増やす | 未把握 （小1～6年生） | 95% | 100% | 平成 22 年子どもの生活 実態調査（小学生） ＜夕食＞ 家族みんなと 52.1% 家族の誰かと 45.9% 自分ひとりで 2.0% 平成 27 年は「楽しく」が 加わる |
| 月に 1 回以上「テ レビを消す日」を 設けている人の割 合を増やす | 小学生 未把握 中学生 未把握 成人 未把握 | 50% | 80% | 子どもの生活実態調査 （小・中学生） 生活習慣調査（20～74 歳）で把握予定 |

第2期 にこにこ健康にちなん21

2. 自分らしく生きる…心にゆとりを持って

| 目標 | 具体的な取り組み | | 事業名 |
|---------------------|--|--|--|
| | 個人や家庭で取り組もう | 地域全体での取り組み | |
| ①自分の将来の見通し を持つ | <ul style="list-style-type: none"> ☆自分の夢を持つ ☆自分や家族の生き方、 逝き方を語りあおう ・自分や家族のライフ プランを作ろう ・人生の最期をどう迎え たいか決めておこう (延命治療など) | <ul style="list-style-type: none"> ☆自治会・まち協単位 で、 最後まで自分らしく暮 らし続けるために必要 なことを話しあおう ・5年後、10年後の地 域の姿を具体的にイメ ージしよう ☆自分の最期の迎え方を 決め、家族で共有して おくことの大切さを 伝えていこう | <ul style="list-style-type: none"> 啓発活動 町報 ケーブルテレビ 相談窓口の周知 健康教室 がんじょうクラブ まめな会 母子保健事業 すくすく教室 乳幼児健診等 いのちの教育 |
| ②家庭・地域で自分の 役割を持つ | <ul style="list-style-type: none"> ☆家族の一員として子ど もの頃からお手伝いを しよう ☆自分の身の回りのこと は自分でしよう ☆家族で家事を分担して 助けあおう | <ul style="list-style-type: none"> ☆お手伝いをすることの 大切さを見直そう ☆生涯現役の大切さを 広めよう | <ul style="list-style-type: none"> こころの相談 人生学園、生涯学習 関係機関との連携 子どもの健康づくり協議会 まちづくり協議会 ほっと安心日南町こころの 健康づくりネットワーク 地区保健委員会 食生活改善推進協議会 民生児童委員協議会 子育て支援センター 保育園 小・中学校 教育委員会 老人クラブ 文化センター 役場関係課 |
| ③楽しみや生きがい を持つ | <ul style="list-style-type: none"> ☆少しでも自分の時間を 持つ ・子どもの頃から早寝早 起きの習慣をつけよう ・早い時間に家に帰る 努力をしよう ・新しいことにチャレン ジしよう ☆若いときから趣味を 持つ | <ul style="list-style-type: none"> ☆楽しい地域の行事を 企画しよう ☆同じ趣味の人と交流を しよう ☆地域で趣味活動の発表 の機会をつくろう | |

「自分らしく生きる」の目標値

| 数値目標 | 初回調査 平成22年度 | 中間目標 平成27年度 | 最終目標 平成32年度 | 参考 |
|-------------------------------------|---|------------------|------------------|--|
| 将来の夢をもっている と答える人の割合を増やす | 小学生 未把握 中学生 未把握 成人 未把握 | 80% | 90% | 子どものこころの健康調査 (小・中学生) 子どもの生活実態調査 (小・中学生) 生活習慣調査(20~74歳) |
| 自分の最期の むかえ方を親族に 伝えている人の割合を増やす | 成人 未把握 | 70% | 80% | で把握予定 |
| 家庭の仕事を分担 している人の割合を増やす | 81% 平成22年子どもの 生活実態調査(小学生) | 90% | 100% | |
| | 88% 平成22年子どもの 生活実態調査(中学生) | 95% | 100% | |
| 趣味や楽しみを もって生活する人の 割合を増やす | 男性 74.9% 女性 73.0% 平成22年生活習慣 調査(20~74歳) | 男性 80% 女性 80% | 男性 90% 女性 90% | 平成22年生活習慣調査 (20~49歳) 男性 82.2% 女性 74.7% |
| 現在の生活に満足 している人の割合を増やす | 男性 61.9% 女性 63.3% 平成22年生活習慣 調査(20~74歳) | 男性 70% 女性 70% | 男性 80% 女性 80% | 平成22年生活習慣調査 (20~49歳) 男性 55.9% 女性 57.3% |



第2期 にこにこ健康にちなん21

2. 自分らしく生きる…心にゆとりを持って

| 目標 | 具体的な取り組み | | 事業名 |
|-----------------|---|---|-----|
| | 個人や家庭で取り組もう | 地域全体での取り組み | |
| ④自分を大切にしよう | ☆自分や家族の頑張っているところに目を向けよう ・自分をほめよう ・家族でほめあおう ☆自分の身体と心の状態を知ろう | ☆地域でほめあおう ・してもらっていることに目を向け感謝の気持ちを伝えよう ・地域の良いところ、素敵などところを見つけよう ☆さそいあって検診を受けよう | |
| ⑤相談できる人を見つけておこう | ☆困った時に誰かに相談しよう ☆自分の思いを言葉にして伝えよう ☆聴き上手になろう | ☆困った時は助け合おう ・世話上手、世話され上手になろう ☆みんなが相談窓口を知っておこう ☆相談された秘密は守ろう | |



鳥取県睡眠キャンペーン
イメージキャラクター スーミン



日南町 スーミン

「自分らしく生きる」の目標値

| 数値目標 | 初回調査 平成22年度 | 中間目標 平成27年度 | 最終目標 平成32年度 | 参考 |
|------------------------------------|--|---|---------------------------------|---|
| 家族から大切にされていると感じる人の割合を増やす | 小学生 61% 中学生 60% | 小学生 70% 中学生 70% | 小学生 80% 中学生 80% | 子どものこころの健康調査(小・中学生)で把握 |
| 自分のことが好きだと言える人の割合を増やす | 小学生 50% | 60% | 70% | 平成22年子どものこころの健康調査。小学生は「好き」「どちらかといえば好き」を含む 中学生は「好き」「あまり好きではない」「きらい」の設問のうち「好き」と回答した数 |
| | 中学生 17% | 30% | 50% | |
| 検診の受診率が上がる 特定健診(40~74歳) がん検診 | 33.7% | 65% | 65% | 平成22年日南町検診該当者調査をもとに算出 対象40~74歳 職場で受けた、病院で受けた、は受診済みに計上。 治療中、歩行困難、手術を受けた人は対象人口から除く |
| 胃がん | 33.6% | 40% | 50% | |
| 肺がん | 37.2% | 40% | 50% | |
| 大腸がん | 37.0% | 40% | 50% | |
| 子宮がん | 32.1% | 40% | 50% | |
| 乳がん | 57.0% | 60% | 65% | |
| 朝すっきり起きられる人の割合を増やす | 男性 39.5% 女性 36.2% 平成22年生活習慣調査(20~74歳) | 男性 50% 女性 40% | 男性 60% 女性 50% | 平成22年生活習慣調査(20~74歳) 覚醒時疲労「なし」または「ほとんどなし」と回答した人 |
| なんでも話せる人がいると答える人の割合を増やす | 小学生 84% 中学生 82% 成人 未把握 平成22年子どものこころの健康調査(小・中学生) | 小学生 90% 中学生 90% 成人 90% 生活習慣調査(20~74歳)で把握 | 小学生 100% 中学生 100% 成人 100% | 平成22年県民栄養調査 20歳以上 睡眠による休養が十分とれていない人とまったくとれていない人(男性) 県 21.9%(22年) 全国 18.4%(20年) (女性) 県 23.2%(22年) 全国 19.6%(20年) 20歳以上の県民は17年度より男女とも増加 |
| こころの相談窓口を知っている人の割合を増やす | 男性 49.6% 女性 64.4% 平成22年生活習慣調査(20~74歳) | 男性 60% 女性 75% | 男性 80% 女性 90% | |
| 自殺者を減らす | 年平均3人 平成19年~22年(男性8人 女性4人) | 0人 平成23年~26年 年平均 | 0人 平成27年~31年 年平均 | |

第2期 にこにこ健康にちなん21

3. 食はいのちの源…日南の恵みを大切に

| 目標 | 具体的な取り組み | | 事業名 |
|---------------------|---|--|--|
| | 個人や家庭で取り組もう | 地域全体での取り組み | |
| ①うす味でバランスのとれた食事をしよう | <p>☆3食をバランスよく食べよう</p> <p>☆うす味に慣れよう</p> <p>☆適正体重を知り自分にあった食事量にしよう</p> | <p>☆朝食の大切さを伝えていこう</p> <p>☆栄養バランスの取れた料理を普及しよう</p> <p>☆減塩について学ぶ機会をつくろう</p> <p>☆食事の適正量を知る機会をつくろう</p> | <p>啓発活動 町報 ケーブルテレビ 人生学園、生涯学習健康教室 食育教室 料理講習会 親と子の料理教室 中学生の料理教室 男の料理教室 3世代の料理教室 食生活改善推進員の活動 小地域での伝達講習 関係機関との連携</p> |
| ②旬の食材を知ろう！ 食べよう！ | <p>☆季節の野菜をつくろう</p> <p>☆日南の旬の野菜を食べよう</p> <p>☆郷土料理を受け継ごう</p> | <p>☆若い人も楽しんで野菜づくりを体験しよう</p> <p>☆旬の野菜を使った調理法を学ぼう</p> <p>☆地産地消をすすめよう</p> <p>☆地域の方を講師にして料理教室を開こう ・伝統の知恵を学ぼう</p> | <p>役場関係課 文化センター JA 鳥取西部日南支所 野菜販売店 学校給食センター 子どもの健康づくり協議会 地区保健委員会 民生児童委員協議会 子育て支援センター 保育園 小・中学校 教育委員会 老人クラブ 保健所 栄養士会</p> |

いのちをつくる食事をもっと見直しましょうね



食改のかいこさん

「食はいのちの源」の目標値

| 数値目標 | 初回調査 平成 22 年度 | 中間目標 平成 27 年度 | 最終目標 平成 32 年度 | 参考 |
|----------------------|--|--|--|--|
| 朝食を毎日食べる人の割合を増やす | 小学生 91.8% 中学生 89.1% 男性 79.4% 女性 86.6% 平成 22 年子どもの生活実態調査 平成 22 年生活習慣調査 (20~49 歳) | 小学生 95% 中学生 95% 男性 85% 女性 90% | 小学生 100% 中学生 100% 男性 90% 女性 95% | 平成 22 年県民栄養調査 男性の欠食の割合 20~60 歳代 県 18.4% 全国 19.2%(平成 20 年) 日南 12.5% 平成 22 年生活習慣調査 男性の欠食割合 20~49 歳 日南 20.6% |
| 栄養バランスを考えて食べている人を増やす | 未把握 | 男性 60% 女性 60% | 男性 70% 女性 70% | 平成 21 年度食育に関する意識調査 (内閣府) 「食事バランスガイド」等を参考にしている国民の割合 57.7% |
| 塩分の摂取に問題のない人の割合を増やす | 男性 20.7% 女性 33.8% | 男性 30% 女性 40% | 男性 50% 女性 60% | 生活習慣調査 (20~74 歳) で把握 |
| 食育について関心を持っている人を増やす | 未把握 | 男性 80% 女性 80% (20~74 歳) | 男性 90% 女性 90% | 平成 21 年度食育に関する意識調査 (内閣府) 「関心がある」「どちらかといえば関心がある」の計 72.2% |
| 野菜を毎日食べる人の割合を増やす | 男性 44.9% 女性 70.8% | 男性 50% 女性 75% | 男性 60% 女性 80% | 生活習慣調査 (20~74 歳) で把握 |
| 適正体重を維持している人の割合を増やす | 男性 70.6% 女性 70.7% 平成 22 年生活習慣調査 (20~74 歳) | 男性 75% 女性 75% | 男性 80% 女性 80% | 平成 22 年県民栄養調査 ①40~60 歳代 男性肥満者 県 28.3%(H22 年) 全国 32.0%(H20 年) 日南 24.2%(H22 年) 女性の肥満者 県 23.1%(H22 年) 全国 21.7%(H20 年) 日南 18.5%(H22 年) ②20 歳代女性の低体重者 県 26.3%(H22 年) 全国 22.5%(H20 年) 日南 14.3%(H22 年) ③30 歳代女性の低体重者 日南 21.1%(H22 年) |

第2期 にこにこ健康にちなん21

3. 食はいのちの源…日南の恵みを大切に

| 目標 | 具体的な取り組み | | 事業名 |
|----------------------|---|---|--|
| | 個人や家庭で取り組もう | 地域全体での取り組み | |
| ③家族みんなが料理をつくれるようになろう | <ul style="list-style-type: none"> ☆家族みんなで楽しく料理をしよう ・小さい頃からお手伝いをしよう ☆家族誰もが得意料理を一つ持とう | <ul style="list-style-type: none"> ☆男性も料理を体験できる機会をつくろう | |
| ④健康（健口）な歯でおいしく食べよう | <ul style="list-style-type: none"> ☆毎食後に歯磨きをしよう ☆歯科検診を受けよう ・6024をめざそう ☆よく噛んで食べよう ☆正しいおやつ選び方や量に気をつけよう | <ul style="list-style-type: none"> ☆歯の健康について学ぶ機会をつくろう ・歯周病やタバコとの関係を学ぼう ☆噛みごたえのある食品や料理を普及しよう ☆手づくりおやつを伝えていこう | <p>啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 町報 ケーブルテレビ ポスター 標語 よい歯のコンクール 大人の歯科検診 歯の健康教室 <p>母子保健事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 乳幼児健診 フッ素塗布 フッ素洗口 <p>関係機関との連携 (前述のとおり)</p> |



「食はいのちの源」の目標値

| 数値目標 | 初回調査 平成 22 年度 | 中間目標 平成 27 年度 | 最終目標 平成 32 年度 | 参考 |
|-------------------------------------|--|---|---|---|
| 家庭で調理する人の割合を増やす | 中学生 未把握 平成 22 年子どもの生活実態調査（中学生）で把握 成人男性 未把握 | 80% 成人男性 40% 生活習慣調査（20～74 歳）で把握 | 90% 成人男性 50% | 平成 22 年県民栄養調査 ①毎日食事をつくる 成人男性 県 7.7% 全国 8.1% 成人女性 県 68.7% 全国 75.9% ②ほとんどつくらない 成人男性 県 71.1% 全国 59.2% 成人女性 県 13.1% 全国 6.0% 15～19 歳 県 81.4% 平成 23 年日南町高齢者ニーズ調査(65～84 歳) 自分で食事の用意をしていますか？ できない男性 約 2 割 |
| 自分の歯を有する人の割合を増やす (60 歳代で 24 本以上) | 60 歳代男性 33.9% 60 歳代女性 26.9% 平成 22 年生活習慣調査（60 歳代） | 40% 30% | 45% 35% | 平成 22 年子どもの生活実態調査夕食後の歯みがき 小学生 18.5% 中学生 39.8% 平成 22 年日南町生活習慣調査（20～74 歳） 1～2 回みがいている 男性 76.2% 女性 70.2% |
| 寝る前の歯みがきをする人の割合を増やす | 小学生 60 % 中学生 55.5% 男性 未把握 女性 未把握 平成 22 年子どもの生活実態調査（小・中学生） | 80% 80% 70% 80% 生活習慣調査（20～74 歳）で把握 | 100% 100% 80% 100% | |
| むし歯罹患率を下げる | 1 歳 6 カ月児 0% 3 歳児 23.7% 4 歳児 20.0% 5 歳児 29.6% 小学生 65.9% 中学生 55.4% | 0% 15%以下 15%以下 20%以下 50%以下 45%以下 | 0% 10%以下 10%以下 15%以下 45%以下 40%以下 | |

第2期 にこにこ健康にちなん2 1

4. 運動は万病予防…みんなで楽しんで取り組もう

| 目標 | 具体的な取り組み | | 事業名 |
|--------------------|---|---|--|
| | 個人や家庭で取り組もう | 地域全体での取り組み | |
| ①自分に合った運動を見つけて続けよう | <ul style="list-style-type: none"> ☆自分に合った運動を見つけて続けよう ☆日常生活の中で身体を動かすことを増やそう ☆楽しみながらお手伝いや家事等をしてしよう ☆戸外で遊ぼう <ul style="list-style-type: none"> ・外出しよう | <ul style="list-style-type: none"> ☆運動を行いやすい地域の雰囲気をつくろう ・各種サークル活動の紹介や体験の場をつくろう ・日南町スポーツ推進員と連携しよう ☆運動を通じて子どもから高齢者までがふれあうことのできる場をつくろう | 啓発活動 町報 ケーブルテレビ ホームページ ウォーキングマップ 健康教室 いきいき健康体操教室 自治会健康教室 個別運動相談 まめな会 がんじょうクラブ 運動器具の貸し出し 万歩計 ノルディックウォーク チューブ体操 エアロバイク バランスマット 等 |
| ②元気に歩いて足腰を鍛えよう | <ul style="list-style-type: none"> ☆意識して歩こう ・万歩計やプールを活用しよう ・今より10分でも多く歩こう ・車の代わりに自転車を楽しもう | <ul style="list-style-type: none"> ☆歩く仲間をつくろう ☆みんなで参加できるようなイベントを企画しよう | 関係機関との連携 子どもの健康づくり協議会 保育園、小中学校 まちづくり協議会との連携強化 日南町スポーツ推進委員会 各種サークル 役場関係課 教育委員会 保護者会 商工会等 |

「運動は万病予防」の目標値

| 数値目標 | 初回調査 平成 22 年度 | 中間目標 平成 27 年度 | 最終目標 平成 32 年度 | 参考 |
|---|---|-----------------------------------|------------------|---|
| 運動習慣のある人の割合を増やす (1回30分以上 週2回以上 1年以上継続) | 男性 18.8% 女性 19.7% 平成 22 年生活習慣調査(20~74 歳) (週 1 回以上の人) | 男性 20% 女性 25% (週 2 回以上) | 男性 30% 女性 35% | 平成 22 年県民栄養調査 ①運動習慣のある人 成人男性 県 26.6% 全国 33.3% 成人女性 県 29.4% 全国 27.5% ②1日の歩行数 成人男性 県 6,627 歩 全国 7,011 歩 成人女性 県 5,473 歩 全国 5,945 歩 |
| 日常生活の中で意識的に身体を動かす人を増やす | 未把握 | 30% 生活習慣調査 (20~74 歳) で把握 | 50%以上 | |
| 1年間に転倒した ことのない人 を増やす(65歳以上) | 76% 平成 23 年高齢者 ニーズ調査 (65 歳以上で要介護 認定のない人) | 80% | 85% | 平成 22 年日南町生活習慣調査(20~74 歳) 不定期に運動した人 男性 262 人(30.4%) 女性 328 人(34.8%) 平成 22 年は設問が ①しなかった ②不定期にした ③週 1~2 回位した ④週 3 回以上した ↓ 平成 27 年は週 2 回以上とする |



6. 高齢者福祉事業の状況

以下7.～10.は各事業の現状を記載していますが、今後も同様に取り組みを行います。

(1) 施設関連施策の推進

① 生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）

高齢者生活福祉センターかすみ荘は、一人世帯の高齢者等が冬期間や病気療養後において自宅での生活に不安があるとき、一時的に居室を提供する居住サービスを行うため、1人用7室、2人用4室、定員11室15人を整備しています。

利用期間は原則継続して6ヶ月以内としています。特に冬期間は利用者が多く満室状態となることから、緊急利用希望への対応が難しくなっています。

一人世帯の高齢者や高齢者のみの世帯が多くなっており、この施設を有効利用していただき在宅サービスの補完ができるよう、運営を委託している日南福祉会と連携して運営の充実に努めていきます。

建設後25年経過しており、暖房の配管の劣化による不具合が生じているため、改修が必要となっています。

<平成28年度の利用実績>

| 区 分 | 実 績 |
|----------|------|
| 年間利用日数 | 169日 |
| 年間延べ利用人員 | 924人 |
| 1日平均利用者数 | 5.5人 |
| 年度末入居者数 | 6人 |

・4月30日から11月12日までの197日間は、利用者がありませんでした。

② 高齢者向け賃貸住宅

平成14年10月、高齢者向けの特定公共賃貸住宅「なごみの里」（1棟10戸）を高齢者生活福祉センターかすみ荘に隣接して整備し、高齢者の住宅需要に応えています。室内はバリアフリー仕様となっており高齢者が安心して快適に過ごせる設計となっています。公共交通路線までが遠距離である高齢者の、移転住宅として活用されています。

現在は満室になっており、需要にこたえていくためにはさらに高齢者向け住宅の整備が必要です。

平成28年2月に行った「高齢者ニーズ調査」（65歳以上町民1,411人回答、回答率71.7%）では、「なごみの里のような高齢者向け住宅があれば利用したいですか」の問いに、121人が「利用したい」と答えており、そのうち一人世帯の人は40人でした。

③ 養護老人ホーム

この施設は、65歳以上の高齢者で、身体上若しくは精神上又は環境上の理由及び経済的な理由により、居宅での生活が困難な者を老人福祉法に基づき保護措置する施設です。

本町には施設が無いことから、今後とも鳥取県内に所在する皆生尚寿苑（米子市皆生）、母来寮（東伯郡湯梨浜町）を利用していきます。

＜平成28年度末 保護措置状況＞

| 区 分 | 実 人 数 |
|---------|-------|
| 皆生 尚寿苑 | 4人 |
| 湯梨浜 母来寮 | 3人 |
| 合 計 | 7人 |

④ 軽費老人ホーム

この施設は、低額の料金で家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な高齢者を受入れ、日常生活上必要な便宜を供与する施設です。

本町には施設が無いことから、今後とも県内に所在する施設を利用していきます。

⑤ 介護利用型軽費老人ホーム（ケアハウス）

この施設は、60歳以上でかつ身体機能の低下あるいは高齢等のために独立して生活するには不安がある者で、家族による援助を受けることが困難な者が、低額な料金で利用出来る施設です。

本町には施設が無いことから、今後とも県内に所在する施設を利用していきます。

（2） 日常生活支援の充実

① 高齢者軽度生活援助事業

在宅の高齢者のみの世帯に対し、日南町シルバー人材センターに委託を行い、軽易な日常生活上の援助サービス（通院介助、住宅補修、家事援助、除雪等）を提供することにより、自立した日常生活の継続を支援する事業です。

平成28年度は、平成25年度と比較すると、述べ利用者が13人、延べ利用時間が186時間増加しており、需要が高まっています。

| 区 分 | 平成25年度 | 平成28年度 |
|--------|--------|--------|
| 延べ利用者数 | 56人 | 69人 |
| 延べ利用時間 | 404時間 | 590時間 |

② 高齢者見守りシステム

支え愛ネットワーク構築事業による要支援者アンケート等で把握された、要見守り状態の高齢者のみの世帯に対し、高齢者見守りシステム(人感センサー付緊急通報装置)を設置し、日常生活に安心感のある生活の継続を支援しています。

| | |
|-----------|----------|
| 平成28年度末現在 | 60台設置運用中 |
|-----------|----------|

③ 日常生活用具給付事業

要見守り状態の高齢者のみの世帯に対し、日常生活用具を給付し安心感のある生活の継続を支援しています。

| | |
|-----------|--------------|
| 平成28年度末現在 | 自動消火器 21台設置中 |
|-----------|--------------|

④ 高齢者居住環境整備事業

住民税非課税世帯で要介護(要支援)認定の高齢者が居宅での日常生活を継続するために、段差解消等必要な住宅改修に対して補助をする事業です。介護保険制度の住宅改修に上乗せして、補助基準額600千円の2/3を限度として補助します。

平成28年度は、実績がありませんでした。

⑤ 社会福祉法人等利用者負担軽減事業

低所得者が社会福祉法人等の提供する介護サービスを受ける場合、該当者に認定証の交付を行い、当該法人等が利用者負担、食費、居住費等の軽減を行うことで必要な介護サービスの提供を受けられるよう支援しています。軽減を実施した当該法人等に対して、軽減額の一部を補助しています。

| | |
|-----------|---------------------|
| 平成28年度助成額 | 1法人 89,000円 (軽減者3人) |
|-----------|---------------------|

⑥ 中山間集落見守り活動支援事業

町民が安心して安全な生活ができる地域づくりを推進するために、申し出のあった6事業者と鳥取県、日南町とで、中山間見守り活動に関する協定を平成20年に締結しました。

事業者は、町内での業務中に地域住民に関する異変を発見した場合などに、消防署や警察署への通報や、異変の情報を町に通報するなど、高齢者等の見守りサービスの取り組みを行っています。協定事業所数は、平成25年度末は20でしたが、少しずつ増加しています。

| | |
|---------------|-------|
| 平成28年度末協定事業者数 | 25事業所 |
|---------------|-------|

7. 社会参加と生きがいつくりの状況

(1) 老人クラブ活動の促進

老人クラブは、高齢期の生活を健全で豊かなものにするため、仲間づくり、高齢者相互の支え合い、社会参加活動、健康づくり、地域活動等を行っています。地域社会における高齢者の活動母体として、また閉じこもりを防ぐための社会参加の機会としても、重要な役割を担っています。

高齢化により、近年単位クラブ数及び会員数が減少傾向となっています。

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと、生きがい活動や健康づくり活動に取り組めるよう、今後も引き続き、単位老人クラブ、老人クラブ連合会の支援をしていきます。

| 区 分 | 平成22年度 | 平成25年度 | 平成28年度 |
|--------|--------|--------|--------|
| 老人クラブ数 | 25 | 23 | 20 |
| 会員数(人) | 1,035 | 850 | 765 |

(2) シルバー人材センター活動の促進

日南町シルバー人材センターは、高齢者の就労を通じた社会参加と生きがい促進を図ることを目的として平成12年11月に設立しました。事務所は、成25年4月から、新設された日南町子育て支援センター内に移転となりました。平成26年度からは、社会福祉協議会と組織を一体化し、組織強化がはかられました。

高齢社会を迎えている本町の状況から、高齢者のみの世帯の家事援助、住宅・農地の維持管理など、軽度な生活援助や福祉施設等の宿日直業務等、依頼は増加しており、積極的に引き受けています。

平成28年度実績では、請負金額9,476,102円に占める公共受注額の比率は

48.2%、民間受注額の比率が51.8%となっています。

高齢者人口が減少する中、会員の高齢化が進んでおり、新規会員の開拓が急務となっています。

シルバー人材センターは、高齢社会を支える福祉サービスの担い手であり、高齢者の生きがいと就労促進を図る公共的・公益的な団体としての活動促進を図るため、今後も引き続き支援していきます。

| 区 分 | 平成25年度 | 平成28年度 |
|------------------|--------|--------|
| 会員数(人) | 58 | 61 |
| 延べ就業者数(人) | 1,355 | 1,980 |
| 受注件数(件) | 199 | 305 |
| 会員1人あたり平均就労日数(日) | 23.4 | 32.5 |

<28年度の主な仕事の内容>

(件)

| 区 分 | 内 容 | 平成25年度 | 平成28年度 |
|-------|--------------------------|--------|--------|
| 技能群 | 障子張替え、庭木剪定、大工・左官仕事など | 51 | 99 |
| 管理群 | 宿直、日直、準夜勤など | 8 | 5 |
| 一般作業群 | 草刈・草取り、室内掃除、墓掃除、畑仕事、除雪など | 111 | 153 |
| サービス群 | 通院介助、買い物代行、子守など | 29 | 48 |
| 合 計 | | 199 | 305 |

(3) 生涯教育・スポーツ・レクリエーション活動の推進

本町は、昭和57年に鳥取県の生涯教育推進モデル事業の指定を受け、推進組織体制を確立し、自己の生きがいを求めて「いつでも どこでも 学び 活動する一人一学習」運動を町民あげて取り組んできており、平成元年には「生涯教育実践の町」を宣言しています。

高齢者の知識と仲間づくりの輪を広げ、生きがいのある人生を送ることをねらいとして、生涯学習学級「人生学園」を開講しています。町内の保育園等との交流も盛んで、高齢者がいきいきと輝いて暮らすことは町の活性化の基盤となるものであり、生涯教育における大きな役割を担っています。また「にちなん町民大学」も月1回行われ、多分野での学習の機会となっています。グラウンドゴルフやゲートボール等の、高齢者向けのスポーツやレクリエーションに親しむことは、心身の健康づくりや生きがいづくりに繋がります。また地域の連

帯感を醸成するにも重要であり、気軽にスポーツやレクリエーションに親しめるように、その環境づくりをすすめていくことが必要です。今後はスポーツ推進員等と協働して、ウォーキング大会、ノルディックウォークの推進など、高齢者をはじめ、すべての人が生きがいを持って活躍できるよう、生涯教育の推進、生涯スポーツの振興やレクリエーション活動への参加促進に努めます。

8. 地域福祉の状況

(1) 社会福祉協議会の活動

日南町社会福祉協議会は、地域福祉を推進していくための中心的役割を担い、町民一人ひとりの福祉の向上に向けて多様な地域福祉活動を展開しています。

民間組織としての自主性と、町民や社会福祉関係者に広く支えられた公益性を持つ団体として、今後も町民と社会福祉協議会がネットワークを組み、行政との連携を深めていくなから、これまでの実績を生かした取り組みの充実と拡充を行い、地域福祉の推進を図っていくことが今まで以上に期待されています。平成25年度からは地域包括ケア会議（企画会議）の参加団体に加わり、平成26年度からは、地域支え愛ネットワーク事業をともに行い、保健・医療・福祉の連携体制がより深まりました。平成27年度から始まった新しい介護予防・日常生活支援総合事業にも、協働して取り組む体制ができています。

<平成28年度 主な活動>

① 地域での住民ささえ合い活動

ア) 安否見守り支援活動（75歳以上の安否見守り対象者）334人

まごころサービス事業（愛の輪運動）として安否見守り・声かけ活動を継続。

個人協力者を含めた地域全体での取り組みに発展させるため、少人数での懇談会と、地域支え愛活動を推進している。

イ) 支え愛ネットワーク構築事業(最終第3年次)

災害時避難行動要支援者の戸別訪問・面接調査 70人

平成26年度か医師の町事業に協力して、福栄・多里・阿毘縁・石見・山上地区の活動を継続支援した。大宮・日野上の2地区では、見守りと避難支援を中心とした全戸アンケートの結果をもとに、戸別訪問による面接・聞き取り、防災マップの作成作業を通して、地域の自主的な取り組みを支援した。

ウ) 生活支援コーディネーター設置事業（第2年次）

町の介護予防・日常生活支援総合事業のうち、主に住民主体の集いの場を開設することについて、相談・連絡調整・手続き支援、内容の提案、活動紹介、体操指導等により支援した。町内に29か所の集いが開設できた。

② ふれあい交流会

実施地区6か所

集落のいきいきサロン、お茶飲み会として開催しており、好評である。

自主的に定期開催をされるところまで、継続支援している。

③ 食事サービス事業

ア) 食事サービス活動への支援と助成

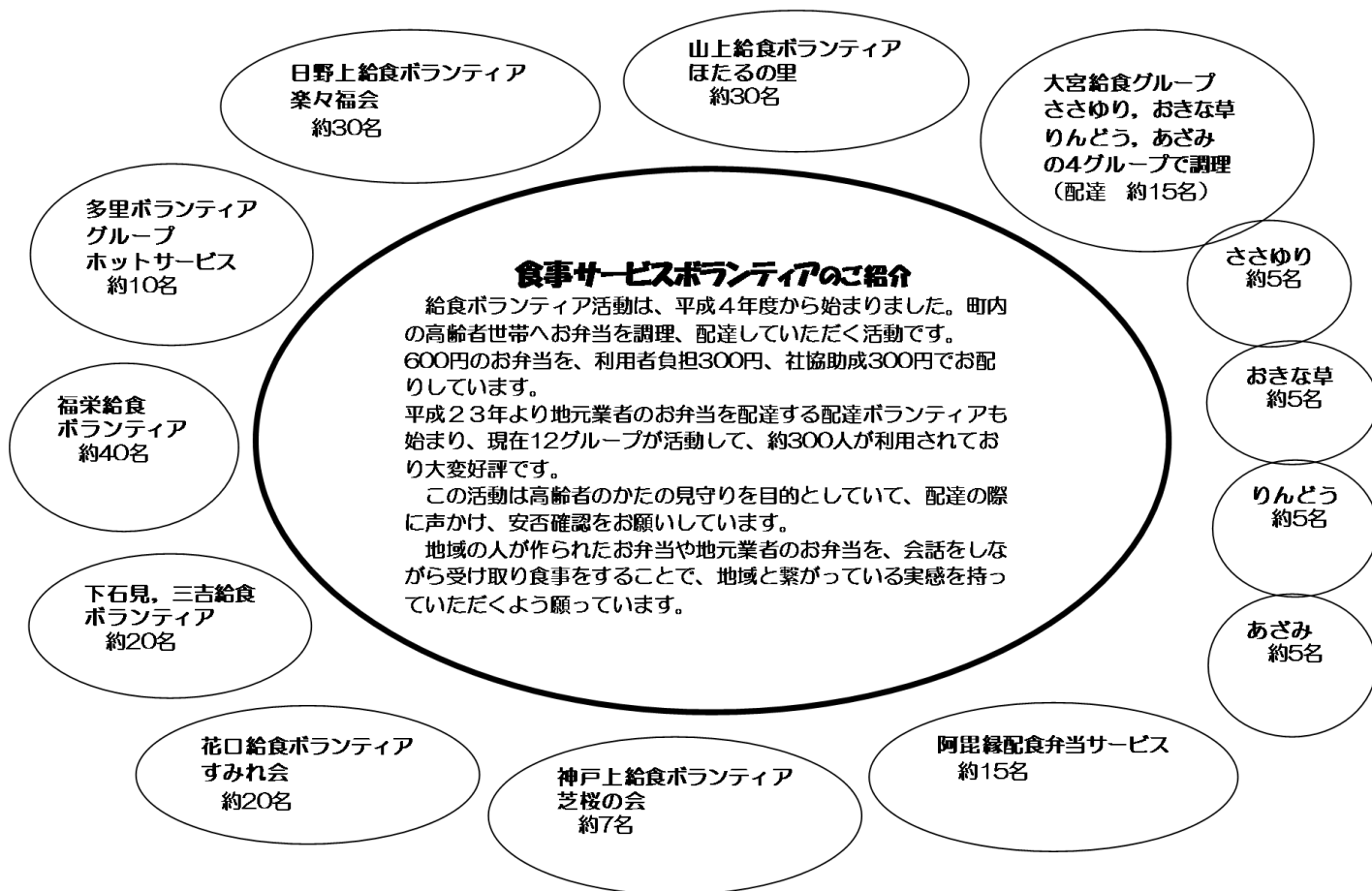
(調理配達、調理会食、持ち寄り会食、配達会食、配達ボランティア等多様な形態による)

- ・延べ利用数 5, 898食
- ・調理配達ボランティア協力者 9地区 12グループ
- ・会食の集い開催 38か所

イ) 食中毒予防研修・ボランティア代表者交流会 14人

ウ) ボランティアとの連絡調整、巡回訪問 18回

<日南町の給食サービスボランティア>



- ④ 団体活動育成支援事業
・老人クラブ連合会等6団体の育成活動支援
- ⑤ ボランティア活動の推進
ア) ボランティア保険加入支援 6件、延べ556人
イ) 高校生体験活動支援 5人
ウ) 4月16日の熊本地震と10月21日の鳥取中部地震の際には、被災地の災害ボランティアセンター活動支援として、住民の保険加入や職員の派遣要請に応じた。
・熊本県益城町派遣 職員1名 4日間
・倉吉市、三朝町、北栄町派遣 町民（個人・建設業協会）121人 5日間
職員3人 11日間
従来からの地域活動や施設内ボランティアに加え、災害支援のボランティア活動が多かった。

(2) 民生児童委員・主任児童委員の活動

本町においては、29人の民生児童委員、そして2人の主任児童委員が活動しており、地域住民と行政との協力関係をつくり出すためのパイプ役として、地域住民の生活実態や福祉ニーズの把握活動に努めています。特に日常生活の中で様々な不安を抱える高齢者にとって、最も身近な相談窓口として機能しています。

しかし、本町は広大な面積を有することから集落は散在し、また、高齢化の進展による一人暮らし高齢者世帯と高齢者のみの世帯が増加してきています。

平成27年10月の国勢調査では、高齢者のみの世帯が838世帯となっており、29名の民生児童委員のみで高齢者のみの世帯を見守ることは困難な状況となってきました。

相談、見守り支援等が必要なこれらの世帯の状況を細やかに見極めながら、要援護者の友人関係、近隣関係、家族関係等の協力・支援を得て、多くの関係者で連携して見守っていくことが必要です。

今後も、地域住民に一番身近な福祉相談窓口として、行政等との連携調整を図りながら、要援護者等が在宅や地域での生活がしやすい地域づくりのための支援を目指していきます。

<主な活動>

| 区 分 | 平成25年度 | 平成28年度 |
|--------|--------|--------|
| 相談件数 | 851 | 622 |
| 活動延べ日数 | 2,129 | 2,208 |

(3) まちづくり協議会等との連携

本町においては、7つのまち（むら）づくり協議会が組織され、地域住民によって様々な活動が積極的に展開されています。地域の活性化や、高齢者が安心して生活するための細やかな支援は、介護保険制度や高齢者福祉制度だけでは実現することができません。

安心・安全で生きがいのある生活を実現していくために、まち（むら）づくり協議会の多方面にわたる活動と連携を図りながら、高齢者の見守りや、社会参加、生活支援、防災などについて、協働していきます。

<平成28年度 主な連携>

- ・地域包括ケア会議への参加
- ・生活支援ボランティア養成講座の開催
- ・認知症サポーター養成講座の開催
- ・地域支え愛ネットワーク事業（県の補助事業）への取り組み
平成26年度は、多里・福栄まちづくり協議会で実施。
平成27年度は、山上・阿毘縁・石見まち（むら）づくり協議会で実施。
平成28年度は、日野上・大宮まちづくり協議会で実施。
- 全戸アンケートにより、避難行動要支援者の把握や、支援に回れる人の把握ができた。
- 避難行動要支援者について、地域役員と社会福祉協議会の生活支援コーディネーターが訪問し、詳細を把握した。救急情報が記入された安心キットの手入れを行った。
- 防災マップを作成した。今後は地域で更新していくこととなった。
- 防災訓練や学習会が実施されている地域もある。
- 平時の見守りや交流が大切との認識から、集いの場（いきいき百歳体操など）が、住民主体で40か所創設され、運営されている。
- 生活の中の困りごとについてもあわせて調査し、対策を検討している地域もある。
- ・ほっと安心日南町こころの健康づくりネットワーク会議・研修会への参加 など

9. 高齢者が安心できる暮らしの状況

(1) 高齢者虐待防止体制

① 高齢者虐待の予防と相談支援

高齢者虐待は高齢者の尊厳を冒す重大な問題であり、虐待の悲惨な現状について社会全体で対応していくために「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援に関する法律」が、平成18年4月から施行されています。

高齢者虐待は、高齢者を現に養護する者または介護施設等の従事者による「身体的虐待」、「介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）」、「心理的虐待」、「性的虐待」、「経済的虐待」の行為で、虐待を受けた高齢者の保護や虐待を行っている養護者等に対して、虐待解消のための必要な支援をしていくことが必要です。

本町では、平成28年度においては、7件の相談・通報があり対応しました。高齢者虐待は、問題が表面化しにくく相談に結びつきにくいことから、問題が複雑化することが懸念されます。保健・医療・福祉関係者が連携を図りながら、早期発見、早期対応を行えるよう、体制整備に努めています。

また、関係機関の協力を得て、地域住民やサービス提供事業者等がそれぞれの立場で高齢者虐待防止に向けた意識を高めていくための、普及啓発を推進しています。

併せて、地域包括支援センターを中心として、高齢者等の権利擁護に関わる相談への対応や、地域福祉権利擁護事業、成年後見制度利用について、支援や普及啓発に努めています。

② 成年後見制度の利用促進

判断能力が衰えた高齢者や障害者の財産を守るための成年後見制度を専門的に扱う拠点センター「一般社団法人 権利擁護ネットワークほうき」が米子市に設立され、平成24年度業務開始となっています。

鳥取県と西部9市町村が共同で事業委託し、法人後見、市民後見人養成等啓発事業及び研修事業を実施し、成年後見制度の利用促進を図り、高齢者や障害者を社会全体で支える仕組みづくりをすすめています。

(2) 多様な生活支援サービスの充実

高齢者が安心して安全な生活を送るためには、見守り、配食、買物等など、多様な生活支援サービスの充実が必要となります。今後も、月1回開催している地域包括ケア会議において、多様な生活支援サービスの充実を検討しています。

また、県の補助事業である「地域支え愛ネットワーク事業」を平成26年度から、まちづくり協議会や社会福祉協議会等とともに取り組み、平成28年度までの3年間で全地域に拡大して実施しています。今後も、地域での高齢者や障がい者等の見守りや、地域の支え合いの体制を強化していきます。

第 3 章

課 題 の 整 理

第3章 課題の整理

1. 第6期の課題と今後に向けて

本町では、日南病院、日南福祉会、日南町社会福祉協議会、日南町福祉保健課・地域包括支援センターの4団体が協力し、地域包括ケア会議、企画会議の機会を通して、第7期介護保険事業計画に向けての提案事項を検討してきました。これらを「第6期の課題と今後の対策」の項にまとめました。

[平成29年 9月地域包括ケア会議資料 (地域包括ケア会議企画会議提案)]より

(1) 人口構成、人口推移、要介護認定者数

表38. 高齢者人口及び介護認定者数の推移

| | H26.3 | H27.3 | H28.3 | H29.3 |
|---------|-------|-------|---------|-------|
| 高齢者人口 | 2453 | 2436 | 2378 | 2376 |
| ①85～89歳 | 391 | 404 | 404 | 396 |
| ②90～94歳 | 165 | 171 | 182 | 196 |
| ③95歳以上 | 56 | 59 | 62 | 64 |
| ①②③計 | 612 | 634 | 648 | 656 |
| 認定者数 | 664 | 657 | 608(*1) | 574 |
| 要支援1 | 101 | 97 | 75 | 76 |
| 要支援2 | 123 | 121 | 106 | 98 |
| 要介護1 | 124 | 135 | 132 | 122 |
| 要介護2 | 103 | 88 | 87 | 81 |
| 要介護3 | 72 | 76 | 69 | 65 |
| 要介護4 | 72 | 80 | 84 | 67 |
| 要介護5 | 69 | 60 | 55 | 65 |
| 事業対象者 | | | 57 | 93 |

(*1) 平成27年4月より総合事業の実施により事業対象者が出来た。

表39. 高齢者人口数及び介護認定者数の予測

| | H30.3 | H31.3 | H32.3 | H33.3 | H34.3 | H35.3 | H36.3 | H37.3 | H38.3 |
|---------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 高齢者人口 | 2338 | 2288 | 2236 | 2172 | 2159 | 2100 | 2044 | 2002 | 1928 |
| ①85～89歳 | 410 | 407 | 396 | 382 | 366 | 353 | 312 | 292 | 275 |
| ②90～94歳 | 212 | 222 | 229 | 229 | 234 | 233 | 231 | 227 | 219 |
| ③95歳以上 | 64 | 68 | 70 | 74 | 81 | 87 | 91 | 93 | 94 |
| ①②③計 | 686 | 697 | 695 | 686 | 680 | 673 | 634 | 612 | 588 |
| 認定者数 | 589(*2) | 586 | 579 | 566 | 563 | 552 | 534 | 521 | 500 |
| 要支援1 | 76 | 74 | 71 | 68 | 67 | 65 | 62 | 61 | 58 |
| 要支援2 | 103 | 102 | 102 | 100 | 99 | 96 | 93 | 90 | 86 |
| 要介護1 | 127 | 126 | 124 | 120 | 119 | 117 | 112 | 110 | 105 |
| 要介護2 | 79 | 78 | 77 | 75 | 75 | 73 | 72 | 70 | 67 |
| 要介護3 | 59 | 59 | 60 | 60 | 60 | 60 | 59 | 57 | 56 |
| 要介護4 | 77 | 77 | 77 | 76 | 76 | 75 | 71 | 69 | 66 |
| 要介護5 | 68 | 69 | 68 | 68 | 68 | 67 | 65 | 64 | 62 |
| 事業対象者 | | | | | | | | | |

(*2) 平成30年3月からの要介護認定者（推測）は、高齢者人口に平成28年12月現在の年代別の要介護認定率を掛けて算出

図1. 85歳以上高齢者人口と認定率の推移

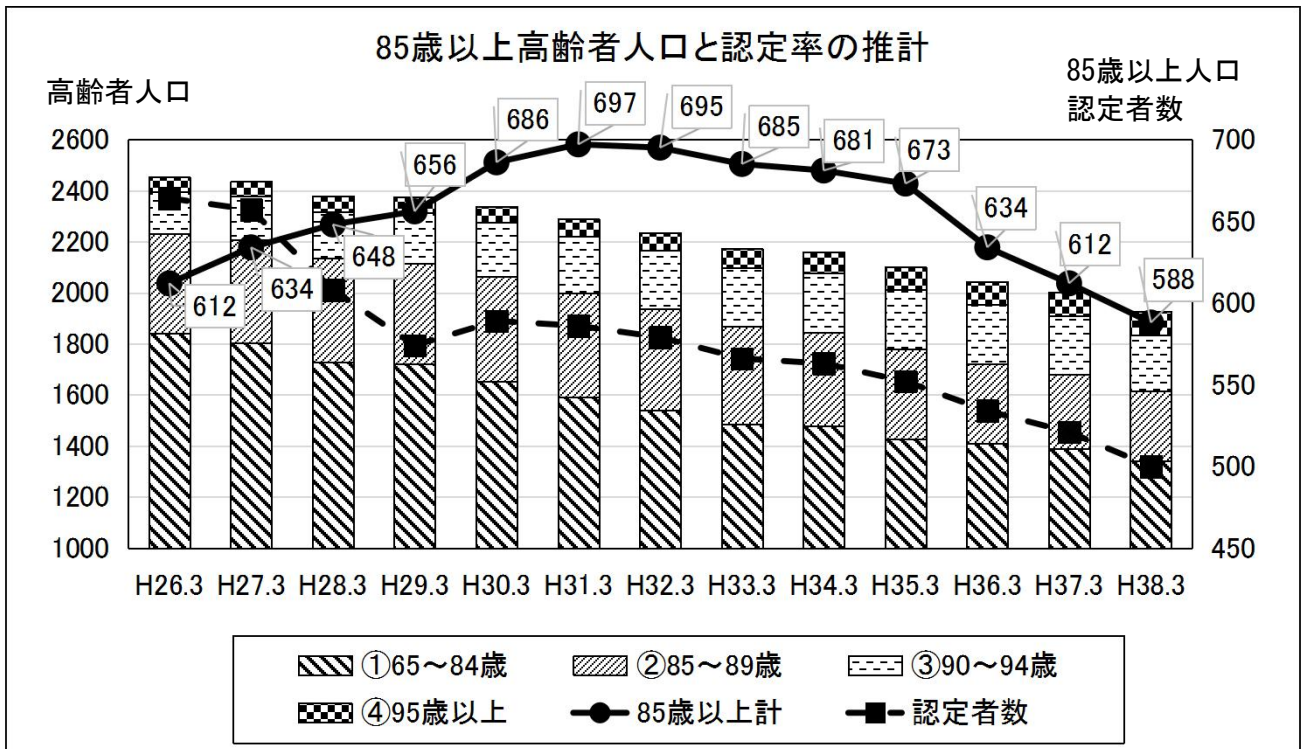
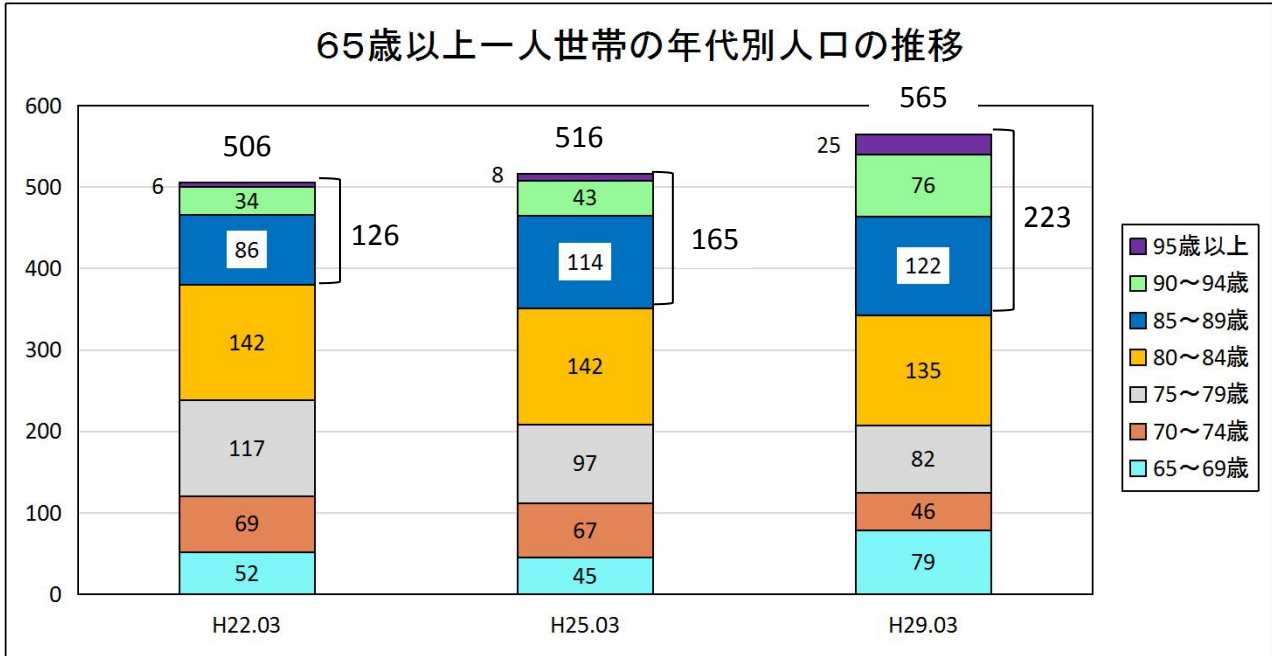


図2. 65歳以上一人世帯の年代別人口の推移



【人口構成】

- ・町人口、65歳以上人口、75歳以上人口とも減少している。
- ・人口予測では、第7期介護保険計画期間は、（介護認定を受ける人が多い）85歳以上人口がピークになる。
- ・85歳以上、90歳以上高齢者の一人暮らしが増加している。
- ・今後も85歳以上の一人暮らし、高齢者夫婦が増える見込み。

図3. 国、県、日南町の介護度別認定率の比較

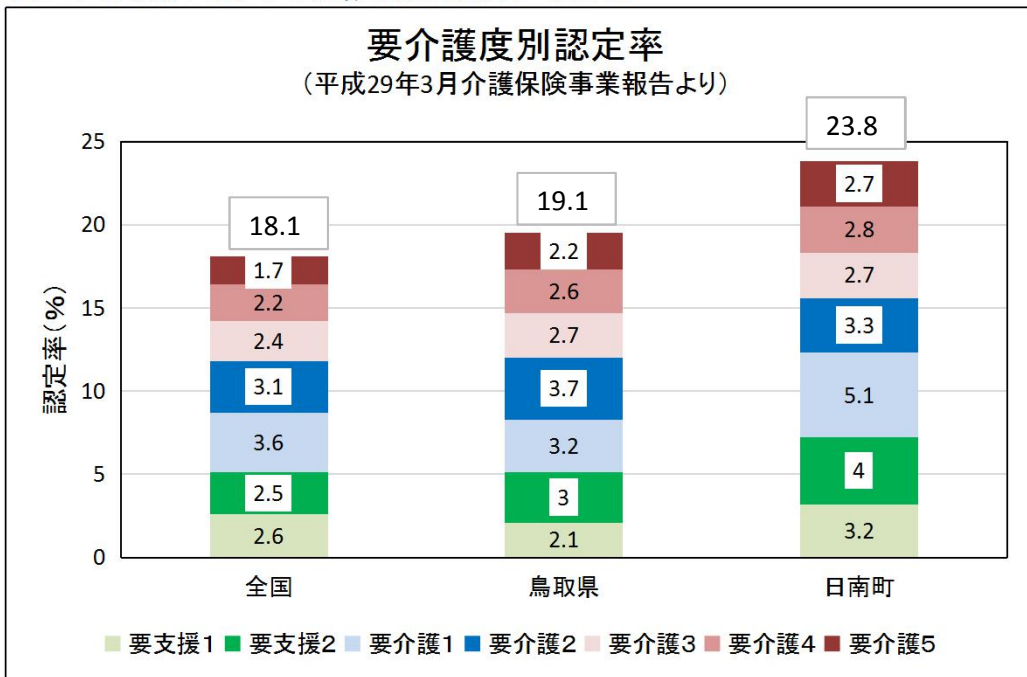
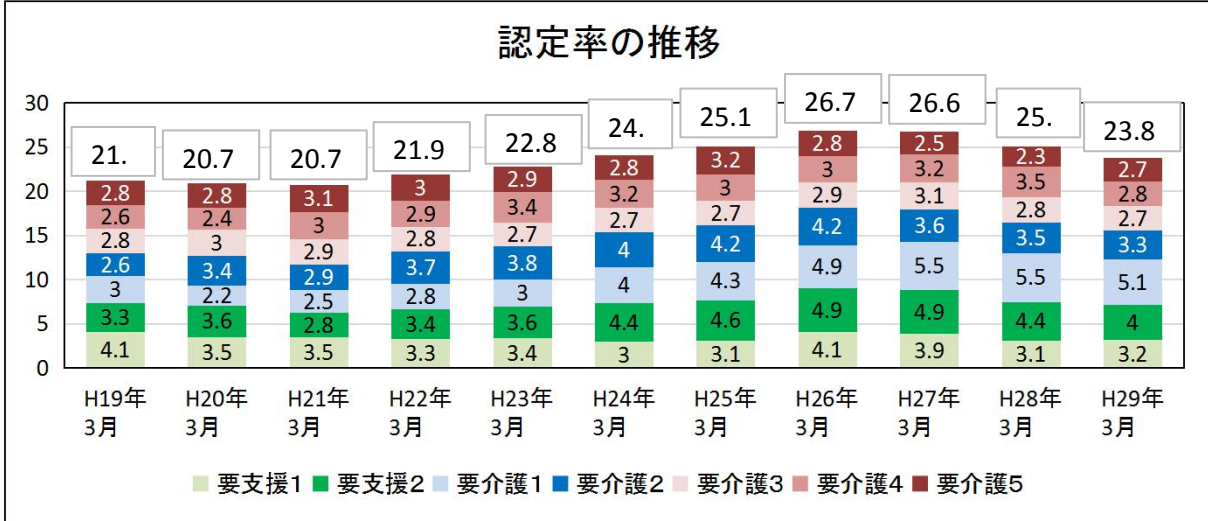


図4. 認定率の推移



【認定率について】

- ・ 要支援1・2、要介護1の認定が国、県に比べて多い。

(2) 冬季の対応

表40. 在宅支援会議で冬季入所について検討した人の数と冬季入所・入居者数

| | H26年度 | H27年度 | H28年度 |
|----------------|-------|-------|-------|
| 検討数 | 33 | 32 | 32 |
| 日南病院冬季入所(入院含む) | 19 | 15 | 16 |
| かすみ荘入居 | 15 | 13 | 13 |
| ひだまりの家入居 | | 3 | 3 |
| 冬季入所者 合計 | 34 | 31 | 32 |

【冬季入所について】

- ・ 冬季に自宅での生活が難しくなる人に対して、日南病院医療・介護入所、かすみ荘居住（11部屋）の入居、ひだまりの家（6室）へ入居ができる。近年、希望者が多いため、在宅会議で情報共有し医療の必要な人や要介護認定者は日南病院冬季入所、要支援認定者はかすみ荘入居、認定の無い人などは、ひだまりの家への入居が適していることを考慮しながら、支援を行っている。
- ・ 検討した結果、入所・入居を決めた人で病気により一般病棟や他の病院への入院となった人がある。
- ・ 検討時点で、居室数に比べて希望数が多く、冬季入所ではなく在宅生活の提案を行った人で、後に居室が空いたために入所・入居を勧めたが、入所・入居せずに過ごされた人もある。

表41. 平成28年度日南病院療養病床冬季入所者の介護度別内訳

| | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
|----|------|------|------|------|------|
| 人数 | 5 | 5 | 1 | 2 | 2 |

表42. 男女別内訳

| 男 | 女 |
|---|----|
| 3 | 12 |

- ・重度者(要介護3～5)の、冬季入所は少なく、5人程度である。
- ・中度者(要介護1、2)の入所は一人暮らしが多い。
- ・冬季入所の理由として、「介護者が高齢であり雪かきが出来にくい。」「町外の介護者の帰省が難しい。」「寒さによる本人の体の動きの悪さから在宅生活に不安がある。又は不安が強くなる。」ことが挙げられる。

(3) 支援経過の背景

- 1) 自宅では介護を受けても暮らしにくくなった要支援、要介護1、2の高齢者が住み続けられる居場所となる「介護保険施設やサービス付き高齢者住宅等」が町内にない
- 2) 平成24年度より、在宅支援会議・地域包括ケア会議などで検討した項目から、高齢者(地域)の生活課題を抽出して取り組んでいる

平成22年度に要支援1、2の人、要介護1、2の人で町外の施設へ入所された人について、入所の理由を担当ケアマネ、企画会議のメンバーで検討した。在宅生活を継続することが困難となる課題と捉えて、企画会議、地域包括ケア会議などを経て生活課題として掲げて取り組むこととした。

1. 薬がきちんと飲めない。自分自身や家族で健康管理が出来にくいことへの支援
2. 食生活(材料を買う、3食作る、食事回数や量などが不規則になりがち、孤食)が困る事への支援
3. 安心して暮らせる地域づくりへの支援
4. 自分の終末期をどう迎えたいか伝えておくこと、本人の意思を尊重する家族、地域であることへの支援
5. 日南町で暮し続けられるために、どんな住まいが必要かをみんなで考えていく事ができる支援

- 3) 在宅重度者を支える介護保険サービスが介護職員の不足等により展開できない
 - ・在宅で重度者の介護を担う定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護などのサービスは無い。
 - ・今後もスタッフ不足がみこまれることや面積が広く人口密度が少ない地域なので上記サービスは不向き。今後も創設はの見通しは無い。
 - ・日曜日に利用できるデイサービスがない。

4) 家族に代わる介護でスタッフの連携によりできることを充実する必要がある

(重度化予防)

- ・在宅支援会議、地域包括ケア会議、認知症初期集中支援チームなど医療介護スタッフの連携の充実により、本人、家族が気づいていない体調不良や薬の飲み忘れの対応、家族の対応や処置の不良による重症化予防を図っている。

表43. 在宅支援会議の情報交換内容

| |
|--|
| ○入院、退院時の情報 |
| ○介護認定申請時や認定結果時の状況、介護保険サービス利用開始時の状況 |
| ○薬が正しく飲めていない、残薬調整の状況 |
| ○食事が作られていない、食べられていない等生活状況 |
| ○家庭での褥創の手当や浣腸など処置の状況 |
| ○便秘や下痢、足の腫れ、食欲低下など体調の変化について、本人、家族に自覚がない |
| ○認知症状があっても治療に結びついていない |
| ○部屋が暑い、蒸すが本人、家族が気づいていない |
| ○遠方の家族、民生委員、地域の人からの情報提供の様子 など |

表44. 在宅支援会議の報告・検討数

| | H24年度 | H25年度 | H26年度 | H27年度 | H28年度 |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 報告・検討者実人数 | | | | 376 | 393 |
| 報告・検討者延べ人数 | | | | 1263 | 1184 |
| 服薬支援者実人数(再掲) | (29) | (27) | (39) | (57) | (66) |

5) 認知症の早期発見・早期介入により生活の安定の支援を行う必要がある

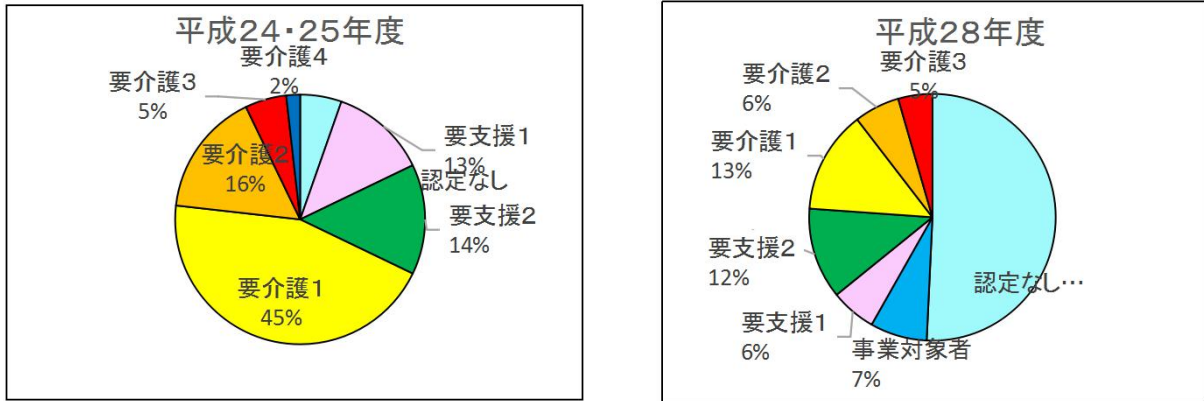
- ・医療介護スタッフの連携により、認知症高齢者の早期発見と早期介入を行うことで、安定した生活の継続を図る。

表45. 服薬支援事例の介護度(人)について

| | 認定なし | 事業対象者 | 要支援1 | 要支援2 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 |
|-----------|------|-------|------|------|------|------|------|------|
| 平成24・25年度 | 3 | | 7 | 8 | 25 | 9 | 3 | 1 |
| 平成28年度 | 34 | 5 | 4 | 8 | 9 | 4 | 3 | 0 |

- ・平成24・25年度の支援事例は要介護1認定者の割合が最も多かったが、平成28年度では認定のない人が最も多くなっている。より早期介入ができています。

図5. 服薬支援の介護度(%)について



(4) 今後の施策における視点

- I 日南町で在宅・施設の介護を利用して高齢者が住み続けられるように支援する
1. 一人暮らし高齢者、高齢者夫婦は介護力が弱く、保健・医療・介護・福祉スタッフの連携で在宅生活・在宅介護を支援する
 - ① 重度者の在宅生活・在宅介護
 - ② 中度者の在宅生活・在宅介護
 - ③ 認知症初期から中度(要介護1の人)の在宅生活・在宅介護
 2. 日南町内の施設に入所して住み続けることが出来る
 - ① 重度者(要介護3～5の人)の施設入所について
 - ② 中度者(要介護1、2の人)の施設入所について
 - ③ 日南町で施設に入所しても住み続けられる施設の整備について
 3. 少ない専門職の効率的な働き方も検討する
 - ① 介護業務の中での効率化・分業化・機械化などを検討する
 - ② 専門職が必要な軽度者の支援と専門職でなくても出来る支援を見極める
 4. 人材確保について
- II 軽度者(要支援1、2の人、事業対象者)への生活支援及び超高齢者への生活支援について検討する
1. 総合事業による緩和した基準サービスや生活支援サービスでできることはないか
 2. 民間企業の参入が見込めるか
 3. NPOの立ち上げができるか検討する
 4. 地域の支え愛活動を充実させる
- III 市民後見人など成年後見制度を支える人材育成が必要になる
1. 成年後見制度を支える人材の育成の取り組み・現状(日南町社会福祉協議会)
 2. 成年後見制度の普及における課題

I 日南町で在宅・施設の介護を利用して高齢者が住み続けられるように支援する

1. 一人暮らし高齢者、高齢者夫婦は介護力が弱く、保健・医療・介護・福祉スタッフの連携で在宅生活・在宅介護を支援する

① 重度者の在宅生活・在宅介護

■介護力が低い高齢の介護者について、介護者の生活能力低下、身体機能低下を早期に発見する必要がある。

■介護者が事業対象者に該当する場合に、生活支援の充実により要介護者を抱える高齢者夫婦の生活の安定を支援する必要がある。

表46. 在宅サービスを利用している重度者数の推移

| | | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 | 計 |
|----------------|-------|------|------|------|----|
| 在宅サービス 利用者数 | H26.4 | 29 | 25 | 16 | 70 |
| | H27.4 | 35 | 20 | 13 | 68 |
| | H28.4 | 34 | 19 | 11 | 64 |
| | H29.4 | 28 | 17 | 13 | 58 |

表47. 重度者の訪問介護、通所介護、短期入所の利用者数 [率(*4)]

| | 要介護3～5 認定者数 | 重度者訪問介護 利用者数(率) | | 重度者通所介護 利用者数(率) | | 重度者短期入所 利用者数(率) | |
|--------|----------------|--------------------|-------|--------------------|--------|--------------------|--------|
| H28.4 | 208 | 12 | (5.8) | 46 | (22.1) | 31 | (14.9) |
| H28.7 | 201 | 14 | (7.0) | 46 | (22.9) | 35 | (17.4) |
| H28.10 | 199 | 13 | (6.5) | 40 | (20.1) | 28 | (14.1) |
| H29.1 | 193 | 12 | (6.2) | 36 | (18.7) | 28 | (14.5) |
| H29.4 | 194 | 11 | (5.7) | 45(*5) | (23.2) | 32 | (16.5) |
| H29.7 | 195 | 9 | (4.6) | 42 | (21.5) | 34 | (17.4) |

(*4)利用率については、サービス利用者数÷要介護3～5の認定者数

(*5) 重度者通所介護には、虹の郷認知症対応型通所介護は含まれていないので、平成29年4月の増加は、虹の郷認知症対応型通所介護からの移行によるもとと考えられる

■重度者の在宅生活・在宅介護を支えていくために必要と考えられること

- ・重度者の在宅を支える定期的なショートステイは必要である。
- ・重度者の冬季入所は少なく、5人程度が在宅生活・介護の継続のために必要である。
- ・冬季入所の理由として、介護者が高齢であり雪かきが出来にくい、そのためにデイサービスやショートステイ利用が出来にくい。町外の介護者の帰省が難しい。寒さによる本人の体の動きの悪さから在宅生活に不安が高まることが挙げられる。
- ・重度者の冬季のショートステイについては、療養病床が冬季入所者によりのショート

ステイ枠が減るが、受け入れは出来ている。

- 働く家族介護者のための、週末のみのショート、週末のデイサービスの利用が町内サービスだけではできにくい状況がある。
- 冬季のデイサービス利用のための雪かきができる対策はないか・・・
- ☆雪かき隊、消雪パイプなど方法はないか・・・

② 中度者の在宅生活・在宅介護

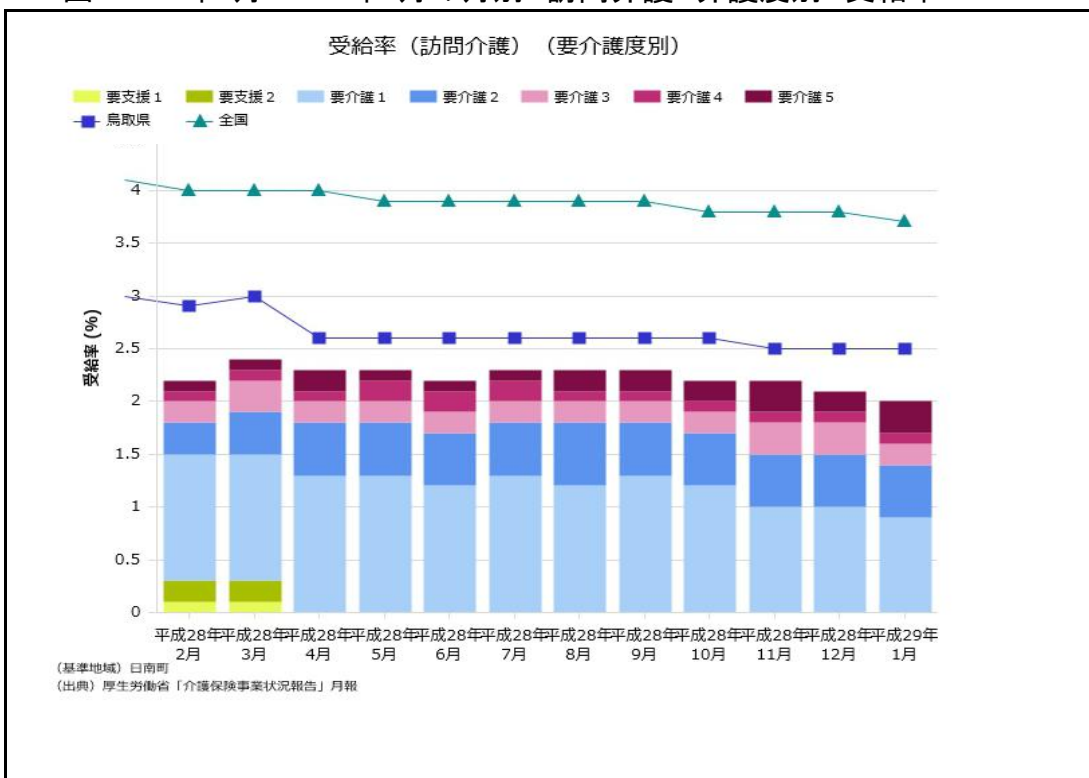
表48. 要介護1、2の者の在宅サービスの利用者数の推移

| | 要介護1 | | 要介護2 | |
|-------|------|--------|------|--------|
| | 在宅 | (サ高住等) | 在宅 | (サ高住等) |
| H26.4 | 76 | (4) | 57 | |
| H27.4 | 85 | (9) | 51 | |
| H28.4 | 87 | (8) | 56 | (2) |
| H29.4 | 83 | (9) | 55 | (4) |

*サービス付き高齢者住宅等で在宅サービスを利用するものは在宅サービス利用者に含まれる。

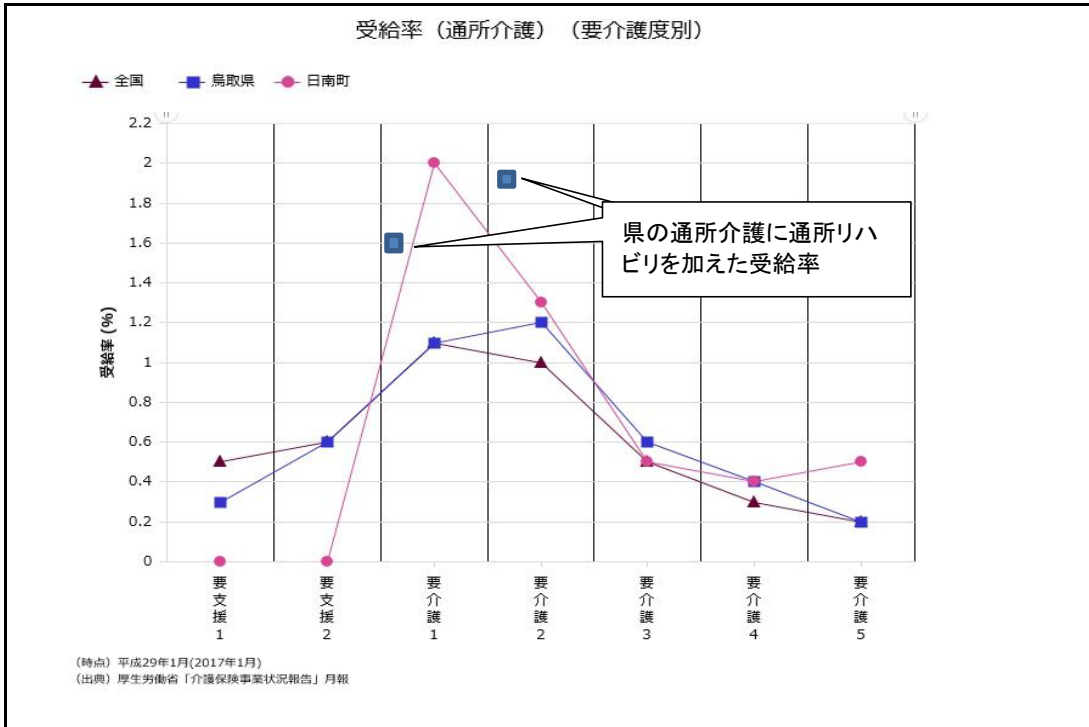
ア) 自宅における生活と介護

図6. H28年2月～H29年1月の月別 訪問介護 介護度別 受給率



・訪問介護（ヘルパー）について、要介護1の利用は減っている。

図7. 平成29年1月 通所介護 介護度別 受給率



- ・日南町内での通所リハビリの提供はない。
 - ・通所リハビリの提供を加えた県との比較においても要介護1の人の通所介護の利用は多い。
 - ・要介護2の人は通所リハビリを加えた県と比較すると低い。
- 通所リハビリの必要性について検討する必要はないか、通所リハビリのニーズはあるのか、ないのか。

表49. 通所型サービスCの利用状況

| | |
|--------|-------|
| 平成27年度 | 延60人 |
| 平成28年度 | 延271人 |

- ・平成28年度はモデル的に2つの地域で送迎を実施した。

表50. 中度者の訪問介護、通所介護、短期入所の利用者数(率)

| | 介護1・2 認定者数 | 中度者訪問介護 (ヘルパー) 利用者数(率) | | 中度者通所介護 (デイサービス) 利用者数(率) | | 中度者短期入所 (ショートステイ) 利用者数(率) | |
|--------|---------------|------------------------------|--------|--------------------------------|--------|---------------------------------|--------|
| H28.4 | 218 | 46 | (21.2) | 85 | (39.0) | 19 | (8.7) |
| H28.7 | 219 | 46 | (21.0) | 89 | (40.6) | 26 | (11.9) |
| H28.10 | 205 | 41 | (20.0) | 87 | (42.4) | 25 | (12.2) |
| H29.1 | 205 | 33 | (16.1) | 80 | (39.0) | 15 | (7.3) |
| H29.4 | 200 | 39 | (19.5) | 101 | (50.5) | 25 | (12.5) |
| H29.7 | 205 | 43 | (21.0) | 101 | (49.3) | 30 | (14.6) |

- ・ 中度者のデイサービス、ショートステイの利用は増えている。
- かすみ荘は老朽化している。かすみ荘の代わりとなるデイサービス、居住場所の整備について検討していくことが必要である。

●提案1) ショートステイについて、療養病床が入所数を増やす場合、一般病棟の地域

ケア病床のレスパイト機能(ショートステイ)を活用していくことはできないか

*** ③ 日南町で施設に入所しても住み続けられるための施設の整備について 参照(P)**

イ) サービス付き高齢者住宅等に入所して生活する

- ・ 冬季に医療必要度の少ない人の病院へのショートステイ的な入院の増加もある。また、かすみ荘での冬季入所が能力的に困難な人が増えている。サービス付き高齢者住宅等があれば、冬期間のサービス付き高齢者住宅等の利用から始まり、そのまま住み続けたい人で、徐々に埋まってくるのではないかと考えられる。

●提案2) 要支援1・2、要介護1、2、3の者で外部サービス(ヘルパー、デイサービス)の

利用で生活ができる人のサービス付き高齢者住宅等があると良い。

- ・ 日南町においてもサービス付き高齢者住宅的のような居住施設が必要である。
- ・ 数年は85歳以上の高齢者が増加するが、その後は85歳以上の人口も減少するので、新たに建てるのではなく、今ある施設の活用で対応するのがよい。
- ・ 有料老人ホーム内にヘルパー事務所があるとヘルパー利用が出来やすい。ヘルパーの訪問効率も良いが可能かどうか?
- ・ 町全体の介護職員の不足により、相談員のみでの配置の有料老人ホームなどが良い。
- ・ 夜間はシルバー人材センター（夜10時くらいまで）、深夜の泊まりは個人依頼
・・・日南病院方式。
- ・ 3食が提供される。自分で（ヘルパー支援で）入浴できる。
- ・ 食事は・・・メフォス、道の駅に委託し、シルバー人材センターで調理当番補助などを検討できないか。
- ・ 家賃は町の補助があるケアハウス程度（9万円）か、年金程度で払える額（6万円）が良いが・・・。

■グループホームをサービス付き高齢者住宅等へ転換利用する場合の検討点

- 10年経過していないグループホームの転用は、待機者がある段階では町にグループホームが充足されたとは言えない
- 10年経過したグループホームは交付金等の返還の必要はないが、10年経過していないグループホームについて、交付金の返還が生じる。
- グループホームは必要だが、認知症はないが一人暮らしが不安な高齢者が増加すると考えられることから、認知症の方のみが入れるグループホームよりも、誰でも入れる有料老人ホームへ転換しておくほうが良い。
- 施設整備で改修の必要はないか・・・
- 町内グループホーム再活用で18床のうち、仕切り壁等で夫婦部屋は必要ないか。
- 実施主体・・・日南福祉会、社会福祉協議会、NPOなどは

表51. 全ての介護度におけるサービス付き高齢者住宅等の入居者数の変化

| | H19年4月 | H29年4月 | 増減 |
|-------------|--------|--------|----|
| ケアハウス | 1 | 7 | 6 |
| サービス付き高齢者住宅 | 0 | 11 | 11 |
| 軽費老人ホーム | 0 | 2 | 2 |
| 有料老人ホーム | 1 | 11 | 10 |
| 計 | 2 | 31 | 29 |

*記入月末時点での入所者数なので、途中の入退所者は含まれない。

表52. 該当年度に新規にサービス付き高齢者住宅等へ入所した人の数

| H24年 | H25年 | H26年 | H27年 | H28年 |
|------|------|------|------|------|
| 4 | 6 | 7 | 9 | 12 |

③ 認知症初期から中度(要介護1の人)の在宅生活・在宅介護

- ・ 認知症状がある要介護1の人は横ばいか、微減している。 (*表1. 表2を参照)
- ・ 一人暮らしでは在宅が困難な認知症軽度者(要支援2、要介護1の人)はサービス付き高齢者住宅等の施設(住まい)に入居することで落ち着いて生活できる場合も多い。
- ・ 要介護1の人は、家族はサービスを利用して欲しいが本人に利用意向が無く、サービス利用率が低かった。近年、サービス利用率は上昇してきている。

表53. 要介護1の人のサービス利用率

| H26年4月 | H27年4月 | H28年4月 | H29年4月 |
|--------|--------|--------|--------|
| 74.2% | 75.6% | 81.5% | 85.7% |

表54. 要介護1認定者主治医意見書による認知症自立度の内訳

| | 自立 | I | II a | II b | III a | III b | IV | M | 認定者数 |
|--------|--------|----------|----------|----------|----------|---------|--------|--------|------|
| H25年3月 | 4(3.7) | 7(6.4) | 24(22.0) | 53(48.6) | 16(14.7) | 4(3.7) | 1(0.9) | | 109 |
| H27年3月 | 4(3.0) | 17(12.6) | 30(22.2) | 53(39.3) | 22(16.2) | 5(3.7) | 4(3.0) | | 135 |
| H29年3月 | 4(3.3) | 10(8.2) | 23(18.8) | 49(40.2) | 25(20.5) | 10(8.2) | | 1(0.8) | 122 |

ア) 早期発見と経過の見守り

- ・ 認知症初期集中支援チーム、在宅支援会議により行う。

イ) 認知症の人に対応したサービスについて

- ・ 専門医療との連携・・・近年、数は少ないが、急激な進行・重度のBPSDの出現(把握)で対応に困る事例がある。スムーズな対応のために普段から専門医療機関との連携が必要である。
- 日南病院に認知症専門医を置き、認知症外来を設置することはできないか。(西伯病院から専門医の派遣がいつまで受けられるか不透明)
- ・ 職員研修・・・講義形式だけでなく、実習形式の研修が必要。そのための代替職員や費用の検討が必要である。
- ・ 環境、設備の整備・・・介護ロボット、見守りセンサーなどに対する補助金の活用

を調べる。施設構造改修の検討が必要である。

ウ) 認知症になっても住みやすい地域づくり

- ・ 家族支援・・・医療介護スタッフ、オレンジカフェ・家族交流会などの活用により充実させる。
- ・ 地域の理解・・・地域の集いへ出前講座隊などを派遣し、地域住民の理解を深める。支え愛ネットワークで理解を深める取り組みに繋げる。
- ・ 専門職と地域住民とのネットワーク作り・・・地域包括ケア会議（生活課題をテーマとした時）、協議体の活用、支え愛ネットワークへ医療介護スタッフが参加する。

2. 日南町内の施設に入所して住み続けることが出来る

① 重度者(要介護3～5の人)の施設入所

- ・ 重度認定者数は、第7期の3年間は横ばいの数と予測する。

表55. 要介護3～5の認定者の推移

| H26年3月 | H27年3月 | H28年3月 | H29年3月 |
|--------|--------|--------|--------|
| 213 | 216 | 208 | 197 |

表56. 要介護3～5の認定者予測数

| H30年3月 | H31年3月 | H32年3月 | H33年3月 |
|--------|--------|--------|--------|
| 204 | 205 | 205 | 203 |

表57. 重度者の施設サービス利用者数の推移

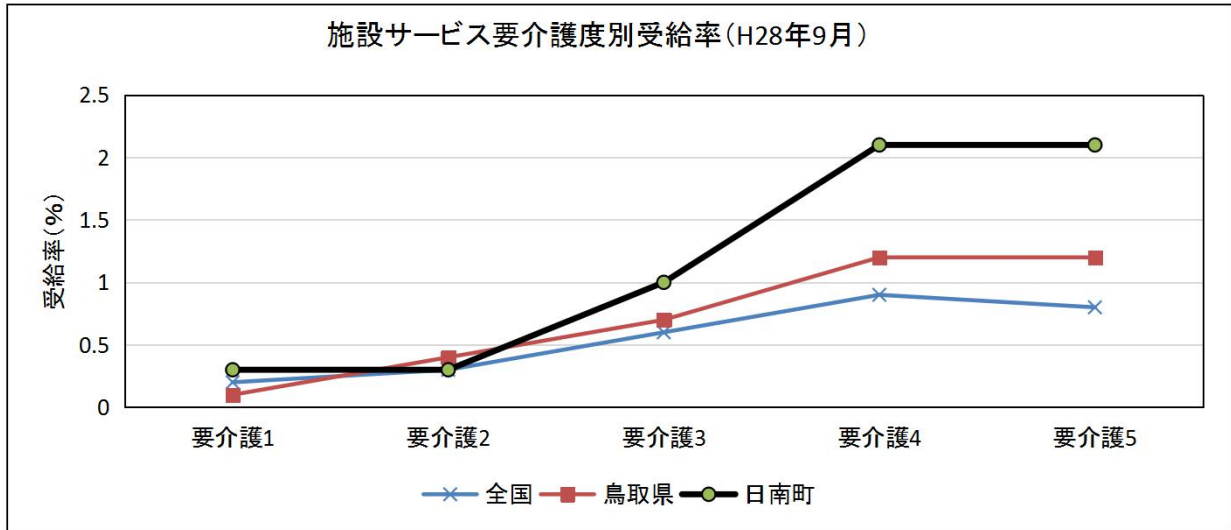
| | | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 | 計 |
|-------------|-------|------|------|------|-----|
| 介護保険3施設 | H26.4 | 25 | 47 | 46 | 118 |
| | H27.4 | 26 | 50 | 44 | 120 |
| | H28.4 | 24 | 58 | 43 | 125 |
| | H29.4 | 23 | 45 | 46 | 114 |
| 3施設の内訳 | | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 | 計 |
| (介護老人福祉施設) | H26.4 | 15 | 35 | 35 | 85 |
| | H27.4 | 15 | 36 | 38 | 89 |
| | H28.4 | 13 | 41 | 36 | 90 |
| | H29.4 | 16 | 33 | 39 | 88 |
| (介護老人保健施設) | H26.4 | 7 | 7 | 4 | 18 |
| | H27.4 | 8 | 12 | 1 | 21 |
| | H28.4 | 8 | 10 | 3 | 21 |
| | H29.4 | 6 | 10 | 2 | 18 |
| (介護療養型医療施設) | H26.4 | 3 | 5 | 7 | 15 |
| | H27.4 | 3 | 2 | 5 | 10 |
| | H28.4 | 4 | 7 | 4 | 15 |
| | H29.4 | 1 | 3 | 5 | 9 |

・ 町内は介護老人福祉施設あかねの郷(90床)がある。

・ 老人保健施設は町内にはなく、町外の施設に入所している。

・ 日南病院療養病床(31床)がある。

図8. 施設サービス要介護度別受給率の比較



*受給率とは、(施設サービス受給者数) ÷ (第1号被保険者数)

ア) 介護老人福祉施設

表58. あかねの郷の入退所者の状況について

| | H22年 | H23年 | H24年 | H25年 | H26年 | H27年 |
|-----------|------|------|------|------|------|------|
| 入退所者数 | 25 | 31 | 30 | 39 | 35 | 41 |
| (長期入院) | 11 | 10 | 10 | 8 | 5 | 5 |
| (ターミナル対応) | 5 | 8 | 9 | 9 | 16 | 17 |

(入退所者数は同一数)

*平成28年度は、退所者32人、入所者28人(入所制限があったので少ない)

- ・平成27年4月から、新規入所できるのは原則として要介護3以上の人となった。
- ・入退去者数は増えており、入居者の変動数が多くなっている。
- ・特別養護老人ホームでの見取り介護は増えている。

イ) 介護老人保健施設【町内には無い】

- ・要介護1～5の人が入所できる。
- ・重度者の入所は特養の待機者、または4人部屋など低い費用負担を希望する人と考えられる。

ウ) 介護療養型医療施設

- ・要介護1～5の人が入所できる。
- ・平成35年度まで療養病床の存続は可能であるが、その後は廃止予定である。
- ・重度者の入所は、特養の待機者、医療依存度が高く特養に入所できない者または4人部屋など低い費用負担を希望する人と考えられる。

エ) グループホーム（サービスの分類としては、居住系サービス）

- ・要支援2から要介護5で認知症のある人は入所できる。
- 平成29年7月にあさひの郷グループホーム(18床)が休止となり、平成29年7月から虹の郷グループホームの18人の利用となった。

表59. 平成29年9月1日 虹の郷グループホーム入所者の介護度別内訳

| 要支援2 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
|------|------|------|------|------|------|
| 0 | 11 | 6 | 0 | 1 | 0 |

オ) サービス付き高齢者住宅等（サービス付き高齢者住宅, ケアハウス, 有料老人ホーム等）

[分類としては施設入所者ではなく、在宅になる（表□に含まれる）【町内には無い】]

表60. 要介護3～5の人でサービス付き高齢者住宅などに入っている人の推移

| H26年4月 | H27年4月 | H28年4月 | H29年4月 |
|--------|--------|--------|--------|
| 0 | 3 | 2 | 4 |

② 中度者(要介護1、2の人)の施設入所

(中度者のイメージ)

- 脳血管障害や、80歳代以上の人で圧迫骨折などにより歩行補助や車椅子介助が必要など、身体機能低下があり、着替え、排泄などに一部介助がいる人
- インシュリン注射、留置カテーテルなど医療が必要で、歩行補助が必要など身体機能低下があり、着替え、排泄などに一部介助がいる人
- 認知症により歩行能力はあるが物取られ妄想、時間がわからない、入浴しないなどの状況により、見守りや介助が必要となる人
- 家族はサービス利用をしたいが、認知症状により本人の意向(在宅・施設利用、家での過ごし方、サービス利用など)が不確かである。または拒否がある。本人の思いの引き出しや尊重と家族の意向との調整が特に必要となる人

表61. 中度者(要介護1、2の人)の介護保険施設入所者数の推移

| | 介護老人福祉施設 | | ①介護老人保健施設 | | ②介護療養型医療施設 | | ①と②の合計 | | |
|--------|----------|------|-----------|------|------------|------|--------|------|----|
| | 要介護1 | 要介護2 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護1 | 要介護2 | 合計 |
| H26年4月 | 3 | 4 | 1 | 6 | 2 | 2 | 3 | 8 | 11 |
| H27年4月 | 1 | 5 | 5 | 4 | 3 | 3 | 8 | 7 | 15 |
| H28年4月 | 0 | 4 | 5 | 4 | 2 | 0 | 7 | 4 | 11 |
| H29年4月 | 0 | 1 | 3 | 7 | 3 | 1 | 6 | 8 | 14 |

- ・介護老人福祉施設は平成27年4月から、新規入所できるのは原則として要介護3以上の人となった。

ア) 介護老人保健施設

・老人保健施設は在宅復帰（退所）を前提としているので、介護者が居ないなど退所の見込みが無い要介護1、2の人で、サービス付き高齢者住宅等の入所（費用負担など）が可能な人は、サービス付き高齢者住宅等への入所が優先希望となる。

イ) 介護療養型医療施設

- ・要介護1、2の人が入所できる施設は町内には療養病床とグループホームしかない。
- ・冬季入所、ショートステイの受け入れのため、療養病床の入所数は少ない。

表62. 療養病床31床の入所率(*3)

| | H27年度 延人数 | H27年度 (率) | H28年度 延人数 | H28年度 率 | | H27年度 延人数 | H27年度 率 | H28年度 延人数 | H28年度 率 |
|----|--------------|--------------|--------------|------------|-----|--------------|------------|--------------|------------|
| 4月 | 388 | (41.7) | 357 | (38.4) | 10月 | 150 | (15.6) | 166 | (17.3) |
| 5月 | 288 | (30.0) | 302 | (31.4) | 11月 | 196 | (21.1) | 235 | (25.3) |
| 6月 | 273 | (29.4) | 258 | (27.7) | 12月 | 326 | (33.9) | 353 | (36.7) |
| 7月 | 226 | (23.5) | 261 | (27.2) | 1月 | 367 | (38.2) | 442 | (46.0) |
| 8月 | 217 | (22.6) | 230 | (23.9) | 2月 | 353 | (39.3) | 423 | (48.7) |
| 9月 | 196 | (21.1) | 230 | (24.7) | 3月 | 422 | (43.9) | 480 | (49.9) |

(*3)入居率とは、(1ヵ月利用延人数)÷[1ヵ月介護型療養床数(31床×日数)]

ウ) グループホーム

- ・グループホームは入所時期（いつ空きができるか）の目途が立たない。
- ・約12万円程度と入所費用が高い。
- ・米子市に住所を移して、米子市内等のグループホームに入所する人は増えている。
- 介護職員の不足により、平成29年7月にグループホームあさひの郷は休止となった。
- グループホームの必要性について検討する必要がある。

休止のグループホームをサービス付き高齢者住宅等への転用利用（10年経過してなくて補助金等返還なしで）を行うためには、日南町にグループホームが充足されたという判断が必要だが、待機者が居る状況では充足されたと言えない。

- ・10年を経過したものは届出のみで転用可能である。転用後の用途には制限があり。

表63. 要介護認定者で障害老人自立度が自立からA2、認知症老人日常自立度がⅢa～Mの人推移

| | 要支援2 | 要介護1 | 要介護2 | 計 |
|--------|------|------|------|----|
| H25年3月 | 0 | 6 | 20 | 26 |
| H26年3月 | 0 | 6 | 20 | 26 |
| H27年3月 | 0 | 9 | 19 | 28 |
| H28年3月 | 0 | 10 | 24 | 34 |
| H29年3月 | 1 | 11 | 19 | 31 |

*年度末の要介護認定者情報から算出した

- 表26より、グループホームの対象者と考えられる人は減っていない。

エ) サービス付き高齢者住宅等（サービスの分類としては在宅）

- ・費用が高い。約11万～15万、それ以上の費用施設も有る。

表64. 要介護1、2の者のサービス付き高齢者住宅等の利用者数の推移

| | H26年4月 | H27年4月 | H28年4月 | H29年4月 |
|------|--------|--------|--------|--------|
| 要介護1 | 4 | 9 | 8 | 9 |
| 要介護2 | 0 | 0 | 2 | 4 |
| 計 | 4 | 9 | 10 | 13 |

■町外のサービス付き高齢者住宅等の入所者は増加している。

- 日南病院療養病床はショートステイの対応や冬季入所のために入所の割合が低い。住まいではないので退所を求められる。(在宅復帰が難しい)要介護1、2の人や要介護3(特養入所待機)の人は町外の老人保健施設、サービス付き高齢者住宅等への入所となることが多い。
- グループホームは入居の目途が立たない、費用が高い。
- 本人は町内の施設を希望し高い費用負担ができる場合でも、町内にグループホームの空きがない、サービス付き高齢者住宅等がない等のため、町外のサービス付き高齢者住宅等へ入所する人が増えている。
- 本人は町内施設を希望しても、町外の家族は家族の近くの施設に入所して欲しい理由もある。

③ 日南町で施設に入所しても住み続けられるための施設の整備について

●提案3) 日南病院療養病床の入所数を増やして、町内の施設入所数を増やす

- ・要介護1、2、3の人の入所を療養病床が担い、町外の老人保健施設を利用しなくても町内で対応する。
- ・療養病床、地域包括ケア病床では、在宅復帰に向けた看護・介護に取り組む。
- ・あかねの郷(介護老人福祉施設)の待機場所にもなりうる。

(再掲)

●提案1) ショートステイについて、療養病床が入所数を増やす場合、一般病棟の地域ケア病床(医療保険)のレスパイト機能(ショートステイ)を活用していくことはできないか

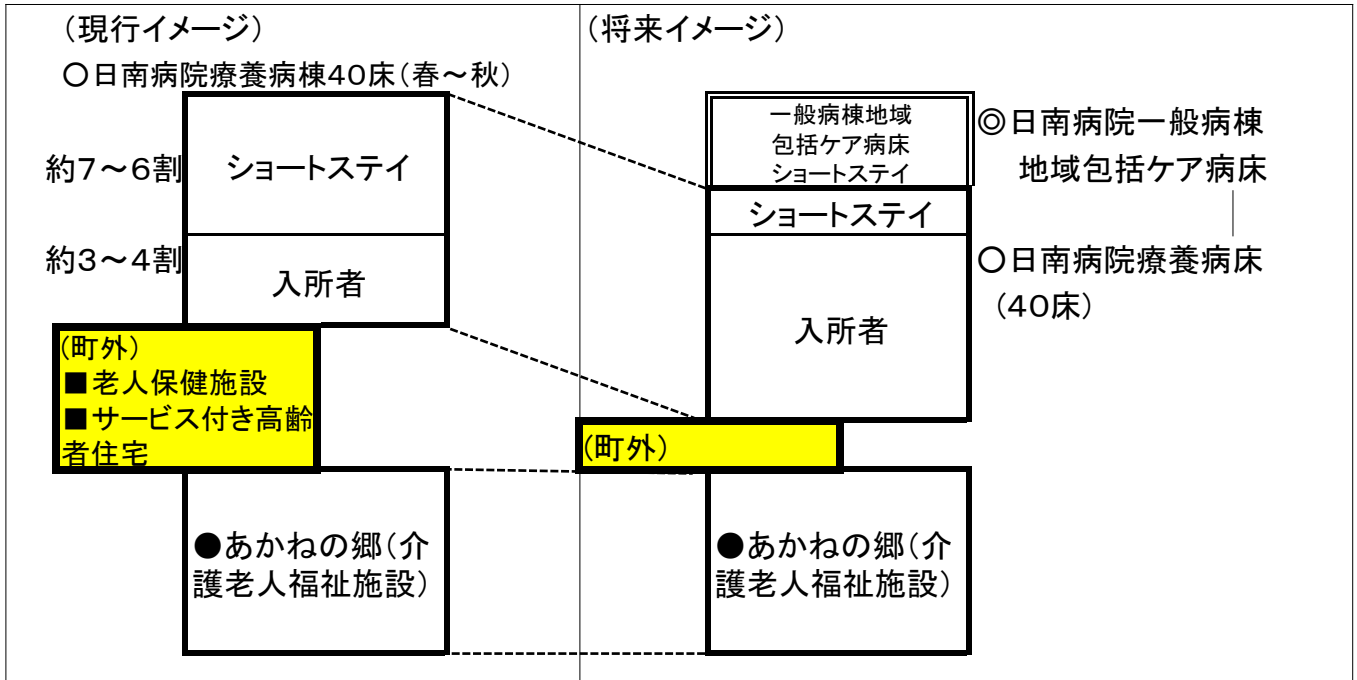
- 一般病棟の地域包括ケア病棟におけるレスパイト機能(ショートステイ活用)については、活用における注意点も多く、対応についての判断は病院が行うこととなるが、医療・介護スタッフ連携の充実がより求められる。
- ・冬季入所について、地域包括ケア病床の活用の注意点(施設基準に沿った活用)として、60日間の期間厳守などを入院前に十分な説明と家族の納得を得るよう医療・介護スタッフの意思統一や情報共有が必要となる。
- ・具体的には、情報提供書の活用、在宅支援会議での情報共有やケースの検討などをより充実していく必要がある。
- ケアマネジャー等の相談対応について日南病院の窓口がどこになるのか。医療介護連携推進員の配置について、業務内容などの検討が必要ではないか。
- ・医療療養病床9を介護保険の短期入所に使用可能であるので、活用する。

【日南病院】

医療保険病床・・・一般病棟、地域ケア病棟、療養病棟9床(医療療養病床)
介護保険病床・・・療養病棟31床(介護療養病床)

- ・ 冬季入所は療養病棟40床(介護療養31床と医療療養9床)を使用している。
- ・ 介護保険による介護療養病床31床は平成35年度末まで制度が延長されたが、医療保険による医療療養病床9床の継続が可能かは現在、国で審議中。

図9. 日南病院の入所、ショートステイについて



■その他の検討点、制度の確認点

- ・ 将来、人の確保が出来た場合に、あかねの郷のショートステイ枠拡大はできないか。
- ・ 医療療養病床は継続が可能か。入所できる機能を持った病床を一般病棟に設置できないか。
- ・ 町内にサービス付き高齢者住宅等が整備できないか。

3. 少ない専門職の効率的な働き方を検討する

① 介護業務の中での効率化・分業化・機械化などを検討する

■要介護1～5認定者における介護サービスにおいて少ない専門スタッフの効率的な対工夫が必要である。

ア) 業務の効率化

イ) 業務の分業化

- ・ 資格所有職員で無ければできないこと、資格がなくても出来ることの検討。
- ・ 介助の中で補助部分の担い手の検討。
- ・ 記録の効率化、機器の有効な活用、記録補助者の活用などの検討。

ウ) 業務の機械化

② 支援内容について専門職でないと出来ない支援と専門職でなくても出来る支援を見極める

【ヘルパー】

- ・ 要支援1の人の生活援助、特に買い物はボランティアでも対応可能である。

- ・そうじもボランティアでも対応可能であるが、家の中に入る作業でボランティア側のハードルが高い。
- ・ヘルパー退職者がNPO法人の立ち上げ、シルバー人材センター登録などで対応できるようになると利用者も安心感がある。

【デイサービス】

- ・総合事業対象者の入浴については、要支援2、1の人で家では入浴できない人がデイサービスの入浴の対象となる。
- ・日南福祉会では事業対象者はデイサービスでの入浴の対象としない。

表65. 総合事業における入浴について：日南福祉会通所型サービスの状況 (単位：人)

| | 入浴有り | | | | | | 入浴無し | |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | | 特殊入浴 | | 一般浴 | | | |
| | あかねデイ | かすみデイ | あかねデイ | かすみデイ | あかねデイ | かすみデイ | あかねデイ | かすみデイ |
| 要支援2 | 20 | 17 | 12 | 10 | 1 | 4 | 7 | 3 |
| 要支援1 | 12 | 12 | 2 | 0 | 3 | 2 | 7 | 10 |
| 事業対象者 | 4 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 6 |
| 計 | 36 | 35 | 14 | 10 | 4 | 6 | 18 | 19 |

*要支援2のうちで、車椅子対応の人が4名（あかねの郷デイ2名、かすみ荘デイ2名）あり。

- ・総合事業対象者におけるデイサービスの利用時間を再検討する必要はないか。
 - ・1日利用の必要性について、再度、確認を行う。
 - ・半日利用で運動（加算）を行う人の増加があるが、受け入れは間に合っていない。対応するために、理学療法士・看護師など職員確保、器具、スペースの拡大などの検討が必要である。
 - ・通所型サービスの利用で、事業対象者の該当でなくなる（改善してチェックリストの該当項目がなくなる）人は少ない。
- 要支援・事業対象者などの予防支援や生活支援の担い手の育成が必要である。

<各サービスの強みを打ち出してみよう>

【ヘルパー】

- 生活状況がわかりやすい
- 本人の能力に応じた対応がしやすい……

【デイサービス】

○かすみ荘はヘルパー事務所もあるので、情報の共有化がしやすい。また保育園が横にあるので、地域事業が展開しやすい。

○あかねの郷は、運動特化型デイサービスとのつながりや、ケアプラン事業所があるので、その情報共有化がはかりやすい。また、建物が新しい。

- 花見など外出しての気分転換ができる

【訪問看護】

○専従のステーションの看護師でなく外来診療と兼務のため、主治医との連携や、入退院のフォローなど連携面が強い。

【訪問リハビリ】

- 自宅での役割獲得【リハビリテーション部門が対応として強い所】
- 無料相談事業での対応

【療養ショート】

- リハビリをすることができる。
- 医師、看護師がいるため褥瘡などのフォローができる。

【あかねの郷ショート】

- 身体ひとつ(着替えなど必要が無い)で入所できるので、家族の負担が少ない
- 土日の送迎があるので便利

4. 人材確保について

【学生の受け入れ】

- ・日南福祉会、日南病院等で実習が受け入れやすいように、町外者にひだまりの家の利用が出来ると良い。
- ・学生に昼食は病院食を割引で食べられないか。☆日南福祉会は食事を割引で食べられる。
- ・実習生にひだまりの家で使う日南米を提供するとよい。
- ・魅力的なプレゼンテーションを・・・工夫する必要がある。

【働く人向け】

- ・2～3年勤務者で、1ヵ月間とか、本人が探して他の施設の研修（実習）に行くことができるなどの制度があるとよい。
- ・施設で重点的な取り組みを打ち出してアピールするとよい。
ロボット活用、福祉用具活用、おむつゼロ作戦、アロマを使用した認知症施設……。
- ・施設や取り組みの魅力を伝える。

Ⅱ 軽度者(要支援1、2の人、事業対象者)への生活支援及び超高齢者への生活支援について検討する

●提案4) 各団体・事業所で総合事業の緩和した基準や独自サービスなどできないか、検討してみる。

1. 総合事業による緩和した基準や生活支援サービスでできることはないか

① 緩和した基準サービスの創設

【ヘルパー】

【デイサービス】

- ・料理ができる、退院後の集中的なリハビリができる、釣りができる、おいしいコーヒーが飲める、鍋が食べられる、のんびり音楽をきくだけでよいなど選択肢の多様なデイサービスやサロン作りができるとよい。
- ・総合事業ではないが、上記の内容を取り入れた通所リハビリテーションを作りたい。

② 生活支援サービス

【見守りサービス】

- ・見守り事業は制度はあるが事業所参入が無かったが、平成29年10月に1事業所の申請があった。今後は、事業所だけでなく、自治会や団体が活動団体として申請できるように検討していく。

③ その他のサービス

- ・自分の目で見て、自分で動いて買い物ができれば、重度化予防にもつながるのではないか。何かよい買い物移動支援はないか。

2. 民間企業の参入が見込めるか

- ・郵便局の見守りサービスが平成29年10月から開始されるので、地域の活用を促す。

3. NPOの立ち上げができるか検討する

- ・退職後などの専門職の強みを活かすことができるとよい。
「集い」の世話役など活動の中心者となりやすい
5年、10年後を目指して退職者(役場、病院、日南福社会等)でNPOの立ち上げが
出来ないか

4. 地域の支え愛活動を充実する

- ・個人的な活動として、見守りや手伝い・手助けは行われているが、仕組みとしての活動となっていない。

出来るかできないか、わからないけど、こんなことを考えてみました

【介護保険外の自費のサービス】

- 要介護・要支援認定者、事業対象者に対して行い、軌道に乗れば高齢者の誰にでも利用が出来るようになるとうい。
- 大掃除(窓拭き、換気扇の掃除、庭の掃除、冷蔵庫の片付け)、布団干し、草取り、ペットの散歩、墓掃除などできるとよい。
- 薬の受取り、病院入院者や施設入所者の洗濯物を取りに行き、洗濯して届けるサービス
- デイサービス利用日に買い物の依頼を受けて家に届けるサービス
- 娯楽、趣味のための外出の付き添いサービス
- デイサービス利用日に夕食を持って帰る(注文で弁当を用意する)
- デイサービス利用日でない日は配達弁当と見守りを行う
- 冬季の雪かき
- デイサービス利用日に店に買い物にでて、荷物は帰宅時に届ける
- 認知症カフェと2時間未満(デイサービスが介護保険では利用が難しい)の対応
家族が買い物や用事をしている間、本人は認知症カフェと一緒に過ごすことができるとよい
- 見守りサービス・・・家に訪問し安否確認(20分未満)
- ネイル・化粧・ハンドケアなど美容に関するサービス
- 早朝の病院受診への送迎サービス

【事業対象者向け】

- 認知症機能低下予防プログラム「シナプソロジーR」を取り入れる

【だれでも利用できる自費サービス】

- デイサービスの運動機器の開放ができるとよい
 - ・解放時間に例としては、7時半～8時半、12時～13時、16時～17時。
 - ・土曜日、日曜日は7時半～17時。カフェを併設する。
- 「認知症予防学校」が実施できるとよい

Ⅲ 市民後見人など成年後見制度を支える人材の育成が必要になる

1. 成年後見制度を支える人材の育成の取り組み・現状（日南町社会福祉協議会）

①研修会の実施

- ・町民に権利擁護の重要性を理解してもらい協力者を増やすことを目的に、約10年前から研修会等を実施してきた。

② 市民後見人養成講座修了者は12名あり。

- ・日南町社会福祉協議会で、町外で実施される市民後見人養成受講への参加を促している。
- ・養成修了者で市民後見人として権利擁護ネットワークほうき（社団法人）に登録し、後見活動を行うことを希望される人は少ない。しかし、訪問に同行するなどの事業協力者はある。

③ 日南町社会福祉協議会が平成27年度より権利擁護ネットワークほうきの団体社員となり活動している。

- ・職員が担当者として活動している。現在町内在住者1名を担当して通帳管理や支払いを行い、月1回の訪問を、後見人養成修了者である同行者と計2名で行っている。

2. 成年後見制度の普及における課題（日南町社会福祉協議会）

① 被後見人が自分の意向を生前から準備することの普及啓発が必要である。

- ・被後見人に相続人となる親族がない場合は、相続について関係者で相談し本人の意向に沿うよう、生前から準備しておくことの大切さを普及する必要がある。

② 市民成年後見制度を支える人材育成

- ・社会福祉協議会に権利擁護担当者を配置することが必要である。
- ・市民後見人養成の修了者を増やすと取り組みが必要である。

③ 関係機関とのネットワーク構築を図る必要がある。

- ・市民後見を受ける人と市民後見人として活動する人が不安や負担の軽減ができるように、社会福祉協議会、権利擁護ネットワークほうきはもとより、成年後見制度の必要な人だけでなく、日常においても通知など文章がわかりにくい、簡単な契約にサポートが必要な生活の暮らしにくさへの支援について関係機関のネットワーク構築が必要となる。

【今後、企画会議から発信して4団体で実行したいこと】

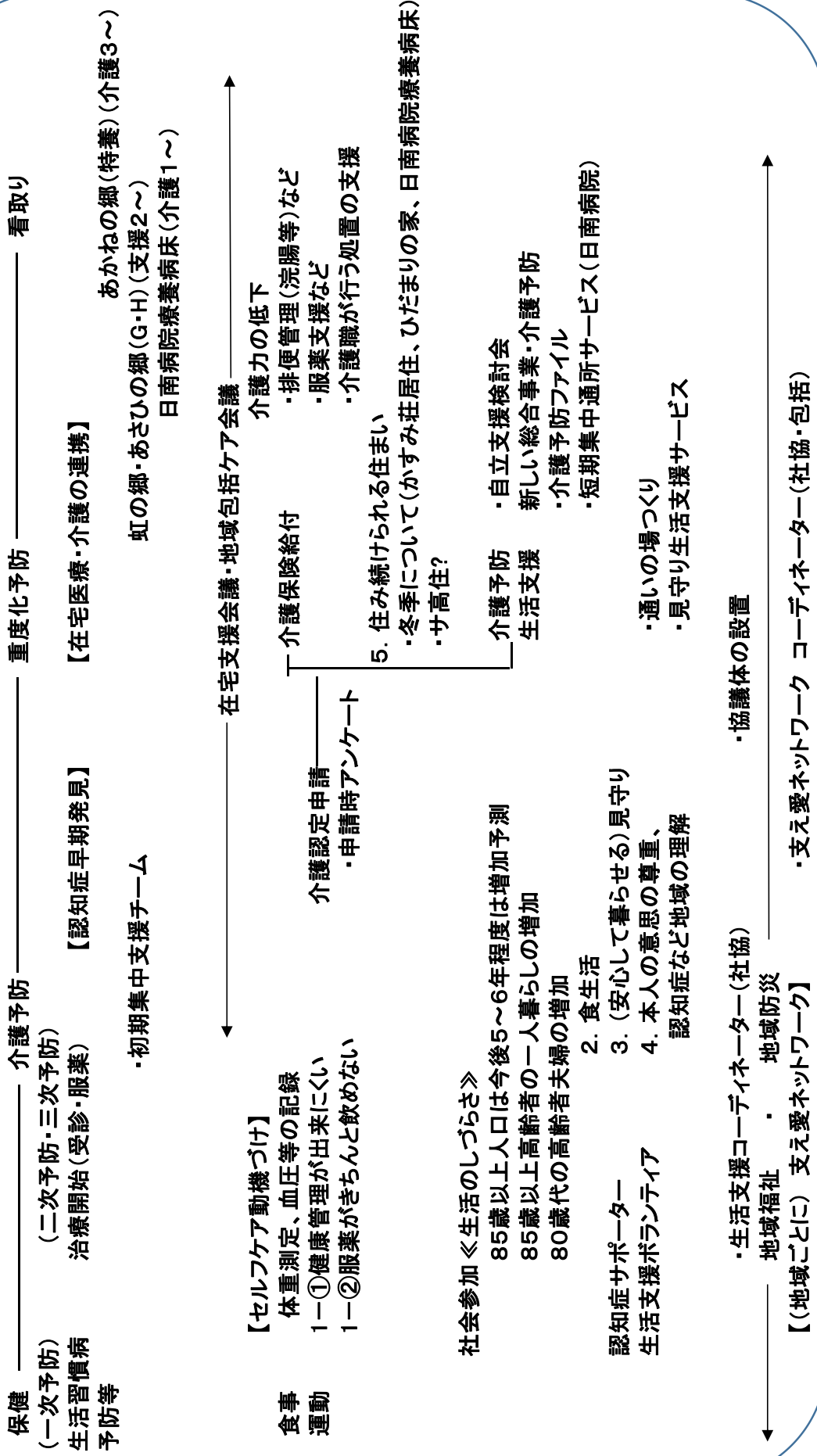
- ・要介護状態になっても、夢をかなえることができれば、目標ができ、生きがいくくりになる。「夢をかなえるプロジェクトチーム」ができないか。

日南町版「あなたの夢をかなえます」

要援護高齢者に対して、介護保険サービスや普段の業務を越えて、本人の夢を実現するよう取り組んではどうか

- (1) 対象者・内容を把握する、決める。（方法についても要検討）
- (2) 4団体の上司の理解が必要。
- (3) 費用について…補助金などを探す

2. 日南町地域包括ケアシステム (保健・医療・介護・福祉ネットワーク) 日南町地域包括支援センター (平成28年4月1日)



3. 支え愛ネットワーク構築事業

(1) 支え愛ネットワーク構築事業の経過

本町では平成26年度から3年間、県の補助事業を活用して、「支え愛ネットワーク構築事業」を実施しました。

コーディネーター（地域包括支援センターと社会福祉協議会）を配置し、まちづくり協議会、自治会と協働しながら、介護予防、地域福祉、地域防災を含む地域包括ケアシステムにおける地域資源の開発・立ち上げ・組織化・ネットワーク化を行いました。

平成26年度は多里・福栄まちづくり協議会で実施し、平成27年度は阿毘縁・山上・石見まちづくり協議会、平成28年度は日野上・大宮まつづくり協議会で実施し、支え愛のしぐみを考えています。

社会福祉協議会へのコーディネーターの委託は平成28年度で終了しましたが、平成29年度も各まちづくり協議会と協議しながら支え愛ネットワーク構築事業を行っており、今後も継続していきます。

平成26年度から平成28年度の3年間で、①緊急連絡先や災害時の避難行動に関する全戸アンケートの実施は、33自治会中31自治会が実施しています。②全戸アンケートや戸別訪問後に作成する防災（支え愛）マップの整備は33自治会中27自治会でした。

平成29年度に、①緊急連絡先や災害時の避難行動に関する全戸アンケートの未実施であった2自治会も実施されました。防災（支え愛）マップ作成も2自治会が実施し、29自治会で作成ができています。

(2) 支え愛ネットワーク構築事業の内容

日南町支え愛ネットワーク事業について

日南町地域包括支援センター

【目的】

高齢化が進んでも、住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の中でさまざまな形で支え合える仕組みを地域のみんなで考えて作っていきます。



【具体的な活動方針】

I 地域防災

災害時の避難行動支援活動を充実するために、地域でできることに取り組みます

1) 支え愛ネットワークアンケート(全戸配布)

2) 要援護者(災害時に支援が必要)の方に戸別訪問

- ① 支え愛ネットワークアンケートで、「1. 避難時の支援、介添えを要望」と答えた方に『避難行動支援にかかる情報』の聞き取りのため、社会福祉協議会職員と同伴で訪問します。
- ② 訪問時、『にちなん安心緊急キット』の内容の更新の支援を行います。

3) 防災マップづくり

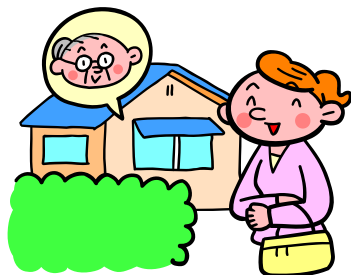
◎防災マップをつくる参加者が、地域の方の様子に気づく過程が大切です。

- ① 役員で防災マップを作成
 - ② 目標は地域住民の参加で防災マップを作成できると良い
 - ・そのためには、災害時の支援に必要な自分(家族)の情報を地域に発信することができる。
 - ・自ら発信することで発信した情報を詮索や偏見なく受け止めることができる。
- 地域福祉、地域における介護予防の取組と合わせて行うことが大切です。

4) 防災訓練や防災についての学習

Ⅱ 地域福祉

日頃からの見守り活動や生活支援を充実するために、地域でできることに取り組みます



1) 見守りや支え愛について学習

例：生活支援ボランティア講座
にちなん安心緊急キットの更新
健康と生きがい活動など

2) 見守り連絡会

例：地域の役員や保健・医療・介護・福祉職員など普段からかかわっている人が生活上の困りごとの対応や見守り支援について情報共有しながら取り組みます。

Ⅲ 地域における介護予防・地域づくりへの参画

1) 高齢者が健やかに老いるために

①健康管理ができる

定期的な体重測定、自分の病気や治療内容を知る、治療薬が正しく飲める

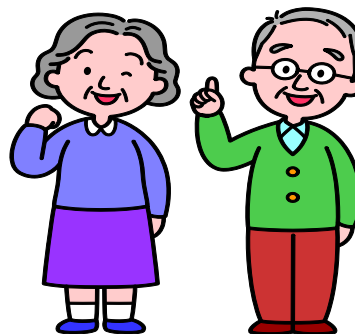
②地域に出かける居場所がある

③役割がある

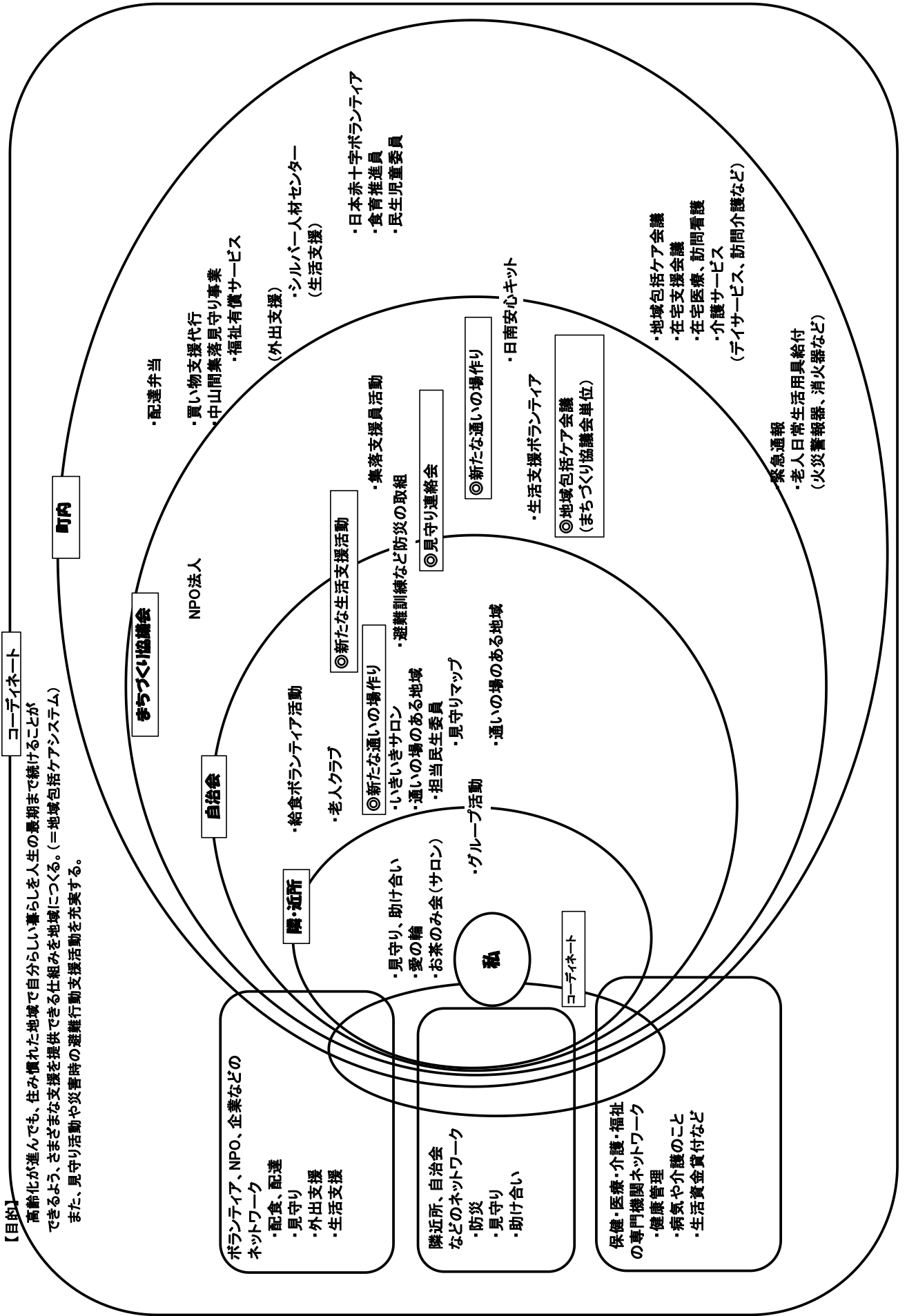
いきいきサロン、住民主体通所型サービスなど

2) 「困った」「助けて」は地域づくりへの参加となります

- ・「助けて」と言うことは地域づくりに参加していることとなります
- ・誰しも“支える時と支えられる時”があります



(3) 日南町支え愛ネットワーク (イメージ図)

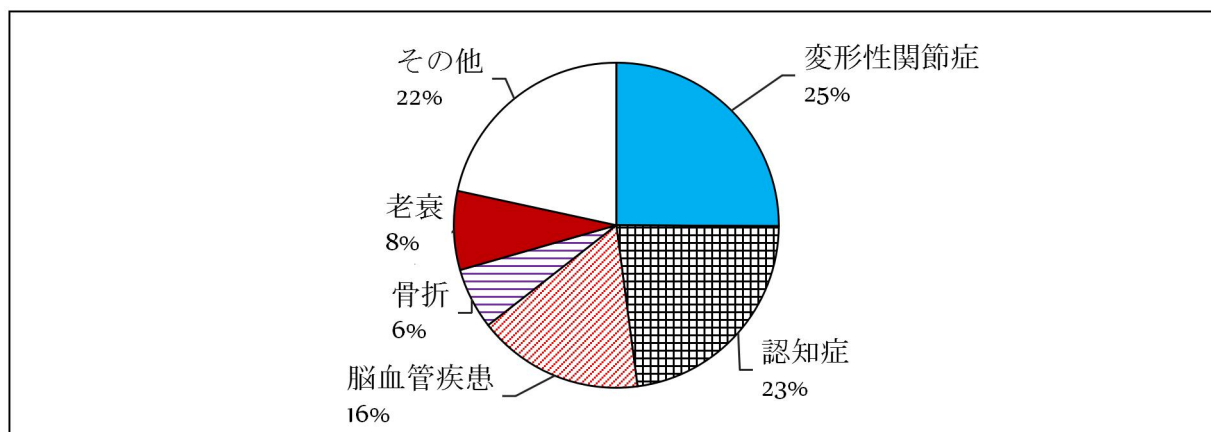


4. 健康づくり、介護予防、生きがいくくり

(1) 現状

① 要介護認定の原因疾患

平成29年3月末現在で介護認定を受けている574人について、原因となった疾患をみると、最も多いのは腰・膝などの変形性関節症、次いで、認知症、脳血管疾患です。これらの疾患の発症予防と重症化防止が大切です。



○出典：日南町介護保険統計

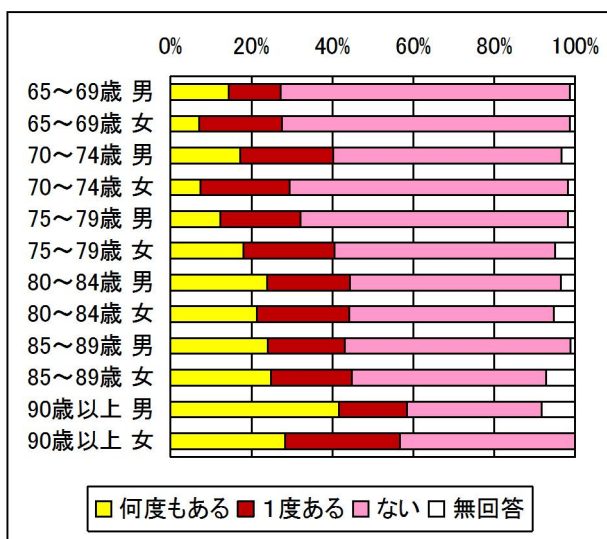
② 平成29年2月に行った「高齢者ニーズ調査」(65歳以上町民1,411人)

ア. 転倒について

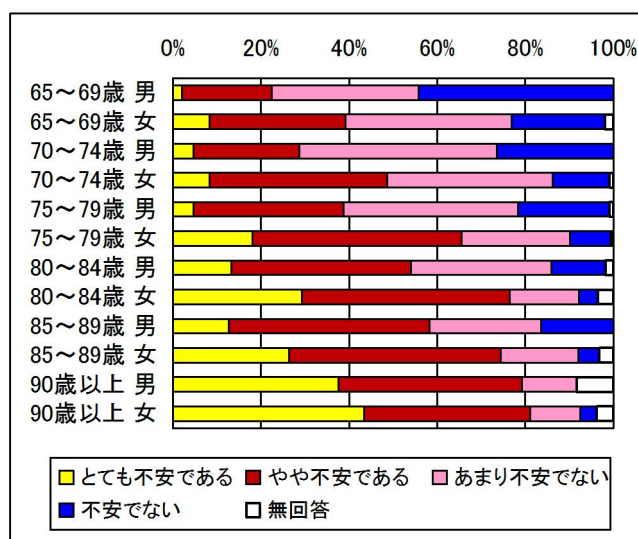
過去1年間に転んだ経験がある（「何度もある、1度はある」を合わせた）と回答した人は、全体では約4割で、90歳代では6割弱でした。

また、転倒に対する不安は、「とても不安である、やや不安である」と回答した人は、全体では約5割でした。年齢が高くなるにつれ多くなり、また女性の方が不安を感じている人の割合が高い傾向でした。

「この1年以内に転んだことがありますか」



「転倒に対する不安は大きいですか」



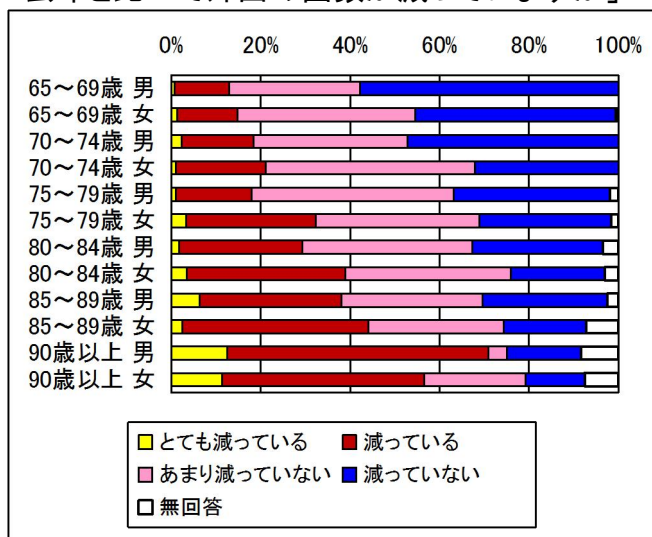
イ. 外出について

外出の回数が「減っている、とても減っている」と回答した人は全体では約3割で、年齢が高くなるにつれ、多くなっています。

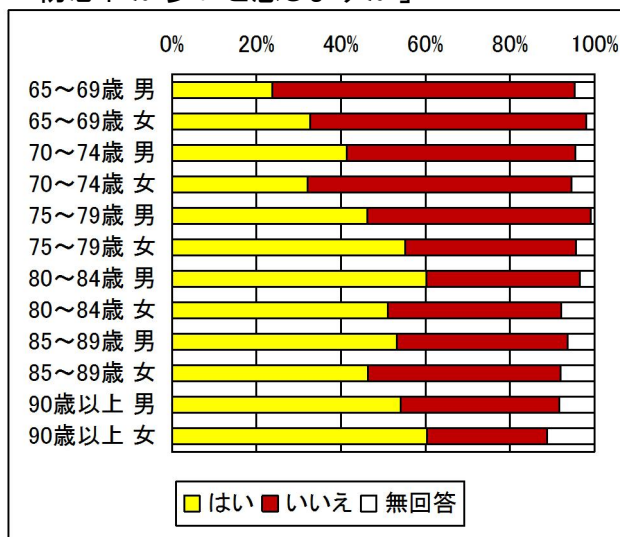
ウ. 物忘れについて

「物忘れが多いと感じる」と回答した人は、全体では約5割弱で、65歳から69歳の男女では、約3割でした。

「去年と比べて外出の回数が減っていますか」



「物忘れが多いと感じますか」



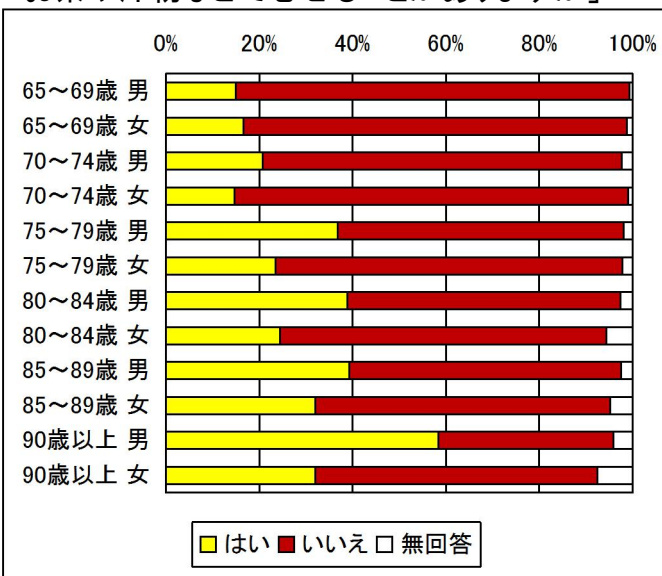
エ. 嚙下について

「お茶や汁物などでむせることがある」と回答した人は全体では約3割弱で、男性のほうが「むせる」と回答した人の割合が高い傾向でした。

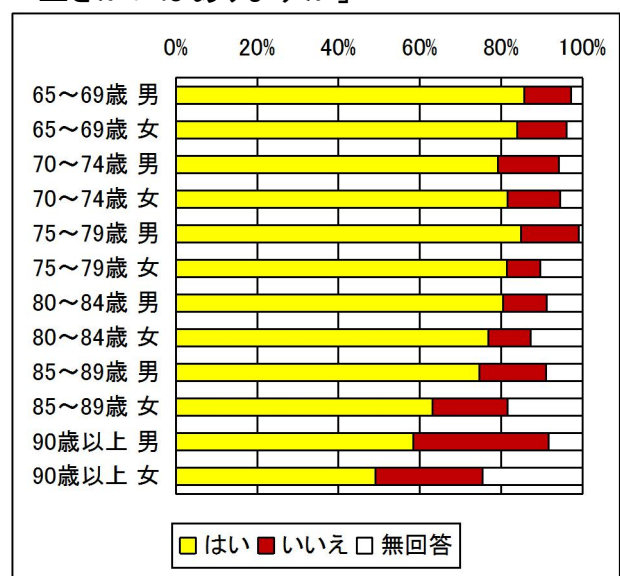
オ. 生きがいについて

「生きがいがある」と回答した人は、全体では約8割弱でした。年齢が低いほど「生きがいがある」と回答した人の割合が高い傾向でした。

「お茶や汁物などでむせることがありますか」



「生きがいはありますか」



カ. 平成29年2月に行った「高齢者ニーズ調査」(65歳以上町民1,411人)より

- ・「過去1年間に転んだ経験がある」と回答した人の割合・・・約4割
- ・「去年と比べて外出の回数が減っている」と回答した人の割合・・・約3割
- ・「物忘れが多いと感じる」と回答した人の割合・・・約5割
- ・「お茶や汁物などでむせることがある」と回答した人の割合・・・約3割
- ・「生きがいがある」と回答した人の割合・・・約8割

キ. 平成26年2月に行った「高齢者ニーズ調査」(65歳以上町民1,417人)より

平成29年の「高齢者ニーズ調査」では、「外出を控えている理由」はきいていないため、平成26年の「高齢者ニーズ調査」より結果をみると以下のとおりでした。

- ・ 外出を控えている理由は、総数が多かった順に、「足腰の痛み」194人、「トイレの心配」53人、「耳の障がい(聞こえの問題)」48人、「病気のため」43人、「その他」41人、「経済的に出られない」37人、「目の障がい」32人、「外での楽しみがない」31人、「障がい(脳卒中の後遺症など)」6人でした。
- ・ 「足腰の痛み」を理由にする人では、男女とも75歳から増加する傾向がありました。

(2) 今後の方向

- ・ 今後も本町の健康づくり計画「にこにこ健康にちなん21」(平成24年度～32年度)に沿って、健康づくりを推進していきます。
- ・ 平成29年3月末現在で要介護認定を受けている574人について、原因となった疾患をみると、最も多いのは腰・膝などの変形性関節症、次いで認知症、脳血管疾患でした。
今後も認知症高齢者の増加が見込まれており、予防からの総合的な認知症対策が急がれます。本町においては、認知症と関係があるといわれる高血圧の治療中の人が、65歳以上で5割弱あります。今後も健康づくりをはじめ、健康診査の受診者を増やし、生活習慣病予防に努めます。また、日南病院との連携を強化して、高血圧、糖尿病等の教室を行うなど、若いうちから認知症や脳血管疾患等の予防に力を入れて取り組みます。
- ・ 転倒に対する質問では、年齢が高くなるほど転倒の頻度が高くなり、不安も強くなるという結果でした。また、外出を控えている理由は、男女とも75歳以上から、足腰の痛みを理由にする人が多いという結果でした。本町の高齢者は冬場に屋内で過ごすことが多く、下肢筋力の低下が進む傾向があります。今後は下肢筋力の低下を防ぐため、冬場でも、いつでもみんなと気軽に楽しく取り組める「百歳体操」等を普及していきます。
- ・ 「お茶や汁物などでむせることがある」と回答した人は、全体では約3割弱でした。
平成27年から平成29年まで、鳥取大学との連携事業で行った「嚥下検診」からも、嚥下に関して町民の関心が高い傾向が伺えました。今後も「かみかみ百歳体操」等を普及し、誤嚥性肺炎等の予防に努めます。
- ・ 高齢化の進む本町では、「聞こえの問題」は重要な課題です。耳が遠くなっても集える場をつくり、聞こえの対応なども啓発していきます。
- ・ 元気な高齢者がボランティア活動等を行うことにより、社会参加、地域貢献を通じた生きがいづくりを促進するため、今後も生活支援ボランティア講座を開催し、ポイント事業を継続します。

第 4 章

将 来 构 想

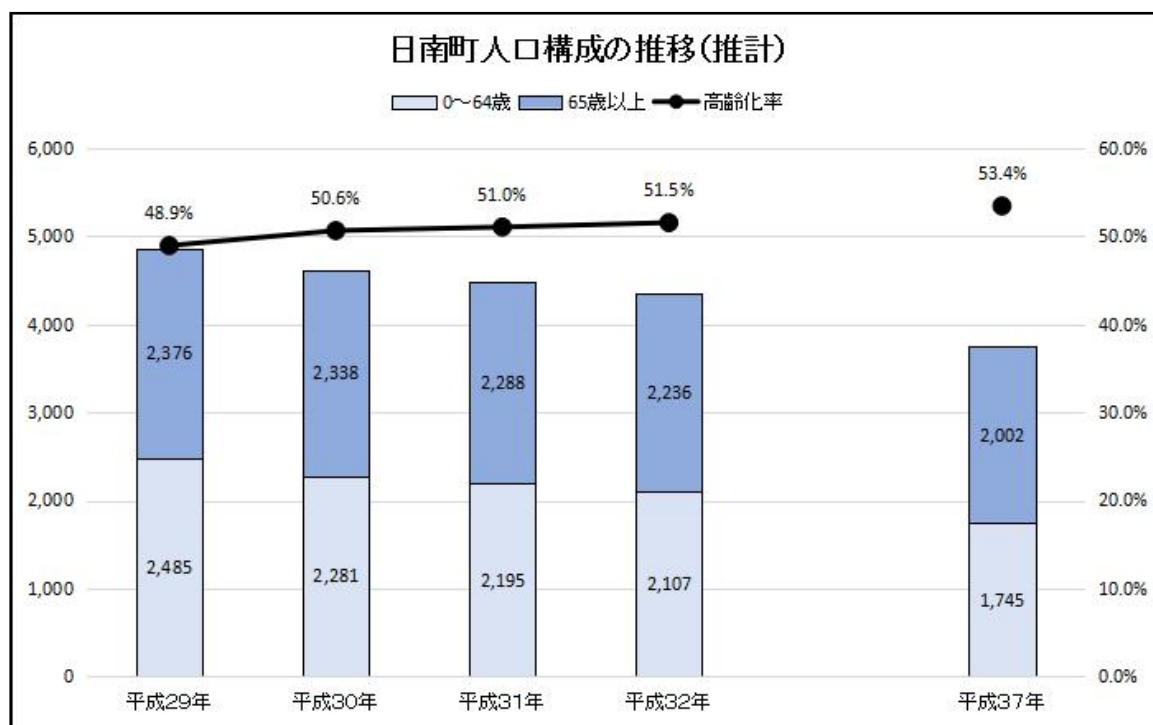
1. 計画期間の人口等推計

(1) 人口構成の推移（推計）

少子高齢化の進展に伴い、64歳以下人口、65歳以上人口、総人口ともに年々減少していくと予測しています。

| 区分 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 | 平成32年 | 平成37年 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 0～64歳 | 2,485 | 2,281 | 2,195 | 2,107 | 1,745 |
| 65歳以上 | 2,376 | 2,338 | 2,288 | 2,236 | 2,002 |
| 総人口 | 4,861 | 4,619 | 4,483 | 4,343 | 3,747 |
| 高齢化率 | 48.9% | 50.6% | 51.0% | 51.5% | 53.4% |

○平成29年は住民基本台帳、平成30年以降は5年生存率を勘案し推計しています（各3月末現在）。



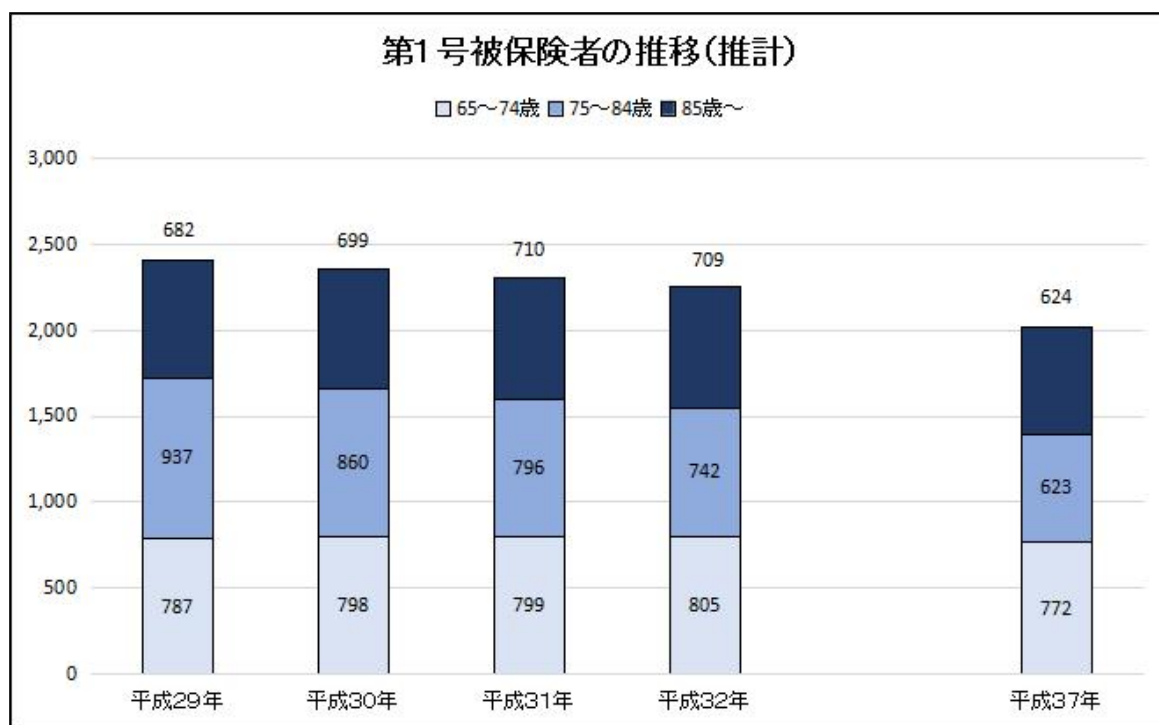
(2) 被保険者等の人口推計

高齢者（65歳以上）人口は平成17（2005）年をピークに減少に転じており、後期高齢者（75歳以上）人口は平成22（2010）年をピークに減少に転じました。85歳以上人口も、平成31（2019）年をピークに減少に転じる見通しです。

□ 被保険者等の人口推計 □

| 区 分 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 | 平成32年 | 平成37年 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 65～69歳 | 486 | 465 | 459 | 426 | 373 |
| 70～74歳 | 301 | 333 | 340 | 379 | 399 |
| 前期高齢者計 | 787 | 798 | 799 | 805 | 772 |
| 75～79歳 | 436 | 375 | 368 | 340 | 343 |
| 80～84歳 | 501 | 485 | 428 | 402 | 280 |
| 85歳～ | 682 | 699 | 710 | 709 | 624 |
| 後期高齢者計 | 1,619 | 1,559 | 1,506 | 1,451 | 1,247 |
| 高齢者人口 | 2,406 | 2,357 | 2,305 | 2,256 | 2,019 |
| 総人口 | 4,747 | 4,619 | 4,483 | 4,343 | 3,747 |

○平成29年は住民基本台帳。30年以降の被保険者等推計人口は、住所地特例者数を勘案し推計しています（各3月末現在）。



(3) 要介護（要支援）認定者数推計

介護保険制度が平成12（2000）年度にスタートしてから、要介護（要支援）認定者数及び認定率は年々増加しています。

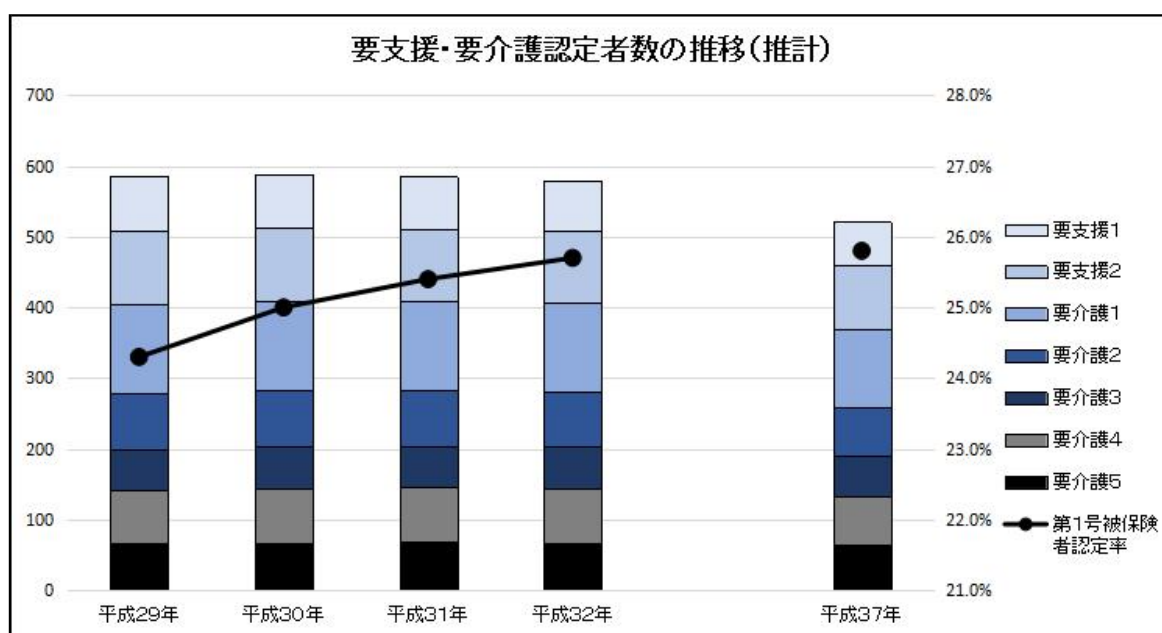
高齢者人口は減少しますが、要介護認定者数は平成32（2020）年までは横ばいで推移し、その後減少に転じると見込んでいます。

要支援認定については、平成27（2015）年度の介護保険制度改正に伴い、必ずしも要介護認定を受けなくても基本チェックリストによって該当すれば介護予防・総合事業の多様なサービスが利用可能となったことから、要支援認定者数は徐々に減少していくと見込んでいます。

□ 第1号被保険者認定者数の推計 □

| 区分 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 | 平成32年 | 平成37年 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 要支援1 | 77 | 76 | 74 | 71 | 61 |
| 要支援2 | 103 | 103 | 102 | 102 | 90 |
| 要介護1 | 127 | 127 | 126 | 124 | 110 |
| 要介護2 | 78 | 79 | 78 | 77 | 70 |
| 要介護3 | 57 | 59 | 59 | 60 | 57 |
| 要介護4 | 76 | 77 | 77 | 77 | 69 |
| 要介護5 | 67 | 68 | 69 | 68 | 64 |
| 合計 | 585 | 589 | 585 | 579 | 521 |
| 認定率 | 24.3% | 25.0% | 25.4% | 25.7% | 25.8% |

○平成30年以降の認定者数の推計は、年代別の要介護認定率を勘案し推計しています（各3月末日現在）。



2. 計画の重点的な取り組み方針

保険者としての日南町の取り組みを強化するとともに、直営機関である日南町地域包括支援センターの取り組みを充実します。

(1) 日南町の基本的方向性

保険者としては、下記の指標に基づき、第7期介護保険事業計画の内容を関係機関と連携して実施していきます。

【指標】

- ① PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制の構築
 - ア) 地域の特徴、課題などの状況把握を行い、住民、関係者との共通理解を持つ取り組みを行っていく
 - 日南町地域包括支援センターの活動方針の評価を毎年、実施する
 - 地域包括ケア会議の全体目標の設定や評価を毎年、実施する
 - イ) 取り組みを推進するために重点施策や目標の設定を行う
 - 日南町地域包括支援センターの活動方針を立てて目標設定、評価を行う
 - ウ) 医療計画も踏まえつつ介護サービス量の見込み等を定める
 - 第7期介護保険事業計画で見込み等を定め、毎年、実績と見込み量の確認を行う
 - エ) サービスの種類別の給付実績を定期的にモニタリング（点検）していく
 - 適正化事業において毎月、定期的にモニタリング（点検）していく
 - オ) 介護保険計画の目標達成、未達成を把握し、改善策や目標の見直しを講じる
 - 地域包括ケア会議、介護保険運営協議会で目標達成や見直しを行う
- ② 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進
 - ア) 介護予防/日常生活支援の充実を図る
 - 地域包括ケア会議、協議体、地域支え愛ネットワーク構築事業を通じて実施する
 - イ) 介護支援専門員・介護サービス事業所への支援、基盤整備を図る
 - 在宅支援会議、自立支援検討会、町内居宅介護支援連絡会、介護保険運営協議会を通じて実施する
 - ウ) 良質なサービスが提供できるよう介護・看護人材の確保に努力する
 - 奨学金制度など人材確保策を実施する
 - エ) 地域の支え愛など生活支援体制整備を推進する
 - 地域支え愛ネットワーク構築事業、協議体、地域包括ケア会議を通じて実施する
 - オ) 認知症総合支援を推進する
 - 認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員活動など認知症施策を通じて実施する

- カ) 在宅医療・介護連携の整備を推進する
 - 在宅支援会議、地域包括ケア会議企画会議、地域包括ケア会議、在宅医療・介護連携推進事業を通じて実施する
- キ) 地域密着型サービスの整備、点検を行う
 - 介護保険運営協議会を通じて実施する

(2) 今後の施策における視点

- ① 日南町で在宅・施設の介護を利用して高齢者が住み続けられるように支援する
 - ア) 一人暮らし高齢者、高齢者夫婦は介護力が弱く、保健・医療・介護・福祉スタッフの連携で在宅生活・在宅介護を支援する
 - イ) 日南町内の施設に入所して住み続けることが出来る
 - ウ) 少ない専門職の効率的な働き方を検討する
 - エ) 人材確保に努める
- ② 軽度者（要支援1、2の人、事業対象者）への生活支援及び85歳以上の超高齢者への生活支援を整備する
 - ア) 総合事業による緩和した基準サービスや生活支援サービスでできることはないか
 - イ) 民間企業の参入が見込めるか
 - ウ) NPOの立ち上げができるか検討する
 - エ) 地域の支え愛活動を充実させる
- ③ 市民後見人など成年後見制度を支える人材育成を行う
 - ア) 成年後見制度を支える人材の育成の取り組み
 - イ) 成年後見制度の普及を行う

3. 日南町地域包括支援センターの「スローガン」と「活動方針」

| |
|--|
| <p>「スローガン」</p> <p>町民みんなを支えて合って暮らせる日南町</p> |
| <p>「活動方針」(平成30年度～平成32年度)</p> <p>1. 地域ごとに支え愛の仕組みをつくる</p> <p>1) 地域の支え愛事業を地域の見守りと防災に活かす仕組みをつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> ○支え愛ネットワーク事業(地域防災、地域福祉、介護予防)をまちづくり協議会、自治会と協働して継続していき、住民主体によるそれぞれの地域づくり(地域包括ケアシステムの構築)を支援する ○地域に合った見守り・相談への仕組みを立ち上げる支援を行う <p>2) 気軽に集える「居場所」を支援する</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住民主体型サービス、いきいきサロン、隣近所の集いなど「居場所」を把握する |

- 住民主体通所型サービス、いきいき体操など「居場所」の立ち上げと継続を支援する
- 出前講座隊で「居場所」の継続を支援する

3) 気軽にボランティア活動に参加できるよう働きかける

- 生活支援ボランティアの養成を図り、登録者数の目標を平成32年度末に145人とする
- 生活支援ボランティア活動者へ活動の場の提供など働きかけを行う
- 町全体、まちづくり協議会ごとなど活動の仕組みを作る

4) 食のつながり、交流を拓げる

- 食の社会資源の把握し、「食のつながり帳」の更新を行う
- 高齢者に向けて民生委員、食育推進員、地区保健委員、給食ボランティア等関係団体による「食のつながり帳」の活用を支援する
- 見守り生活支援サービスの普及、啓発など社会資源の開発を協議体、地域包括ケア会議で検討、提案を行う

2. 認知症を理解して支える仕組みをつくる（詳細は、認知症施策の推進104頁を参照）

- 認知症サポーターを平成32年度末 2,100人 を目指す
- 認知症サポーターを若い人や事業所に広げる
- 認知症（若年性認知症を含む）について正しい理解の啓発を行う
- 認知症の人の支援について支援体制を整える。

3. 保健・医療・介護・福祉の連携の積み重ねから地域ケアシステムの充実を図る （詳細は、医療・介護連携施策推進105ページを参照）

- 在宅支援会議、地域包括ケア会議で保健、医療、介護、福祉の連携と課題解決の具体策を協働する
- 自立支援検討会で関係者が自立支援の視点を持って対応できるよう支援する
- 5つの生活課題の解決に向け専門職、関係団体、地域役員等と協働していく

4. 生涯 生きがいと尊厳を持てる支援を行う

- 終末期の尊厳、自分史として「もしもの時のしあわせノート」の記入を啓発する
- 介護予防ファイルに「もしもの時のしあわせノート」をセットし要介護（要支援）認定者、事業対象者の活用を促す
- 「人生学園」「町民大学」「居場所」等で高齢者へ「もしもの時のしあわせノート」の記入を啓発する
- 生きがいづくりを介護予防、ボランティア活動につなげる

5. 生活習慣病予防に取り組む

- 住民主体通所型サービスなどで住民自らが介護予防のための運動・口腔ケア・低栄養について、自分の体を知る（体重、握力測定、検診や診察結果、薬の内容など）取り組みを継続する
- 通所型サービスCによるセルフケア・介護予防・生きがいづくりの取組を行う

6. 高齢者が住み続けられる住まいを整備する

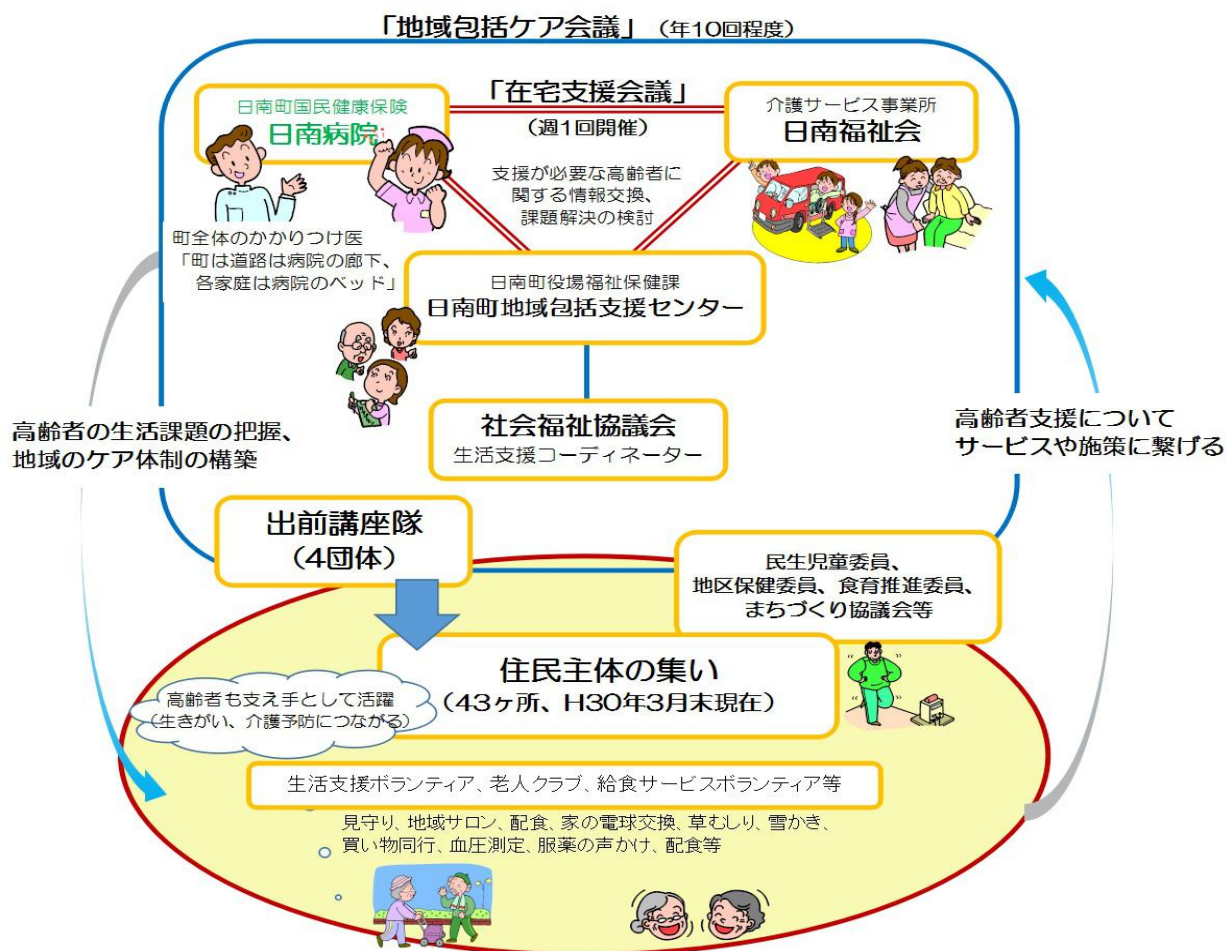
- 在宅支援会議で冬季間にかすみ荘居住、ひだまりの家、日南病院療養病棟、老人保健施設等の施設の利用が必要な者が適切な施設を選べる支援を行う
- 有料老人ホームなど高齢者の住まいについて、空き施設の活用について地域包括ケア会議、協議体で検討し、施設の整備を提言する
- 3年ごとに高齢者ニーズ調査で「住み替え」の意識を把握し、住まいの整備に役立てる

4. 認知症施策の推進（平成30年度～平成32年度）

- ① 認知症の理解を深める
 - ア) 認知症サポーター養成講座の開催
 - 住民に対しての講座開催、働く世代に対して町内事業所での開催、中学校や日野高校等で講座開始を実施する
 - イ) 認知症サポーター数 目標 平成32年度 2,100人
- ② 認知症の正しい理解の啓発
 - ア) 地域包括ケアシンポジウムで寸劇による認知症の理解の啓発を実施・・・年1回
 - イ) 町報で漫画による啓発を行う
- ③ 認知症の早期発見・早期対応を図る
 - ア) 物忘れタッチパネルの実施・・・住民健診会場、出前講座隊などで行う
 - イ) 認知症初期集中支援推進チーム・・・毎年、年5回開催する
 - 認知症初期集中支援チームの活動がどの程度有効であったか、活動内容や方法、チームの介入後の効果について記録様式の整備、事例検討などを行い評価する
 - ウ) 家族介護者交流会の実施・・・月1回開催する
 - エ) 認知症カフェ～ねえ・きいて～の開催・・・月1回開催する
 - 平成32年度末までに開催回数、開催場所の増加を目指す
- ④ 認知症地域支援・ケアの向上の推進
 - ア) 専門医による個別相談会の開催・・・毎年、年5回開催する
 - イ) 個別相談・個別訪問の実施・・・認知症初期集中支援推進チーム員や認知症推進員による相談対応の充実を図る
 - ウ) 地域支え愛ネットワーク活動でまちづくり協議会、自治会と協働して啓発
- ⑤ 認知症の人の支援について支援体制を整える
 - ア) 認知症ケアパスの活用を図る
 - 活用事例、課題事例を検討するなど活用の評価を行う
 - イ) 認知症作業部会（日南病院、日南福祉会、地域包括支援センター）・・・月1回
 - 支援体制の課題を検討し、支援体制の充実を図る

5. 医療・介護連携の推進（平成30年度～平成32年度）

① 地域活動（住民）と保健・医療・介護・福祉の専門職の連携



ア) 4団体（日南福祉会、日南町社会福祉協議会、日南病院、日南町地域包括支援センター）で地域包括ケア会議の年度目標設定・中間評価・年間評価を継続的に実施しながら、取り組んでいく

イ) 出前講座隊などで専門職が地域活動を支援する

ウ) 介護サービス事業所として生活を支える取り組みができる

エ) サービス担当者会議、地域支え愛ネットワーク活動を活用し、要援護者の避難行動支援にかかる情報把握を行い、専門職と地域防災活動の連携を図る

② 入退院、施設入退所連携票の記入、在宅支援会議などで連携を確実に行う

ア) 入退院連絡票の作成を確実に行う

○入院情報連携加算、退院・退所加算の取得率を把握する

イ) 連絡表の活用、在宅支援会議での情報など連携により効果のあった事例、連携が無く課題となった事例を学習し連携を評価する

ウ) 週1回の在宅支援会議の活用によりきめ細かな連携による支援を行う

- ③ 在宅生活を支援する制度を活用できるように職員が学習する
 - ア) 介護予防・日常生活支援総合事業について事業評価や他町村との比較を行い、介護予防・日常生活支援総合事業の充実を図る
 - イ) 介護保険以外のサービスについて職員が学ぶ
 - ウ) 成年後見制度について職員が学ぶ
 - エ) 第7期介護保険計画の進捗状況を確認・評価する
- ④ 小・中・高校生に保健・医療・介護・福祉に興味をもってもらおう
 - ア) シンポジウムへの参加
 - イ) 学校教育で福祉教育時間を設けてもらい職員が出向く
 - ウ) 小・中・高校生が保健・医療・介護・福祉の現場にふれる機会を設ける

上記は、地域包括ケア会議全体目標に対応しています。毎年、4団体（日南病院、日南福祉会、日南町社会福祉協議会、日南町地域包括支援センター）で地域包括ケア会議全体目標を設定し、中間評価、評価します。

6. 介護保険制度の適正な運営

(1) 第7期介護給付適正化計画(平成30年度～平成32年度)の基本的な考え方

介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なとする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促すことであり、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。

介護給付の適正化のために保険者が行う適正化事業は、高齢者等が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、限られた資源を効率的・効果的に活用するために、保険者が本来発揮するべき、各保険者機能の一環として自ら積極的に取り組むべきのものであり、各保険者において自らの課題認識の下に取り組みを進めていくことが重要であるとされています。

(2) 第7期の取り組みの基本的な方向

① 保険者の主体的取り組みの推進

適正化の推進に当たっては、保険者が被保険者・住民に対して責任を果たすという観点などを入れながら、保険者機能を高めるべく、目標と計画性をもって、重点や手段・方法を工夫しながら取り組みを勧めることが必要です。

② 都道府県・保険者・国保連の連携

適正化の推進に当たっては、広域的視点から保険者を支援する都道府県・国保連介護給付適正化システム（以下「適正化システム」という。）などにより適正化事業の取組を支える都道府県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）と密接かつ一体的な関

係にあることから、相互の主体性を尊重しつつ、現状認識を共有し、それぞれの特長を活かしながら、必要な協力を行い、一体的に取り組むことができるよう十分に連携を図ることが必要です。

③ 保険者における実施阻害要因への対応

介護給付の適正化の実施の必要性や重要性を認識しつつも、人員や予算の制約などにより着手できないという意見が多くあります。これらは実施が低調な一つの理由ではありますが、その背景にある様々な実施の阻害要因を分析・把握し、それぞれに応じた方策を講じながら取り組んでいく必要があります。

④ 事業内容の把握と改善

適正化事業の推進に当たっては、事業を行った結果、介護給付の適正化に着実に繋げることが必要です。そのためには、実施している事業の具体的な実施状況や実施内容にも着目し、評価を行いながら、各事業の内容の改善に取り組んでいく必要があります。

(3) 介護給付適正化事業の主要5事業

介護給付適正化については、国の指針により市町村において、①要介護認定の適正化、②ケアプランの点検、③住宅改修・福祉用具点検、④縦覧点検・医療情報との突合、⑤介護給付費通知を主要5事業として取り組むように求められています。

① 要介護認定の適正化

要介護認定の変更認定又は更新認定に係る認定調査の内容について、市町村職員等が訪問又は書面等の審査を通じて点検することにより、適切かつ公平な要介護認定の確保を図るために行います。

要介護認定申請に係る認定調査は、新規認定申請、認定区分変更申請に係る認定調査は、町職員が実施しています。

更新認定申請に係る認定調査は指定居宅介護支援事業所等に委託することが出来るとされていますが、日南町では町職員が実施しています。しかし、町外に在住する被保険者の一部については、指定居宅介護支援事業者等に委託しています。

第7期（平成30年度～平成32年度）において、更新認定申請に係る認定調査は県外に在住する被保険者を除いて町職員が実施することを目指します。

公平な要介護認定の確保については、認定調査員の資質向上を図るため、調査員は鳥取県が主催する認定調査員研修に参加しています。

保険者としても、認定調査項目別の選択状況について全国と比較した分析等を用いて調査員の研修会を実施することや、認定調査票を複数の職員が確認するなどして、要介護認定調査の平準化を図っています。

併せて、認定調査に当たる町職員は、専門的知識・技術を有した介護支援専門員等の保健・医療・福祉の実務経験者の確保に努めていきます。

② ケアプランの点検

介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、事業者に資料提出を求め又は訪問調査を行い、市町村職員等の第三者が点検及び支援を行うことにより、個々の受給者が真に必要なサービスを確保するとともに、その状態に適合していないサービス提供を改善するために行います。

ア) 居宅介護サービス計画の提出

町内・町外の介護支援専門員より、居宅サービス計画を作成するごとに保険者への提出を求めています。

第7期においては、保険者によるチェックシート等を活用したケアプランの内容の確認を行い、改善すべき事項を介護支援専門員へ伝達することを目指します。

イ) 自立支援検討会の継続

介護予防ケアマネジメントのプロセスにおいて、事例を通じて介護支援専門員が自立支援の視点を持って取り組むために、自立支援検討会を平成28年度より実施しています。

第7期では、自立支援検討会の継続実施とともに、「ケアプラン点検支援マニュアル」を活用したケアプランの質の向上を目指します。

③ 住宅改修・福祉用具点検

ア) 住宅改修

保険者が改修工事を行おうとする受給者宅の実態確認や工事見積書の点検、竣工時の訪問調査等を行って施工状況を点検することにより、受給者の状態にそぐわない不適切又は不要な住宅改修を排除することを目的としています。

住宅改修費支給申請書、住宅改修費完了報告書により、書面による確認では不十分と判断した場合は訪問調査を実施しています。

第7期では、住宅改修費支給申請書の確認を、理学療法士を含む複数の職員で協議することとし、必要に応じて理学療法士と同伴訪問し、本人の自立に資する住宅改修となっているか確認、指導、点検を行うことを目指します。

イ) 福祉用具点検

保険者が福祉用具利用者に対し、訪問調査等を行って、福祉用具の必要性や利用状況等について、点検することにより、不適切又は不要な福祉用具購入・貸与を排除し、受給者の身体の状態に応じて必要な福祉用具の利用を勧めることを目的としています。

福祉用具貸与例外的使用の場合は、提出された福祉用具貸与例外的使用申出書、介護予防サービス計画書、居宅介護サービス計画書を複数職員が利用の妥当性について協議しています。また、適正化システムにおける福祉用具貸与品目の単位数が大きく異なるケースに対しては、事業者の選択や必要性を確認しています。

第7期では、自立支援につながる福祉用具の購入、貸与について介護支援専門員の学習会の開催を目指します。

④ 縦覧点検・医療情報との突合

ア) 縦覧点検

受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況(請求明細書内容)を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数、算定日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見し、適切な処置を行うことを目的としています。

鳥取県国民健康保険団体連合会が行う縦覧点検を活用して、請求内容の誤りを早期に発見し、事業所に適正な請求を求めています。

イ) 医療情報との突合

医療担当部署との連携体制の構築を図りつつ、受給者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求の排除等を図ることを目的としています。

鳥取県国民健康保険団体連合会が行う医療情報等の突合を活用して、医療と介護の重複請求の誤りを早期に発見し、事業所に適正な請求を求めています。

⑤ 介護給付費通知

保険者から受給者本人(家族を含む)に対して、事業者から介護報酬の請求及び費用の給付状況等について通知することにより、受給者や事業者に対して適切なサービス利用と提供を普及啓発するとともに、自ら受けているサービスを改めて確認し、適正な請求に向けた抑止効果をあげることを目的としています。

日南町では、80歳代の一人暮らし高齢者、80歳代の高齢者夫婦の受給者が多く、通知の内容が高齢者にはわかりにくく、通知することが上記の目的効果とならず、通知内容の誤解からトラブルになることが予測されたため、実施していません。

サービスの開始やサービスを見直す節目となる、新規・更新認定申請者に対しては、町職員が認定調査に訪問します。その際に介護保険制度の説明を行い、受給者の理解が得られるようにしています。

また、新規の介護認定申請者の認定結果は、町職員が訪問し、介護保険の仕組み、サービス内容の紹介、サービス利用手続きを説明するなどしています。サービスの利用開始時期に複数回、説明を受ける機会を設けて、制度の理解が得られやすいように工夫しています。

(4) 事業の推進方策

① 指導監督との連携

苦情・告発等により提供された情報等に基づき、対象となる個々の事業者に対する指導や不正請求等に対応する監査を実施していきます。合わせて積極的に適正化システ

ムの情報を活用し、町としても、県及び鳥取県国民健康保険団体連合会との連携による指導体制の充実を図り、指定機関である鳥取県と協力しながら、介護保険事業者に対する指導・監督の実施に努めます。

② 苦情・告発・通報情報の適切な把握及び分析

町民からの介護保険サービス利用等に関する相談、苦情に対して、迅速かつ的確に対応できる相談体制を充実することが大切です。苦情対応機関である鳥取県国民健康保険団体連合会との連携を図り、地域包括支援センターによる総合的な相談、苦情対応に努めます。

③ 国保連の積極的な活用

適正化事業の推進に当たっては、県の支援を受けつつ、国保連と積極的な連携を図り、適正化システムを活用するための研修などに積極的に参加します。

④ 適正化の推進に役立つツールの活用

「地域包括ケア見える化システム」により把握できる全国、都道府県、他保険者との比較、保険者自身が自己分析を行うことで、重点的に取り組むべき分野等が指標データにより明確になることから、このデータを活用して適正化事業の目標設定を検討していく必要があります。

「適正化システム」を活用し、単に事業者の不正請求等を発見し、是正するだけでなく、事業者の実情を理解する意味でも、活用していく必要があります。

「在宅支援会議」「自立支援検討会」「地域包括ケア会議」を活用し、介護支援専門員が抱える支援困難なケース等について、保健・医療・介護・福祉等の多職種が協働してケアマネジメント支援を行っていくことは、自立支援に向けた適正なケアプランの作成の支援となると考えます。

また、介護サービスの質の確保の上でも、サービス提供者自らが介護サービスの評価を行い、質の高いサービスの確保を図ることに役立つと考えます。

第 5 章

介護保険事業に関する見込み

第5章 介護保険事業に関する見込み

1. 介護サービス量の見込み

(1) 居宅サービス量と介護予防サービス量の見込み

第7期計画期間の居宅サービス量及び介護予防サービス量については、在宅サービス利用人数、サービスの種類ごとの利用実績を基礎とし、サービス給付費の伸び率を勘案して厚生労働省提供の見える化システムを用いて推計した見込み量に、さらに修正を加えたものです。

また、第6期計画期間の実績値のうち平成29（2017）年度は、4月審査分から9月審査分を基に算定した年間の利用実績の見込値を用いています。

① 訪問介護

（単位：人／年）

| 区 分 | 第6期計画期間（実績値） | | | 第7期計画期間（計画値） | | |
|---------------------|--------------|--------|--------|--------------|--------|--------|
| | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 居宅介護 | 663 | 646 | 630 | 612 | 612 | 612 |
| 介護予防 | 100 | 12 | 0 | — | — | — |
| 合 計 | 763 | 658 | 630 | 612 | 612 | 612 |
| 訪問型サービス (みなし・独自) | *349 | *499 | *492 | *500 | *500 | *500 |
| 総合計 | *1,112 | *1,157 | *1,122 | *1,112 | *1,112 | *1,112 |

*4月審査（3月提供分）から翌3月審査（翌2月提供分）の集計のため、地域支援事業の実績[5月審査（4月提供月）から翌4月審査（翌3月提供分）の集計]（19頁）とは異なります。

訪問介護は、介護福祉士等の訪問介護員が要介護者の居宅を訪問して、できるだけ居宅で能力に応じた日常生活を営めるように、排泄、食事摂取などの身の回りの日常生活動作（以下「ADL」）の介助を行う身体介護と掃除や買い物などの生活行為（以下「IADL」）の支援を行う生活援助を行うものです。ただし、生活援助（掃除、調理、買い物など）については①要介護者がひとり暮らしのため、または②同居家族等の障がい・疾病等のため、要介護者・家族等が自ら行うことが困難な家事で、日常生活上必要なものとされています。

主に、ホームヘルプセンターにちなん（日南福祉会）からのサービス提供となっています。

介護給付（居宅介護）による訪問介護については第6期計画期間では減少となりました。今後、介護給付による訪問介護は横ばいと見込んでいます。

予防給付（介護予防）による訪問介護について、日南町では平成27年度から「地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業」（以下「総合事業」）を実施したため、訪問型サービ

スに移行しました。第6期計画期間の予防給付は、町外で訪問介護を利用している人のサービス量です。

平成30年より全国で総合事業が実施されるため、予防給付による訪問介護はなくなります。

総合事業は事業対象者、要支援1・2の者（以下「要支援者等」）が対象です。要支援者等はADLは自立している人が多く、IADLの一部が難しくなっています。第7期計画期間では出来ることは自分で行う「自立支援」の視点を持った総合事業による訪問型サービスとなり、横ばいと予測しています。

85歳以上の一人暮らしや高齢者世帯の増加が見込まれますが、介護職員の不足が深刻化している日南町においては、専門職以外の地域住民、ボランティア、民間機関などによる、IADLなどの生活の困りごとに対応する、新しい仕組みづくりが必要となっています。

② 訪問入浴介護

(単位：人／年)

| 区 分 | 第5期 | 第6期計画期間（実績値） | | | | 第7期計画期間（計画値） | | |
|------|------|--------------|------|------|------|--------------|------|--|
| | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 | |
| 居宅介護 | 0 | 7 | 12 | 16 | 12 | 12 | 12 | |
| 介護予防 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 合 計 | 0 | 7 | 12 | 16 | 12 | 12 | 12 | |

訪問入浴介護は、要介護者の居宅を入浴車等で訪問し、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、浴槽を提供して入浴の介護を行い、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものです。

現在は、町内に訪問入浴介護のサービス提供事業所はありませんが、町外での利用があります。

今後は、町外での訪問入浴介護の利用があると予測して、サービス量を見込みました。

③ 訪問看護

(単位：人／年)

| 区 分 | 第5期 | 第6期計画期間（実績値） | | | | 第7期計画期間（計画値） | | |
|------|------|--------------|------|------|------|--------------|------|--|
| | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 | |
| 居宅介護 | 167 | 189 | 171 | 220 | 228 | 228 | 228 | |
| 介護予防 | 29 | 17 | 23 | 36 | 24 | 24 | 24 | |
| 合 計 | 196 | 206 | 194 | 256 | 252 | 252 | 252 | |

訪問看護は、訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が、要介護者の居宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行い、できるだけ居宅で能力に応じ自立した生活を

営めるように療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものです。対象者は、症状が安定期にあり訪問看護が必要と主治医が認めた要介護者です。

主に日南病院からのサービス提供となっています。在宅での医療処置や服薬のための支援などの増加により訪問看護のサービス量は増加しています。しかし、職員体制等の制約等を考慮して、今後の訪問看護のサービス量は横ばいと見込んでいます。

第7期計画期間では、服薬の声かけ・見守りについての支援の需要が増えることが見込まれることから、在宅看護師による支援など、新しい仕組みづくりが必要となっています。

④ 訪問リハビリテーション

(単位：人／年)

| 区 分 | 第5期 | 第6期計画期間（実績値） | | | 第7期計画期間（計画値） | | |
|------|------|--------------|------|------|--------------|------|------|
| | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 居宅介護 | 199 | 229 | 169 | 160 | 168 | 168 | 168 |
| 介護予防 | 131 | 137 | 111 | 92 | 144 | 144 | 144 |
| 合 計 | 330 | 366 | 280 | 252 | 312 | 312 | 312 |

訪問リハビリテーションは、病院・診療所または介護老人保健施設の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が、要介護者の自宅を訪問して、できるだけ居宅で能力に応じ自立した生活を営めるように理学療法・作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、心身機能の維持回復を図るものです。対象者は、症状が安定期にあり、在宅で診療に基づき実施される計画的な医学管理下でのリハビリテーションを要すると主治医が認めた要介護者です。

主に日南病院からのサービス提供となっています。在宅ケアの推進や介護予防の重要性から必要性が高いサービスですが、第6期計画期間では限られた職員体制のため、提供に制限がありました。今後の訪問リハビリテーションのサービス量は横ばいと見込んでいます。

⑤ 居宅療養管理指導

(単位：人／年)

| 区 分 | 第5期 | 第6期計画期間（実績値） | | | 第7期計画期間（計画値） | | |
|------|------|--------------|------|------|--------------|------|------|
| | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 居宅介護 | 148 | 178 | 153 | 192 | 192 | 192 | 192 |
| 介護予防 | 15 | 19 | 39 | 44 | 48 | 48 | 48 |
| 合 計 | 163 | 197 | 192 | 236 | 240 | 240 | 240 |

居宅療養管理指導は、できるだけ居宅で能力に応じた自立した日常生活を営めるように、医師・歯科医師・薬剤師等が、通院困難な利用者に対し、心身の状況と環境等を把握し、療

養上の管理指導を行い、療養生活の質の向上を図るものです。

日南病院及び町外の医療機関等でサービスが提供されています。近年、町外のサービス付き高齢者住宅等の入居者への居宅療養管理指導が増加しました。今後、居宅管理指導のサービス量は横ばいと見込んでいます。

⑥ 通所介護

(単位：人／年)

| 区 分 | 第5期 | 第6期計画期間（実績値） | | | 第7期計画期間（計画値） | | |
|---------------------|-------|--------------|--------|--------|--------------|--------|--------|
| | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 居宅介護 | 1,654 | 1,614 | 1,513 | 1,696 | 1,764 | 1,764 | 1,764 |
| 介護予防 | 805 | 98 | 5 | 0 | — | — | — |
| 合 計 | 2,459 | 1,712 | 1,515 | 1,698 | 1,764 | 1,764 | 1,764 |
| 通所型サービス (みなし・独自) | — | *983 | *1,305 | *1,508 | *1,600 | *1,600 | *1,600 |
| 総合計 | — | *2,695 | *2,823 | *3,204 | *3,364 | *3,364 | *3,364 |

通所介護は、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、在宅の要介護者等を送迎し、必要な日常生活の世話と機能訓練を行うことで、利用者の社会的孤立の解消と心身の機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものです。

主に日南福祉会のデイサービスセンターあかねの郷、デイサービスセンターかすみ荘、デイサービスセンターおおくさ荘でサービス提供していましたが、平成27年度からデイサービスセンターおおくさ荘は職員体制の確保が難しく、休止となっています。

今後の介護給付による通所介護のサービス量は横ばいと見込みました。

予防給付による通所介護（介護予防）について、日南町は平成27年度から「地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業」（以下「総合事業」）を実施し、「通所型サービス」に移行しました。第6期計画期間の予防給付は、町外で通所介護を利用している人のサービス量です。

平成30年より全国で総合事業が実施されるため予防給付による通所介護はなくなります。

総合事業は事業対象者、要支援1・2の者（以下「要支援者等」）が対象です。要支援者等はADLは自立している人が多く、IADLの一部が難しくなっています。自立支援の視点で取り組む総合事業による「通所型サービス」は、やや増加すると予測しています。

⑦ 通所リハビリテーション

(単位：人／年)

| 区 分 | 第5期 | 第6期計画期間（実績値） | | | 第7期計画期間（計画値） | | |
|------|------|--------------|------|------|--------------|------|------|
| | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 居宅介護 | 45 | 67 | 65 | 58 | 60 | 60 | 60 |
| 介護予防 | 22 | 32 | 27 | 22 | 36 | 36 | 36 |
| 合 計 | 67 | 99 | 92 | 80 | 96 | 96 | 96 |

通所リハビリテーションは、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、介護老人保健施設や病院・診療所が、在宅の要介護者等を送迎し、必要なリハビリテーションを提供することで、利用者の心身の機能の維持回復を図るものです。対象者は、病状が安定期にあり、上記施設で、診療に基づき実施される計画的な医学的管理下でのリハビリテーションが必要と主治医が認めた要介護者等です。

現在は、町内にサービス提供事業所がなく、町外在住者が町外事業所を利用された実績のみとなっています。今後の通所リハビリテーションのサービス量は、横ばいと見込んでいます。

⑧ 短期入所生活介護

(単位：人／年)

| 区 分 | 第5期 | 第6期計画期間（実績値） | | | 第7期計画期間（計画値） | | |
|------|------|--------------|------|------|--------------|------|------|
| | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 居宅介護 | 398 | 383 | 296 | 238 | 252 | 252 | 252 |
| 介護予防 | 14 | 1 | 5 | 0 | 24 | 24 | 24 |
| 合 計 | 412 | 384 | 301 | 238 | 276 | 276 | 276 |

短期入所生活介護は、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、特別養護老人ホーム等が要介護者等を短期間入所させて、日常生活上の世話と機能訓練を行うことで、利用者の心身の機能の維持向上と家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものです。対象者は、心身の状況や家族の病気・冠婚葬祭・出張等のため、または家族の負担軽減を図るために、一時的に在宅での日常生活に支障がある要介護者等です。

主に日南福祉会の事業所であるあかねの郷でサービスが提供されています。在宅ケアの継続のために、また家族の介護負担軽減のために、利用希望は多くなっています。

平成22(2010)年度に、あかねの郷短期入所生活介護を9床増床し19床とし、提供体制を強化しましたが、平成26(2014)年度からは、介護職員の不足のため受け入れ人数を調整して15床の対応となりました。さらに平成28年4月からは10床で対応し、平成29年3月からは5床での対応となりました。

介護職員を確保したうえで、平成30(2018)年度以降に、短期入所を10床に戻す計画もありますが、ここでは現行のサービス量をもとに見込んでいます。

⑨ 短期入所療養介護

(単位：人／年)

| 区 分 | 第5期 | 第6期計画期間（実績値） | | | 第7期計画期間（計画値） | | |
|------|------|--------------|------|------|--------------|------|------|
| | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 居宅介護 | 250 | 278 | 342 | 470 | 516 | 516 | 516 |
| 介護予防 | 12 | 20 | 24 | 14 | 24 | 24 | 24 |
| 合 計 | 262 | 298 | 366 | 482 | 540 | 540 | 540 |

短期入所療養介護とは、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設が要介護者等を短期間入所させて、看護・医学的管理下の介護・機能訓練その他必要な医療と日常生活上の世話をを行うことで、療養生活の質の向上と家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものです。対象者は、症状が安定期にあり短期入所療養介護を必要とする要介護者等で、一時的に在宅での日常生活に支障がある要介護者等です。

主に日南病院療養型医療施設で、空床を利用して短期入所サービスが提供されています。在宅ケアの継続支援として重要です。

短期入所療養介護のサービス量は増加を見込んでいます。

今後、在宅ケアの推進にむけて、短期入所サービスの必要性は高いと思われませんが、短期入所生活介護のサービス提供があかねの郷5床となっており縮小が継続されています。短期入所利用について、日南病院の地域包括ケア病床のレスパイト機能の活用など、受け入れ体制の整備について、検討が必要です。

⑩ 特定施設入居者生活介護

(単位：人／年)

| 区 分 | 第5期 | 第6期計画期間（実績値） | | | 第7期計画期間（計画値） | | |
|------|------|--------------|------|------|--------------|------|------|
| | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 居宅介護 | 79 | 102 | 124 | 116 | 108 | 108 | 108 |
| 介護予防 | 15 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 |
| 合 計 | 94 | 114 | 136 | 128 | 120 | 120 | 120 |

特定施設とは、サービス付き高齢者住宅、有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホームが含まれます。これら特定施設は指定基準を満たせば、県の定める定員の範囲内で特定施設入所者生活介護事業所の指定を受けられます。

特定施設入所者生活介護は、入居する要介護者に対し、特定施設サービス計画にもとづき、介護・日常生活上の世話、機能訓練・療養上の世話をを行い、施設で能力に応じ自立した生活を営めるようにするものです。

現在、町内には提供事業所がなく、主に県内の養護老人ホーム2施設（皆生尚寿苑・湯梨浜

町母来寮)の措置入所者、米子市内の有料老人ホーム入所者、サービス付き高齢者住宅等でのサービス提供等となっています。特定施設入所者生活介護のサービス量は横ばいを見込んでいます。

⑪ 福祉用具貸与

(単位：人／年)

| 区 分 | 第5期 | 第6期計画期間（実績値） | | | 第7期計画期間（計画値） | | |
|------|-------|--------------|-------|-------|--------------|-------|-------|
| | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 居宅介護 | 1,313 | 1,394 | 1,276 | 1,332 | 1,344 | 1,344 | 1,344 |
| 介護予防 | 444 | 469 | 539 | 528 | 528 | 528 | 528 |
| 合 計 | 1,757 | 1,863 | 1,815 | 1,860 | 1,872 | 1,872 | 1,872 |

福祉用具貸与は、利用者が可能な限り居宅で自立した生活を営むことができるよう、利用者の心身状況、希望と環境をふまえ適切な福祉用具の選定の援助・取り付け・調整等を行い、貸与することにより、日常生活上の便宜を図り機能訓練に資するとともに、介護者の負担を軽減するものです。身体状況により、対象外となる種目があります。

今後の福祉用具貸与のサービス量は、横ばいと見込んでいます。

⑫ 特定福祉用具購入

(単位：人／年)

| 区 分 | 第5期 | 第6期計画期間（実績値） | | | 第7期計画期間（計画値） | | |
|------|------|--------------|------|------|--------------|------|------|
| | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 居宅介護 | 29 | 29 | 21 | 30 | 24 | 24 | 24 |
| 介護予防 | 13 | 16 | 17 | 12 | 12 | 12 | 12 |
| 合 計 | 42 | 45 | 38 | 42 | 36 | 36 | 36 |

特定福祉用具購入費は、利用者が可能な限り居宅で自立した生活を営むことができるよう、利用者の心身状況、希望と環境をふまえ適切な特定福祉用具の選定の援助・取り付け・調整等を行い、日常生活上の便宜を図り機能訓練に資するとともに、介護者の負担を軽減するものです。①腰掛便座、②自動排せつ処理装置の交換部品、③入浴補助用具、④簡易浴槽、⑤移動用リフトのつり具の部分が対象となり、償還払いで給付します。

今後の特定福祉用具購入費のサービス量は、横ばいと見込んでいます。

⑬ 住宅改修

(単位：人／年)

| 区 分 | 第5期 | 第6期計画期間（実績値） | | | 第7期計画期間（計画値） | | |
|------|------|--------------|------|------|--------------|------|------|
| | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 居宅介護 | 25 | 20 | 11 | 12 | 24 | 24 | 24 |
| 介護予防 | 14 | 15 | 12 | 10 | 12 | 12 | 12 |
| 合 計 | 39 | 35 | 23 | 22 | 36 | 36 | 36 |

在宅生活を支援するために必要な住宅改修（段差の解消、手すりの設置等）を行ったときは、居宅介護住宅改修費を償還払いで給付します。

今後の住宅改修のサービス量は、横ばいと見込んでいます。

⑭ 居宅介護（介護予防）支援

(単位：人／年)

| 区 分 | 第5期 | 第6期計画期間（実績値） | | | 第7期計画期間（計画値） | | |
|-------------------|-------|--------------|--------|--------|--------------|--------|--------|
| | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 居宅介護 | 2,481 | 2,436 | 2,386 | 2,354 | 2,388 | 2,388 | 2,388 |
| 介護予防 | 1,421 | 689 | 645 | 596 | 588 | 588 | 588 |
| 合 計 | 3,902 | 3,125 | 3,031 | 2,950 | 2,976 | 2,976 | 2,976 |
| 介護予防ケア マネジメントA | — | *984 | *1,239 | *1,438 | *1,500 | *1,500 | *1,500 |
| 総合計 | — | *4,109 | *4,270 | *4,388 | *4,476 | *4,476 | *4,476 |

居宅介護サービス計画作成及び介護予防サービス計画作成に伴うサービス量です。居宅介護サービス計画は、主に日南福祉会、日南病院の居宅介護支援事業所が担っています。また、介護予防サービス計画は日南町地域包括支援センターが担当していますが、計画作成の大部分を日南福祉会等に委託しています。

平成27年度の介護保険制度改正により、予防給付の介護予防サービス計画費（要支援1・2の人）は、予防給付（訪問看護、訪問リハビリ、ショートステイ、福祉用具貸与）のサービスを利用する人だけに支給されることとなりました。

予防給付によるサービス利用がなく、訪問型サービス、通所型サービスなどの介護予防・生活支援総合事業のサービスのみを利用する要支援1・2の人、事業対象者については、介護予防ケアマネジメントA・B・Cが行われることとなります。これらの費用は、予防給付ではなく「地域支援事業の介護予防・生活支援総合事業」から給付することとなります。

○ケアマネジメントA：原則的な介護予防支援相当のプロセス（地域包括支援センターから居宅介護支援事業所へ委託しています）

- ケアマネジメントB：簡略化した介護予防ケアマネジメント（担当者会議を省略できます）
- ケアマネジメントC：初回のみ介護予防ケアマネジメントのプロセス

（２） 地域密着型サービス量及び地域密着型介護予防サービス量の見込み

地域密着型サービスは、高齢者が介護や支援を必要とする状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう支援するためのサービスです。

なお、地域密着型サービスは、原則として本町の町民のみが利用できるサービスで、本町がサービス事業者の指定・指導監督の権限を持ちます。様々な理由で町民が他の市町村にある事業者の利用を希望する場合は、相手先の市町村の同意を得て本町が当該事業者の指定をした上で、利用できることとなります。逆に他の市町村の住民が本町にある事業者の利用を希望する場合は、「日南町介護保険運営協議会」の意見を聴取し、相手先市町村に対して本町が同意した場合に限り、利用できることとなります。

地域密着型サービスの適正な運営を確保するため、地域密着型サービス運営に関する委員会を設置し、サービス事業者指定、質の確保、運営の評価等を行うこととなっています。本町では、これらの業務にかかる協議は、「日南町介護保険運営協議会」において行われます。

<日南町における地域密着型サービスの整備状況>

ア) 認知症対応型通所介護

- ・認知症デイサービスセンター虹の郷 定員12人 平成19（2007）年度整備
- ・認知症デイサービスセンター虹の郷 平成29年3月31日 休止

イ) 認知症対応型共同生活介護

- ・グループホーム虹の郷 定員2ユニット18人 平成19（2007）年度整備
- ・グループホームあさひの郷 定員2ユニット18人 平成22（2010）年度整備
- ・グループホームあさひの郷 平成29年7月31日 休止

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

（単位：人／年）

| 区 分 | 第5期 | 第6期計画期間（実績値） | | | 第7期計画期間（計画値） | | |
|-----|------|--------------|------|------|--------------|------|------|
| | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 介 護 | 0 | 3 | 12 | 3 | 0 | 0 | 0 |

介護保険法の一部改正により平成24（2012）年度に創設されました。重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密

接に連携しながら、定期巡回と随時の対応を行うものです。一つの事業所が訪問介護と訪問看護のサービスを一体的に提供する一体型、あるいは訪問看護事業所と緊密に連携を図って実施する連携型があります。医療的ケア（看護）が必要な人が、安心して在宅で暮らすために有用なサービスです。

現在、町内にはサービス提供事業所がなく、当面は基盤整備を見込んでいません。第6期計画期間は町外での利用がありましたが、第7期計画期間ではサービス量は見込んでいません。

② 夜間対応型訪問介護

(単位：人／年)

| 区 分 | 第5期 | 第6期計画期間（実績値） | | | 第7期計画期間（計画値） | | |
|-----|------|--------------|------|------|--------------|------|------|
| | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 介 護 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

夜間対応型訪問介護は、要介護者に対して、出来るだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活が営めるように、夜間に定期的な巡回または随時の通報により、介護福祉士等の訪問介護員が居宅を訪問して、入浴・排せつ・食事等の日常生活の世話、緊急時の対応などを行い、夜間において安心して生活を送ることができるよう援助するものです。

現在は、町内にはサービス提供事業所がなく、当面は基盤整備見込みがないことから、サービス量は零と見込んでいます。

③ 認知症対応型通所介護

(単位：人／年)

| 区 分 | 第5期 | 第6期計画期間（実績値） | | | 第7期計画期間（計画値） | | |
|------|------|--------------|------|------|--------------|------|------|
| | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 介 護 | 243 | 220 | 210 | 28 | 12 | 12 | 12 |
| 介護予防 | 16 | 20 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 259 | 240 | 214 | 28 | 12 | 12 | 12 |

認知症対応型通所介護は、認知症の利用者が、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、デイサービスセンターに送迎し、介護・日常生活の世話・機能訓練を行うことで、利用者の社会的孤立の解消と心身の機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものです。認知症対応通所介護は、症状の緩和に資するように目標を設定し、認知症の特性に配慮して、計画的に行います。

平成19（2007）年度には認知症デイサービスセンター虹の郷が整備されましたが、平成29年3月末に職員体制の確保が難しく、休止となりました。

今後の認知症対応型通所介護は、町外での利用を考えたサービス量としています。

④ 小規模多機能型居宅介護

(単位：人／年)

| 区 分 | 第5期 | 第6期計画期間（実績値） | | | 第7期計画期間（計画値） | | |
|------|------|--------------|------|------|--------------|------|------|
| | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 介 護 | 0 | 0 | 7 | 12 | 12 | 12 | 12 |
| 介護予防 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 0 | 0 | 7 | 12 | 12 | 12 | 12 |

小規模多機能型居宅介護は、①居宅で、またはサービス拠点への②通所や③短期宿泊により、介護・家事・日常生活上の世話・機能訓練を行い、能力に応じ居宅で自立した生活を営むことができるようにするものです。登録された定員25人以下の人を対象に、通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせサービスを提供することで、居宅における生活の継続を支援します。個別サービス計画に基づいて支援が行われます。

現在、町内にはサービス提供事業所がないが、町外でのサービス利用があります。

今後も小規模多機能型居宅介護の基盤整備の見込みはないが、町外での利用を考えたサービス量としました。

⑤ 認知症対応型共同生活介護

(単位：人／年)

| 区 分 | 第5期 | 第6期計画期間（実績値） | | | 第7期計画期間（計画値） | | |
|------|------|--------------|------|------|--------------|------|------|
| | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 介 護 | 460 | 381 | 315 | 256 | 216 | 216 | 216 |
| 介護予防 | 0 | 3 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 460 | 384 | 325 | 256 | 216 | 216 | 216 |

認知症対応型共同生活介護は、認知症の高齢者に対して、共同生活住居で、家庭的な環境と地域住民との交流のもと、日常生活上の世話と機能訓練を行い、能力に応じ自立した日常生活を営めるようにするものです。事業所の担当者が作成する認知症対応型共同生活介護計画にもとづいて、サービスが提供されます。

平成20（2008）年度に虹の郷2ユニット（定員18人）、平成23（2011）年度にあさひの郷2ユニット（定員18人）のサービス提供を開始しました。あさひの郷は職員体制の確保が難しく、平成29（2017）年7月末をもって休止となっています。

今後は、虹の郷のみの利用となるため、認知症対応型共同生活介護のサービス量は、減少を見込んでいます。

⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護

(単位：人／年)

| 区 分 | 第5期 | 第6期計画期間（実績値） | | | 第7期計画期間（計画値） | | |
|-----|------|--------------|------|------|--------------|------|------|
| | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 介 護 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

地域密着型特定施設とは、有料老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホームで、入居者が要介護者と配偶者に限られる介護専用型特定施設のうち、入居定員が29人以下のものです。要介護者である入居者に、介護・家事・日常生活上の世話・機能訓練・療養上の世話を行い、地域密着型特定施設で能力に応じ自立した日常生活を営めるようにするものです。事業所の介護支援専門員が作成するサービス計画に基づいてサービスが提供されます。

現在、町内にはサービス提供事業所がなく、当面は基盤整備の見込みがないことから、サービス量は零と見込んでいます。

⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護

(単位：人／年)

| 区 分 | 第5期 | 第6期計画期間（実績値） | | | 第7期計画期間（計画値） | | |
|-----|------|--------------|------|------|--------------|------|------|
| | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 介 護 | 11 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

地域密着型介護老人福祉施設とは、定員が29人以下かつ条例で定められた人数以下の、特別養護老人ホームです。できるだけ居宅生活への復帰を念頭において、介護・日常生活上の世話・機能訓練・健康管理と療養上の世話を行い、要介護者である入所者が能力に応じて自立した日常生活を営めるようにめざします。地域密着型施設サービス計画にもとづき、サービスが提供されます。

現在、町内にはサービス提供事業所がなく、平成27年度に町外事業所利用者の実績のみでした。

当面は町内に基盤整備の見込みがないことから、地域密着型介護老人福祉施設のサービス量は零と見込んでいます。

⑧ 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

(単位：人／年)

| 区 分 | 第5期 | 第6期計画期間（実績値） | | | 第7期計画期間（計画値） | | |
|-----|------|--------------|------|------|--------------|------|------|
| | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 介 護 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

複合型サービスは、医療ニーズの高い要介護者に対応するため、小規模多機能居宅介護のサービスに加え、必要に応じて訪問看護を提供できる複合型事業所が行うサービスです。事業所の介護支援専門員が作成した居宅サービス計画と複合型サービス計画にもとづき、サービスが提供されます。第5期（平成24年4月）に創設されました。

現在、町内にはサービス提供事業所がなく、当面は基盤整備の見込みがないことから、サービス量は零と見込んでいます。

⑨地域密着型通所介護

平成28年4月から、利用定員が18人以下の小規模な通所介護事業所は、市町村が指定監督する地域密着型通所介護事業所として、地域密着型サービスに位置づけられました。町内には該当がなく整備見込みもないため、サービス料の見込みを計上していません。

(3) 施設介護サービス量の見込み

① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

(単位：人／年)

| 区 分 | 第5期 | 第6期計画期間（実績値） | | | | 第7期計画期間（計画値） | | |
|-----|-------|--------------|-------|-------|-------|--------------|-------|--|
| | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 | |
| 介 護 | 1,122 | 1,117 | 1,134 | 1,076 | 1,140 | 1,140 | 1,140 | |

介護老人福祉施設とは、老人福祉法に規定する特別養護老人ホームのうち、入所定員が30人以上かつ条例で定める数以上のものです。要介護者に対し施設サービス計画にもとづき、①日常生活上の世話 ②機能訓練 ③健康管理 ④療養上の世話を行います。入所対象者は、身体上・精神上著しい障がいがあるため常時介護を必要とし、在宅介護が困難な要介護者です。平成27年度の介護保険制度改正により、介護老人福祉施設の入所は原則、要介護3以上の人となりました。

町内では、平成17（2005）年度サービス提供を開始した「あかねの郷」が90床ありましたが、平成29年4月から職員体制の確保が難しく85床に減らしていました。平成29年7月より、再度、90床で運営しています。

今後は、あかねの郷90床と町外での利用を考慮して介護老人福祉施設のサービス量を横ばいと見込んでいます。

② 介護老人保健施設

(単位：人／年)

| 区 分 | 第5期 | 第6期計画期間（実績値） | | | | 第7期計画期間（計画値） | | |
|-----|------|--------------|------|------|------|--------------|------|--|
| | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 | |
| 介 護 | 317 | 361 | 359 | 354 | 408 | 408 | 408 | |

介護老人保健施設とは、要介護者に対し施設サービス計画にもとづき、①看護 ②医学的管理下での介護 ③機能訓練等の必要な医療 ④日常生活上の世話をを行うことを目的とした施設です。入所対象者は①～④のサービスを必要とする要介護者です。施設では、在宅の生活への復帰を目指してサービスが提供されます。

現在、町内には介護老人保健施設がなく、主に日野郡内の施設を利用しています。町内のグループホームあさひの郷18床が休止したことを考慮して、今後は、介護老人保健施設のサービス量が増加すると見込んでいます。

③ 介護療養型医療施設

(単位：人／年)

| 区 分 | 第5期 | 第6期計画期間（実績値） | | | | 第7期計画期間（計画値） | | |
|-----|------|--------------|------|------|------|--------------|------|--|
| | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 | |
| 介 護 | 170 | 136 | 150 | 158 | 180 | 180 | 180 | |

介護療養型医療施設とは、療養病床等をもつ病院・診療所の介護保険適応部分に入院する要介護者に対し、施設サービス計画にもとづき、①療養上の管理 ②看護 ③医学的管理下の介護等の世話 ④機能訓練等の必要な医療を行うことを目的とした施設です。入院の対象者は、症状が安定期にある長期療養者であって、①～④のサービスが必要な要介護者です。

主に日南病院介護療養型医療施設でのサービス提供となっています。今後、介護療養型医療施設のサービス量は、横ばいから微増を見込んでいます。

国の方針により、介護保険適用の介護療養型医療施設は平成29（2017）年度末で廃止となる予定でしたが、期限が平成35（2023）年度末まで延長されました。今後、介護老人保健施設、介護老人福祉施設または地域密着型介護老人福祉施設等への転換も視野に入れて、遅くとも平成32（2020）年度末までには転換方針を決定していくことが必要です。

（4） 施設・居住系サービス量の見込み（再掲）

施設・居住系サービスに関して国が基本指針の中で示していた参酌標準（要介護2以上の認定者に占める、施設・居住系サービスの利用者を37%以下にすることを目標にする、入所施設利用者全体に対する要介護4・5の人の割合を70%以上にすることを目標にする）は、第5期計画期間の中途から廃止されました。

施設・居住系サービス見込み量についてはすでに計上していますが、表記する単位を一月あたりの利用人数にかえて再掲しています。

介護療養型医療施設については、平成32（2020）年度以降の転換方針が未定のため、参考値として記載しています。

□ 施設・居住系サービス利用者数の推計 □

(人/月)

| 区 分 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 | 平成32年 | | 平成37年 |
|---------------------------------|-------|-------|-------|-------|--|-------|
| 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) | 90 | 95 | 95 | 95 | | 95 |
| 介護老人保健施設 | 30 | 30 | 30 | 30 | | 26 |
| 介護療養型医療施設 | 13 | 15 | 15 | 15 | | (13) |
| 認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム) | 21 | 18 | 18 | 18 | | 18 |
| 特定施設入居者生活介護 | 11 | 10 | 10 | 10 | | 8 |
| 合 計 | 165 | 172 | 172 | 172 | | 160 |

○ 平成29年度は、4月～9月の実績に基づき利用者数を推計しています。

平成30年度以降の利用者数は、厚生労働省提供見える化システムを用いて推計し、さらに修正しています。

2. 介護予防・日常生活支援総合事業のサービス量の見込み

各サービスの内容は、第2章高齢者をとりまく現状 4. 地域支援事業の状況 (3) 新しい介護予防・日常生活支援総合事業 ①介護予防・生活支援サービス事業(18項より)を参照してください。

① 訪問型サービス量の見込み

(単位：人/年)

| 区 分 | 第6期計画期間(実績値) | | | 第7期計画期間(計画値) | | |
|--------------------------|--------------|------|-------|--------------|------|------|
| | 27年度 | 28年度 | 29年度※ | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 訪問型サービスA (みなし・独自・緩和) | 349 | 499 | 492 | 500 | 500 | 500 |
| 訪問型サービスB (住民主体による支援) | 4 | 12 | 13 | 24 | 36 | 48 |
| 訪問型サービスC (短期集中予防サービス) | 13 | 8 | 0 | 9 | 9 | 9 |
| 訪問型サービスD (移送支援) | 0 | 0 | 0 | 0 | 60 | 120 |

※ 29年度は11ヶ月分の実績

② 通所型サービス量の見込み

(単位：人／年)

| 区 分 | 第6期計画期間（実績値） | | | 第7期計画期間（計画値） | | |
|---------------------------|--------------|-------|-------|--------------|-------|-------|
| | 27年度 | 28年度 | 29年度※ | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 通所型サービスA (みなし・独自・緩和) | 983 | 1,305 | 1,508 | 1,600 | 1,600 | 1,600 |
| 通所型サービスB ★ (住民主体による支援) | 5 | 21 | 35 | 40 | 40 | 40 |
| 通所型サービスC (短期集中予防サービス) | 15 | 91 | 20 | 27 | 27 | 27 |

※ 29年度は11ヶ月分の実績

★ 通所型サービスBは活動団体数

③ 生活支援サービス量の見込み

(単位：人／年)

| 区 分 | 第6期計画期間（実績値） | | | 第7期計画期間（計画値） | | |
|--------------|--------------|------|-------|--------------|------|------|
| | 27年度 | 28年度 | 29年度※ | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 見守り・生活支援サービス | 0 | 0 | 8 | 24 | 36 | 48 |

※ 29年度は11ヶ月分の実績

④ 介護予防ケアマネジメントの見込み

(単位：人／年)

| 区 分 | 第6期計画期間（実績値） | | | 第7期計画期間（計画値） | | |
|------------------------|--------------|------|-------|--------------|------|------|
| | 27年度 | 28年度 | 29年度※ | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 事業対象者介護予防 ケアマネジメントA | 345 | 525 | 524 | 600 | 600 | 600 |
| 第1号介護予防 ケアマネジメントA | 731 | 725 | 685 | 740 | 740 | 740 |
| 直営による介護予防 ケアマネジメントA | 15 | 73 | 19 | 36 | 48 | 60 |
| 直営による介護予防 ケアマネジメントC | | 113 | 176 | 200 | 200 | 200 |

※ 29年度は11ヶ月分の実績

3. 給付費の見込み

第7期計画期間における介護サービス給付費見込み額については、厚生労働省提供の推計ソフトを用い、さらに平成29年度実績見込をもとに修正して算出しています。この見込み額には、平成30（2018）年4月からの介護報酬改定率（プラス0.54%）を、標準給付費・給付費総額にまだ反映していません。

□ 介護給付費見込み額 □

（単位：千円）

| 区 分 | | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
|----------------------------|-------------|---------|---------|---------|--------|
| 居 宅 サ ー ビ ス | 訪問介護 | 27,096 | 27,096 | 27,096 | 27,096 |
| | 予防給付 | | | | |
| | 訪問入浴介護 | 1,071 | 500 | 500 | 500 |
| | 予防給付 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 訪問看護 | 5,166 | 5,166 | 5,166 | 5,166 |
| | 予防給付 | 1,758 | 1,758 | 1,758 | 1,758 |
| | 訪問リハビリテーション | 3,469 | 3,469 | 3,469 | 3,469 |
| | 予防給付 | 1,976 | 1,976 | 1,976 | 1,976 |
| | 居宅療養管理指導 | 920 | 920 | 920 | 920 |
| | 予防給付 | 245 | 267 | 267 | 267 |
| | 通所介護 | 86,225 | 86,225 | 86,225 | 86,225 |
| | 予防給付 | | | | |
| | 通所リハビリテーション | 4,009 | 4,009 | 4,009 | 4,009 |
| | 予防給付 | 795 | 795 | 795 | 795 |
| | 短期入所生活介護 | 18,507 | 18,507 | 18,507 | 18,507 |
| | 予防給付 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 短期入所療養介護 | 53,370 | 53,370 | 53,370 | 53,370 |
| | 予防給付 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 特定施設入居者生活介護 | 18,439 | 18,439 | 18,439 | 18,439 |
| | 予防給付 | 1,130 | 1,130 | 1,130 | 1,130 |
| 福祉用具貸与 | 19,993 | 19,993 | 19,993 | 19,993 | |
| 予防給付 | 2,681 | 2,681 | 2,681 | 2,681 | |
| 特定福祉用具購入 | 211 | 211 | 211 | 211 | |
| 予防給付 | 291 | 291 | 291 | 291 | |
| 住宅改修 | 404 | 404 | 404 | 404 | |
| 予防給付 | 2,048 | 2,048 | 2,048 | 2,048 | |
| 居宅介護支援 | 38,708 | 38,776 | 38,776 | 38,776 | |
| 予防給付 | 2,616 | 2,616 | 2,616 | 2,616 | |
| 小計 | 277,588 | 277,085 | 277,085 | 277,085 | |
| 予防給付 | 13,540 | 13,562 | 13,562 | 13,562 | |
| 居宅サービス介護・予防合計 | 291,128 | 290,647 | 290,647 | 290,647 | |

第5章 介護保険事業に関する見込み

(単位:千円)

| 区 分 | | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
|-----------|----------------------|--------|--------|--------|--------|
| 地域密着型サービス | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 夜間対応型訪問介護 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 認知症対応型通所介護 | 3,312 | 747 | 747 | 747 |
| | 予防給付 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 小規模多機能型居宅介護 | 2,973 | 3,000 | 3,000 | 3,000 |
| | 予防給付 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 認知症対応型共同生活介護 | 67,124 | 54,030 | 54,030 | 54,030 |
| | 予防給付 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 地域密着型特定施設入居者生活介護 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 看護小規模多機能型居宅介護 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 地域密着型通所介護 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 小計 | 73,409 | 57,777 | 57,777 | 57,777 | |
| 予防給付 | 0 | 0 | 0 | 0 | |

(単位:千円)

| 区 分 | | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
|--------|-----------|---------|---------|---------|---------|
| 施設サービス | 介護老人福祉施設 | 287,992 | 297,999 | 297,999 | 297,999 |
| | 介護老人保健施設 | 91,360 | 99,809 | 99,809 | 99,809 |
| | 介護療養型医療施設 | 43,976 | 51,214 | 51,214 | 51,214 |
| | 小計 | 423,328 | 449,022 | 449,022 | 449,022 |

(単位:千円)

| 区 分 | | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
|-----|---------------|---------|---------|---------|---------|
| その他 | 特定入所者介護サービス費 | 60,000 | 60,000 | 60,000 | 60,000 |
| | 高額介護サービス費 | 20,000 | 20,000 | 20,000 | 20,000 |
| | 高額医療合算介護サービス費 | 2,500 | 2,500 | 2,500 | 2,500 |
| | 審査支払手数料 | 950 | 950 | 950 | 950 |
| | 地域支援事業費 | 78,870 | 78,870 | 78,870 | 78,870 |
| | 小計 | 162,320 | 162,320 | 162,320 | 162,320 |

(単位:千円)

| 区 分 | | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
|--------------------|--|---------|---------|---------|---------|
| 標準給付費見込額 | | 870,365 | 879,946 | 879,946 | 879,946 |
| 標準給付費見込額(報酬改定分を算定) | | | | | |

(単位:千円)

| 区 分 | | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
|----------|--|---------|---------|---------|---------|
| 保険給付費等合計 | | 950,185 | 959,766 | 959,766 | 959,766 |

第 6 章

第 7 期 介護保険料

第6章 第7期介護保険料

1. 第1号被保険者保険料基準額の考え方

第7期介護保険事業計画期間、平成30（2018）年度～平成32（2020）年度における第1号被保険者保険料を算定するためには、当該3ヶ年の介護給付費を推計する必要があります。介護給付費の推計に当たっては、計画期間の高齢者人口や、平成27（2015）年度の制度改正による影響を反映した要介護（要支援）認定者数、介護サービス量の見込み、平成30（2018）年4月の介護報酬の改定率等を勘案して推計しました。3ヶ年の給付費・地域支援事業費等の総額は26億4千万円程度になる見込みです。

（1）第1号被保険者保険料の算定にかかる要因

① 6期計画との主な変化要因

- ・第1号被保険者数は減少していますが、85歳以上高齢者が増加します。
- ・介護給付費における第1号被保険者の保険料による負担割合が、22%から23%に増加します。
- ・平成30（2018）年4月からの介護報酬改定率は、プラス0.54%となりました。
- ・あかねの郷の短期入所生活介護（ショートステイ）は19床を整備していましたが、現在は5床で運用しています。
- ・認知症グループホームあさひの郷（18床）と、虹の郷の認知症対応型通所介護（定員12人）は、現在休止しています。休止した状態での給付見込としています。
- ・介護療養病床は平成29年度末で廃止されることとなっていました。その期限が6年間延期されました。
- ・第6期では、介護予防・生活支援総合事業導入による認定者数の変化（要支援認定者の減少）を見込んでいましたが、認定者数は安定しました。
- ・第6期では、予防給付の訪問介護・通所介護分が地域支援事業の介護予防・生活支援総合事業に移行し、また認知症対策等を充実したため地域支援事業費が増加することを見込みましたが、その影響は安定しました。実績値をもとに推計しています。
- ・「事業対象者」（要支援・要介護認定を受けなくても基本チェックリストに該当すれば訪問型・通所型サービスを利用できる）については、増加すると見込み、地域支援事業費に反映させています。

② 保険料段階の設定と低所得高齢者保険料軽減策

第6期計画期間は、新たな保険料段階基準に対応させた10段階に設定していました。

第7期計画期間では、国の示す保険料段階基準が一部変更されたため、新たな基準に対応しました。第6期計画と同様に10段階に設定しました。

また、新たな低所得者負担軽減策が、平成27年4月と平成29年4月に2段階に分けて行われる予定でした。平成27年4月分は実施されましたが、平成29年4月予定分は現在も実施されていません。

③ 介護給付費準備基金の取り崩し

第6期計画期間までに生じた介護給付費準備基金から、必要な額を取り崩し、介護保険料の上昇を一定程度抑制します。

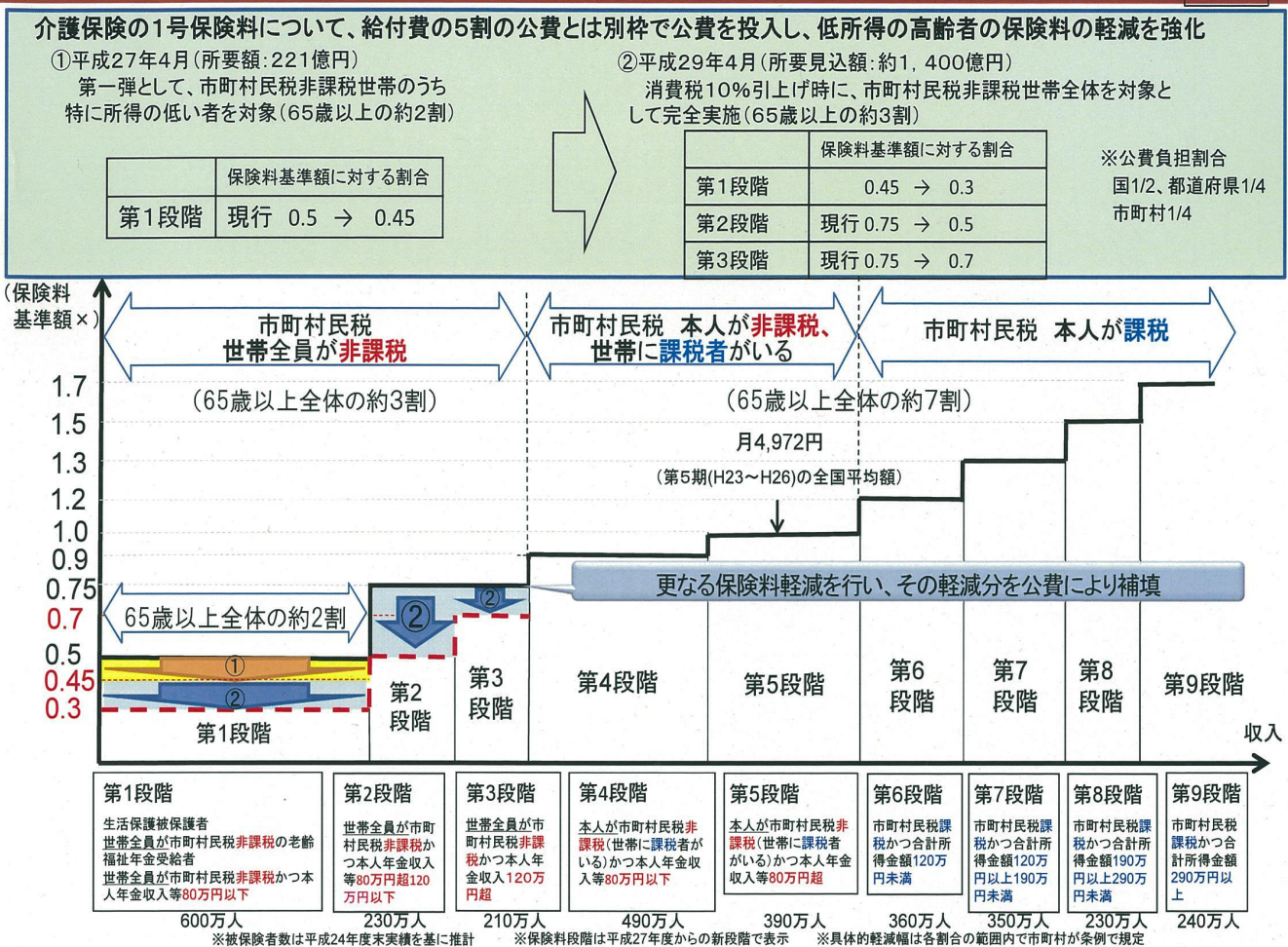
(2) 低所得高齢者保険料軽減強化策の概要

介護保険第1号被保険者の保険料について、第6期（平成27年4月）から低所得者軽減強化が図られることになっており、その予定は次の図のとおりでした。

当初の計画では27年4月から完全実施の予定でしたが、消費税率改定が先送りされたことにより財源確保が困難となり、第1弾を平成27年4月（第1段階の介護保険料率を0.5から0.45に）、第2弾を平成29年4月（第1段階を0.45から0.3に、第2段階を0.75から0.5に、第3段階を0.75から0.7に）と、2段階に分けて実施される予定でした。

第1弾は実施されましたが、第2弾は現在も実施されておらず、今後についても見通しはたっていない。

介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化



2. 第7期計画期間の介護保険料率

第6期介護保険料率を、次のとおり第7期介護保険料率に改めます。第6期計画から変更しているところを下線で示しています。

参考：第6期計画期間の介護保険料率（10段階）

| 段階 | 区 分 | 算定方法 | 対象者割合 % |
|----------|--|-----------------------|---------|
| 1 | 生活保護・老齢福祉年金受給者で住民税世帯非課税 | 基準額×0.5 | 15.6 |
| | 住民税世帯非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人 | 27年4月から軽減 基準額×0.45 | |
| 2 | 住民税世帯非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の人 | 基準額×0.65 | 15.8 |
| 3 | 住民税世帯非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人 | 基準額×0.75 | 13.0 |
| 4 | 住民税世帯課税で本人が住民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人 | 基準額×0.9 | 10.8 |
| 5 基準額 | 住民税世帯課税で本人が住民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人 | 基準額×1.0 | 22.1 |
| 6 | 本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満の人 | 基準額×1.15 | 10.0 |
| 7 | 本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上190万円未満の人 | 基準額×1.25 | 8.2 |
| 8 | 本人が住民税課税で合計所得金額が190万円以上290万円未満の人 | 基準額×1.5 | 3.0 |
| 9 | 本人が住民税課税で合計所得金額が290万円以上400万円未満の人 | 基準額×1.7 | 0.7 |
| 10 | 本人が住民税課税で合計所得金額が400万円以上の人 | 基準額×1.75 | 0.9 |

第7期計画期間の介護保険料率（10段階）

| 段階 | 区 分 | 算定方法 | 対象者割合 % |
|----------|---|-----------------------|---------|
| 1 | 生活保護・老齢福祉年金受給者で住民税世帯非課税 | 基準額×0.5 | 14.0 |
| | 住民税世帯非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人 | 27年4月から軽減 基準額×0.45 | |
| 2 | 住民税世帯非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の人 | 基準額×0.65 | 16.5 |
| 3 | 住民税世帯非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人 | 基準額×0.75 | 13.6 |
| 4 | 住民税世帯課税で本人が住民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人 | 基準額×0.9 | 8.1 |
| 5 基準額 | 住民税世帯課税で本人が住民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人 | 基準額×1.0 | 23.2 |
| 6 | 本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満の人 | 基準額×1.15 | 18.6 |
| 7 | 本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上 <u>200万円</u> 未満の人 | 基準額×1.25 | 2.9 |
| 8 | 本人が住民税課税で合計所得金額が <u>200万円</u> 以上 <u>300万円</u> 未満の人 | 基準額×1.5 | 1.7 |
| 9 | 本人が住民税課税で合計所得金額が <u>300万円</u> 以上 400万円未満の人 | 基準額×1.7 | 0.6 |
| 10 | 本人が住民税課税で合計所得金額が400万円以上の人 | 基準額×1.75 | 0.8 |

3. 第7期計画期間の第1号被保険者保険料

(1) 第1号保険者介護保険料基準額の算定

第6期計画期間の第1号保険者保険料基準額は、5,700円でした。

第7期計画期間の第1号保険者保険料基準額は、厚生労働省提供の推計ソフトで算出したところ、月額 6,400円 となりました。

介護保険給付費準備基金から5,000万円を取り崩すこととし、これによる影響額月額695円を算入すると、月額5,705円となります。

○ 第7期介護保険料基準額を 月額 5,700円 とします。

(2) 第7期段階別介護保険料

介護保険料基準額と各段階の保険料率により算定した第1号保険者の第7期介護保険料は次のとおりです。低所得高齢者の保険料軽減強化は、第1段階のみ(0.5を0.45に)反映させています。

| 保険料段階 | 介護保険料(年額) | 介護保険料(月額) |
|-------------------|-----------|-----------|
| 第1段階(×0.45) | 30,700円 | 2,565円 |
| 第2段階(×0.65) | 44,400円 | 3,705円 |
| 第3段階(×0.75) | 51,300円 | 4,275円 |
| 第4段階(×0.9) | 61,500円 | 5,130円 |
| 第5段階(×1.0) 基準額 | 68,400円 | 5,700円 |
| 第6段階(×1.15) | 78,600円 | 6,555円 |
| 第7段階(×1.25) | 85,500円 | 7,125円 |
| 第8段階(×1.5) | 102,600円 | 8,550円 |
| 第9段階(×1.7) | 116,200円 | 9,690円 |
| 第10段階(×1.75) | 119,700円 | 9,975円 |

注：月額は、介護保険料基準額に各段階の保険料率を乗じたものです。

年額は、それに12月を乗じ、100円未満を切り捨てたものです。

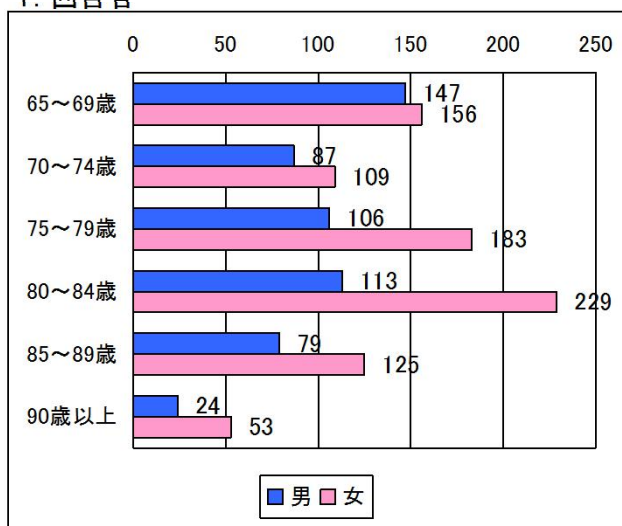
資料編

1. 高齢者ニーズ調査の結果概要
2. 日南町老人福祉計画・第7期介護保険事業計画の主な策定経過
3. 日南町介護保険運営協議会設置要綱
4. 日南町介護保険運営協議会委員名簿

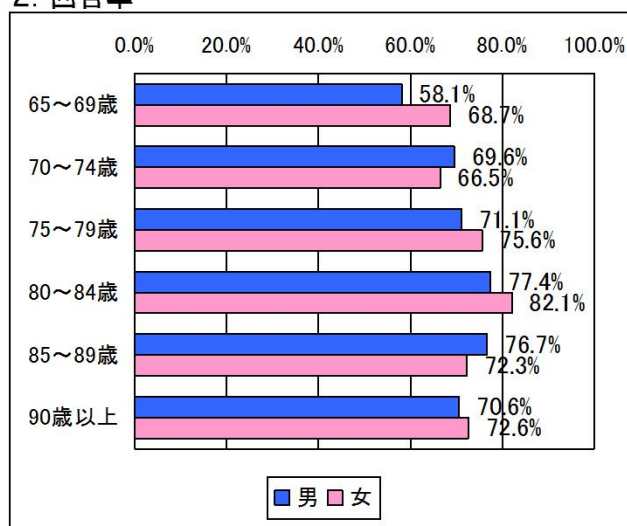
1. 高齢者ニーズ調査の結果概要（平成29年2月実施）

| | | |
|--------|--|-----------------------|
| 調査目的 | 第7期介護保険事業計画の基礎資料として。介護予防事業対象者の把握のため。必要なサービスを迅速に提供するため。 | |
| 調査方法 | 郵便で配布、郵便で回収。 | |
| 調査対象者数 | 1,968人 | (65歳以上、要介護認定を受けていない人) |
| 回答数 | 1,411人 | (男556人、女855人) |
| 回答率 | 71.7% | |
| 未回答者 | 557人 | |

1. 回答者

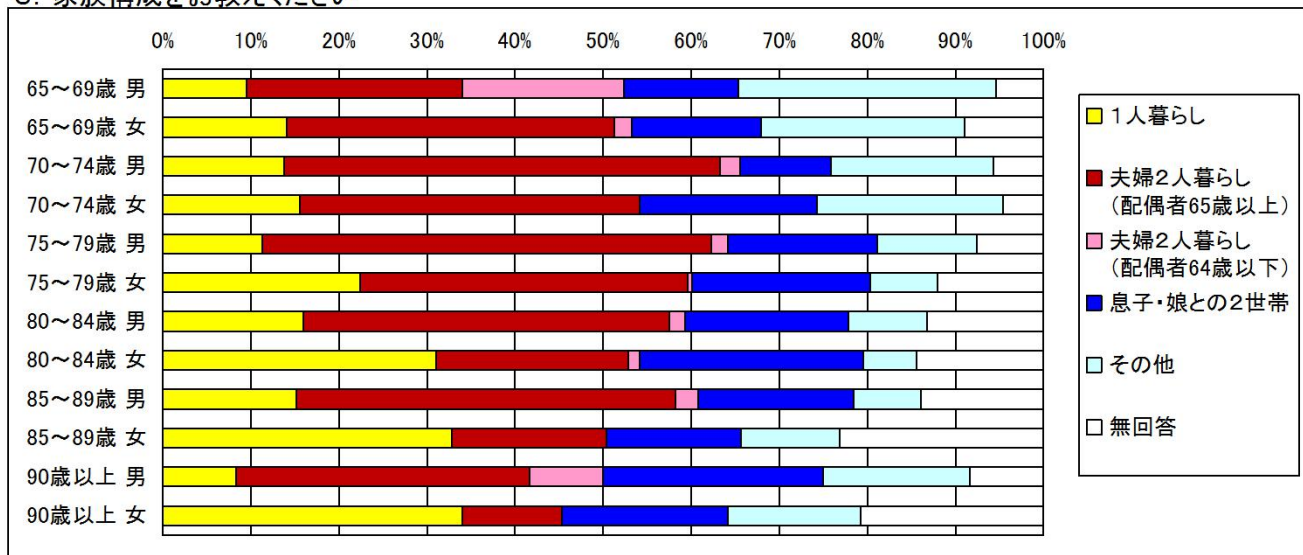


2. 回答率

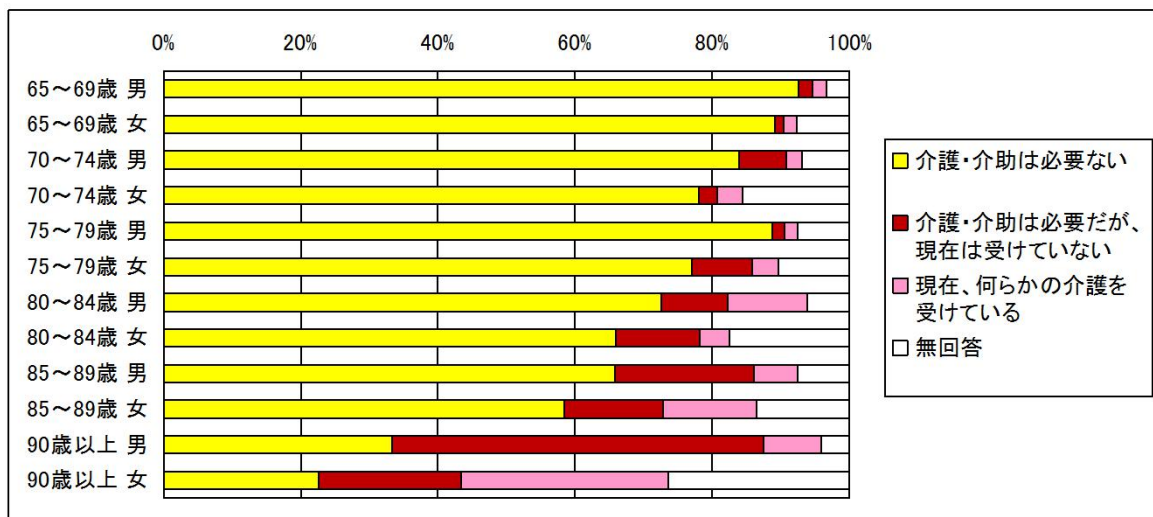


・回答率は男性 68.6%、女性 73.8%、全体 71.7%

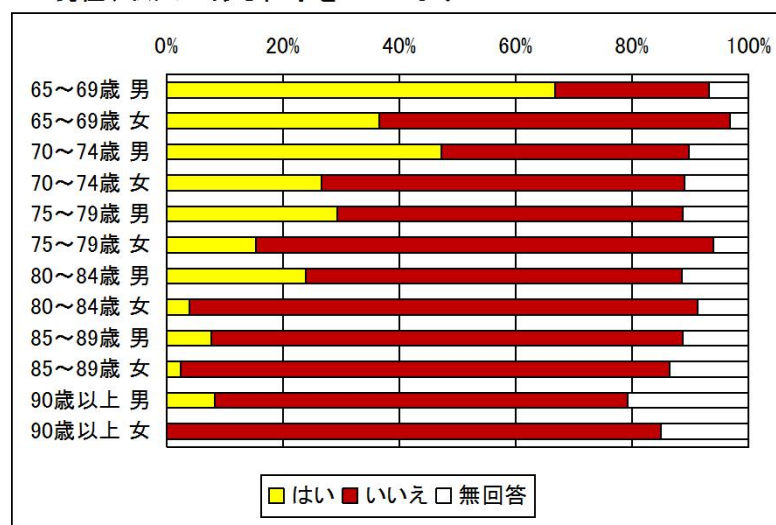
3. 家族構成をお教えてください



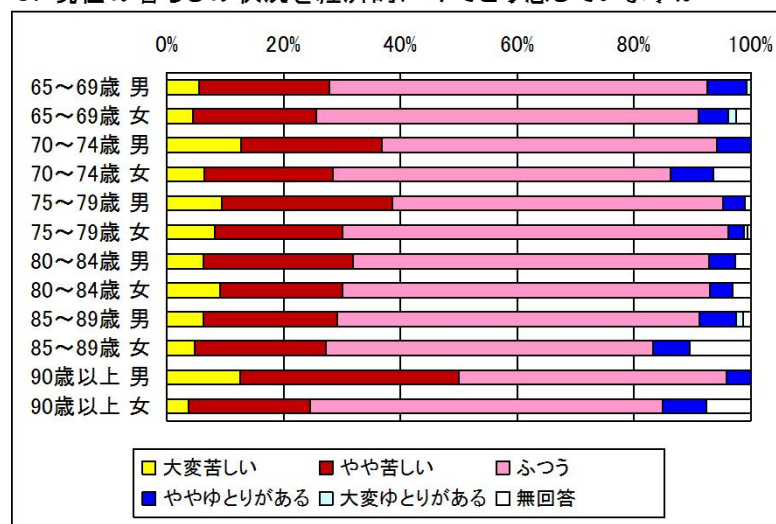
4. あなたは、普段の生活でどなたかの介護・介助が必要ですか



5. 現在、収入のある仕事をしてますか

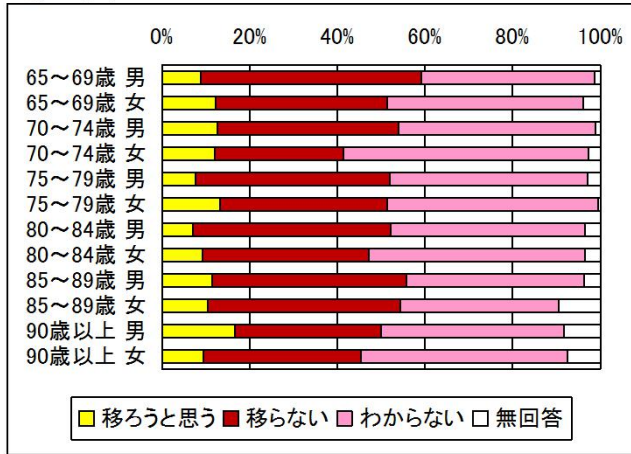


6. 現在の暮らしの状況を経済的にみてどう感じていますか



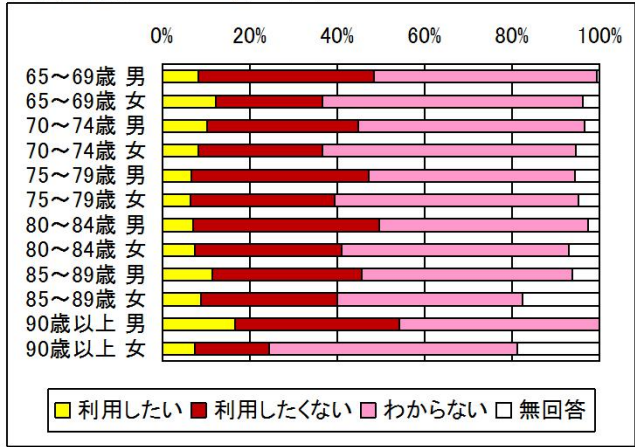
・大変苦しいと回答した人は102人(7.2%)、やや苦しいと回答した人は325人(23%)でした。合わせると、427人(30.2%)が経済的な苦しさを感じています。

7. 将来、生活不安を感じたら、住まいを移ろうと思いますか



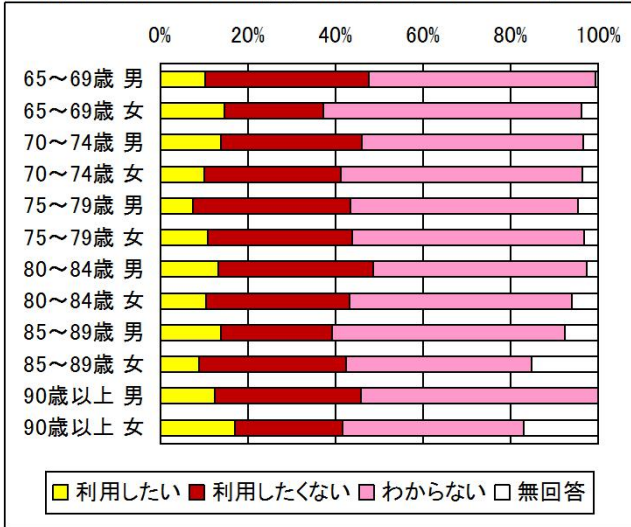
・将来、生活に不安を感じたら住まいを移ろうと思うと回答した人は、148人(10.5%)でした。

8. 将来、町営の高齢者賃貸住宅(霞地区 なごみの里)を利用したいと思いますか



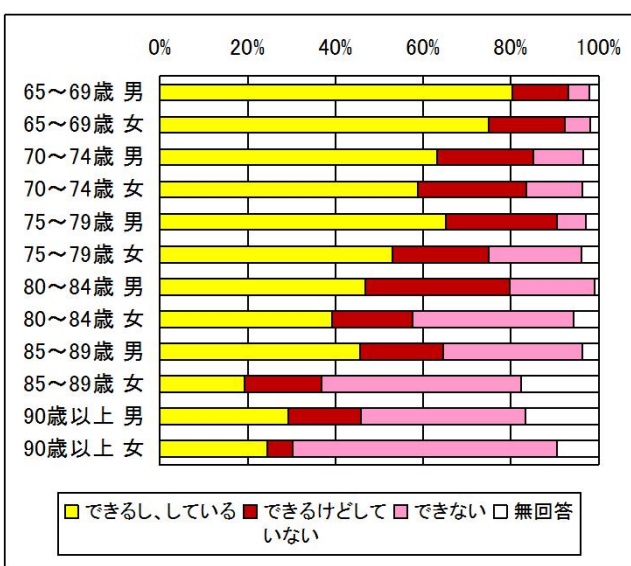
・将来、町営の高齢者賃貸住宅(なごみの里)を利用したいと回答した人は、121人(8.6%)でした。

9. 将来、管理人が常駐する食事付の住宅があれば利用したいと思いますか



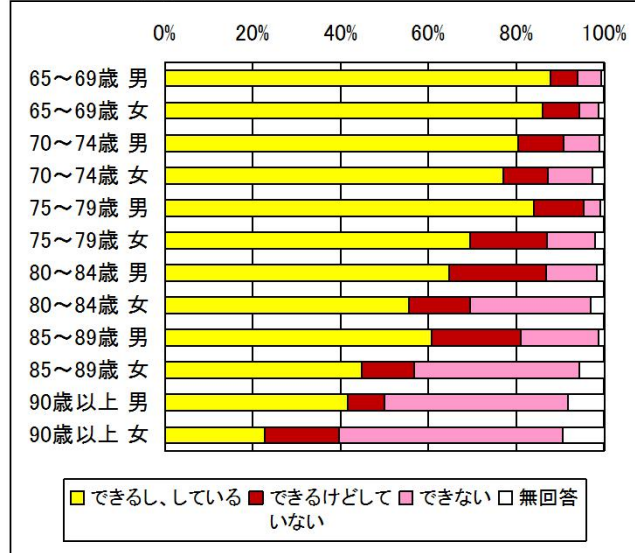
・将来、管理人が常駐する食事付の住宅があれば利用したいと回答した人は、162人(11.5%)でした。
 ・質問6、7、8の住まいを移る設問の中では、一番、利用したいと回答した人が多い。

10. 階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか



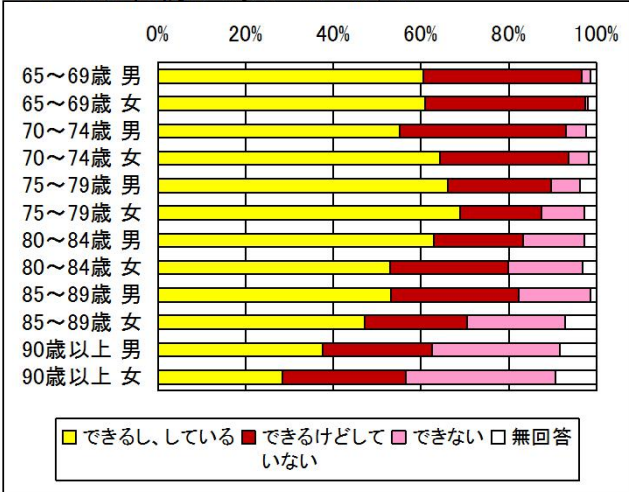
・できる、している人の割合は、全体では男性が60.8%、女性が47.4%。

11. 椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上っていますか



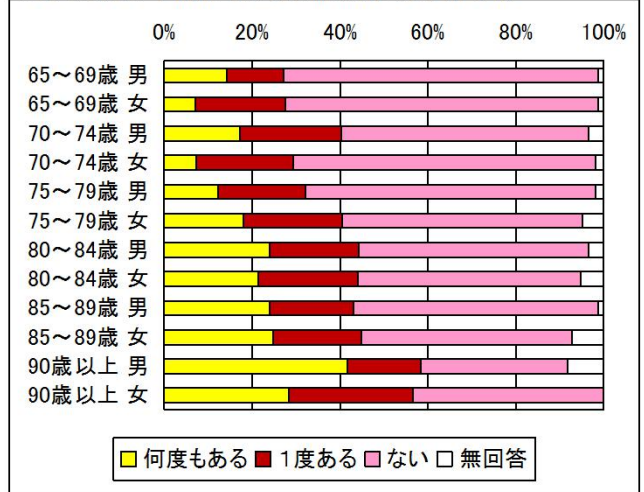
・できる、している人の割合は、全体では男性が75.4%、女性が63.2%。

12. 15分続けて歩いていますか



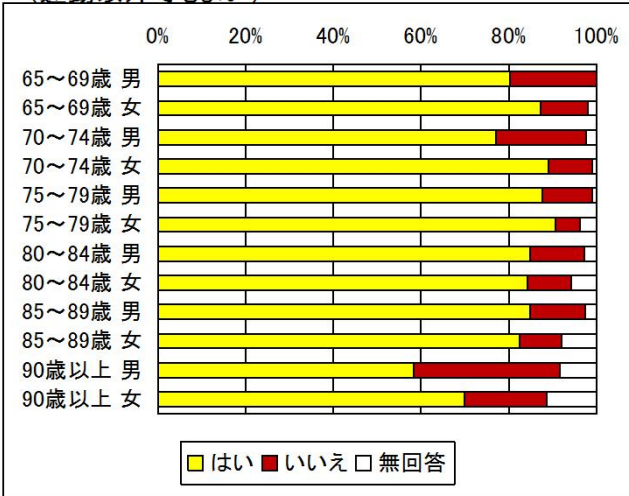
・15分続けて歩くことについて、できるし、していると回答した人が多い割合は、男女とも75～79歳でした。

13. 過去1年間に転んだ経験がありますか

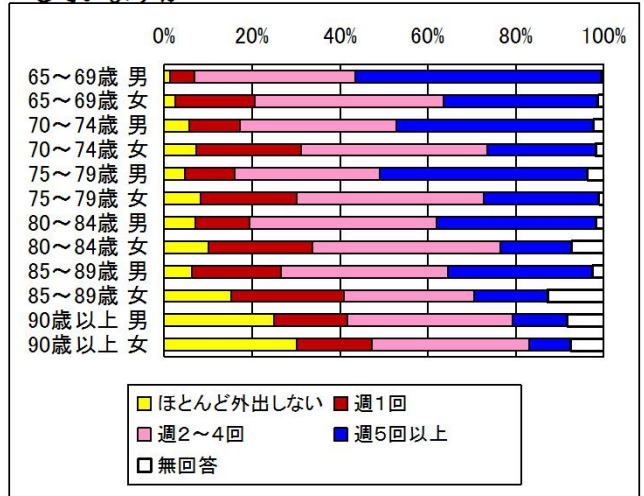


・過去1年間に転んだ経験がある(何度もある、1度はあるを合わせた)と回答した人は、全体では38.5%でした。

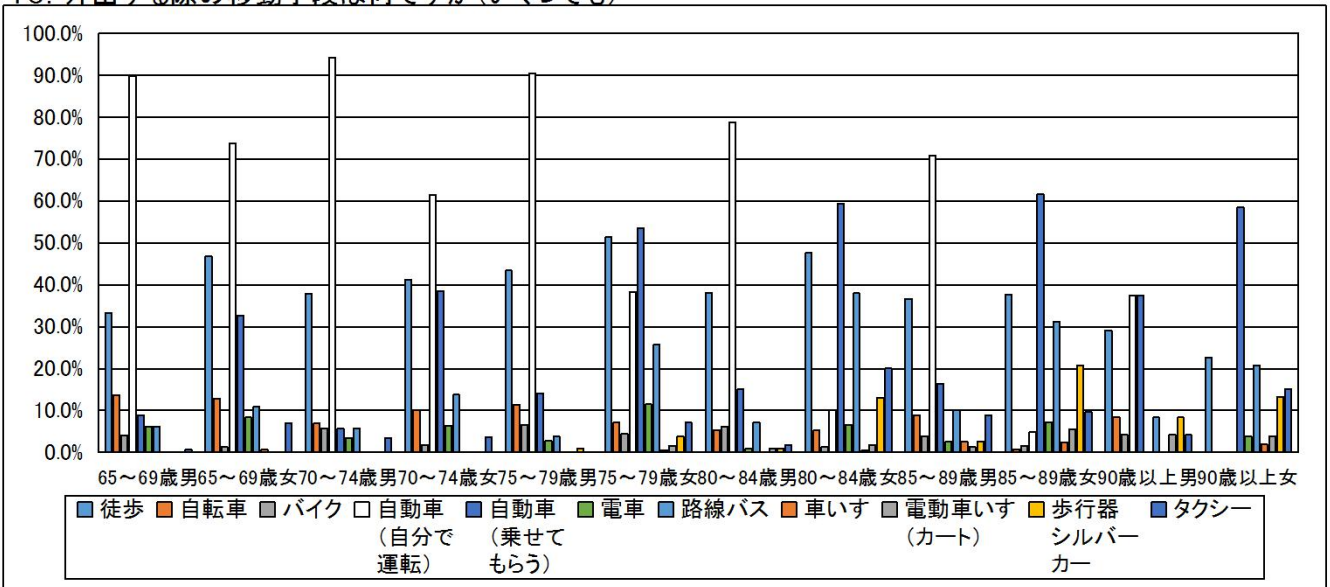
14. 日常生活の中で意識的に身体を動かしていますか(運動以外でもよい)



15. 週に1回以上は外出(自宅敷地外に出かけること)していますか

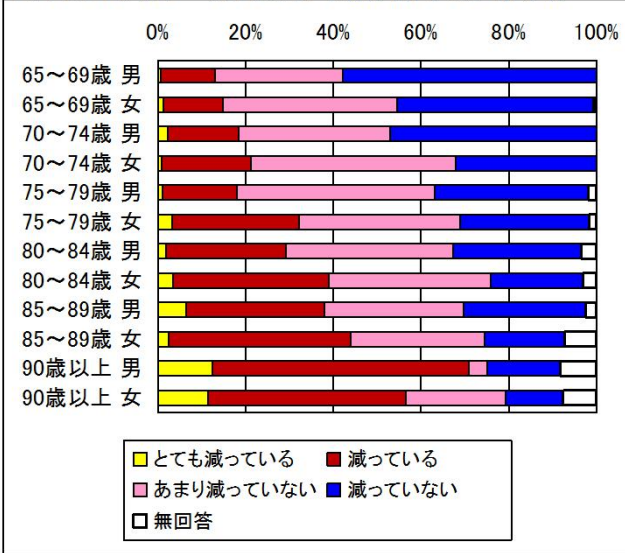


16. 外出する際の移動手段は何ですか(いくつでも)



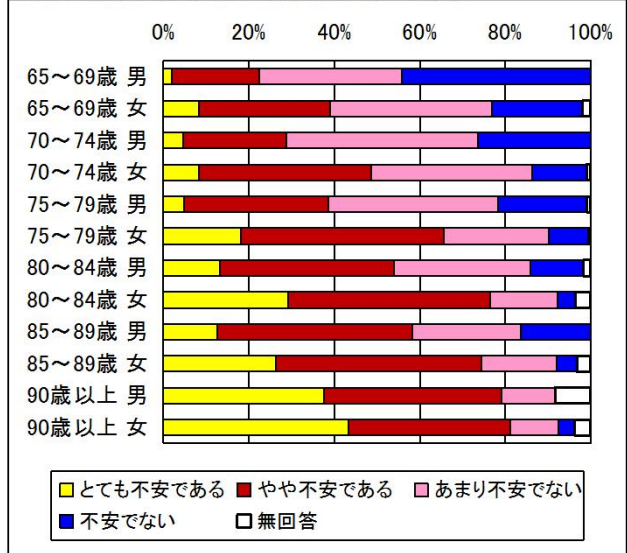
・男性は89歳ごろまで自動車での外出が7割でした。女性は75歳を越えたころから自動車による外出が少なくなっています。

17. 去年と比べて外出の回数が減っていますか

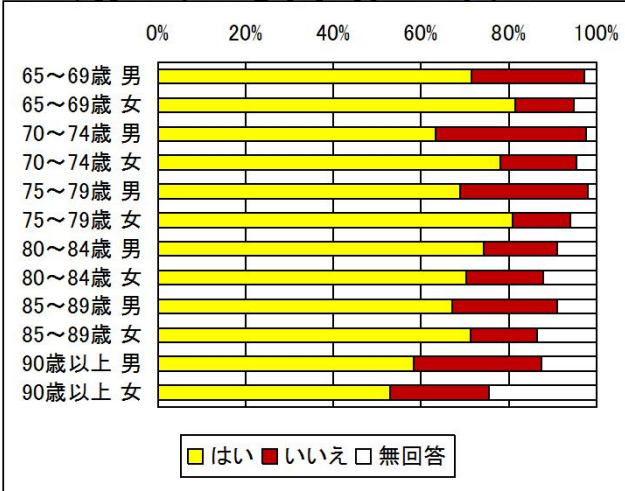


・年齢が高くなるにつれ、減っている(とても減っているも含む)と回答した人の割合が多くなる傾向があります。

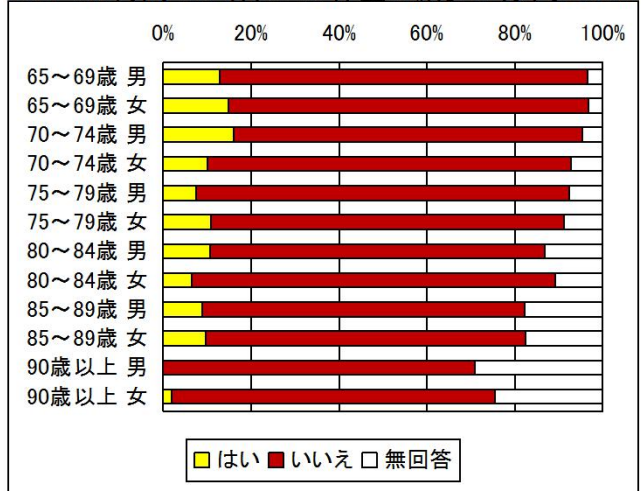
18. 転倒に対する不安は大きいですか



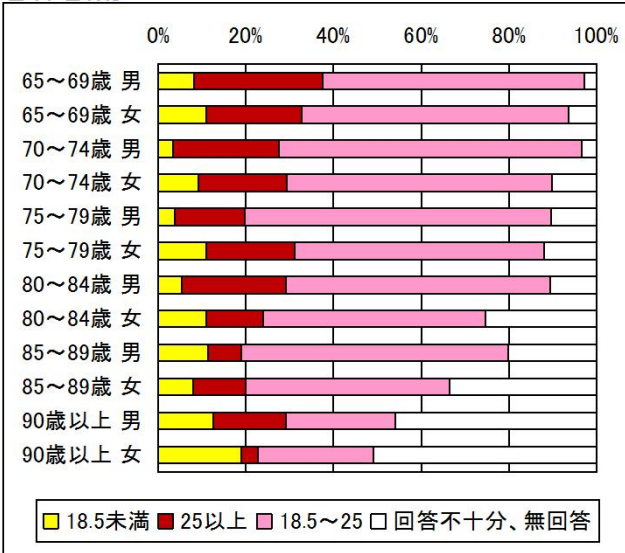
19. 栄養のバランスを考えて食べていますか



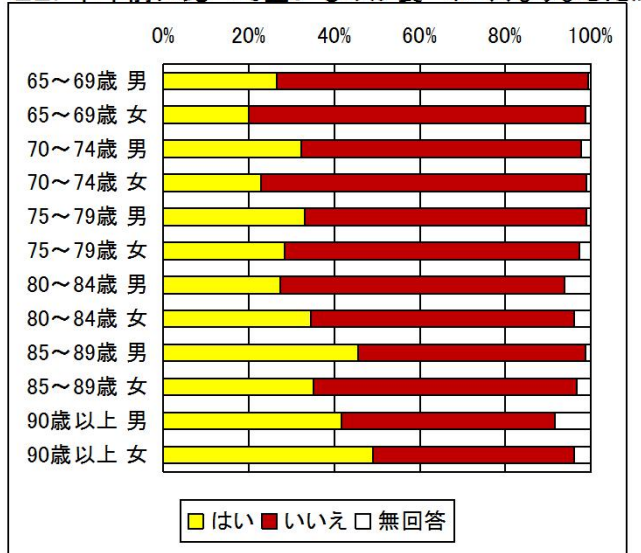
20. 6カ月間で2kg以上の体重の減少がありましたか



21. BMI

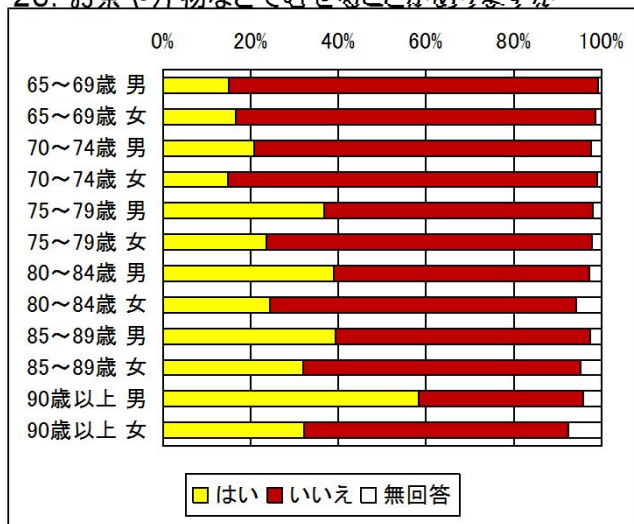


22. 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか

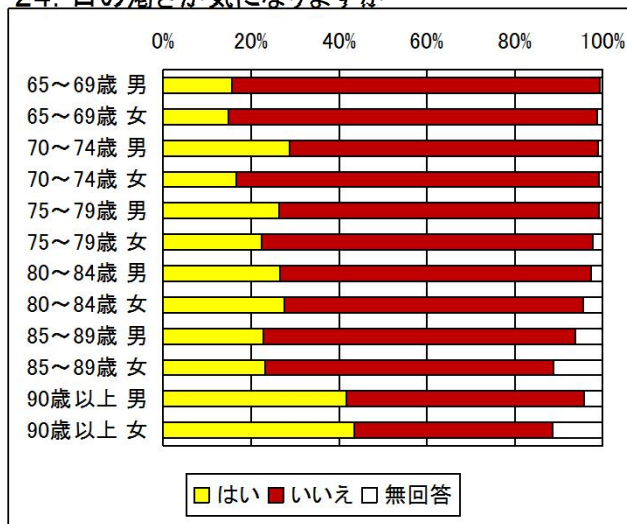


・年齢が高くなるにつれ、無回答の割合が増えています。体重は健康指標なので定期的に測定しましょう。

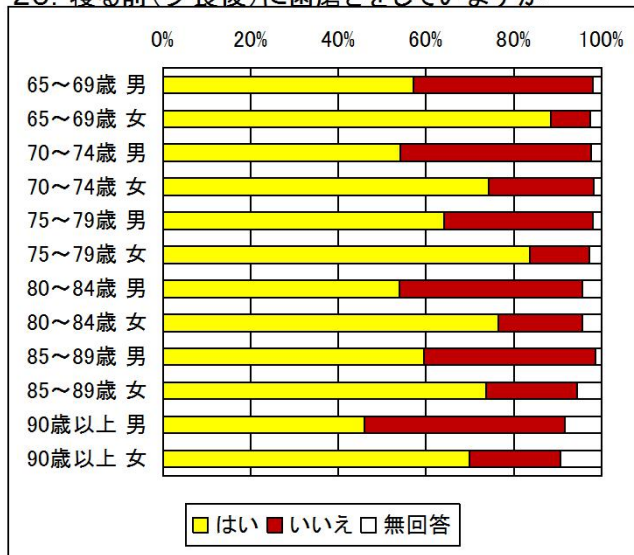
23. お茶や汁物などでむせることがありますか



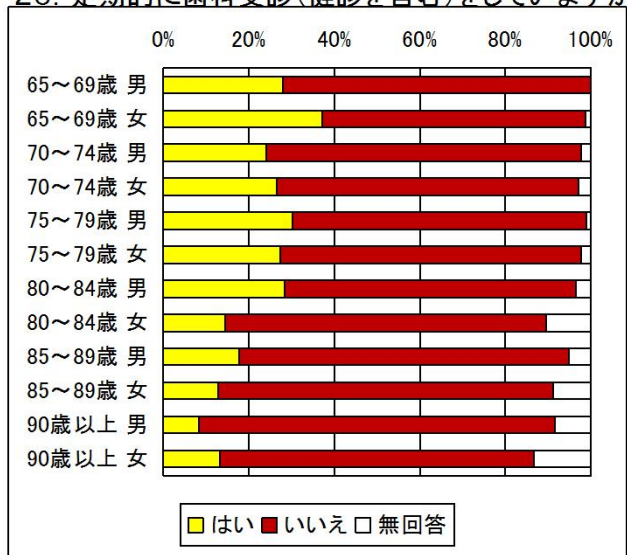
24. 口の渇きが気になりますか



25. 寝る前(夕食後)に歯磨きをしていますか

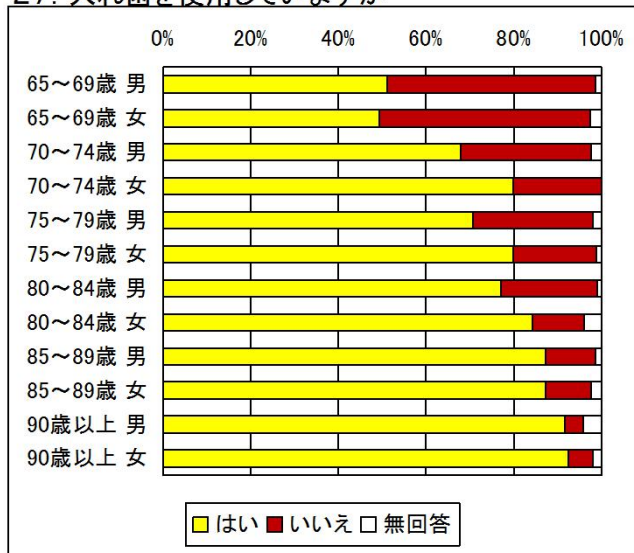


26. 定期的に歯科受診(健診を含む)をしていますか

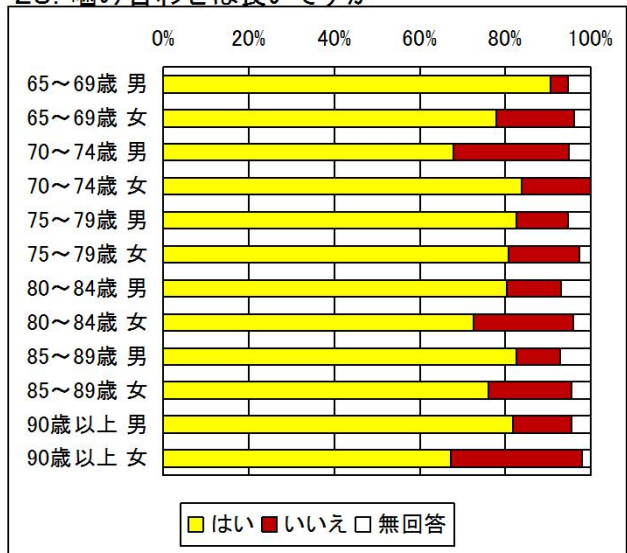


・寝る前の歯磨きについては、各年齢層で男性に比べ女性の方がはいと回答した割合が高い。

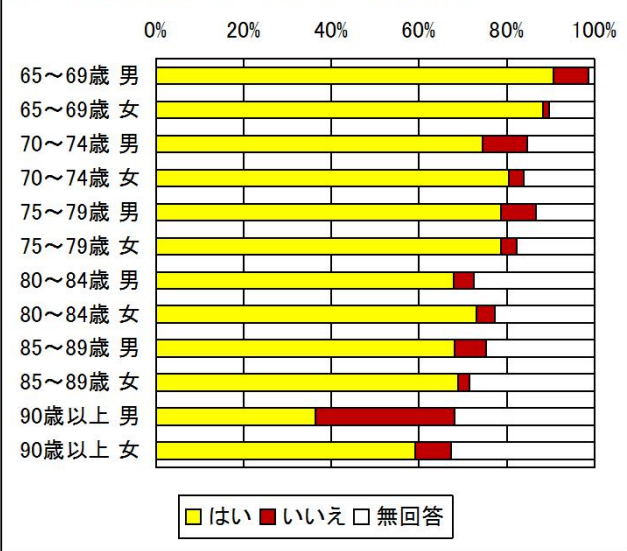
27. 入れ歯を使用していますか



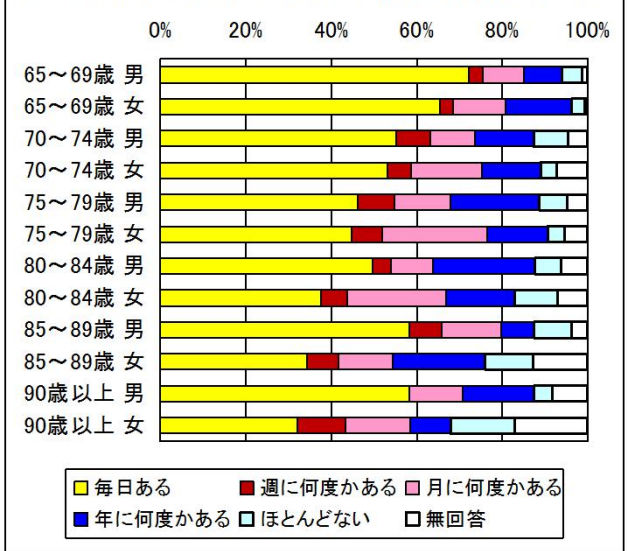
28. 噛み合わせは良いですか



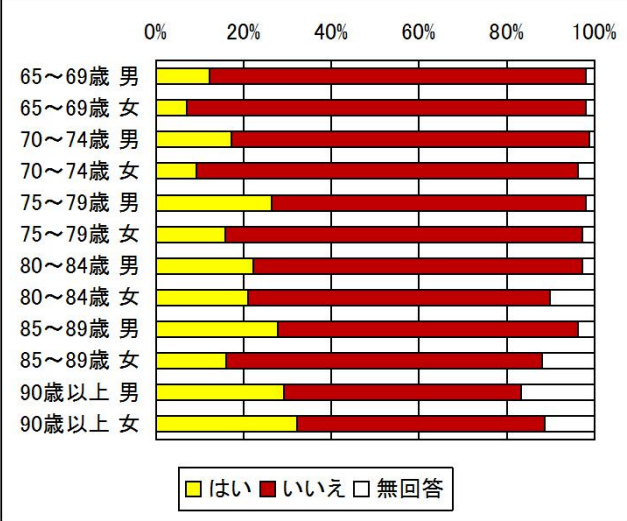
29. 毎日入れ歯の手入れをしていますか



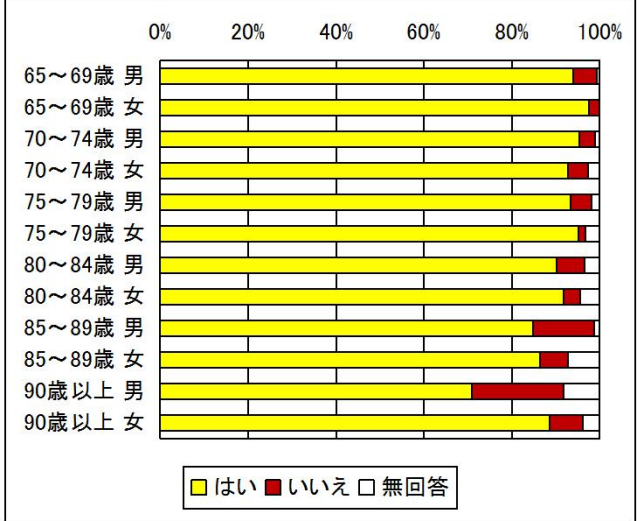
30. どなたかと食事をとる機会がありますか



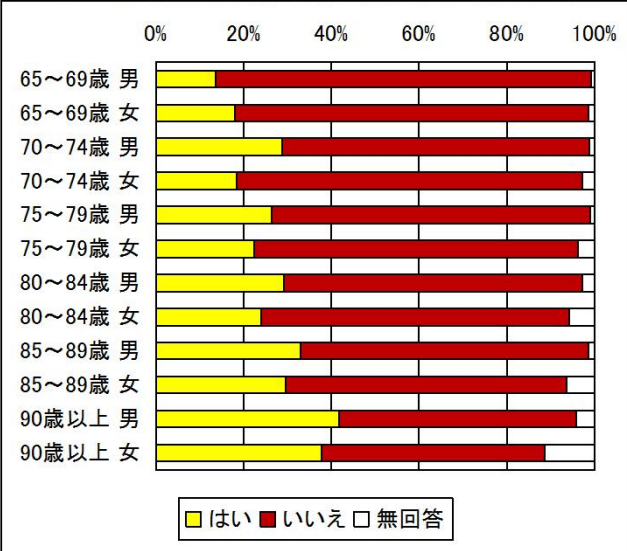
31. 周りの人から「いつも同じことを聞く」などの物忘れがあるとされますか



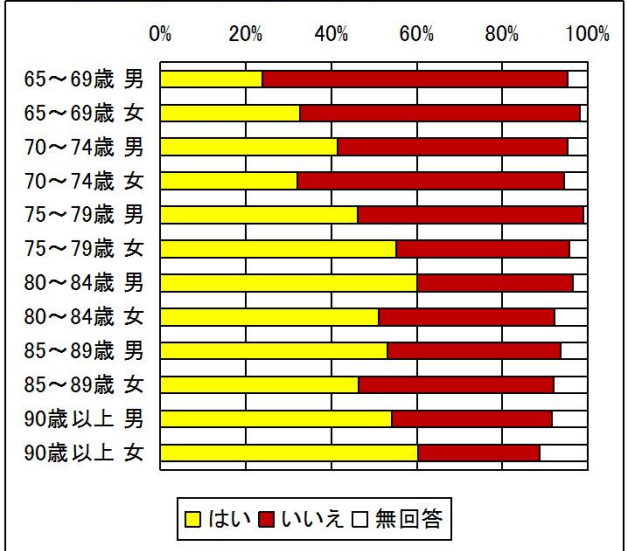
32. 自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか



33. 今日が何月何日かわからない時がありますか

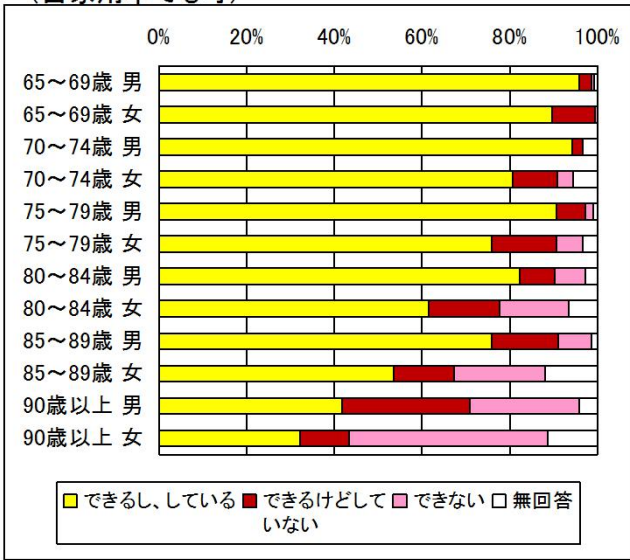


34. 物忘れが多いと感じますか

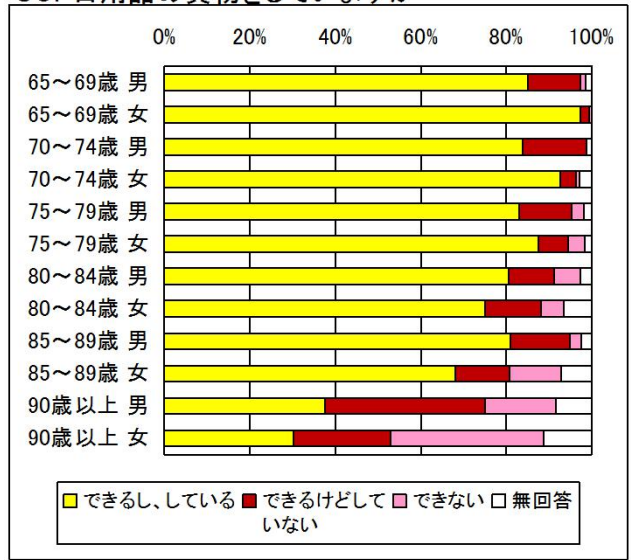


・31「はい」、32「いいえ」、33「はい」は物忘れの具体的な質問です。具体的な質問に比べて、漠然と物忘れが多いと感じている、34の質問に対して、「はい」と回答している割合が多い。

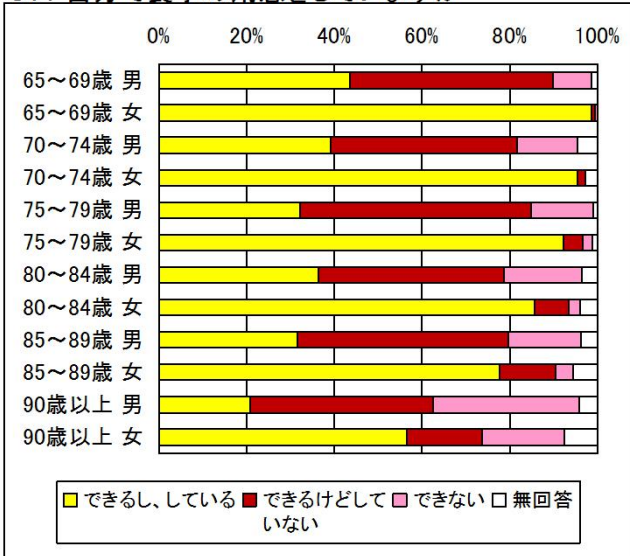
35. バスや電車で一人で外出していますか
(自家用車でも可)



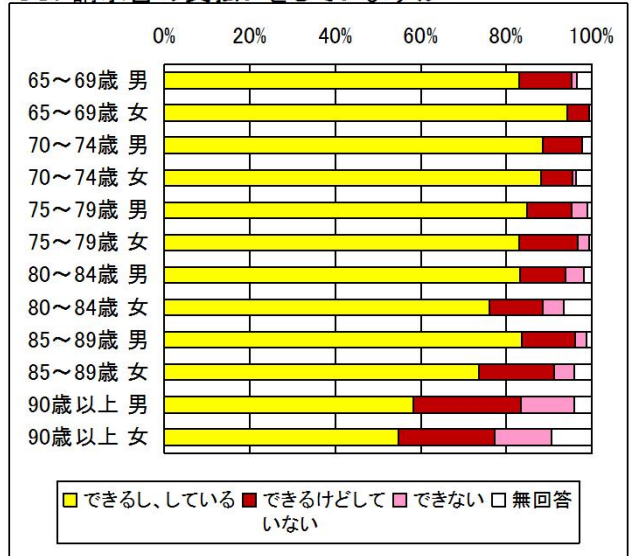
36. 日用品の買物をしていますか



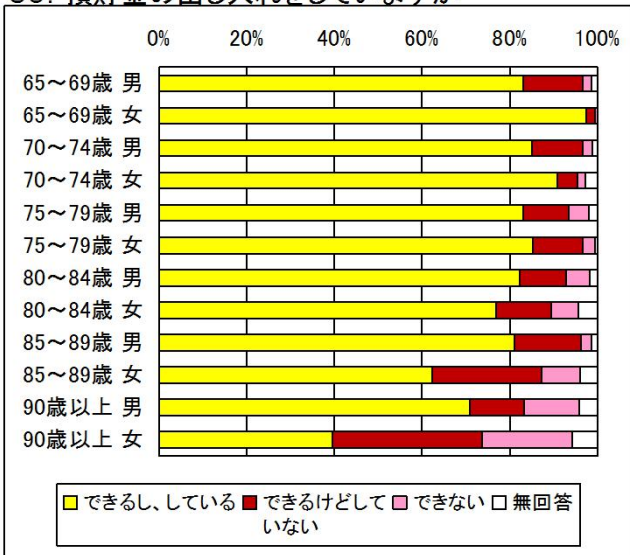
37. 自分で食事の用意をしていますか



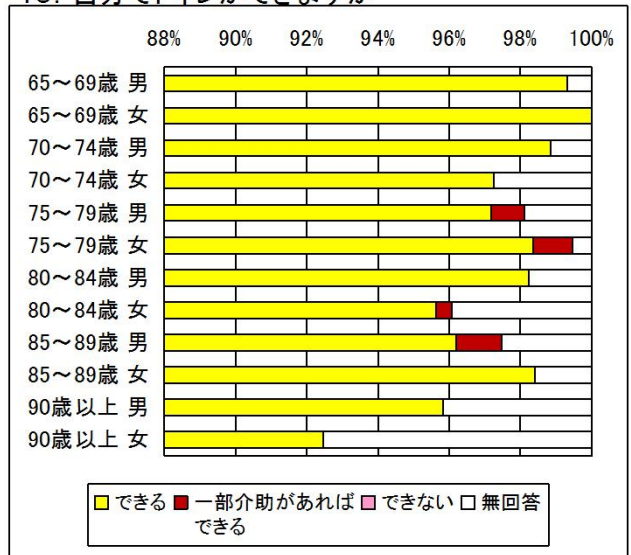
38. 請求書の支払いをしていますか



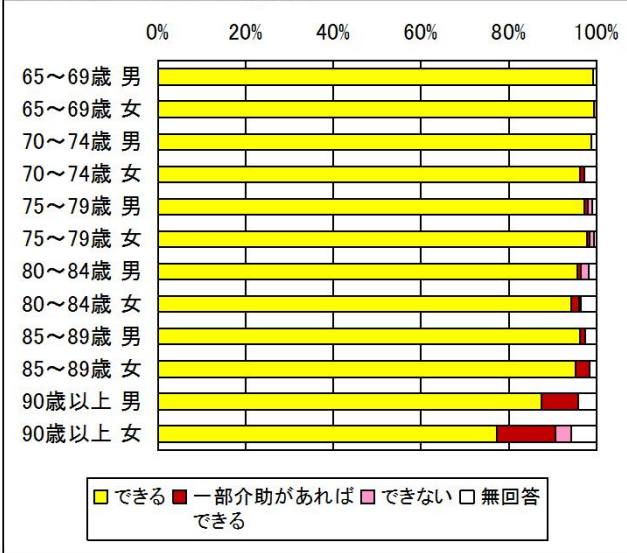
39. 預貯金の出し入れをしていますか



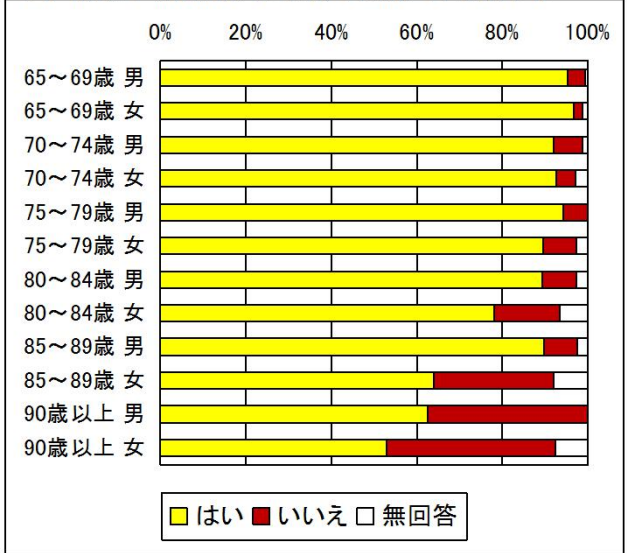
40. 自分でトイレができますか



41. 自分で入浴できますか

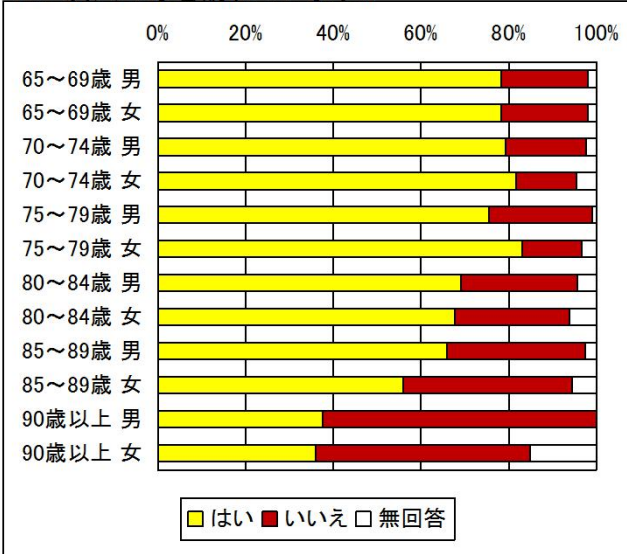


42. 役場や病院などに出す書類が書けますか

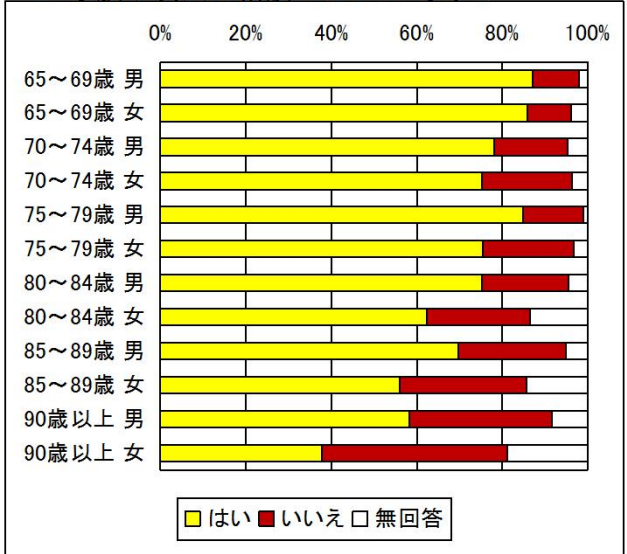


・80歳以上の年代で、男性に比べて女性が、いいえと回答された割合が多くなります。

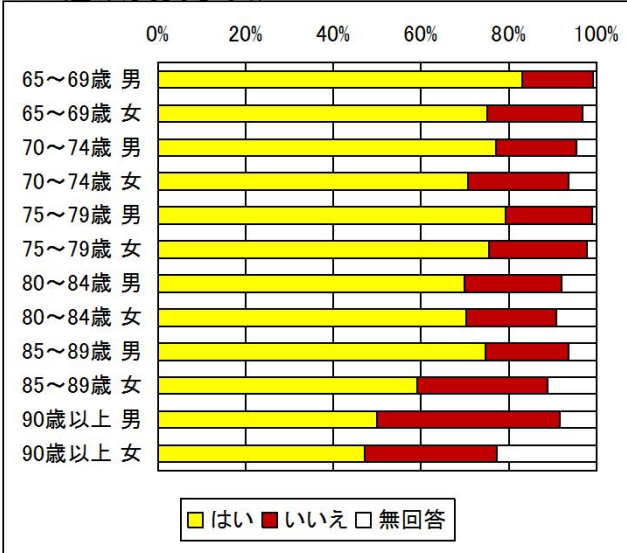
43. 友人の家を訪ねていますか



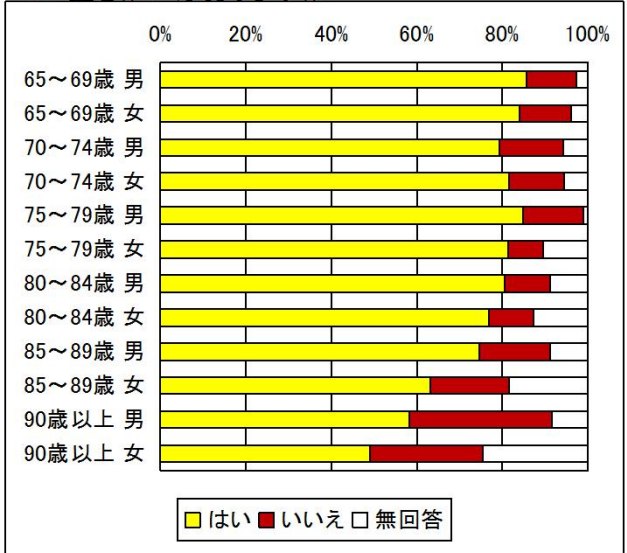
44. 家族や友人の相談にのっていますか



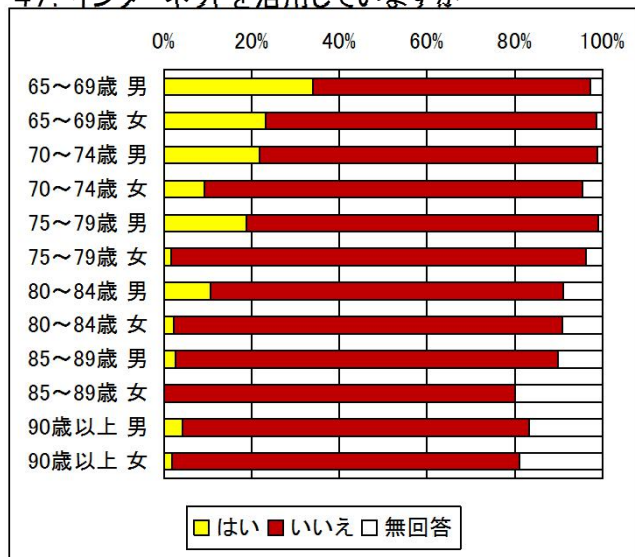
45. 趣味はありますか



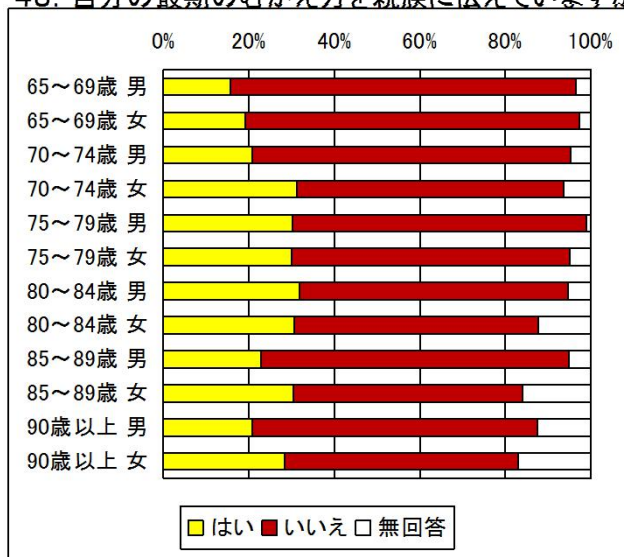
46. 生きがいがありますか



47. インターネットを活用していますか

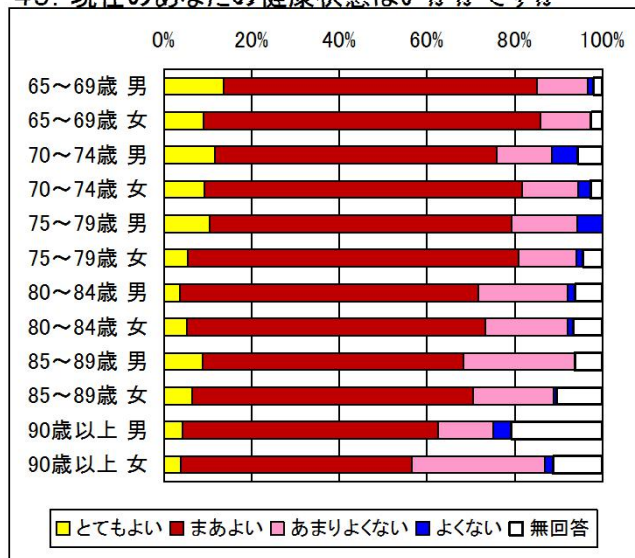


48. 自分の最期のむかえ方を親族に伝えてありますか

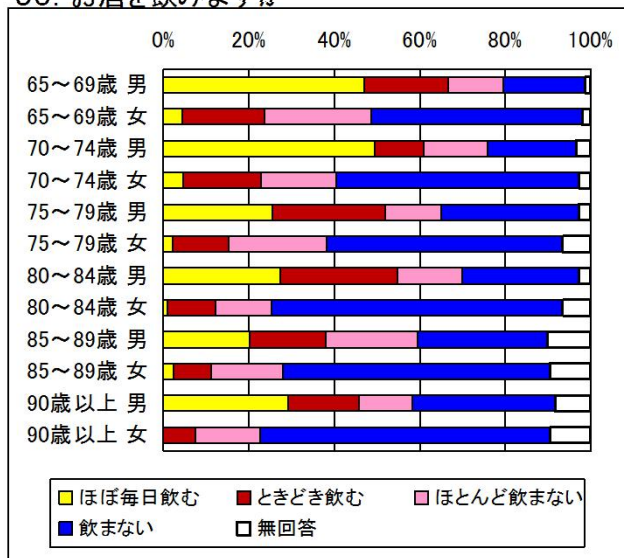


・はいと回答した人は全体では、26.5%です。80～84歳男性が一番多く、31.9%でした。

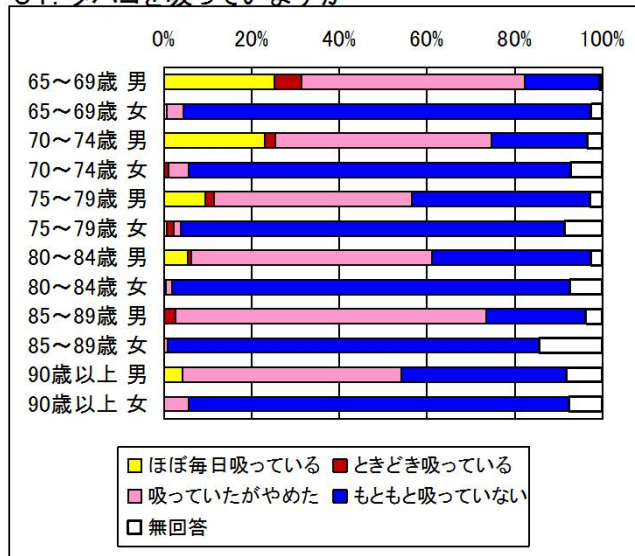
49. 現在のあなたの健康状態はいかがですか



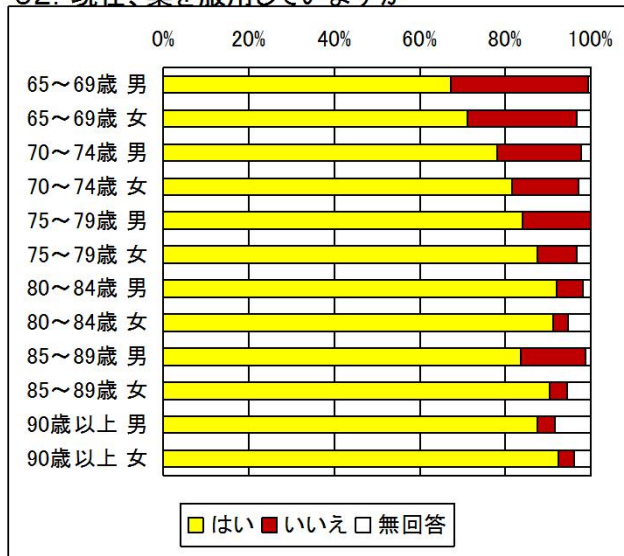
50. お酒を飲みますか



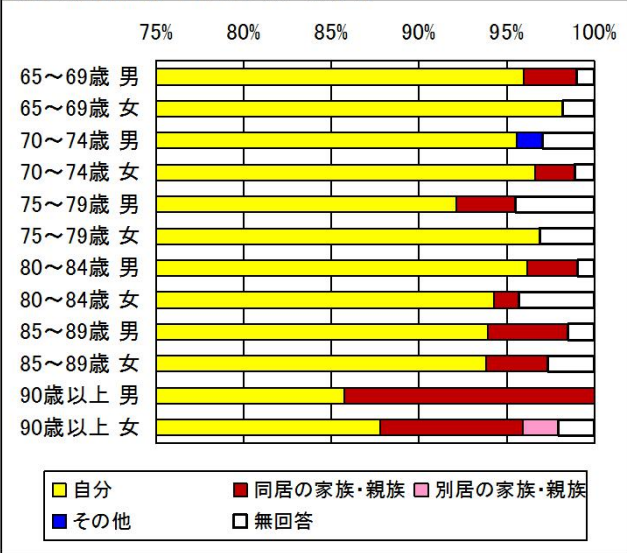
51. タバコを吸っていますか



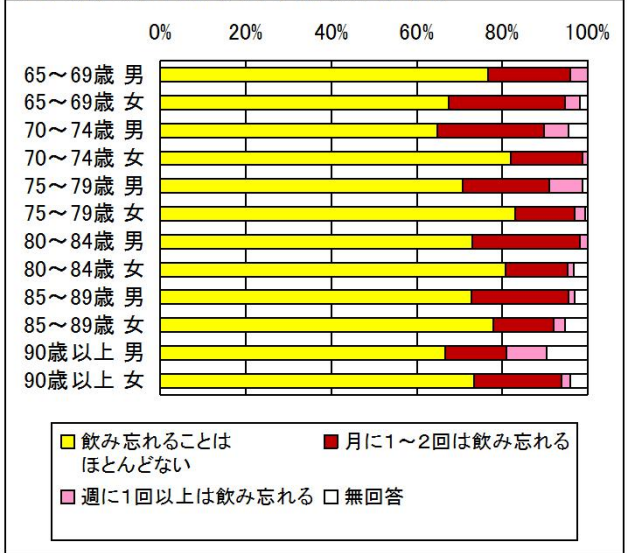
52. 現在、薬を服用していますか



53. 薬は誰が管理していますか

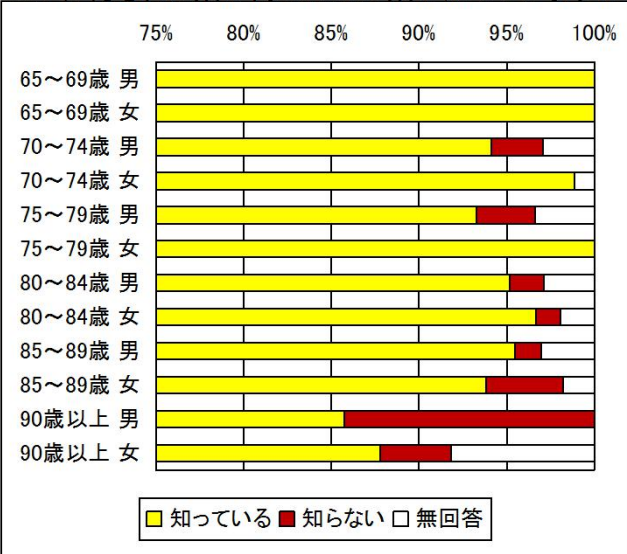


54. 薬を飲み忘れることがありますか



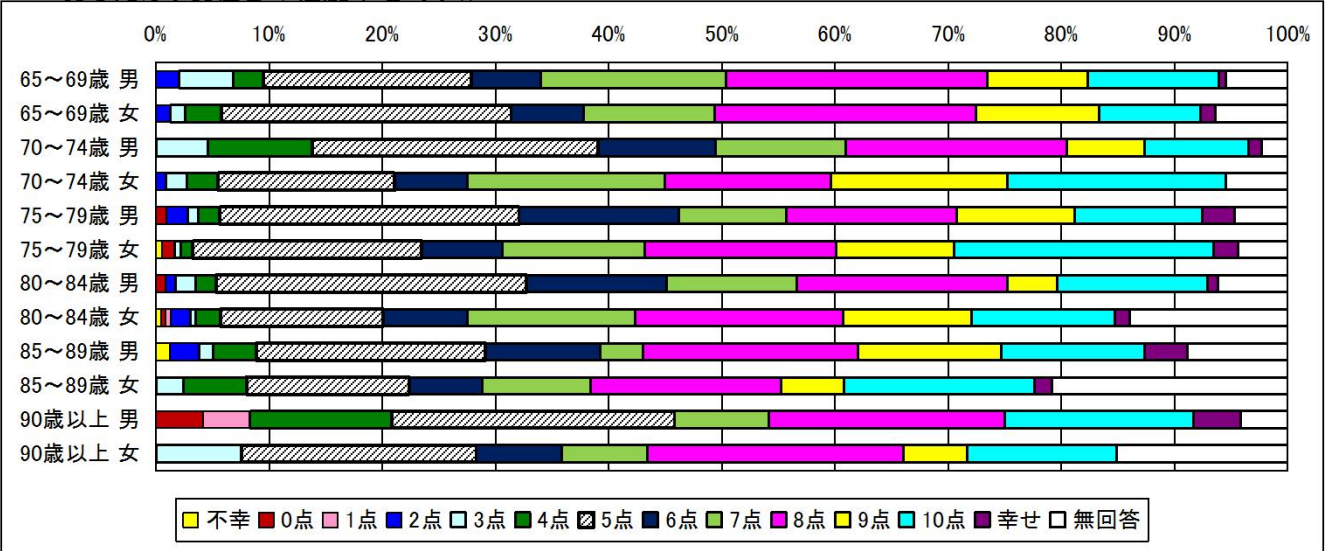
・週1回以上飲み忘れると回答した人の割合は、全体の男女比較では、男性が4.5%、女性が2.2%でした。

55. 処方された薬が何のための薬か知っていますか

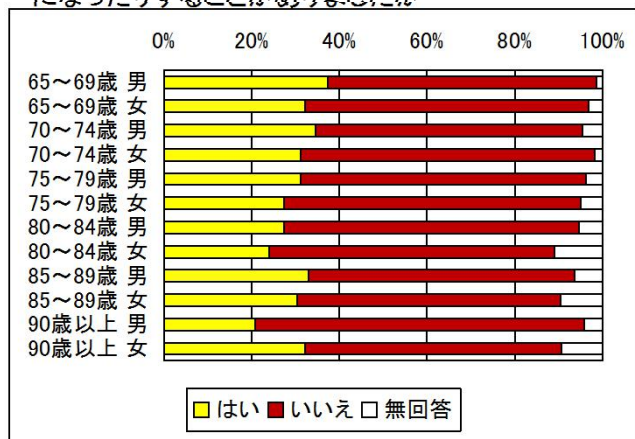


・65～69歳の男女、75～79歳女性は、何のための薬か知っていると回答した人が100%でした。
 ・知らないと回答した人、無回答を合わせた人の割合について、全体の男女比較では、男性が4.7%、女性が2.9%でした。

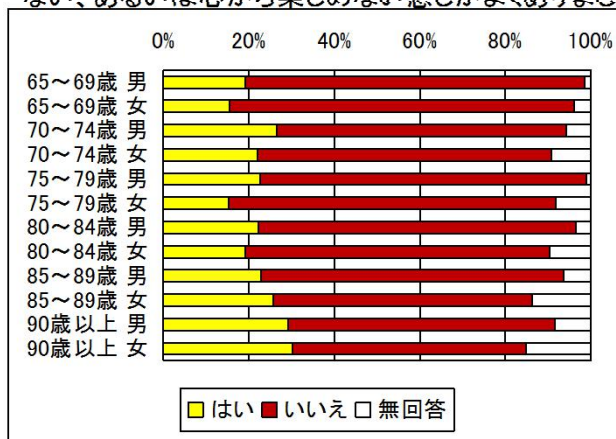
56. あなたは、現在どの程度幸せですか



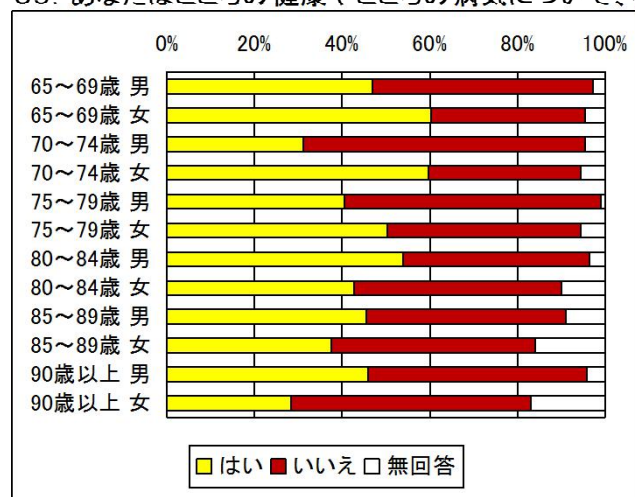
57. この1か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすることがありましたか



58. この1か月間、どうしても物事に対して興味がわかない、あるいは心から楽しめない感じがよくありましたか



59. あなたはこころの健康やこころの病気について、相談できる所(相談窓口)を知っていますか

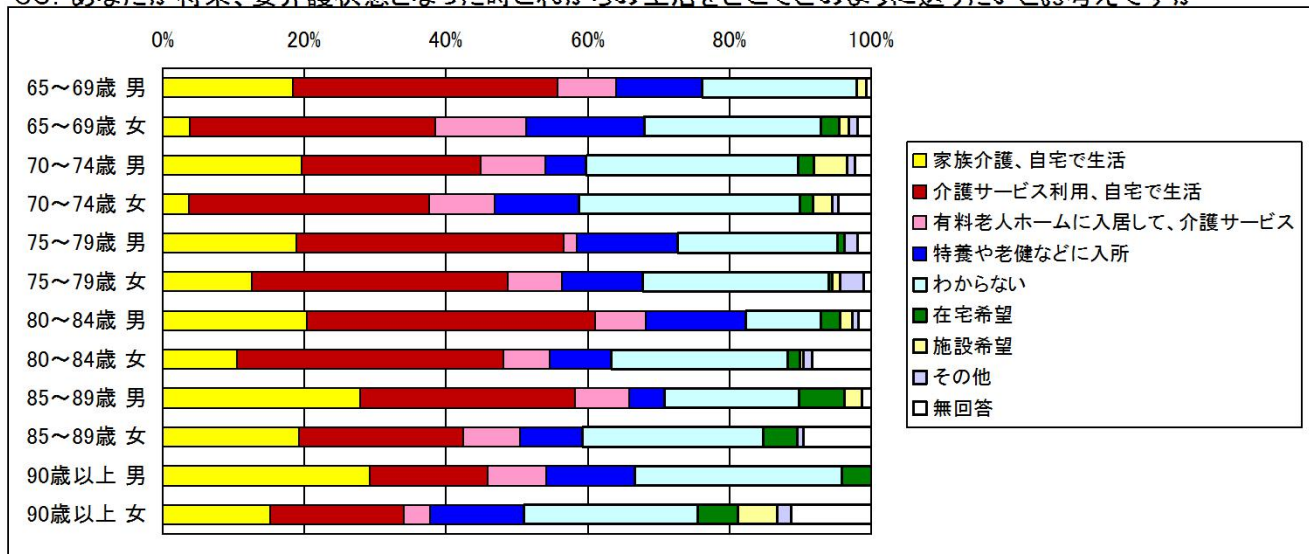


・こころの健康、こころの病気の相談窓口を知っていると回答した人について、全体では男性が44.4%、女性が48.1%でした。

・こころの健康、こころの病気の相談窓口を知っていると回答した人について、65～79歳では、男性より女性の方が知っている割合が高い。

80歳以上では、女性より男性の方が知っている割合が高くなっています。

60. あなたが将来、要介護状態となった時これからの生活をどこでどのように送りたいとお考えですか



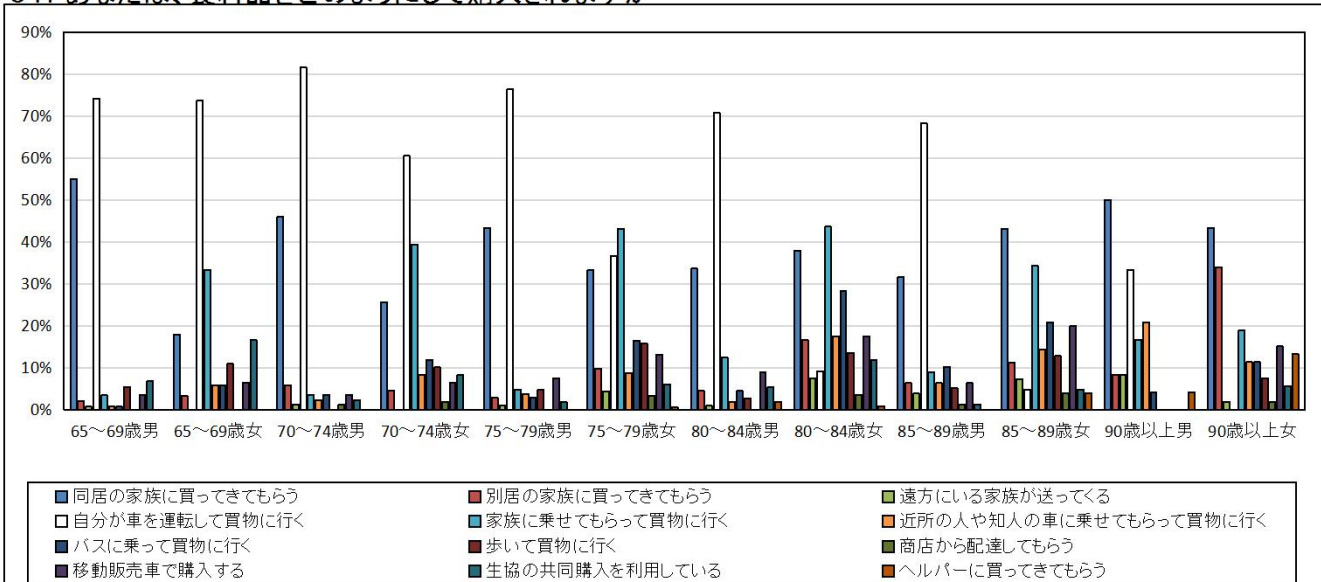
・家族だけに介護してもらい、自宅で生活を続けたいと回答した人は、全体では14.5%でした。男性は20.9%、女性は10.4%です。男性の希望が多い。

・訪問介護(ヘルパー)や通所介護(デイサービス)などの介護サービスを受けて自宅で生活を続けたいと回答した人は、全体では33.5%でした。男性は34.4%、女性は33%で男女の差はあまりありません。

・賃貸住宅や有料老人ホームに入居して、介護サービスを受けながら(暮らしたい)と回答した人は、全体では7.7%でした。男性は6.8%、女性は8.3%でした。

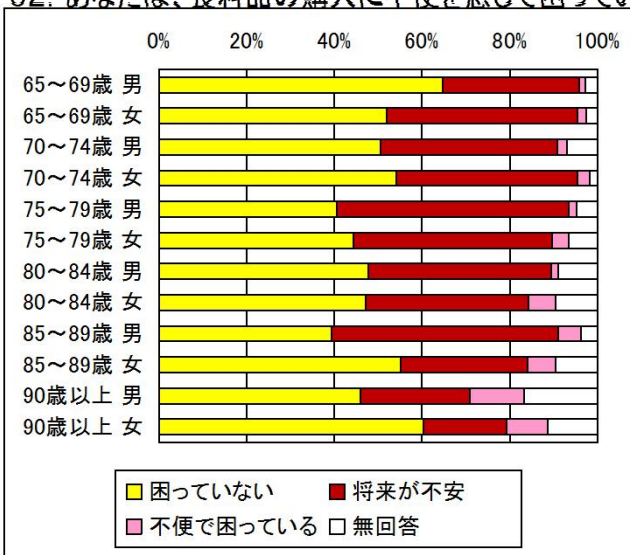
・特別養護老人ホーム、老人保健施設などの施設に入所したいと回答した人は、全体では11.3%でした。男性は11%、女性は11.5%でした。

61. あなたは、食料品をどのようにして購入されますか



- ・男性は89歳ごろまで自分が車を運転して買い物に行く割合が6割を超えています。
- ・女性は75～79歳ごろに自分が車を運転していく割合が4割を下回ります。80歳からはバスに乗って買い物にいくと回答した人が28.4%と増えてきます。
- ・移動販売者で購入する人は、全体では10.3%です。一番利用が多いのは、85～89歳女性で、20%です。
- ・生協の協同購入をする人は、全体で7.3%です。一番利用が多いのは、65～69歳女性で、16.7%です。

62. あなたは、食料品の購入に不便を感じて困っていますか



- ・全体で、困っていないの回答は、50.2%、今は困っていないが将来が不安の回答は、39.5%、不便で困っているの回答は、3.9%でした。
- ・不便で困っているの回答が一番多い年齢階層は90歳以上で、男性は12.5%、女性は9.4%でした。

2. 日南町老人福祉計画・第7期介護保険事業計画の主な策定経過

| | |
|-------------|---|
| 平成29年2月 | 高齢者ニーズ調査を実施した。 ・要介護認定者を除く65歳以上の人1,968人を対象として、郵便による配布・回収とした。 回答者数1,411人（回答率71.7%） |
| 平成29年6月～10月 | 地域包括ケア会議企画会議 ・地域包括ケア会議企画委員により月2回計10回開催し、「第6期介護保険事業計画期間の課題と今後の対策」をまとめた。 |
| 平成29年8月3日 | 第1回介護保険運営協議会開催 ・介護保険制度の概要について説明した。 ・平成28年度介護保険事業報告書をもとに現状を説明した。 ・第7期計画策定に向けての今後の日程を協議した。 |
| 平成29年9月15日 | 9月地域包括ケア会議 ・地域包括ケア会議企画会議提案の「第6期介護保険事業計画期間の課題と今後の対策」について検討し、介護保険運営協議会へ提案することとした。 |
| 平成29年10月26日 | 第2回介護保険運営協議会開催 ・第7期介護保険事業計画（素案）について、協議した。 ・第7期介護保険料について、協議した。 |
| 平成29年12月14日 | 第3回介護保険運営協議会開催 ・第7期介護保険事業計画（案）について、協議した。 ・第7期介護保険料について、協議した。 |
| 平成30年3月1日 | 町長・副町長へ第7期介護保険事業計画（案）を報告 ・介護保険運営協議会会長、副会長から審議結果を報告。 ・介護保険料、介護人材確保対策等について意見交換をした。 |
| 平成30年3月30日 | 日南町老人福祉計画・第7期介護保険事業計画を策定した。 |

3. 日南町介護保険運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 日南町が行う介護保険の円滑かつ適正な運営及び推進を図るため、日南町介護保険運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 運営協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に規定する介護保険事業計画及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する老人福祉計画（以下「事業計画等」という。）の策定、進行管理、評価及び介護保険の運営に関すること。
- (2) 介護保険法第115条の46に規定する地域包括支援センターの設置及び運営に関すること。
- (3) 介護保険法第78条の2等の規定による地域密着型サービスの指定及び運営に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

2 運営協議会は、必要に応じて町長に建議を行うことができる。

(組織)

第3条 運営協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 介護サービス及び介護予防サービス事業者
- (5) 介護保険被保険者（第1号被保険者及び第2号被保険者）

(会長及び副会長)

第4条 運営協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、運営協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は3年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第6条 運営協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 運営協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことはできない。
- 3 運営協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 会長は、運営協議会の会議に、必要に応じ、委員以外の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議録)

第8条 会長は、運営協議会会議録を調整し、会議の次第及び出席委員の氏名を記載させなければならない。

- 2 会議録には、議長及び議長が運営協議会の会議において指名した2人の委員が署名しなければならない。

(庶務)

第9条 運営協議会の庶務は、福祉保健課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年8月11日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に日南町介護保険事業計画・老人保健福祉計画策定委員会及び日南町地域包括支援センター運営協議会の委員である者は、引き続きこの要綱による委員の職にある者とし、その任期は、それぞれ既に委嘱した期間とする。

(日南町介護保険事業計画・老人保健福祉計画策定委員会設置要綱及び日南町地域包括支援センター運営協議会設置要綱の廃止)

- 3 日南町介護保険事業計画・老人保健福祉計画策定委員会設置要綱（平成11年1月12日要綱）及び日南町地域包括支援センター運営協議会設置要綱（平成18年要綱第2号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

4. 日南町介護保険運営協議会委員名簿

任期 平成27年8月1日～平成30年7月31日 (平成30年3月現在)

| No | 氏名 | 所属機関・役職名等 | 区分 |
|----|--------|------------------------|-----------|
| 1 | 古都 憲孝 | 鳥取県西部総合事務所福祉保健局 局長 | 学識経験者 |
| 2 | 山内 紀代美 | 西部広域行政管理組合介護保険認定審査会 委員 | 学識経験者 |
| 3 | 中曾 森政 | 日南町国民健康保険日南病院 事業管理者 | 保健医療関係者 |
| 4 | 平岡 裕 | 日南町国民健康保険日南病院 院長 | 保健医療関係者 |
| 5 | 入澤 雄介 | 入沢歯科医院 院長 | 保健医療関係者 |
| 6 | 坪倉 幸徳 | 日南町国民健康保険運営協議会 会長 | 保健医療関係者 |
| 7 | 七瀬 寿恵 | 日南町食育推進協議会 会長 | 保健医療関係者 |
| 8 | 柴田 篤子 | 日南町保健委員 代表 | 保健医療関係者 |
| 9 | 山本 静夫 | 社会福祉法人日南福祉会 常務理事 | 介護サービス事業者 |
| 10 | 丸山 栄人 | 社会福祉法人日南福祉会 常務理事 | 介護サービス事業者 |
| 11 | 遠藤 洋子 | 社会福祉法人日南福祉会 事業統括課長 | 介護サービス事業者 |
| 12 | 岡松 重俊 | 社会福祉法人日南町社会福祉協議会 副会長 | 福祉関係者 |
| 13 | 藤原 寿郎 | 日南町民生児童委員協議会 会長 | 福祉関係者 |
| 14 | 長尾 尊之 | 日南町老人クラブ連合会 理事 | 福祉関係者 |
| 15 | 高橋 長年 | 日南町手をつなぐ育成会 会長 | 福祉関係者 |
| 16 | 塩見 克己 | 日南町シルバー人材センター 事務局長 | 福祉関係者 |
| 17 | 荒金 実 | 日南町自治協議会 介護部門代表 | 被保険者代表 |
| 18 | 福田 英壽 | 被保険者 代表 | 被保険者代表 |
| 19 | 小山 政江 | 被保険者 代表 | 被保険者代表 |
| 20 | 秦 万 | 被保険者 代表 | 被保険者代表 |

会長 山内 紀代美

副会長 荒金 実

日南町老人福祉計画・第7期介護保険事業計画
平成30年3月
発行 日南町福祉保健課
鳥取県日野郡日南町生山511番地5
電話：0859-82-0374